
「出雲国正税返却帳」を中心とした
平安時代中期財政と公文勘会の研究

17520429

平成 17 年度～平成 19 年度科学研究費補助金
(基盤研究 (C)) 研究成果報告書

2008 年 3 月

研究代表者 大日方 克己
(島根大学法文学部教授)

目 次

はしがき	3
研究成果	3
I 出雲国正税返却帳の現状と復原	5
II 10～11世紀の出雲国司	49
III 家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳	90
IV 「東大寺封戸文書書上」と公文勘済、受領功過	105
V 翻刻「出雲国正税返却帳」	(1)
(1) 延久2年帳	(2)
(2) 延久3年帳	(12)
(3) 延久4年帳	(17)
(4) 承保元年帳	(25)
(5) 某年帳	(35)

図表目録

表 I-1 延喜式巻9巻首諸本対照	24
表 I-2 延喜式巻10巻首諸本対照	28
表 I-3 勘出一覧	38
表 I-4 位禄料人名	39
表 I-5 延久2年帳 勘出数値の計算方法と検算	40
表 III-1 藤原行房年譜	101
表 III-2 東大寺封戸惣返抄と国司の関係	104
図 I-1 九条家本延喜式巻9表裏関係	32
図 I-2 九条家本延喜式巻10表裏関係	33
図 I-3 正税返却帳各年度の復原	34
図 I-4 正税返却帳各年度印影	35
図 II-1 10～11世紀の出雲国司	86
図 III-1 藤原行房関係系図	91

はしがき

本報告書は、平成17年度～平成19年度における科学研究費補助金（基盤研究（C））による「出雲国正税返却帳」を中心とした平安時代中期財政と公文勘会の研究」（課題番号17520429）の研究成果をまとめたものである。本研究テーマの中心となる「出雲国正税返却帳」の史料的性格の解明については一定の成果をあげることができたと思われる。この基盤的成果をもとに今後も研究を展開していきたいと考える。

1. 研究組織

研究代表者 大日方 克己（島根大学法文学部教授）

2. 研究経費

平成17年度	600,000円	（直接経費 600,000円	間接経費 0円）
平成18年度	600,000円	（直接経費 600,000円	間接経費 0円）
平成19年度	780,000円	（直接経費 600,000円	間接経費 180,000円）
合計	1,980,000円	（直接経費 1,800,000円	間接経費 180,000円）

3. 研究発表

(1) 雑誌論文

大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」

（島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』第4号、2007年12月）

(2) 口頭発表

大日方克己「平安中期の出雲守をめぐる」

（島根史学会大会、2006年9月16日）

研究成果

1. 研究の目的

東京国立博物館所蔵九条家本『延喜式』裏文書のなかに、承暦2年(1078)12月末日付「主税寮解」、すなわち「出雲国正税返却帳」と称される文書断簡群が伝存している。正税返却帳は、平安時代の財政や地方支配制度、財政の実態をある程度示し、公文勘会や受領功過を考える上で重要な史料とされる。正税返却帳のまとまったほとんど唯一の残存例であるこの「出雲国正税返却帳」は、延久2年(1070)度～承保元年(1074)度の4～5年度分で、しかも同一内容で、勘出の最後が70年近くも前の長保5年(1003)となっている、など問題とされるべき内容が多い。なぜ承暦2年(1078)になってから、なぜ作成され、なぜ九条家本『延喜式』の裏文書として残ったのか、が必ずしも明確にされてこなかったこともあって、その内容を前述の研究に部分的に利用することはあっても、全面的にそれをふまえた論が展開されることはほとんどなかった。

本研究では、まず「出雲国正税返却帳」の史料的性格—記述内容が事実をふまえ、信頼するに足るものなのか、なぜ承暦2年(1078)にいかなる事情でそのような内容をもって作成され、なぜ九条家本延喜式の裏文書として残ったのか、を明らかにすることを目的とした。そのうえで「出雲国正税返却帳」の勘出内容を分析し、それをふまえて平安時代中期における税帳勘会、公文勘会の実態および財政の実態とその変化を考えようとしたものである。

2. 研究の経緯

九条家本延喜式巻9、巻10の表裏関係、紙背文書の出雲国正税帳断簡を東京国立博物館から借用した高解像度デジタル画像により精査した。欠失部分の原形と復原を考える前提として、近世に損傷して補写された部分の紙背に存在していたはずの出雲国正税帳を推測するために、延喜式巻9、10の主要写本を調査した。以上をふまえて5通の各年度帳の復原とテキストの確定を行った。

出雲国正税返却帳の記載内容の信憑性を検討するため、勘出内容を他史料とつきあわせつつ分析、検討を行った。正税返却帳は本来税帳勘会の結果として発行されるものであり、10世紀以降においては受領による公文勘済と功過定の前提となった。したがって出雲国正税返却帳に直接関係する国司(受領)を特定することが必須となる。そのために、10世紀～11世紀の出雲国司とその任期を特定する作業を行った。それは勘出内容との関係を検討するためにも必要である。続いて、受領と公文勘会の関係と変遷についての検討を進めた。その過程で未公開史料の検討の必要もあり、『為房卿記』の写本調査のほか、10～12世紀の古記録類の写本調査と刊本類からの出雲国司(受領)関係史料を網羅的に収集した。また出雲守と受領功過との関係を検討する必要から東大寺封戸惣返抄の分析も行った。

3. 研究の成果

出雲国正税返却帳の現状の観察、調査結果と、各年度の復原の経過については、本報告書Ⅰに収録した。調査と復原の結果として、「出雲国正税返却帳」各年度帳の翻刻を、本報告書Ⅴとして収録した。従来「出雲国正税返却帳」の翻刻テキストとしては、延久2年帳を他年度帳で補訂した『平安遺文』所収のものしかなかったので、各年度帳の出来うるかぎり正確な翻刻を収載する意味はあると考えた。また10～11世紀の出雲国司とその任期についても、史料的に可能な限り明らかにすることができた。本報告書Ⅱ、および図Ⅱ-1として収録し、あわせて勘出内容、それぞれの公文勘済と受領功過との関係も示した。「出雲国正税返却帳」は、撰関家家司で延久3年(1071)～承保元年(1074)か2年(1075)ころに出雲守となった藤原行房の公文勘済のなかで作成されたものであることを明らかにし、学術雑誌論文「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」として公表した。本報告書には、Ⅱの一部とⅢに分割、補訂して収録した。またその過程で検討した東大寺封戸惣返抄についても、当該文書に関する先行研究に対して新たな点を追加する成果を得ることができたと考え、それはまた本研究テーマである公文勘会と平安時代財政にもかかわるものでもあるため、本報告書Ⅳとして収録した。

しかしながら勘出内容、とくに杵築社造営、東三条院の算賀・喪葬、内裏造営、あるいは公文勘会そのものについては、いくつかの知見や論点を見出しながら十分に展開できず、本報告書には収録できなかった。本研究で得られた基盤的成果をもとに今後さらに研究を展開していきたい。

I 出雲国正税返却帳断簡の現状と復原

はじめに

出雲国正税返却帳は九条家本延喜式巻9、巻10の紙背文書として残存している。延久2年(1070)、3年(1071)、4年(1072)、承保元年(1074)および年度不明の各年度の断簡の紙背を利用して、延喜式巻9、巻10が書写されたと考えられる。断簡の分析と各年度帳のできうるかぎりの原形の復原のためには、表の延喜式巻9、巻10の現状と書写状態も参考に必要がある。本章では九条家本延喜式の裏表の現状を観察調査した結果と、出雲国正税返却帳の各年度原形の復原、および現状から考察される出雲国正税返却帳記載形式の特徴を提示する。

1. 九条家本延喜式巻9、巻10の現状

(1) 巻9の現状と表裏関係

巻9は合計35紙に巻首と宮中から山城国までの神名が書写されている。第1紙～第6紙までは近世の補写部分である。第7紙は第8紙以降と比べると2行程度分ほど紙幅が短い。損傷のため、第7紙冒頭以前を切断し、他本から新たに書写した6紙を貼り継いだものと考えられる。補写の時期は不明だが、鹿内浩胤氏は近世初期、九条道房(慶長13年(1608)～正保4年(1647))による補修時に補写されたと推測する⁽¹⁾。

九条家本延喜式巻9の表裏関係は図I-1のとおりである。第6紙までの補写部分には紙背はない。第7紙以降のすべてに紙背が存在する。補修による裏打ちがなされているためモノクロ写真では紙背の判読が難しい。本研究では新たに東京国立博物館から借用した紙背文書のカラーデジタル画像⁽²⁾により検討した。

第7紙～第24紙の紙背は連続しており、第24紙紙背の冒頭に

主税寮解 申正税返却帳事

出雲国承保元年正税帳壹卷

とあることから、承保元年(1074)度の出雲国正税返却帳(以下、承保元年帳)であることがわかる。

承保元年帳は、冒頭から18紙分が連続して残っていることになる。

第25紙～第35紙(巻末)の紙背も連続しており、第26紙紙背末に

以前附件人所進延久参年正税帳依例勘畢但應

填納穀類爲徴物勘出即付 返却以解

とあり、ひき続き第25紙紙背に承暦2年(1078)12月30日の日付と主税寮官人の署判があることから、承暦2年12月30日付で作成された延久3年度の出雲国正税返却帳(以下延久3年帳)であることがわかる。第25紙紙背は、署判の後に3行程度の余白があることから、延久3年帳の末尾だと判断される。延久3年帳は、途中から最後まで11紙分が連続して残っていることになる。

出雲国正税返却帳の連続する紙背をそのまま転用して延喜式が書写されたとみられる。したがって補写部分、つまり損傷して欠落した第6紙以前の部分の紙背にも出雲国正税返却帳が残っていた

蓋然性が高い。

延喜式巻9はこれらの紙背に書写されているわけだが、各行はおおむね紙背の正税返却帳の行に重ね合わせて書写されている。正税返却帳の行間の広いところは、表の延喜式のもそれに合せて行間が広くなり、正税返却帳の各行が斜めに傾いて記されている部分も、それに合わせて斜めになっている書写状態が観察できる。このことは、巻9および巻10の書写行数から、補写部分の紙背に損傷以前に残存していたと推測される正税返却帳の欠落部分の分量を推計できることを示唆している。そのため次に補写部分の検討を行う。

補写部分の第6紙までと、本来の第7紙以降では神名の記載形式が異なっている。

第7紙の冒頭は

大和国二百八十六座

大一百廿八座<sup>並月次新嘗就中
卅一座預相嘗祭</sup>

小一百五十八座^{並官幣}

添上郡卅七座<sup>大九座
小廿八座</sup>

鳴雷神社<sup>大月次
新嘗</sup> 率川坐大神御子神社三座 狭岡神社八座

となっており、以下第35紙の常陸国まで同様の形式で続いている。各国ごとに、最初に国内の神座数の総計、内訳として大座数、小座数の総計がそれぞれ1行で記される。ついで各郡の最初に郡内の神数の総計が記され、郡内の神名が列挙されるが、1行につき3段表記になっている。

第1紙から第6紙までは宮中と山城国の神名が記されているが、1行につき2段表記となっている。第1紙、つまり巻9の巻首は以下の通りである。

宮中神社^{三十六座}

京中座神^{三座}

畿内神六百五十八座

山城国 大和 河内 和泉 摂津 五ヶ国

東海道 十五ヶ国

三百四座<sup>並預祈年月次新嘗等祭之案上
官幣就中七十一座預相嘗祭</sup>

一百八十八座<sup>並預祈
年国幣</sup>

小二千六百卅座

四百卅三座<sup>並預祈年
案下官幣</sup>

二千二百七座<sup>並預祈
年国幣</sup>

宮中神卅六座

神祇官西院坐御巫等祭神廿三座<sup>並大月
次新嘗</sup>

御巫祭神八座<sup>並大月次新嘗中宮東宮
御巫亦同</sup>

巻9に記される神名の総数が記される。宮中、京内、畿内の総数が記されるが、畿内総数の次に畿内各国名が列挙される。ついで東海道と細字で注記される国数が記されるが、次の「三百四座」「一八十八座」は東海道の神名の合計ではない。第17紙に東海道の神数合計として記される731座、大

52 座、小 679 座と合致しない。

土御門本延喜式（以下、土御門本）巻 9 の巻首は、

延喜式巻第九神祇九

神名上^{宮中}五畿内^{京中}東海道

天神地祇惣三千一百卅二座

社二千八百六十一処

前二百七十一処

大四百九十二座

三百四座^{並預祈年月次新嘗等祭之案上}
^{官幣就中七十一座預相嘗祭}

一百八十八座^{並預祈}
^{年国幣}

小二千六百卅座

四百卅三座^{並預祈年}
^{案下官幣}

二千二百七座^{並預祈}
^{年国幣}

とあり⁽³⁾、これと対比させれば、九条家本補写部分の「三百四座」以下 2 行は、全国の神数総数の大座の内訳部分以降であることがわかる。つまり九条家本補写部分は、全国神数総計部分の前半部分を欠落させており、不整合な内容の書写になっているのである。これが補写の際に底本に使われた写本に由来するものなのか、補写時の何らかの事情によるものかは不明である。

筆者が調査した代表的な写本、版本の体裁を表 I - 1 に整理した。1 行につき 2 段で記される神名表記の形式は、土御門本、吉田家本⁽⁴⁾、内閣文庫本（慶長写本、紅葉山文庫旧蔵）ほか多くの近世写本、享保板本（国史大系底本）ほか各種版本（慶安本・明暦本・雲州本）と共通する。

これに対して第 7 紙以降にみられるような、神名を 1 行 3 段に記す形式は、金剛寺本延喜式（以下、金剛寺本）⁽⁵⁾と類似している。金剛寺本は、巻 9、巻 12、巻 14、巻 16 が現存しており、巻 14 の奥書に、惟宗允亮の読み方を大治 2 年(1127)に秘本から書き写したとあり、大治 2 年以前の書写と推測される⁽⁶⁾。九条家本に匹敵する古写本とみられるが、神名表記の形式が類似していることが注目される⁽⁷⁾。1 行 3 段形式が平安時代以来の古い体裁で、1 行 2 段は比較的新しい体裁ではないかと考えられる。

九条家本の宮中～山城国の神名も当初は 1 行 3 段で書写されていたが、補写時には巻 9 の 1 行 3 段体裁の写本が入手できず、1 行 2 段体裁の写本しかなかったために、その体裁にしたがって 1 行 2 段で神名を書写したのではないかと推測される。第 7 紙は第 8 紙に比べ約 2 行程度短い。おそらく 1 行の体裁の違いもあって、山城国神名の末尾がかかっていた第 7 紙冒頭を切断して、大和国冒頭と補写部分を接合させたものと考えられる。

金剛寺本の巻 9 は巻首が欠落しているが、影印本によって現存部分の冒頭を示すと

[] 処

大四百九十二座

三百□座^{並預祈年月次新 [] 案}
^{上官幣就中七十一座預相嘗祭}

一百八十八座^{並預祈}
^{年国幣}

小二千六百卅座

四百卅三座<sup>並預祈年
案下官幣</sup>

「二千二百七座<sup>並預祈
年国幣</sup>」

宮中神卅六座

神祇官西院坐御巫等祭神廿三座<sup>並大月
次新嘗</sup>

御巫祭神八座<sup>並大月次新嘗中
宮東宮御巫亦同</sup>

神産日神 高御産日神 玉積産日神

生産日神 足産日神 []

となっており、神名は1行3段記載であるが、冒頭を土御門本と比較すると、

延喜式卷第九神祇九

神名上<sup>宮中 京中
五畿内 東海道</sup>

天神地祇惣三千一百卅二座

社二千八百六十一处

前二百七十一处

の巻首5行程度を欠落させているものと推測される。したがって金剛寺本では、巻首から山城国神名の最後まで81行と推測される。ただし総計の小の内訳「二千二百七座<sup>並預祈
年国幣</sup>」の1行を書写し落としており、傍書で挿入された形になっているので、金剛寺本と同様の体裁では実質82行だった計算になる。

九条家本巻9の巻首から山城国神名末尾まで、つまり補写部分の原形が金剛寺本と同体裁だったと仮定すると、82行分が存在していたことになる。

前述のように、九条家本は紙背の出雲国正税返却帳の行にほぼあわせる形で各行を書写している。したがって、補写部分の原形の紙背にも正税返却帳が使用されていたとすれば、82行（または82項目）分程度の分量だったことになる。現存第7紙の最終が承保元年帳354項⁽⁸⁾である。承保元年帳がそのまま連続していたと仮定すれば、最終の415項まで62項、415項は2行にわたるので63行余程度、日付と署判が11行程度となり、末尾まですべて収まる計算になる。他紙が1紙あたりほぼ20～22行程度なので、4紙分程度と推計される。

損傷、補写以前には承保元年帳がすべて巻9の紙背として残っていた可能性が考えられるのである。そうだとすると、承保元年帳すべてと延久3年帳の後半を貼り継いで、その紙背に巻9を書写していたことになる。

(2) 巻10の現状と表裏関係

巻10は、近江国から対馬島までの神名が合計49紙にわたって書写されている。うち第1紙～第5紙が、巻9第1紙～第6紙と同様に近世の補写である。第6紙は9行で、第7紙以降と比べ紙幅は半分程度である。巻9と同様、損傷のため第5紙近江国末尾と美濃国冒頭の間で切断し、近江国神名等を5紙にわたって新たに書写して貼り継いだものと推測される。この補写部分には紙背は存在しない。

表裏関係は図 I - 2 に示した通りである。

第 6 紙～第 11 紙の紙背には、出雲国正税返却帳の第 15 項～124 項が連続して残存しているが、何年度に属する断簡になるか不明である。某年帳と仮称する。本章 2 (5) において年度の推測を試みたい。

第 12 紙～17 紙の紙背も、連続する出雲国正税返却帳の断簡であるが、第 12 紙紙背に最後の日付・署判部分が残っており、

以前附件人所進延久肆年正税帳依例勘畢但應

填納穀類爲徴物勘出即付 返却以解

とあることから、延久 4 年度のものであることがわかる。301 項～末尾までが連続して残されている。

第 18 紙～39 紙の紙背も、連続する出雲国正税返却帳の断簡である。第 39 紙紙背冒頭が、

主税寮解 申正税返却帳事

出雲國延久貳年正税帳壹卷

従去延長元年至于延久貳年并佰捌拾柒箇年^{年別返却}帳

とあり、第 18 紙紙背末尾に日付・署判の日付部分が、

以前附件人所進延久貳年正税帳依例勘畢但應

□□□類爲徴物勘出即付 返却以解

承暦「貳」年「拾貳」月「参拾」日

とあることから、延久 2 年度の出雲国正税返却帳であることがわかる。延久 2 年帳は巻首から署判まで連続して残っているが、本章 2 (2) で詳述するように、第 12 紙紙背延久 4 年帳の署判と比較すると、最後の 3 名分を欠いている。署判部分が 2 紙にわたっていて、最後の 1 紙分を欠落させて貼り継がれて利用されたものと推測される。

第 40～巻末第 49 紙紙背も、正税返却帳の 109 項～300 項が残存している。第 17 紙紙背が 301 項から始まること、第 40 紙紙背と第 17 紙紙背の筆跡が同一と判断されることから、延久 4 年帳の一部とみてよい。

補写部分には紙背は存在しない。

補写部分以外の全体の形状は巻 9 と同様に、出雲国正税返却帳の紙背を利用しており、各行は紙背の行にほぼ合わせて書写されている。裏打ちされており紙背を判読しにくい状態も同様である。

このように巻 9、巻 10 いずれも補写部分以外はすべて出雲国正税返却帳各年度の紙背を使用して書写されていることから、補写部分についても、損傷前には同様に^{出雲国正税帳紙背}を使用して書写されていたとみるべきであろう。補写部分の損傷前の原形を復原することによって、紙背に残されていたであろう出雲国正税返却帳の状況を推測することも可能だと思われる。そのために次に補写部分の検討を行う。

神名は補写部分も含めてすべて 1 行 3 段記載を原則としている点は巻 9、巻 10 に共通する。巻 10 についても他の主要写本、版本と比較すると (表 I - 2)、土御門本、内閣文庫本 (慶長写本、紅葉山文庫旧蔵)、壬生本 (宮内庁書陵部蔵)、藤波家本 (宮内庁書陵部蔵)、慶安版本、明暦版本、享保版本 (国史大系底本)、雲州版本は 1 行 2 段なのに対して、吉田家本のみが 1 行 3 段となっていて、九条家本と共通する。なお巻 9 が九条家本に近い体裁の金剛寺本には巻 10 は現存していない。

武田本（中院家本）は巻10のみ現存するが、1行2段～5段と不均等である⁽⁹⁾。また吉田家本の巻9は1行2段となっており、巻10と体裁を異にしている。

九条家本巻10と吉田家本巻10の体裁では類似する点が多いが、細部で異なる部分がある。例として九条家本巻10第6紙に書写されている美濃国不破郡と池田郡の部分抜粋すると、

不破郡三座^{大一座 小二座}
仲山金山彦神社^{名神 大} 大領神社 伊富岐神社
池田郡一座^小 養基神社

郡名を神名より一字下げて記し、1郡1座の場合は郡名と神名を同じ行に1行で記している。これに対し吉田家本の当該部分は、

不破郡三座^{大一座 小二座}
仲山金山彦神社^{名神 大} 大領神社 伊富岐神社
池田郡一座^小
養基神社

神名を郡名より1字下げて記し、1郡1座の場合も郡名と神名を別の行に2行で記している。

九条家本の第5紙以前の補写部分は、神名を郡名より1字下げて3段記載しており吉田家本に類似する。1郡1座の場合については、補写部分には該当する郡がないので比較はできない。やはり巻10も補写部分は本来の部分と体裁を異にしており、補写の底本とした写本の体裁に由来するのではないかと思われる。

補写部分の体裁の特徴をもう少し検討してみる。

巻首は

延喜式卷第十神祇十
神名下^{東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海}
東山道三百八十二座
大冊二座^{就中五座預月 次新嘗祭案上}
小三百冊座

となっており、吉田家本、土御門本と同体裁である。続いて近江国神名が記載されるが、最初の滋賀郡の神名をすべて欠落させている。また伊香郡の玉作神社から補写部分最後の高島郡の神名まで、「神社」をすべて「〃〃」と略記しており、粗略な印象をうける。

さらに巻首の前に巻10に記載される東山道から西海道までの国島名を、各道ごとに合計18行にわたって列挙する記載が付加されている。他本にはみえない。ただ吉田家本のみ、東山道から西海道までの道名と各道ごとの国名を8行にわたって記した1紙を、巻首の前に挿入している。

このように、九条家本の補写部分と吉田家本は類似性をもっているようにもみえるが、細部で異なる点が少なくない。すでに巻9の冒頭部分の比較から、宮地直一氏が九条家本と吉田家本の特徴の共通性を指摘し⁽¹⁰⁾、田中卓氏は注記の共通性と差異を指摘し、両者を同じ系統本であるが親子関係にはないとした⁽¹¹⁾。少なくとも、九条家本の補写部分については、吉田家本と同系統本から転写した可能性が高く、九条家本と類似性を持っていたので補写の底本として使用されたと推測される。

さて、補写部分は巻首から近江国高島郡まで 67 行であるが、欠落している滋賀郡の神名 3 行を加えた 70 行が損傷、補写以前の原形だったはずである。さらに巻首の前に道・国島名記載があった場合、吉田家本と同様なら 8 行、現補写部分と同様なら 18 行がつけ加えられる。

したがって補写以前の原形の分量としては、次の 3 通りの場合が考えられる。

- (a) 70 行 + α (道・国島名を含んでいなかった場合)
- (b) 78 行 + α (吉田家本と同様の道・国島名を含んでいた場合)
- (c) 88 行 + α (現補写部分と同様の道・国島名を含んでいた場合)

2. 各年度帳の復原と記載の特徴

(1) 延久 2 年帳

《『平安遺文』翻刻の特徴と問題》

延久 2 年帳は巻 10 第 18 紙～第 39 紙紙背に連続して残っている(図 I-2)。なお本節では以下、巻 10 第 18 紙紙背を 10-18 紙のように表記する。

冒頭から最後の主税寮官人の署判まで残っているため、『平安遺文』は 1161 号文書として延久 2 年帳を採録している⁽¹²⁾。しかし本報告書所収翻刻に示したように、デジタル画像では判読不明や欠損の箇所が少なからずあり、『平安遺文』では他年度帳の対応箇所から補っている部分があるようにみうけられる。また紙継目も記されているが、デジタル画像で観察する限りでは、裏打紙の継目と混同していると思われる箇所がいくつかみうけられる⁽¹³⁾。

最後の主税寮官人の署判は、10-18 紙が「正六位上権少允中原朝臣「盛□」」で切れている。『平安遺文』はその後に紙継目を記し、続けて

従五位下行権少属文室朝臣[]
正六位上行権少属小野朝臣「盛□」
正六位上行権少属飯高朝臣

の 3 名を記している。この 3 名は延久 4 年帳の末尾から補ったものと思われる。しかし延久 3 年帳をみると、その 3 人の後にさらに

正六位上行権少属紀朝臣「□□」

が記され、その後に 3 行分程度の余白を残している。したがって延久 3 年帳断簡は最後まですべてを残していると判断できる。このことから、署判下段は「正六位上権少属息長宿禰「国経」」～「正六位上行権少属紀朝臣「□□」」まで合計 11 名が記されていたことになる。『平安遺文』は延久 2 年帳を採録し、欠けた署判を延久 4 年帳から補ったものの、結局最後の 1 人を欠いたままになっているのである。『平安遺文』は延久 2 年帳の正確な翻刻とはいえないようである。

『大日本史料』第 1 編補遺(別冊 3)も「延長元年雜載」の補遺として出雲国正税返却帳を収録するが⁽¹⁴⁾、おなじく延久 2 年帳の冒頭 3 行と延長元年勘出から日付「承暦式年拾貳月参拾日」までを採録している。なお「延長元年勘出ノ記、九条家本延喜式卷十紙背所収延久四年正税返却帳断簡、同ジ」と注記するが、巻 9 の紙背延久 3 年帳断簡にも同様に延長元年勘出は現存している。

署判を除くと延久 2 年帳により正税返却帳のほぼ全貌が明らかになり、他年度帳も延久 2 年帳と対比するとほぼ同内容であることがわかる。したがって『平安遺文』は内容を把握するためには依

然有用である。しかし各年度帳間で字句の異同や、誤記があるため数値や一字一句に踏み込んだ検討をするためには不十分といわざるをえない。各年度帳間の比較を容易にするために本報告書では、冒頭の

主税寮解 申正税返却帳事

を1とし、日付・署判前の

以前附件人所進延久貳年正税帳依例勘畢但應□□□額爲徴物勘出即付 返却以解

を415として各項ごとに番号を附した。行番号としなかったのは以下の理由による。

- 1) 1項目が1行に収まらない場合、末尾の数文字分を折り返して2行分として記す場合があり、各年度帳で1行か2行にわたるかが必ずしも統一されていないこと。
- 2) 2行にわたる場合は、2行目にかかる部分の間隔を詰めて下部に記していること。
- 3) 2行にわたっている場合、紙背の延喜式神名は原則として1行目のみにあわせて書写しており、表裏の書写状態の比較を容易にするため。

《延久2年帳の形状と特徴》

延久2年帳の形状と特徴を検討する。

まず冒頭は以下のようにになっている。

主税寮解 申正税返却帳事

出雲國延久貳年正税帳壹卷

従去延長元年至于延久貳年并佰柒拾柒箇年

正六位上行

右從今年 月 日至于十二月 日經計上日足參分之貳

合應填納穀額

穀

不動

動用

額

備

主税寮解が正税返却帳を上申する書式になっており、出雲国延久2年度正税帳1巻、延長元年(923)から延久2年(1070)の間に対する正税返却帳であることが記される。

本来、太政官に送られた正税帳は主税寮に下されて勘会が行われる。勘会は延喜主税式上に次のように規定される。

凡勘_レ税帳_レ者。先_レ扨_レ去年帳_レ。勘_レ会今年帳_レ。次計_レ会出挙。租地子。駅伝馬。池溝。救急。公廩。夷俘。在路飢病。及倉附等帳_レ。次亦待_レ神祇。兵部。主計。玄蕃。左右馬等官省寮移_レ。然後返抄送_レ省。若当年勘出物。大国満_レ一萬束。上国八千束。中国六千束。下国四千束_レ。即返帳。但造_レ損益帳_レ一通留_レ寮。仍録_レ返由_レ申_レ省。其未納并交替闕。及去年勘出物未填者。雖_レ見_レ束把_レ。亦猶返帳。唯当季勘出。不_レ満_レ差数_レ。即頭勘出。不_レ須_レ返帳_レ。

提出された正税帳は、まず去年帳と勘会し、ついで出挙帳、租帳などの帳簿、各省寮などの移と計会された。不備や未填・未納・欠負がある場合、主税寮は正税帳を国に返却する旨を理由とともに

民部省に上申した。これが正税返却帳である。したがって主税寮解の書式で作成され、返却の理由となる勘出とその内容が記されることになる。

なお「従去延長元年至于延久貳年并佰柒拾柒箇年」としているが、延長元年から延久2年までは147ヶ年であり、「佰柒拾柒箇年」は誤記である⁽¹⁵⁾。しかも「拾柒箇年」の「柒」字は「伍」字に上書きしている。誤記を訂正したもの、それでもなお誤っていたことになる。

次の「正六位上行」は位階のみで下が空白になっている。虎尾俊哉氏は記されるはずの税帳使名が空欄になっていると推測し、それは次の「右從今年 月 日至于十二月 日経計上日足參分之貳」の記述と関係するとしている⁽¹⁶⁾。これは次に掲げる大同5年（弘仁元年、810）3月28日太政官符の規定を念頭に置いている。

太政官符

応_レ貶_レ諸国貢調税帳大帳等使考_レ事

右得_レ民部省解_レ僞_レ檢_レ案内_レ。延曆九年十二月十日左大弁紀朝臣古佐美宣。諸国税帳大帳貢調等使上日。頃年之間。民部漏落。不_レ為_レ宛行_レ。自今以後。宜_レ依_レ旧給_レ之者。而今奉_レ使_レ之輩多非_レ其人。或称_レ病避_レ事。或肆_レ情徇_レ私。曾不_レ參_レ省。徒煩_レ雜掌_レ。衆務闕怠從_レ此而生。望請。勘_レ公文間無_レ故不_レ上。計_レ其上日不_レ滿_レ三分之二。即奪_レ公廩。兼不_レ預_レ考。仍每_レ年上日移_レ送式部省。審加_レ貶降_レ。又所_レ奪公廩數令_レ与_レ税帳共申_レ。然則吏自公勤勘_レ帳無_レ怠。謹請_レ官裁_レ者。右大臣宣。奉_レ勅。依_レ請。

大同五年三月廿八日⁽¹⁷⁾

諸国の税帳使・大帳使・貢調使等の上日が三分の二に満たない場合は公廩を奪い考に預からないこととされている。さらに斉衡2年(855)9月23日太政官符では解官されることになっている⁽¹⁸⁾。虎尾俊哉氏は、これらに規定される税帳使の上日定数に足りていることが記されたのだと指摘した⁽¹⁹⁾。

従うべきだと思われるが、前掲大同5年3月28日太政官符では、上日定数に満たないため奪った公廩数を税帳とともに上申するとされている点にも注意すべきである。公廩は正税帳記載事項であるので、奪った公廩数を正税帳とともに上申するということは、正税帳の勘会にも参照されることである。正税返却帳に上日定数に満ちていることが記載されるのは、定数に満たないための奪われた公廩がない、つまりその点についての勘出はないことを示すためでもあると解することができる。しかし税帳使名や日付が空白になっているのは、延久2年(1070)または承暦2年(1078)段階では実質を伴わず形式化していることを示している。

続いて填納すべき穀類の項目がある。

合應填納穀類

穀

不動

動用

類

糶

数値は空白になっている。本来、延喜主税式の規定どおりならば、填納されるべき数値が記載されるべきである。したがって形骸化し、形式的なものになっており、儀礼としての文書という評価がなされている⁽²⁰⁾。しかし見方を変えれば、空白であることは、当任国司にとって填納すべき穀類

はないという理解もなりたちうる。11世紀における公文勘会と正税返却帳のあり方を考える上で重要な点であり、勘出の意味とあわせて後論する。

続いて、長保5年(1003)から延長□年までさかのぼって各年度ごとに勘出が記載される。最後の延長□年は□部分が欠損ため判読できないが、その前年度が延長2年であること、延久3年帳、延久4年帳の対応する箇所の記載から「延長元年」(923)であることは明らかである。

勘出年度とその内容は表I-3に示した。新しいものから過去にさかのぼる記載となっている。断続的にのべ31年分の勘出が記載されているが、大きくみて康保4年(967)を最後に33年の空白があり、長保年間に4年分だけの勘出がみられる。

末尾には、勘出部分(筆跡A)とは異筆(筆跡B)で次のように記される。

以前附件人所進延久貳年正税帳依例勘畢但應

□□□穎爲徴物勘出即付 返却以解

承暦「貳」年「拾貳」月「参拾」日

□□□は欠損のため判読不能であるが、当該箇所は延久3年帳、延久4年帳と同文であるので、「填納穀」が入る。読み下すと次のようになる。

以前、件人に附して進む所の延久式年の正税帳、例に依り勘じ畢りぬ。但し填納すべき穀・穎は徴物と爲して勘出し、即ち付して返却す。以て解す。

「付」と「返却」の間に3文字程度の空白がある。これは延久3年帳、延久4年帳ともに同じである。この空白部分には返却帳を付される人名、国衙の使者、冒頭部と対応させれば税帳使名が記されべき部分と思われる。冒頭の税帳氏名、上日数、日付ともに空白であることは、付されるべき税帳使が存在していなかったが、延喜正税帳式以来のこれまでの形式のみを踏襲して作成されていることを示していると考えられる。

日付部分は、年月日の数字部分はさらに別筆(筆跡C)で記入されている。最後の主税寮官人の自署とともに最後に書き込まれたものと判断される。

自署部分の主税寮官人は、頭1名、助2名、権少允6名、権少属1名の合計10名であり、官位順に記すと以下の通りである。

- ①正四位下行頭兼典薬頭侍醫丹波権守丹波朝臣雅忠
- ②正五位下行権助兼算博士播磨権介三善朝臣為長
- ③従五位上行大外記兼助助教清原真人定俊
- ④従五位下権少允惟宗朝臣親隆
- ⑤正六位上行権少允紀朝臣
- ⑥正六位上行権少允紀朝臣惟□
- ⑦正六位上行権少允神服宿禰是□
- ⑧正六位上行権少允菅野朝臣政経
- ⑨正六位上行権少允中原朝臣盛□
- ⑭正六位上行権少属息長宿禰国経

⑤以外はいずれも自署が認められる。おそらく整形による下部切断のための判読不能、および字形の判読不能が若干ある。延久3年帳と比較すると、正五位下行権少属文屋朝臣□□、正六位上行権少属小野朝臣盛□、正六位上行権少属飯高朝臣、正六位上行権少属紀朝臣□□の4名が欠落して

いる。

全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれている。間隔はやや不均等であるが、各行頭と1字下げ、2字下げなどのインデントは罫線に合わせている。罫線が連続していない紙継目が多く、各紙ごとに罫線を附したあと貼り継いで、正税返却帳を作成したものと思われる。縦の界線は認められない。

また全体に印面判読不能の朱印がみられる。朱印の位置は図I-4に示した。10-39紙の冒頭の1~2項の「主税寮解」に2ヶ所、5項中央に1ヶ所が明確に認められ、1項下方に朱印の痕跡が汚れか判別しがたいものが1ヶ所程度認められる。38紙裏以降は、各紙の左方または右方に紙継ぎ目を挟む形でそれぞれ1ヶ所程度朱印が認められる。最終紙、巻10-18紙は最後の415項から日付、位署書部分に合計7ヶ所程度の朱印が認められる。

填納すべき穀類欄、税帳使名などが空白になってはいるものの、主税寮官人の自署と朱印が全面に捺されていることから、正文として発給されたものとみなすことができる。

(2) 延久3年帳

延久3年帳は巻9第25紙~35紙の紙背に連続して残っている(図I-1)。9-35紙は延喜式巻9の末尾であり、5行の余白を残して別の白紙1紙が貼り継がれている。したがって延久3年帳は199項と200項の間に紙継目があり、そこで切り離されて紙背が延喜式書写に使用されたとみられる。切り離された199項以前の部分は不明である。某年帳が相当するかどうかは後で検討してみる。

延久2年帳と比較すると、200項から最後までとなる。しかし252項が脱落しているほか、字句の異同が若干みられるが、基本的には筆写の際の誤字、脱字の類とみなすことができる。

最後の515項は、514項までとは異筆(筆跡B)で

以前附件人所進延久参年正税帳依例勘畢但應

填納穀類爲徴物勘出即付 返却以解

と記され、延久2年帳と同文言であるが、年度だけを「延久参年」と変えている。日付も

承暦「貳」年「拾貳」月「参拾」日

と、年、月、日の数字だけがさらに異筆(筆跡C)で記入されている点も延久2年帳と同である。筆跡Bは延久2年帳の筆跡Bと同じに見える。

主税寮官人の署判部分は合計14人が認められ、最後の正六位上行権少属紀朝臣「□□」の後に3行程度の余白を残している。したがって延久3年帳がすべての主税寮官人の署判部分を残しているとみてよい。延久2年帳、延久4年帳は途中で欠落しているのである。主税寮官人は、頭1名、助2名、権少允6名、権少属5名の合計14名であり、官位順に記すと以下の通りである。

①正四位下行頭兼典薬頭侍醫丹波権守丹波朝臣雅忠

②正五位下行権助兼算博士播磨権介三善朝臣為長

③従五位上行大外記兼助教清原真人定俊

④従五位下権少允惟宗朝臣親隆

⑤正六位上行権少允紀朝臣

⑥正六位上行権少允紀朝臣惟□

⑦正六位上行権少允神服宿禰是□

- ⑧正六位上行権少允菅野朝臣政経
- ⑨正六位上行権少允中原朝臣盛□
- ⑩正五位下行権少属文屋朝臣□□
- ⑪正六位上行権少属小野朝臣盛□
- ⑫正六位上行権少属飯高朝臣
- ⑬正六位上行権少属紀朝臣□□
- ⑭正六位上行権少属息長宿禰国経

⑤⑫の2名以外はいずれも自署がある。延久2年帳の11人と比較しても自署の有無は同一である。おそらく整形による下部切断のための判読不能、および字形の判読不能が若干ある。

全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、罫線が連続していない紙継目が多い点も延久2年帳と同じである。

同様に全体に印面判読不能の朱印がみられる(図I-4)。朱印の位置は、9-35紙～26紙の414項までは、各紙ごと右方中央、または左方中央の1ヶ所、9-35紙は右方、9-34紙は左方、9-33紙は右方というように交互に捺されている。右方の場合、紙継目から左へおおむね3～5行目あたり、左方の場合は紙継目から右へおおむね5～7行目あたりに認められる。415項は2行にまたがって上下2ヶ所、署判部分は、自署にかかるよう上段に2ヶ所、下段に3ヶ所以上が認められる。下段署判の最後の4ヶ所めに相当する部分にわずかに朱の痕跡らしきものがみえるが、印か汚れかは判然としない。

記載内容、主税寮官人の自署、朱印いずれも、誤字、脱字および切り離されたことによる署判部分末尾の欠落をのぞくと、延久3年帳の現存部分と延久2年帳とは年次部分以外まったく同じ体裁と記載内容であるとみなすことができる。

(3) 延久4年帳

延久4年帳は巻10の紙背に2つの断簡として残っている(図I-2)。まず10-17紙～12紙の断簡(C断簡)は、10-12紙に末尾と署判部分が残っている。

以前附件人所進延久肆年正税帳依例勘畢但應
 填納穀類爲微物勘出即付 返却以解
 承暦「貳」年「拾貳」月「参拾」日

とあり、延久4年帳であることがわかる。延久2年帳・延久3年帳と比較しても、「延久肆年」以外はすべて同文言、同体裁、同筆跡である。自署部分は、延久3年帳と比較すると最後の権少属紀朝臣の一人を欠落させている。紙継目により紙背利用の際に脱落したものと推測される。自署している主税寮官人は延久3年帳と同一である。

この断簡は延久2年帳と比較すると、301項から末尾までとなる。やはり各紙に1個ずつ印名不明の朱印が捺されている(図I-4)。10-40紙は右方、10-39紙は左方、10-38紙は右方、と、右方と左方が交互に捺されている点も延久2年帳、3年帳と同じである。415項には3ヶ所、自署部分には上段に2ヶ所、下段に3ヶ所以上が認められる。

巻10紙背には、そのほか10-49紙～40紙(A断簡)、および10-11紙～6紙(D断簡)にそれぞれ連続する断簡が2つ残っている(図I-2)。A断簡は延久2年帳と比較すると109項～300項と

なる。D断簡は15項～124項となり、年次を示す部分がないため、何年帳かはにわかには断定できない。しかし、A・D両断簡は109項～124項が重複しているため、別年度であることは明らかである。またA断簡は延久2年帳の不明な200項以前に相当するものでないことも明らかである。A断簡が300項で切れC断簡が301項から始まること、A断簡最後の10-40紙の朱印が紙の右方に捺され、C断簡最初の第17紙の朱印が左方に捺されており、紙の左右に交互に捺される各年度帳に共通する捺印の傾向に合致すること、10-40紙と10-17紙では筆跡が同一とみられること、以上の点からA断簡とC断簡は連続するとみてよい。

A断簡は109項からはじまっているが、合計14項しか記載されていない。紙幅も他紙に比べて3項目分（3行分）程度短くなっている。表は延喜式巻10の末尾であり、4行分（紙背正税返却帳の4項分）の余白を残している。このことは、ある段階で4行分の余白を残して、3行分程度が切断されたことを示している。この切断が、当初の延喜式書写時なのか、後世の整理または補修時なのかは不明である。したがって108項以前は不明であるが、切断により失われてしまった可能性が高い。

また全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、罫線が連続していない紙継目が多い点も延久2年帳・延久3年帳と同じである。

以上、延久4年帳は109項から主税寮官人の最後の1人の自署を除いた末尾までが残っていることが確認できた。

(4) 承保元年帳

承保元年帳は巻9の第24紙～第7紙紙背に連続して残っている（図I-1）。冒頭から353項までが残っている。冒頭部分を示すと、

主税寮解 申正税返却帳事

出雲国承保元年正税帳壹卷

従去延長元年至于承保元年并佰捌拾柒箇年〈年別返却帳〉

正六位上行

右从今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之口

合應填納穀額

穀

不動

動用

額

繡

長保五年勘出穀貳拾柒萬肆仟捌拾参束貳把伍分壹毛

玖リ

とあり、年紀の入る「承保元年」および「承保元年并佰捌拾壹箇年」の部分のをぞいて、延久2年帳と同一である。しかし延長元年から承保元年までは151ヶ年であり、「佰捌拾壹箇年」は誤りである。延久2年帳も147ヶ年のところを「佰柒拾柒箇年」と誤っていたが、その誤記に延久2年(1070)から承保元年(1074)までの5ヶ年分を加えたためである。

延久2年帳と比較すると、91項がない。91項は某年帳にも存在しているので、承保元年帳作成時の記載漏れである。そのほか紙背として利用する時か延喜式の補修時に、整形するため下部が均一に切断されている。そのため全体的に最下部の1～2字分が欠損している行が多い。欠損文字は他年度帳により補うことが可能である。

本章1(1)で指摘したように、延喜式巻9第1紙～第6紙は損傷による近世の補写部分である。損傷以前は82行分程度が存在していたことを推測した。延久2年帳・延久3年帳・延久4年帳の現状からすると、354項から最終の415項まで62項、415項は2行にわたるので63行余程度、日付と署判が11行程度、合計74行余程度となる。承保元年帳が損傷前の紙背に残っていたとすると末尾まですべて収まる計算になる。1紙あたりほぼ20～22行程度で記されているので、4紙分程度の分量と推計される。承保元年帳すべての紙背を使って、延喜式巻9が巻首から書写されたとみられる。

他年度帳と同様、ほぼ全紙に印面不明の朱印の痕跡が認められる(図I-4)。最初の9-24紙は、冒頭部に5ヶ所印影が認められる。冒頭右下は印影の視認が困難であり、捺されていなかったのか、印影が消えてしまったものなのかは判断できない。9-23紙も同様に印影が視認できない。9-22紙以降各紙1箇所ずつ、右寄りに押される場合と左寄りに押される場合が交互になっている。これも他年度帳と同様である。

また全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、罫線が連続していない紙継目が多い点も延久2年帳・延久3年帳・延久4年帳と同じである。

(5) 某年帳

本章2(3)で指摘したように、10-11紙～7紙に年度不明の断簡(D断簡)が残っている(図I-2)。15項～124項に相当する。某年帳と仮称する。

他年度帳と同様に前面に印面不明の朱印が押されているのが認められる。10-11紙には印影が観察できない。10-10紙は右寄りに1ヶ所認められ、以下各紙1ヶ所ずつ認められ、右寄りに押されている紙と左寄りに押されている紙が交互になっている状態は他年度帳と同じである。また全紙にわたって上部に左右の罫線が9本引かれ、各行頭がそれに合わせて記されている点、罫線が連続していない紙継目が多い点も他年度帳と同じである。

延久2年帳の冒頭1紙(10-39紙)は首部から16項までが記され、17項は紙継目上に記されている。承保元年帳の冒頭一紙は主部から18項までが記されている。それらと比較すると、某年帳の欠失している14項以前も、1紙分だったとみてよい。紙背を延喜式書写に利用する段階以前に1紙分が欠落したか、損傷等により1紙分を捨てて、延久4年帳と貼り継いで紙背利用したのであろう。

たびたび指摘してきたように延喜式巻10の第1紙～第5紙は損傷による近世の補写部分である。巻9と同様に、損傷前には某年帳125項以降も巻10の紙背として残存していた可能性が高い。106紙は116項～124項の9項が残存している。表の延喜式も、正税返却帳の行にあわせて書写されており9行である。図2に示したように、延久2年帳10-33紙が116項～134項の18.5項(紙継目上を0.5と計数)、承保元年帳9-18紙が115項～134項の19.5項となっている。それと比較すると、某年帳10-6紙も本来19項(19行)分程度あったものが、損傷のため6項(6行)分を残して切断されてしまったものと判断される。延喜式巻10の近江国と美濃国の間で切断したためである。

では、何項までが残っていたのだろうか。試みに推計してみたい。

本章 1 (2) で、延喜式巻 10 冒頭の第 1 紙～第 5 紙補写部分の損傷前の原形は、

- (a) 70 行 + α (道・国島名を含んでいなかった場合)
- (b) 78 行 + α (吉田家本と同様の道・国島名を含んでいた場合)
- (c) 88 行 + α (現補写部分と同様の道・国島名を含んでいた場合)

の 3 通りの可能性を指摘した。それ以前の部分と同様に、正税返却帳某年帳の紙背を利用し、正税返却帳の項に行をあわせて書写していたとすると、延喜式の行数と正税返却帳の項数が対応するので、延喜式の行数を正税返却帳の項数に置き換えることができる。それぞれ

- (a) 70 項分 + α 、194 項以後まで
- (b) 78 項分 + α 、202 項以後まで
- (c) 88 項分 + α 、212 項以後まで

と推計される。

以下、(a)～(c)それぞれの場合で、某年帳の年度が推測できないか試みしてみる。本報告書Ⅲで検討するように、出雲国正税返却帳の作成事情を考える際、某年帳の年度が問題になるので、ここで史料の本体そのものから年度を特定できる可能性がないか試みしてみることもあながち無駄な作業ではないと思われる。

(a) の場合－その 1

延久 2 年帳は 134 項～201 項を 4 紙に記し、承保元年帳は 135 項～213 項を 4 紙に記している。この差は、134 項～165 項までの間を、字間を詰めて 1 項 1 行で記すか、最後の数文字分を折り返して 1 項 2 行 (行間は項目間の半分以下に詰めている) をとって記すか、の違いによる (本報告書各年度帳翻刻を参照)。また某年帳の 115 項以前 (10-7 紙～11 紙) と、それに対応する延久 2 年帳の 17 項～115 項 (10-38 紙～34 紙) の形状を比較すると、各紙ごとの項目数 (行数) は 1～2 項 (行) 以内の差で似通っている。某年帳の欠損している 125 項以降も延久 2 年帳と同様の形状だとすると、10-6 紙欠損部分 + 4 紙で 200 項程度までが残存していたことになる。延喜式の行数に対応して推計した項数の 194 項と数行の違いになるが、延喜式巻 10 が冒頭部分に若干の余白をとって書写し始めたとすると、ほぼ合致するとみてよい。

もしそうだとすると、延久 3 年帳が 200 項以降を残し、199 項以前を欠失させていることに対応する。某年帳と延久 3 年帳では筆跡も類似している。某年帳が、延久 3 年帳の前半である可能性がでてくる。紙背利用を考えると (図 I-1・2 参照)、承保元年帳と延久 3 年帳を貼りついて、その紙背ー承保元年帳末尾裏から延喜式巻 9 を書写し、巻末まで書写し終わったところで、延久 3 年帳の残りを紙継目から切り離し、延久 2 年帳と延久 4 年帳の断簡を後に張りついて、巻 10 を書写したと推測することはできる。

しかし印影の位置を検討すると、某年帳が延久 3 年帳現存部に連続する可能性が低くなる。図 I-4 に示したように、印は巻首と末尾の紙を除いて、1 紙あたり 1ヶ所が原則であり、右寄りに押印される紙と左寄りに押印される紙が交互になっている。某年帳 10-6 紙が右寄りである。4 紙存在したとすると、左、右、左、右の順で、4 紙目は右寄りに押印されていた可能性が高い (図 I-4 某年帳推測部分参照)。一方、延久 3 年帳断簡冒頭紙 (9-35 紙) の印影は右寄りである。その前に接続する紙の印は左寄りだった可能性が高い。したがって推測されうる印の位置が合致せず、某

年帳が延久3年帳前半だった可能性は低くなる。

もっとも延久2年帳10-20紙は右と中央の2ヶ所に印影が認められ、続く10-19紙は順番からすると右寄りなのに左寄りに印が捺されている(図I-4)。これと同様な印の捺され方が欠落推測4紙にもあった可能性が皆無とはいえない。

結局この場合、推計される項目数、印の位置の推測双方から、某年帳が延久3年帳前半部分である可能性、そうでなく別年度である可能性、いずれもありうるとするにとどめておく。

(a)の場合—その2

某年帳の125項以後が、承保元年帳と同様な行とりで各項が記されていたとする場合、194項までで3紙分になる。延久3年帳断簡冒頭が200項なので、1紙に9項分しか記されないということは、他年度帳の対応部分と比較しても考えられない。したがってこの場合は、某年帳が延久3年帳の前半であることはない。

(b)(c)の場合

(b)の場合202項、(c)の場合212項まで残っていた推計になり、いずれの場合も延久3年帳断簡冒頭の200項以降までかかることになり、延久3年帳前半であることはない。

1(2)でも検討したように、(b)(c)の場合というのは、補写部分と同様に延喜式巻10冒頭に道・国名列挙部分が存在したという仮定のもとでの推計である。しかし現存写本中で類例は吉田家本だけであり、しかも吉田家本の当該部分は別紙で巻首の前に貼りこまれており、本文と別筆である。後世の挿入であり、吉田家本の本来の姿ではないと考えられる。こうした点を考えると、九条家本の原形もそのような記載はなかった可能性が高い。つまり、(b)(c)の場合がありうる可能性自体が低いことになる。

以上、各場合についてそれぞれ可能性を検討してみたが、結局某年帳が延久3年帳前半にあたるか、他年度帳断簡であるか、いずれの可能性も否定できず、史料の本体そのものからの断定は困難である。

しかし、これら延久2年～承保元年までの出雲国正税返却帳の紙背が一括して延喜式巻9、巻10の書写の使用されている点からすれば、某年帳もそれに近接する年度であることは間違いない。なかでも延久3年帳前半か、延久5年帳断簡である可能性がもっとも高いと考えられる。正税返却帳は国司(受領)の税帳勘会の結果として発行されるものであり、国司の任期と密接に関係する。本報告書Ⅱ、Ⅲで検討する出雲国司の任期から改めて検討する。

(6) 小括

以上、九条家本延喜式巻9、巻10の表裏関係と、紙背の出雲国正税返却帳各年度帳の復原について検討した。図3に各年度帳の復原を図示し、本報告書の最後にその復原にもとづいて各年度帳の翻刻を収めた。

3. 出雲国正税返却帳の記載状態

各年度帳の検討により以下の点が確認される。各年度帳は、それぞれの年度を示す記載をのぞくと同一内容である。字句の異同は誤字脱字と判断される。全面に朱印が捺され、末尾の署判には主税寮官人の自署が認められる。形式的には主税寮によって正式に作成され発行された文書とみなしてよいと考えられる。尾部が残存している各年度帳とも同じ承暦2年(1078)12月30日付であり、主税寮官人の自署とその有無も同一である。承保元年帳、某年帳も含めて同時に一括作成されたものとみなすことができる。

そこでほぼ全容が明らかな延久2年度帳で、欠字や誤字・脱字を他年度帳で補って勘出内容に関して整理したものが表I-3～5である。

表I-3は勘出内容を年度別に整理したものである。天慶年間を境に勘出内容に違いがみられる。それ以降は、国衙諸経費の勘出がなくなり、位禄料と中央進上物が中心になることである。これは、正税返却帳が税帳勘会の結果として作成されるものであり、勘出内容の変化は公文勘会の変化を反映していると考えられる⁽²¹⁾。

表I-4は勘出内容のうちでも位禄料を整理したものである。これらの人名を検討してみると、安倍晴明をはじめよく知られた人物もみうけられるが、誤字も少なくない。たとえば長保3年(1001)にみえる従五位下「美那臣直節」は寛弘6(1009)年2月8日に従五位上守大判事兼明法博士としてみえる美麻那直節⁽²²⁾のことだと思われる。天徳2年(958)にみえる「従五位下藤原朝臣除茂元」、天慶5年(942)にみえる「平朝臣齊章志茂平奇」など、あきらかに人名としては不自然な記載、天徳元年(957)の「源朝臣」のように姓のみで名が欠けたものなどもみられる。またこうした位禄料は官符により支出されるのであるが、官符の日付も誤字と思われるものがみうけられる。

表I-5は、勘出された穎稻の量を正税返却帳の記載にしたがって再計算してみたものである。正税返却帳は各年度ごとに、勘出された穎稻の合計量を冒頭に、その内訳を次に記載している。それぞれの計算が合致しているかを検算したものである。結果、計算の合致しない部分の多いことが明らかである。とくに「陸」と「柒」が区別しにくい字形で書かれており、混同されているケースがあると考えられるが、それを考慮して再計算してみても合致しない場合が多い。誤字・脱字の結果として計算が合致しなくなっている場合が多いようである。

これらの誤字・脱字は各年度帳間でも存在するが、各年度帳に共通して誤っている、あるいは不審な字句もある。これらのことは承暦2年(1078)段階では正税返却帳を作成する際に、もはや過去の勘出内容については厳密に検討していないことを示している。おそらく主税寮では税帳勘会を行い正税返却帳を作成する際に、過去の正税返却帳の勘出内容を転写して済ましており、それが何回も繰り返されるなかで誤字・脱字が累積し、とくに数値の記述でそれがはなはだしくなっていた結果だと考えられる。10世紀以降、前任者以前の未填を勘出して正税返却帳が発行されることにより、当分のみ勘出が認められるようになったため⁽²³⁾、前々任者以前の過去の勘出内容はほとんど問題にされなくなり、形式的に転写され続けるようになった結果だと考えられる。

おわりに

本章では、出雲国正税返却帳の現状を調査、検討した結果を提示するとともに、延久2年、延久3年帳、延久4年帳、承保元年帳の復原とその問題点を提示した。某年帳については、延久3年帳の前半部分であるか、他年度であるか決め手がなかったが、延久3年帳前半か、延久5年帳の可能性が高い。各年度帳については本報告書巻末の翻刻をあわせて参照いただきたい。

注

- (1) 鹿内浩胤「九条家本延喜式小史」(『日本歴史』364、2001年)。
- (2) 約5000×4000ピクセル、1677万色、TIFFファイル、1枚平均約59MB。表面の延喜式については東京国立博物館所蔵写真を閲覧し、複製本(『九条家本延喜式 巻第九・巻第十』官幣大社稻荷神社、1925年)なども参照した。
- (3) 土御門本『延喜式』は、影印本『国立歴史民俗博物館蔵貴重典籍叢書 歴史編 13 延喜式2』(臨川書店、2000年)に拠った。
- (4) 吉田家本『延喜式』は、影印本『天理図書館善本叢書 和書之部 第13巻 古代史籍続集』(八木書店、1975年)に拠った。
- (5) 金剛寺本『延喜式』は、影印本『金剛寺本延喜式神名帳上』(古典保存会、1939年)に拠った。
- (6) 田山信郎「金剛寺蔵古鈔本延喜式神名帳上解説」(『金剛寺本延喜式神名帳上』、古典保存会、1939年)。
- (7) 金剛寺本と九条家本の類似性については、はやく『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告 第8輯 金剛寺所蔵延喜式神名帳の調査』(大阪府、1938年)でも指摘されている。
- (8) 項番号は各年度帳の翻刻(本報告書所収)の各項目に附した番号。
- (9) 武田本(中院家本)は、『中院家本 延喜式巻第十』(燃焼社、1999年、神宮皇学館影印本(1928)の複製)に拠った。花山院通雅識語、建長3年(1251)付「如一見了」、弘長3年(1263)8月13日「重見了」があり、鎌倉前期以前にさかのぼる写本と推測されるが、上野国以降の神名しか残存しておらず、巻首の状態は不明である。
- (10) 宮地直一「九条家本延喜式解説」(『九条家本延喜式 巻第九・巻第十』官幣大社稻荷神社、1925年、所収)。
- (11) 田中卓「延喜式吉田家本解題」(前掲注(4)『天理図書館善本叢書 古代史籍続集』所収)。
- (12) 竹内理三編『平安遺文』古文書編第3巻、1154頁～1174頁。
- (13) たとえば『平安遺文』古文書編第3巻、1172頁下段最終行に紙継目とされている部分など。
- (14) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第1編補遺(別冊3)、193頁～194頁。
- (15) 高橋崇「出雲国正税返却帳の基礎的研究」(『東北大学教養部文科紀要』9、1962年)においてすでに指摘されている。
- (16) 虎尾俊哉「延喜主税式勘税帳条の研究」(『弘前大学国史研究』12、1958年)。
- (17) 『類聚三代格』巻12 諸使并公文事 大同5年(810)3月28日太政官符「応、貶、諸国貢調税帳大帳等使考事」。なお同巻の別箇所にも同じ太政官符が、大同5年3月28日太政官符「応、大帳貢

調税帳等使上日数少奪_二公廨_一兼不_{上レ}預_{下レ}考事」として収められている。前者は弘仁格式部下、後者は弘仁民部格に収められていたものである。

(18)『類聚三代格』卷12 諸使并公文事 斉衡2年(855)9月23日太政官符「応_下大帳税帳使無_下故不_上奪_二公廨_一兼解_{上レ}官事」。

(19)虎尾俊哉前掲註(16)論文。

(20)田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、1993年、初出1990年)、鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』52、2001年)。

(21)寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出1994年)。

(22)『政事要略』卷70 糺弾雑事、寛弘6年(1009)2月に発覚した皇后藤原彰子呪咀に対する「勘申散位源朝臣為文。民部大輔同方理。伊予守佐伯朝臣公行妻。及方理妻。僧円能等罪名事」で明法博士として美麻那直節が令宗允正とともに勘申している。

(23)寺内浩注(21)論文、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳—北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その3—」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』、吉川弘文館、2005年)。

表 I - 1 延喜式卷九卷首 諸本対照 (1)

	<p>九条家本 写真 東京国立博物館</p>	<p>金剛寺本 影印本 古典保存会、1936</p>
	↑	
	<p>宮中神社〈三十六座〉 京中座神〈三座〉 畿内神〈六百五十八座〉 山城国 大和 河内 和泉 摂津〈五カ国〉 東海道〈十五カ国〉</p>	
	(補写部分)	<p>(前欠) 大四百九十二座 三百?座〈並預祈年月次新 [] 案 上官幣就中七十一座預相嘗祭〉 百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卅座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 [二千二百七座〈並預祈年国幣〉] (欠落、行間に朱で補記)</p>
<p>宮中 神名書 写山形 城式国</p>	↓	<p>宮中神卅六座 以下 神名 2 段表記</p>
<p>大和国 神名書 写形式 陸奥国</p>	(原形)	<p>神名 3 段表記 (ただし、尾張国葉栗郡以降巻末まで欠失)</p>
<p>奥書 識語</p>	<p>付仮名了</p>	

<p>吉田家本 影印本 天理図書館善本叢書、1975</p>	<p>土御門本 影印本 国立歴史民俗博物館蔵貴重書典籍、2000</p>
<p>宮中 京中 五畿内 東海道 五畿内 山城 大和 河内 和泉 摂津 東海道 伊賀 伊勢 志摩 尾張 参川 遠江 駿河 伊豆 甲斐 相模 武蔵 安房 上総 下総 常陸</p>	
<p>延喜式卷第九神祇官</p>	<p>延喜式卷第九神祇九</p>
<p>神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉</p>	<p>神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉</p>
<p>天神地祇惣三千一百卅二座 社二千八百六十一处 前二百七十一处 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卅座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉</p>	<p>天神地祇惣三千一百卅二座 社二千八百六十一处 前二百七十一处 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卅座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉</p>
<p>宮中神卅六座 以下 神名 2段表記</p>	<p>宮中神卅六座 以下 神名 2段表記</p>
<p>神名 2段表記</p>	<p>神名 3段表記</p>
<p>別紙貼継 奥書 文明十三年季冬仲旬 加修補畢 從二位侍從卜部兼俱</p>	<p>此上下両卷蒙 勅命仰嫡孫兼滿終書 写之功致校合畢 文龜三年十二月廿六日 神道長從二位行神祇大副兼侍從卜部朝臣兼俱</p>

表 I-1 延喜式卷九卷首 諸本対照 (2)

	壬生本 宮内庁書陵部	藤波家本 宮内庁書陵部
	延喜式卷第九神祇九	卷第九神祇九
	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉
	天神地祇惣三千一百卅二座 社二千八百六十一处 前二百七十一处 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卅座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉	天神地祇惣三千一百卅二座 社二千八百六十一处 前二百七十一处 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卅座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉
宮中 書寫 山形 城式 国	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記
大和 国 書寫 形式 陸奥 国	神名 2段表記	神名 2段表記
奥書 識語		

貞享本 宮内庁書陵部	明暦版本
卷第九神祇九	延喜式卷第九神祇九
神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉	神名上〈宮中 京中 五畿内 東海道〉
天神地祇惣三千一百卅二座 社二千八百六十一处 前二百七十一处 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座〈並預祈年国幣〉 小二千六百卅座 四百卅三座〈並預祈年案下官幣〉 二千二百七座〈並預祈年国幣〉	天神地祇惣三千一百卅二座 社二千八百六十一处 前二百七十一处 大四百九十二座 三百四座〈並預祈年月次新嘗等祭之案上 官幣就中七十一座預相嘗祭〉 一百八十八座 小二千六百卅座 四百卅三座 二千二百七座
宮中神卅六座 以下 神名 2段表記	宮中神卅六座 以下 神名 2段表記
神名 2段表記	神名 2段表記
貞享五年藤原俊万写	なし

表 I - 2 延喜式卷十巻首 諸本対照 (1)

	<p>九条家本 写真 東京国立博物館</p>	<p>武田本（中院家本） 影印本、 神宮皇学館、1928、燃焼社、199復刻</p>
	<p>↑</p> <p>東山道 八ヶ国 近江 美濃 飛騨 信濃 上野 下野 陸奥 出羽 北陸道 七ヶ国 若狭 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡 山陰道 八ヶ国 丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 隱岐 山陽道 八ヶ国 播磨 美作 備前 備中 備後 安藝 周防 長門 南海道 六ヶ国 紀伊 淡路 阿波 讃岐 伊豫 土佐 西海道 〈十一カ国然而云九国二嶋除二嶋云六十六ヶ国〉 筑前 筑後 肥前 肥後 豊前 豊後 日向 大隈 薩摩 謂之九国 壹岐 對馬 謂二嶋</p>	
	<p>延喜式卷第十神祇十 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉</p> <p>東山道神三百八十二座 大冊二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百冊座</p>	<p>欠失</p>
<p>神名書写形式 近江国</p>	<p>（補写部分）</p> <p>神名表記 3段 1段目は郡名より1字下げる 滋賀郡 神名欠 近江国伊香郡玉作神社以降「神社」字形略記</p>	<p>欠失</p>
<p>神名書写形式 美濃国く対馬嶋</p>	<p>（原形）</p> <p>神名表記 3段 1段目は郡名より1字上げる 1郡1座の場合は郡名・神名を1行表記</p>	<p>（上野国末尾まで欠失） 神名表記 2段、3段、4段が混在、不統一 1段目は郡名より一字下げる 1郡1座の場合は郡名・神名を1行表記</p>
<p>奥書識語</p>		<p>弘長三年八月廿三日重見了 右近衛大将（花押） 校合了 建長三年六月十一日夜祭上卿卜合之間 神齋之中如一見了 権中納言藤原（花押）</p>

<p>吉田家本 影印本 天理図書館善本叢書、1975</p>	<p>土御門本 影印本 国立歴史民俗博物館蔵貴重書典籍、2000</p>
<p>(別紙貼紙)</p> <p>東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海 東山道 近江 美濃 飛騨 信濃 上野 下野 陸奥 出羽 北陸道 若狭 越前 加賀 能登 越中 越後 佐渡 山陰道 丹波 丹後 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 隠岐 山陽道 播磨 美作 備前 備中 備後 安芸 周防 長門 南海道 紀伊 淡路 阿波 讃岐 伊予 土佐 西海道 筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 肥後 日向 大隅 薩摩 壱岐 対馬</p>	
<p>延喜式卷第十〈神祇十〉 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉 東山道神三百八十二座 〈大冊二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉〉 〈小三百冊座〉</p>	<p>延喜式卷第十〈神祇十〉 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉 東山道神三百八十二座 大冊二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百冊座</p>
<p>神名表記 3段 1段目は郡名より1字下げる 滋賀郡 神名あり 「神社」字形略記せず</p>	<p>神名表記 2段 滋賀郡 神名あり</p>
<p>神名表記 3段 1段目は郡名より1字下げる 1郡1座の場合は郡名と神名を2行表記</p>	<p>神名表記 2段</p>
<p>別紙貼継 奥書 文明第十三曆季冬十八日 加修補畢 從二位侍從卜部兼俱</p>	<p>文龜三年十二月廿六日 神道長從二位行神祇大副兼侍從下部朝臣兼俱</p>

表 I - 2 延喜式卷十卷首 諸本対照 (2)

<p>壬生本 宮内庁書陵部</p>	<p>貞享本 宮内庁書陵部</p>
<p>延喜式卷第十〈神祇十〉 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉 東山道神三百八十二座 大冊二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百冊座</p>	<p>延喜式卷第十〈神祇十〉 神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉 東山道神三百八十二座 大冊二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉 小三百冊座</p>
<p>神名表記 2段 滋賀郡 神名あり</p>	<p>神名表記 2段 滋賀郡 神名あり</p>
<p>神名表記 2段</p>	<p>神名表記 2段</p>
<p>文龜三年十二月廿六日 神道長從二位行神祇大副兼侍從下部朝臣兼俱</p>	<p>文龜二年十二月廿六日 神道長從二位神祇大副兼侍從卜部朝臣兼俱</p>

明暦版本

延喜式卷第十〈神祇十〉

神名下〈東山 北陸 山陰 山陽 南海 西海〉

東山道神三百八十二座
大冊二座〈就中五座預月次新嘗祭案上〉
小三百冊座

神名表記 2段

滋賀郡 神名あり

神名表記 2段

文龜二年十二月廿六日
神道長從二位神祇大副兼侍從卜部朝臣兼俱

図 I - 1 九条家本延喜式 巻9 表裏関係

9	8	7	6	5	4	3	2	1	巻首
(20)	(23)	(20)	(13)	(20)	(20.5)	(20)	(19.5)	(14)	
(20.5)	(23)	(20)							
290	310	311	333	334	353				
→ 承保元年帳 →			紙背なし						

紙数	
(行数)	延喜式表
(項数)	出雲返国税
項番号	裏

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10											
(20.5)	(21.5)	(19)	(19)	(20)	(20)	(19)	(20)	(20)	(19)	(20)											
(21.5)	(19.5)	(19.5)	(19.5)	(19)	(20.5)	(19.5)	(19.5)	(19.5)	(18.5)	(19.5)											
73	* 95	96	115	115	134	135	154	154	173	173	193	194	213	213	232	233	252	252	270	271	290
→ 承保元年帳 →																					

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21									
(22)	(22.5)	(22.5)	(22.5)	(22)	(23)	(18)	(19)	(19.5)	(17.5)	(18)									
(22)	(22)	(22)	(24)	(22.5)	(19.5)	日署 付判	(18)	(19.5)	(17.5)	(17.5)									
285	306	307	328	329	350	351	373	374	396	396	415	1	18	19	38	38	55	56	73
→ 延久3年帳 →							承保元年帳												

巻末	35	34	33	32			
(13.5)	(22.5)	(20)	(23.5)				
(19.5)	(22)	(21)	(21.5)				
200	219	219	241	241*	263	263	284
→ 延久3年帳 →							

図 I - 2 九条家本延喜式 卷10 表裏関係

9	8	7	6	5	4	3	2	1	卷首
(22)	(21)	(19)	(9)	(14.5)	(18.5)	(20)	(19)	(13)	
(20.5)	(21)	(19)	(9)						
55	75	76	96	97	115	116	124		
→ 某年帳				紙背なし					

紙数	
(行数)	延喜式表
(項数)	出雲裏
項番号	返国却正帳税

18	17	16	15	14	13	12	11	10											
(18)	(21.5)	(22.5)	(22.5)	(22.5)	(21)	(21)	(20)	(20)											
(6) 日署	(21.5)	(22.5)	(22.5)	(22.5)	(21)	(5) 日署	(21)	(20.5)											
410	415	付判	301	322	322	344	345	367	367	389	390	410	411	415	付判	15	34	35	55
→ 延久2年帳		→ 延久4年帳										→ 某年帳							

29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19											
(18)	(20.5)	(19.5)	(22)	(22.5)	(21.5)	(21)	(21.5)	(21.5)	(21.5)	(20.5)											
(18)	(20)	(21)	(20.5)	(20.5)	(21.5)	(21)	(21.5)	(21.5)	(21.5)	(20.5)											
183	201	201	221	221	241	241	261	262	282	282	303	304	324	325	346	346	367	367	389	389	409
→ 延久2年帳																					

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30											
(22)	(18)	(19.5)	(20.5)	(19)	(20)	(20)	(19)	(14)	(15.5)	(17.5)											
(22)	(16.5)	(19.5)	(20)	(19)	(20.5)	(19.5)	(18.5)	(15.5)	(15.5)	(17.5)											
279	300	1	17	17	36	37	56	57	76	76	96	96	115	116	134	134	149	150	165	165	183
延久4年帳		→ 延久2年帳																			

49	48	47	46	45	44	43	42	41									
(余白)	(10)	(17.5)	(18.5)	(18)	(19.5)	(18)	(21.5)	(21)	(22)								
(14)	(17.5)	(18.5)	(19)	(19.5)	(18)	(21)	(22)	(22)									
109	122	123	140	140	158	158	177	177	196	197	214	215	235	236	256	257	278
→ 延久4年帳																	

図 I-3 正税返却帳 各年度の復原

	10-18	10-19	10-20	10-21	10-22	10-23	10-24	10-25	10-26	10-27	10-28	10-29					
署 判 付	415 (6)	410 (20.5)	409 (21.5)	389 (21.5)	367 (21.5)	346 (21.5)	346 (21)	325 (21.5)	324 (21)	304 (21.5)	282 (20.5)	262 (20.5)	261 (21)	241 (20)	221 (18)	201 (18)	183
	(18)	(20.5)	(21.5)	(21.5)	(21.5)	(21)	(21.5)	(22.5)	(22)	(19.5)	(20.5)	(18)					

	9-25	9-26	9-27	9-28	9-29	9-30	9-31	9-32	9-33	9-34	9-35								
署 判 付	415	396 (19.5)	396 (22.5)	374 (24)	373 (22)	351 (22)	350 (22)	329 (21.5)	328 (21)	307 (22)	306 (22)	285 (21.5)	284 (21)	263 (22)	263* (19.5)	241 (19.5)	241 (19.5)	219 (19.5)	200
	(18)	(23)	(22)	(22.5)	(22.5)	(22.5)	(22)	(23.5)	(20)	(22.5)	(13.5)								

	10-12	10-13	10-14	10-15	10-16	10-17	10-40	10-41	10-42	10-43	10-44	10-45											
署 判 付	415 (5)	411 (21)	410 (22.5)	390 (22.5)	389 (22.5)	367 (22.5)	345 (21.5)	344 (22)	322 (22)	322 (22)	301 (22)	300 (22)	279 (22)	278 (22)	257 (21)	256 (18)	236 (18)	235 (19.5)	215 (19.5)	214 (19.5)	197 (19.5)	196 (19.5)	177
	(21)	(21)	(22.5)	(22.5)	(22.5)	(21.5)	(22)	(22)	(21)	(21.5)	(18)	(19.5)											

		9-7	9-8	9-9	9-10	9-11	9-12	9-13	9-14									
署 判 付	415	354 (20)	353 (23)	334 (20.5)	333 (19.5)	311 (18.5)	310 (19.5)	290 (19.5)	290 (19.5)	271 (19.5)	270 (19.5)	252 (19.5)	252 (19.5)	233 (19.5)	232 (19.5)	213 (19.5)	213 (19.5)	194 (19.5)
	(82)	(20)	(23)	(20)	(20)	(19)	(20)	(20)	(19)									
	補写部分の推測される原形																	

212	194
←(18)→	←(18)→
←(18)→	←(18)→
(c)	

10-30	10-31	10-32	10-33	10-34	10-35	10-36	10-37	10-38	10-39	卷-紙数	延久二年帳
183 (17.5)	165 (15.5)	149 (15.5)	134 (18.5)	115 (19.5)	96 (20.5)	76 (19)	57 (20)	37 (19.5)	17 (16.5)	項番号 (項数)	
(17.5)	(15.5)	(14)	(19)	(20)	(20)	(19)	(20.5)	(19.5)	(18)	(行数)	

卷-紙数	延久三年帳
項番号 (項数)	
(行数)	

10-46	10-47	10-48	10-49
177 (19)	158 (18.5)	140 (17.5)	122 (14)
(18)	(18.5)	(17.5)	(10)

卷-紙数	延久四年帳
項番号 (項数)	
(行数)	

9-15	9-16	9-17	9-18	9-19	9-20	9-21	9-22	9-23	9-24	卷-紙数	承保元年帳
193 (20.5)	173 (19)	154 (19.5)	134 (19.5)	115 (19.5)	96 * (21.5)	73 (17.5)	56 (17.5)	38 (19.5)	18 (18)	項番号 (項数)	
(20)	(20)	(19)	(19)	(21.5)	(20.5)	(18)	(17.5)	(19.5)	(19)	(行数)	

			10-6	10-7	10-8	10-9	10-10	10-11	卷-紙数	某年帳
			125 (9)	116 (19)	97 (21)	76 (20.5)	55 (20.5)	34 (21)	項番号 (項数)	
			(9)	(19)	(21)	(22)	(20)	(20)	(行数)	
補写部分の推測される原形										

図 I-4 正税返却帳 各年度印影

*各紙内における印影の位置の、右方・中央・左方、または上方・中央・下方の別を示しているものであり、必ずしも正確な位置を表しているものではない。

*印影の位置が示されていない紙は、印影が明確に視認できないものである。

10-18	10-19	10-20	10-21	10-22	10-23	10-24	10-25	10-26	10-27	10-28
署 判 日 415 付 (6)	410 389 (20.5)	409 389 (21.5)	367 367 (21.5)	346 346 (21.5)	325 324 (21)	304 303 (21.5)	282 282 (20.5)	262 261 (20.5)	241 241 (21)	221 221 (20)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

9-25	9-26	9-27	9-28	9-29	9-30	9-31	9-32	9-33	9-34	9-35
署 判 日 415 付 (6)	396 396 (22.5)	374 373 (24)	351 350 (22)	329 328 (22)	307 306 (22)	285 285 (21.5)	263 263 (21)	241 241 (22)	219 219 (19.5)	200
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

10-12	10-13	10-14	10-15	10-16	10-17	10-40	10-41	10-42	10-43	10-44
署 判 日 415 付 (5)	411 410 (21)	390 389 (22.5)	367 367 (22.5)	345 344 (22.5)	322 322 (21.5)	301 300 (22)	279 278 (22)	257 256 (22)	236 235 (21)	215 214 (18)
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

署 判 日 415 付 (5)	9-7	9-8	9-9	9-10	9-11	9-12	9-13
	354 353 (20)	334 333 (23)	311 310 (20.5)	290 290 (19.5)	271 270 (18.5)	252 252 (19.5)	233 232 (19.5)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(18)
(c)

10-29	10-30	10-31	10-32	10-33	10-34	10-35	10-36	10-37	10-38	10-39	卷-紙数 項番号 (項数)	延久二年帳
201 (18)	183 (17.5)	165 (15.5)	149 (15.5)	134 (18.5)	116 (19.5)	96 (20.5)	76 (19)	57 (20)	36 (19.5)	17 (16.5)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印影の 位置	

卷-紙数 項番号 (項数)	延久三年帳
印影の 位置	

10-45	10-46	10-47	10-48	10-49
196 (19.5)	177 (19)	158 (18.5)	140 (17.5)	122 (14)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

卷-紙数 項番号 (項数)	延久四年帳
印影の 位置	

9-14	9-15	9-16	9-17	9-18	9-19	9-20	9-21	9-22	9-23	9-24	卷-紙数 項番号 (項数)	承保元年帳
213 (19.5)	194 (20.5)	173 (19)	154 (19.5)	135 (19.5)	115 (19.5)	95 (21.5)	73 (17.5)	55 (17.5)	38 (19.5)	18 (18)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	印影の 位置	

194				10-6	10-7	10-8	10-9	10-10	10-11	卷-紙数 項番号 (項数)	某年帳
				125 (9)	116 (19)	97 (21)	75 (20.5)	55 (20.5)	34 (21)		
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		印影の 位置	

表 I - 3 勘出一覧

延長元年(923) 誤漏地子 誤加充国司巡行郡内単158合	承平7年(937) 誤漏納官料加充料加充封戸家租穀 誤加注酒
延長2年(924) 可収田29町 地子 誤漏延長2年檢損田使勘発田地子稻	天慶元年(938) 誤過充轉讀般若經奉幣各神料 誤不収品田位田53町地子稻
延長3年(925) 誤割口分行権醫師公廩田6段租穀 可収位田34町 地子稻 誤割田口分田加注権任国司公廩田6段租穀 誤過充高年賑給穎 誤過充主水司衣服料 誤加注祓使鈴負2人食料 誤過驛使已下伝使已上單72人料 誤漏田租帳地子稻 誤不加納延長2年檢損田使勘発田地子	天慶2年(939) 誤無符充用諸大夫位禄(4人) 天慶3年(940) 誤無符注未納穎 誤注不舉論定穎 誤所注天慶元年用殘加注寮勘返無符穀穎 誤未進正稅交易赤絹237疋4丈4尺直
延長4年(926) 誤過充四年寺修法僧供料稻 誤可収混合正稅關郡司職田地子稻 誤過充正稅交易絹并路粮	天慶4年(941) 誤無符充用諸大夫位禄穀(5人) 誤無符注當年未納穎 誤不進交易赤絹237疋4丈4尺直
延長5年(927) 誤不舉公廩雜稻 可収位田34町地子稻 誤加注過分不堪佃206町6段311分 除三分損田612町30步租穀 誤加注過分損田902町75步租穀 誤不注七分乘田111町7段110步地子稻 誤割關郡司職田加口分6町 除二分不堪佃田1町2段 定4町8段 地子稻 誤无符注未納 誤加用買立馱馬6疋 内稻 誤率見奉公廩雜稻不堪佃延喜18年延長元年4箇年未納	天慶5年(942) 位禄料(6人) 誤不進納官交易赤絹237疋4丈4尺直
延長6年(928) 誤上未納 誤所注交易无實不舉正稅公廩稻 誤注過分不堪佃田2,170町6段311步 除二分損田612町30步 定1,144町6段318步應輸租穀 誤不注七分品乘田121町6段52步地子稻 誤割關郡司職田加注口分田6町 除二分不堪佃田1町2段 定4町8段地子稻	天慶6年(943) 不舉正稅 誤無符充用諸大夫位禄 誤無符充用諸兵粮 誤不進納例交易赤絹237疋4丈4尺直
延長7年(929) 誤所注交替无實 可収位田34町地子 誤加注延長7年檢損田使食料 誤以不用馬位死馬2疋直 誤加注四王寺修法料稻	天慶8年(945) 穀穎繙總量のみ 天曆3年(949) 穀穎總量のみ 天曆9年(955) 誤率數過分諸封租穀
延長8年(930) 誤過注四王寺修法料稻 誤無符未納穎 誤立用収養在路飢病百姓料 誤加注過分損田1,691町8段127步租穀 可収位田36町 地子稻	天徳元年(957) 檢田使食料 言上解文修造神社料稻 守從五位下浅井宿祢守行賑物料稻 位禄料(11人) 造熊野天神宮料稻
承平元年(931) 誤過充国司公廩田3町地子稻 誤過損田1,624町2段87步租穀 誤漏乘田1段地子稻 誤漏采女田1町地子 可収品田36町地子 誤漏租穀 誤加給驛馬秣	天徳2年(958) 位禄料(14人) 康保元年(964) 位禄料(20人) 恩詔賑給料穀穎
承平2年(932) 誤漏乘田1町1段地子稻 誤過充国司公廩田4段地子稻 誤加注符外不堪佃田1,238町210步租穀	康保2年(965) 位禄料(20人) 康保3年(966) 位禄料(14人) 康保4年(967) 位禄料(13人) 應和2年交替無實穀 安和2年交替見無實穀
承平3年(933) 誤漏乘田1段地子稻 誤加注符外不堪佃田1,184町3段200步租穀 可収品田36町地子稻	長保2年(1000) 位禄料(8人) 造伊勢大神宮料綿15屯料 交易進上葦30枚料 進上水精200丸行稻 交易進上東条院御賀料麻布200段料 造立出雲神殿玉垣料

表 I - 4 位祿料人名

年	官符月日	位階	人名				
長保 5 (1003)	5.27	從四位下	源朝臣顯定			源朝臣隆重	外從五位下
		從五位下	良峯朝臣英俊	5.16		藤原朝臣恒利	神主春廣
		正四位下	源朝臣憲定	6.16		橘時春	鴨巢主是則
		從五位下	藤原朝臣永道	4.5	從五位下	國覺伊美吉	有忠王
			伴宿祢連正	4.7		藤原朝臣楚姫子	宮路高風
			藤原朝臣弘道			出雲清明	源朝臣公輔
			橘朝臣為信	康保 2 (965)	5.11	從四位下	藤原朝臣
			源朝臣高			古王	木景行王
			平朝臣伊高			正清王	伴宿祢典職
			藤原朝臣實秀			藤原是重	從四位下
			藤原朝臣友子			源滿仲	從五位下
			伊勢朝臣有子			藤原有述	天慶 2 (939)
			藤原朝臣清子			清方王	從四位下
		外從五位下	吉志宿祢成兼			平朝臣忠明	源朝臣安幹
		從五位下	藤原朝臣美子			內藏朝臣時合	高向朝臣利主
					內藏朝臣有興	伴宿祢春行	
					藤原惟實		
					述職王		
					文室宿祢清平		
					膳利茂		
					伴宿祢是子		
					源傳子		
					小野公子		
					若湯坐若子		
					栗田明子		
					伴宿祢師相		
					出雲清明		
長保 4 (1002)	4.2	正五位下	源朝臣忠規	康保元 (964)	4.21	從四位下	橘朝臣用惟
	4.10	從四位下	安倍朝臣晴明	4.19		清忠王	
		從五位下	平朝臣信忠	4.9	從五位下	藤原朝臣信凡	
			內藏朝臣為政	4.19		伴有時	
			安倍朝臣吉平			藤原正信	
			但波朝臣行衡			藏人有興	
			藤原朝臣有家			有清	
			美那臣直節			藤原朝臣	
			藤原朝臣循政			藤原清高	
			藤原朝臣保昌			藤原朝臣公宗	
長保 3 (1001)	4.12	從五位下	源朝臣幸門子			尾張能賴	
	5.21	從四位下	秀順			述職王	
		從五位下	大江朝臣			平朝臣忠明	
			源朝臣親平			文宿祢清平	
			橘朝臣為章			船木利用	
			紀朝臣平子			平楚子	
			紀朝臣國保			小野生子	
			和氣朝臣元倫			橘奉胤	
			源朝臣閉			嶋田公望	
			藤原朝臣元軒			伴師相	
			惟宗朝臣守邦			天德 2 (958)	
		從四位下	大江朝臣貞雅			從四位下	大江朝臣朝望
長保 2 (1000)	5.13	從四位下	安倍朝臣晴明			懷古	
		從五位下	荒木田神主利方			內藏朝臣玄茂	
		正四位下	源朝臣實遠			藤原清正	
		從五位下	伴宿祢連正			菅原朝臣行仁	
			平朝臣孝明			水宿祢方盛	
			源朝臣為文			在原朝臣忠國	
	5.23		藤原朝臣弘道			藤原朝臣除茂元	
			伊勢朝臣有子			十市宿祢有宗	
						橘朝臣家子	
						伊勢朝臣內子	
康保 4 (967)	5.13	從四位下	左賴王			外從五位下	池田舍人安子
	某.21	從四位下	正依				久知宿祢遠平
	11.1	從五位下	橘朝臣			從五位下	多治真人文正
	7.23		藤原朝臣佐時			天德元 (957)	水宿祢方盛
	7.19		仲明王				源朝臣奉時
	7.19		源朝臣子兼				小野朝臣公望
	8.15		源朝臣連				菅原朝臣魚倫
	4.3		安倍朝臣忠所				源朝臣
		從五位下？	平朝臣忠明				栗田
	4.28	從五位下	平朝臣壹子				大和時用
4.3		藤原田子				藤原朝臣勳子	
4.13		文宿祢道元				家原朝臣保美	
		國覺忌公明				外從五位下	淺井宿祢守行
康保 3 (966)	3.28	從五位下	小野奉持				
			藤原顯猷				
			惟宗公方				
			在原義行				
			藤原遠里				
康保 2 (965)			藤原元轉				
			平朝臣忠時				
			藤原朝臣清高				
天慶 5 (942)							
天慶 4 (941)							
天慶 2 (939)							

表 I - 5 延久 2 年帳 勘出数値の計算方法と検算

凡例

(1) 類稻と穀の換算 類稻1束=穀1斗

(2) A → 内の数値の合計=A という計算方法を示す。

(3) 検算結果の○×は、正税帳記載数値と一致、不一致を示す。

	類穀量	穀換算量 (斗)	検算結果 (斗)
12	長保5年勘出穀類額	274,083.2519	273583.2537 ×
13	穀	18,507.9斗8合2夕1才	184579.0839 ×
14	類	89,004.束1把6分9毛8厘	89004.1698 ○
15	官符用		
16	太政官長保5年5月27日符従四位下	3609.6000	
17	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
18	太政官同 年5月27日符正四位下	4310.7500	
19	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
20	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
21	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
22	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
23	依太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
24	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
25	太政官同 年5月27日符従五位下	2147.4000	
26	太政官同 年5月27日符従五位下	1673.6000	
27	太政官同 年5月27日符従五位下	1673.6000	
28	太政官同 年5月27日符従五位下	1673.6000	
29	太政官同 年5月27日符外従五位下	625.3000	
30	太政官同 年5月27日符従五位下	1673.6000	
31	左弁官同 年6月14日同 年4月23日同 度宣旨造宮内裏所用途米100斛料類	780.0000	
32	藏人所同 年4月8日10日御帖進上水精100丸料類	813.0000	
33	藏人所同 年5月3月13日御帖進上麻布30段料類	939.0000	
34	太政官同 年4月19日符造進饗芳舎1字料穀類	238,632.束 ?毛7厘	238632.0007
35	不動穀		
36	別納租穀	4,260.斛	42600.0000
37	動用穀	10,669.斛8斗2升7合1夕	106698.2710
38	類	286.斛1斗5升6合2夕9才	2861.5629
		86,472.束1把6分9毛8厘	86472.1698
39	長保4年勘出穀類	41,748.束1把	41748.1000 ×
40	別納租穀	3,297.斛7斗8升	32977.8000 ○
41	類	18,770.束3把	12762.3000 ×
42	官符用		
43	太政官長保4年4月10日符従四位下安倍朝臣晴明位禄料穀	3609.6000	
44	太政官同 年4月10日符従五位下平朝臣信忠位禄料穀	2147.4000	
45	太政官同 年4月10日符従五位下内蔵朝臣為政位禄料穀	2147.4000	
46	太政官同 年4月10日符従五位下安倍朝臣吉平位禄料穀	2147.4000	
47	太政官同 年4月10日符従五位下但波朝臣行衡位禄料穀	2147.4000	
48	太政官同 年4月10日符従五位下藤原朝臣有家位禄料穀	2147.4000	
49	太政官同 年4月10日符従五位下美那臣直衡位禄料穀	2147.4000	
50	太政官同 年4月10日符従五位下藤原朝臣循政位禄料穀	2147.4000	
51	太政官同 年4月10日符従五位下藤原朝臣保昌位禄料穀	2147.4000	

52	太政官同年4月10日符從五位下荒木田神主利方位祿穀	214斛7斗4升	2147.4000		
53	太政官同年4月10日符從五位下藤原朝臣番子位祿料穀	167斛3斗6升	1673.6000		
54	太政官同年4月10日符從五位下藤原朝臣幸子位祿料穀	167斛3斗6升	1673.6000		
55	太政官同年4月10日符從五位下源朝臣貞子位祿料穀	167斛3斗6升	1673.6000		
56	太政官同年4月10日符從五位下紀朝臣保子位祿料穀	167斛3斗6升	1673.6000		
57	太政官同年4月10日符從五位下藤原朝臣藤子位祿料	167斛3斗6升	1673.6000		
58	太政官同年4月10日符從五位下當麻貞子位祿料穀	167斛3斗6升	1673.6000		
59	左弁官同3年閏12月29日宣旨交易東二条院御法會料麻布100段料稻	3,130束	3130.0000		
60	藏人所同4年12月20日御交易進賀茂祭用塗料手作布10段料稻	613束9把	613.9000		
61	太政官同年4月2日符正五位下源朝臣忠規位祿料稻	2,631束4把	2631.4000		
62	藏人所同年3月13日御帖交易進賀茂修理唐鞍用塗料	127束	127.0000		
63	左弁官同年4月6日宣旨造調豐受大神寶并御裝束用塗料交易進上麻布200段料稻	6,260束	6260.0000		
64	長保3年勸出穀額	28,769束4把5毛6厘	28769.4056	28769.9056	○
65	別納租穀	2,821斛9斗4升	28219.4000	28219.4000	○
66	官符用	550束5把5毛6厘	550.5056	550.0557	×
67	太政官長保3年7月11日符從四位下大江朝臣貞雅位祿料	360斛9斗6升	3609.6000		
68	太政官同年5月21日符從四位下秀順位祿料	360斛9斗6升	3609.6000		
69	太政官同年5月21日符從五位下大江朝臣長保2年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
70	太政官同年5月21日符從五位下源朝臣親平位祿料穀	214斛7斗4升	2147.4000		
71	太政官同年5月21日符從五位下橘朝臣為章位祿料穀	214斛7斗4升	2147.4000		
72	太政官同年5月21日符從五位下紀朝臣平子位祿料	167斛3斗6升	1673.6000		
73	太政官同年5月21日符從五位下和氣朝臣元倫當年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
74	太政官同年5月21日符從五位下源朝臣閉當年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
75	太政官長保3年5月21日符從五位下藤原朝臣元軫當年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
76	太政官長保3年4月12日符從五位下藤原朝臣元軫當年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
77	太政官長保3年5月21日符從五位下惟宗朝臣守邦當年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
78	太政官長保3年4月21日符祭禮度勤行大封額	214斛7斗4升	2147.4000		
79	太政官長保3年4月12日符從五位下源朝臣幸門子當年位祿料	550束5分5毛7厘	550.0557		
80	太政官長保3年4月12日符從五位下源朝臣幸門子當年位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
81	長保2年勸出穀額	121,202束9把2分1毛8厘	121202.9218	121202.9218	○
82	穀	8,264斛6斗1合	82646.0100	82646.0100	○
83	不動穀	2,800斛	28000.0000		
84	別納租穀	2,033斛 9升5合	20330.9500	20330.9500	○
85	動用	3,431斛5斗6合	34315.0600		
86	額	38,556束9把1分1毛8厘	38556.9118	38556.9118	○
87	不動底數稻	1,000束	1000.0000		
88	動用稻	37,556束9把1分1毛8厘	37556.9118	37556.9118	○
89	太政官長保2年5月13日符從四位下安倍朝臣晴明當年位祿料	360斛9斗6升	3609.6000		
90	太政官長保2年5月13日符從五位下荒木田神主利方位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
91	太政官長保2年5月12日符正四位下源朝臣實連當年位祿料	431斛 7升5合	4310.7500		
92	太政官長保2年5月13日符從五位下伴宿祢連正當年	214斛7斗4升	2147.4000		
93	太政官長保2年5月13日符從五位下平朝臣孝明位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
94	太政官長保2年5月13日符從五位下藤原朝臣孝文位祿料	214斛7斗4升	2147.4000		
95	太政官長保2年5月23日符從五位下藤原朝臣弘道	214斛7斗4升	2147.4000		
96	太政官長保3年5月23日符從五位下伊勢朝臣有子位祿料	167斛3斗6升	1673.6000		
97	左弁官長保2年7月1日宣旨造伊勢大神宮料綿15屯稻	103束9把	103.9000		
98	左弁官長保2年正月21日宣旨交易進上薙30枚料稻	383束3把	383.3000		
99	左弁官長保2年6月21日宣旨進上水精200丸料稻	813束	813.0000		
100	左弁官長保2年2月7日宣旨交易進上東条院御質料麻布200段料稻	6,260束	6260.0000		
101	太政官長德4年12月18日符造立出雲神殿玉垣料稻	93,312束3把1分1毛8厘	93312.3118	93312.3118	○

102	穀類			6,231斛5斗6合	62315.6000	×
103	穀類			30,996束7把1分1毛8厘	30996.7118	○
104	不動穀類	前前司源朝臣文雅任中参筋穀類		29,000束	29000.0000	○
105	動用類穀			2,800斛	28000.0000	
106	穀類			1,000束	1000.0000	
107	穀類	長徳2年		64,312束3把1分1毛8厘	64312.3118	×
108	穀類	同3年		3,431斛5斗6合	34315.0600	○
109	穀類	同4年		638斛 2升7合8勺	6380.2780	
110	穀類	長保元年		40斛5斗8升3合2勺	405.8320	
111	穀類			109斛8斗8升6合	1098.8600	
112	康保4年勳出所注官符用穀			2,643斛 9合	26430.0900	
113	依太政官康保4年5月13日符從四位下左頼王當年位禄料穀			29,996束7把1分1毛8厘	29996.7118	
114	依太政官康保4年官符21日符從四位下正依當年位禄料穀			6,518斛5斗5升8合	65185.5800	×
115	依太政官同4年11月1日符從五位下藤原朝臣富年位禄料穀			3609斗6升	3609.6000	
116	依太政官康保4年7月23日符從五位下藤原朝臣佐時當年位禄料穀			3609斗6升	3609.6000	
117	依太政官康保4年7月19日符從五位下仲明王當年位禄料穀			214斛7斗4升	2147.4000	
118	依太政官同4年7月19日符從五位下源朝臣子兼當年位禄料穀			214斛7斗4升	2147.4000	
119	依太政官同4年8月15日符從五位下源朝臣連當年位禄料穀			214斛7斗4升	2147.4000	
120	依太政官同4年4月3日符從五位下安倍朝臣忠所當年位禄料穀			214斛7斗4升	2147.4000	
121	依太政官同4年3日符從五位下藤原朝臣忠明去應和元年位禄料			214斛7斗4升	2147.4000	
122	依太政官同4年4月28日符從五位下平朝臣壹子當年位禄料			167斛3斗6升	1673.6000	
123	依太政官同4年4月3日符從五位下藤原朝臣忠明去應和元年位禄料			167斛3斗6升	1673.6000	
124	依太政官同4年4月13日符從五位下藤原朝臣壹子當年位禄料			125斛6斗9升3合6勺	1256.0960	
125	依太政官同4年4月13日符從五位下藤原朝臣壹子當年位禄料			125斛 6升9合6勺	1250.6960	
126	應和2年交替無實穀			1,680斛3斗5升3合4勺	16803.5340	
127	安和2年交替無實穀			2,027斛7斗 5合9勺	20276.0590	
128	同3年勳出穀類			27,196束5把2分5毛	27196.5250	×
129	穀類			2,683斛8斗6升2合5勺	26838.6250	×
130	穀類			357束9把6毛6厘	357.9660	
131	依太政官康保3年3月28日符從五位下小野奉持當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
132	依太政官同4年3月28日符從五位下藤原顯猷當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
133	依太政官同4年5月28日符從五位下推宗公方當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
134	依太政官同4年5月28日符從五位下在原義行當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
135	依太政官同4年5月28日符從五位下藤原元輔去天徳3年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
136	依太政官同4年5月29日符從五位下藤原遠里當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
137	依太政官同4年5月28日符從五位下平朝臣忠時當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
138	依太政官同4年5月28日符從五位下藤原朝臣清高當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
139	依太政官同4年5月28日符從五位下藤原朝臣重高當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
140	依太政官同4年5月28日符從五位下藤原朝臣恒利當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
141	依太政官同4年5月16日符從五位下藤原朝臣重高當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
142	依太政官同4年6月16日符從五位下藤原朝臣重高當年位禄料			214斛7斗4升1合	2147.4100	
143	依太政官同4年4月5日符從五位下藤原朝臣楚姫子位禄料			107斛3斗7升 5勺	1073.7050	
144	依太政官同4年4月7日符從五位下藤原朝臣楚姫子位禄料			357束9把	357.9000	
145	同2年勳出穀類			40,646束3把 5毛	40646.3050	○
146	穀類			3,835斛6斗8升 5勺	38356.8050	○
147	穀類			2,289束5把	2289.5000	○

148	依太政官同年5月11日符從四位下古王當年位祿料	3609.6800			
149	依太政官同年5月11日符從四位下正清王當年位祿料	3609.6800			
150	依太政官同年5月28日符從五位下藤原是重位祿料	2147.4100			
151	依太政官同年5月28日符從五位下源滿仲當年位祿料	2147.4100			
152	依太政官同年5月28日符從五位下藤原有述位祿料	2147.4100			
153	依太政官同年5月28日符從五位下清方王當年位祿	2147.4100			
154	依太政官同年5月28日符從五位下平朝臣忠明當年位祿	2147.4100			
155	依太政官同年5月28日符從五位下內藏朝臣合去天曆五年位祿	2147.4100			
156	依太政官同年5月28日符從五位下內藏朝臣有興當年位祿	2147.4100			
157	依太政官同年5月28日符從五位下藤原惟實位祿料	2147.4100			
158	依太政官同年5月28日符從五位下述職王當年位祿料	2147.4100			
159	依太政官同年5月28日符從五位下文室宿祢清平位祿料	2147.4100			
160	依太政官同年5月28日符從五位下膳利茂位祿	2147.4100			
161	依太政官同年5月28日符從五位下伴宿祢是子當年位祿料	2147.4100			
162	依太政官同年5月28日符從五位下源傳子當年位祿料	2147.4100			
163	依太政官同年5月28日符從五位下小野公子當年位祿料	1073.7050			
164	依太政官同年5月28日符從五位下若湯坐若子位祿料	1073.7050			
165	依太政官同年5月28日符從五位下栗田明子位祿料	1073.7050			
166	依太政官同年5月28日符權守伴宿祢師相位祿正稅	2035.5000			
167	依太政官同年5月28日符權醫師出雲清明位祿正稅	254.0000			
168	同元年勳出殺額	59082.3664	59,082束3把6分6毛4厘	59082.3664	59082.3664 ○
169	殺額	45630.1206	4,563射 1升2合 6才	45630.1206	45630.1206 ○
170	額	13452.2458	13,452束2把4分5毛8厘	13452.2458	
171	依太政官應和4年4月21日符從四位下橘朝臣用惟位祿料	3609.6800			
172	依太政官同年4月19日符從四位下清忠王料	3609.6800			
173	依太政官同年4月9日符從五位下藤原朝臣信凡位祿料	2147.4100			
174	依太政官同年4月19日符從五位下伴有時	2147.4100			
175	依太政官同年4月19日符從五位下藤原正信位祿料	2147.4100			
176	依太政官同年4月19日符從五位下藤原朝臣有興位祿	2147.4100			
177	依太政官同年4月19日符從五位下有清位祿	2147.4100			
178	依太政官同年4月19日符從五位下藤原朝臣位祿料	2147.4100			
179	依太政官同年4月19日符從五位下藤原清高料	2147.4100			
180	依太政官同年4月19日符從五位下藤原朝臣公宗位祿	2147.4100			
181	依太政官同年4月19日符從五位下尾張能賴位祿料	2147.4100			
182	依太政官同年4月19日符述職王位祿料	2147.4100			
183	依太政官同年4月19日符從五位下平朝臣忠明位祿料	2147.4100			
184	依太政官同年4月19日符從五位下文宿祢清平位祿料	2147.4100			
185	依太政官同年4月19日符從五位下軼木利用位祿料	2147.4100			
186	依太政官同年4月19日符從五位下平楚子位祿料	1073.7050			
187	依太政官同年4月23日符從五位下小野生子位祿料	1073.7050			
188	依太政官同年7月29日符從五位下橘奉胤位祿料	2147.4100			
189	依太政官同年7月8日符從五位下介嶋田公望位祿料	2147.4100			
190	依太政官同年3月26日符從五位下權守伴師相位祿	2147.4100			
191	息詔賑給料殺額	15357.0418	15,357束 4分1毛8厘	15357.0418	15357.0364 ×
192	正稅殺額	1904.7906	190射4斗7升9合 6才	1904.7906	
193	額	13452.2458	13,452束2把4分5毛8厘	13452.2458	
194	天德2年勳出殺額	28245.4400	28,245束4把4分	28245.4400	28245.4400 ○
195	殺額	25023.7400	2,502射3斗7升4合	25023.7400	25023.7400 ○
196	額	3221.7000	3,221束7把	3221.7000	3221.7000 ○
197	從四位下大江朝臣朝望同年位祿	3609.6800			
198	從四位下懷古同年位祿料	3609.6800			

199	從五位下內藏朝臣玄茂同年位祿	214斛7斗4升1合	2147.4100		
200	從五位下藤原清正同年位祿料	214斛7斗4升1合	2147.4100		
201	從五位下菅原朝臣行仁同年位祿料穀	214斛7斗6升1合	2147.4100		
202	從五位下菅原朝臣盛當年位祿料	214斛7斗4升1合	2147.4100		
203	從五位下在原朝臣忠國同年位祿料穀	214斛7斗4升1合	2147.4100		
204	從五位下藤原朝臣除茂元年位祿料穀	214斛7斗4升1合	2147.4100		
205	從五位下十市宿祢有宗當年位祿	214斛7斗4升1合	2147.4100		
206	從五位下榻朝臣冢子天慶十年位祿料穀	107斛3斗6升5夕	1073.6050		
207	從五位下伊勢朝臣內子同年料	107斛3斗6升5夕	1073.6050		
208	外從五位下池田舍人安子同年位祿料穀	62斛5斗3升	625.3000		
209	外從五位下久知宿祢遠平同年位祿料稻	1,186束2把	1186.2000		
210	守從五位下多治真人文正同年位祿料稻	2,035束5把	2035.5000		
211	天德元年檢田使食料	29,564束6把9分6毛9厘	29564.6969	○	29564.6969
212	穀	1,717束9把2分8毛	17179.2800	○	17179.2800
213	穎	12,385束4把1分6毛9厘	12385.4169	○	12385.4169
214	言上解文修造社料稻	6,019束8把4分5毛	6019.8450		
215	守從五位下淺井宿祢守行賑物料稻	175束	175.0000		
216	從五位下水宿祢方盛天曆11年位祿料稻	214斛7斗4升1合	2147.4100		
217	從五位下源朝臣奉時同年位祿料	214斛7斗4升1合	2147.4100		
218	從五位下小野朝臣公望同年位祿料穀	214斛7斗4升1合	2147.4100		
219	從五位下菅原朝臣魚倫同年位祿料穀	214斛7斗4升1合	2147.4100		
220	從五位下源朝臣同年料穀	214斛7斗4升1合	2147.4100		
221	從五位下栗田同年位祿料穀	214斛7斗4升1合	2147.4100		
222	從五位下大和時用同年位祿料	214斛7斗4升1合	2147.4100		
223	從五位下藤原朝臣勳子同年位祿料	214斛7斗4升1合	2147.4100		
224	留京權介從五位下家原朝臣保実叙從五位下天曆5年位祿料	1,205束	1205.0000		
225	守外從五位下淺井宿祢守行天慶10年位祿稻	1,187束2把5分	1187.2500		
226	介外從五位下小智宿祢延年位祿料稻	1,087束2把5分	1087.2500		
227	造熊野天神宮料稻(言上支度料稻25,000束之内)	2,711束7分1毛9厘	2711.0719		
228	天曆9年勸出	249斛	2490.0372		
229	誤率數過分諸封租穀	3合7夕2才			
230	同3年勸出穀穎	16,604束7把	16604.7000		
231	穀	1,502斛7斗1升	15027.1000		
232	穎	1,713束6把	1713.6000		
233	天慶8年勸出穀穎	1,186,782束5把2分3毛5厘	1186782.5235	○	1186782.5235
234	穀	26,256斛4斗5升1合6夕9才	262564.5169		
235	穎	924,218束	924218.0066		
236	糶	904,280束	904280.0860		
237	延長6年勸出穀穎	168,092束7把	168092.7034	○	168092.7034
238	穀	10,110斛2斗	101102.0368	○	101102.0368
239	穎	66,990束6把6分6毛6厘	66990.6666	○	66990.6666
240	別納租穀	1,791斛4斗7升8合3夕8才	17914.7838		
241	不舉正稅	54,104束	54104.0000		
242	糶	3,266斛6斗2升7合	32666.2700		
243	誤無符充用諸大夫位祿	1,791斛4斗7升8合3夕	17914.7830		
244	誤無符充用諸兵糧	3,260斛6斗2升	32606.2000		
245	誤不進納例交易赤糶237疋4丈4尺直	11,886束6把6分6毛6厘	11886.6666		
246	天慶5年勸出穀穎	23,189束1把7分7毛	23189.1770	○	23189.1770
247	別納租穀	1,130斛2斗5升1合	11302.5100	○	11302.5100

298	可收品田36町 地子稻	2,304束	2304.0000		
299	誤過充国司公麻田4町4段 地子稻	199束4把6分7厘	199.4670		
300	同2年勘出穀類	20,690束4把2分9毛6厘	20690.4296		18822.7666 ×
301	誤漏乘田1町1段地子稻	49束8把 6毛6厘	49.8066		
302	誤過充国司公麻田4段 地子稻	190束4把6分	190.4600		
303	誤加注符外不搦佃田1,238町210歩租穀	1,858斛2斗5升	18582.5000		
305	同元年勘出穀類	26,867束5把8分4毛6厘	26867.5846		26867.5846 ○
306	穀	2,440斛4斗5升8合4夕6才	24404.5846		24404.5846 ○
307	類	2,463束	2463.0000		2463.0000 ○
308	誤過充国司公麻田3町 地子稻	92束	92.0000		
309	誤過損田1,624町2段87歩租穀	2,436斛3斗3升1合	24363.3100		
311	誤漏乘田1段 地子稻	6束	6.0000		
312	誤漏采女田1町 地子	60束	60.0000		
313	可收品田36町 地子	2,304束	2304.0000		
314	誤漏租穀	4斛1斗2升7合4夕6才	41.2746		
315	誤加給驛馬秣	1束	1.0000		
316	延長8年勘出穀類	28,836束4把2分5毛	28836.4250		54332.2515 ×
317	穀	2,536斛5斗5升5合2夕5才	25365.5525		
318	類	28,966束6把9分9毛	28966.6990		19470.9000 ×
319	誤過注四王寺修法料稻	20束	20.0000		
320	誤無符未納類	16,310束9把	16310.9000		
321	誤立用収養在路飢病百姓料	400束	400.0000		
322	誤加注過分損田1,691町8段127歩租穀	2,537斛5斗5升2合5才	25375.5250		
324	可收位田36町 地子稻	2,740束	2740.0000		
325	延長7年勘出穀類	46,460束	46460.0000		
326	正税	16,640束	16640.0000		
327	公廩	21,483束	21483.0000		
328	雜稻	521束	521.0000		
329	地子稻	210束	210.0000		
330	誤所注交替无實	146,050束	146050.0000		
331	論定	56,900束	56900.0000		
332	公廩	71,610束	71610.0000		
333	論定	57,900束	57900.0000		
334	雜稻	17,060束	17060.0000		
335	可收位田34町 地子	2,700束	2700.0000		
336	誤加注延長7年橋捐田使食料	24束	24.0000		
337	誤以不用馬位死馬2疋	60束	60.0000		
338	誤加注四王寺修法料稻	2束	2.0000		
339	延長6年勘出穀類	359,039束3把2分2毛3厘	359039.3223		559039.3223 ×
340	穀	36,399斛6斗5升1合2夕3才	363996.5123		57676.4700 ×
341	類	195,042束8把1分	195042.8100		373455.2330 ×
342	正税	18,000束	18000.0000		
343	租穀	3,661斛3斗 5合	36613.0500		
344	地子稻	4,215束6把1分	4215.6100		
345	公廩	21,483束	21483.0000		
346	雜稻	50,430束	50430.0000		
347	誤上未納	20,632束4把2分3厘	20632.4230		

348	誤所注交易无實不學正稅公廨稻	100,000.0000		
349	論定	61,610.0000		
350	公廨	78,070.0000		
351	雜稻	18,100.0000		
352	誤注過分不堪佃田2,170町6段311步	2,106斛3斗4升2合	21,063.4200	
353	除二分損田612町30步	646束2把	646.2000	
354	定1,144町6段318步應輸租穀	268束	268.0000	
355	誤不注七分品乘田121町6段52步地子稻	405,811束3把5分4毛7厘	405811.3547	405811.3447 ×
356	誤割關郡司職田加注口分田6町	8,342斛8斗4合4夕1才	83428.0441	83428.0541 ×
357	除二分不堪佃田1町2段	322,383束3把	322383.3006	322383.3006 ○
358	定4町8段地子稻	88,390束	88390.0000	
359	延長5年勸出穀類	43,920束	43920.0000	
360	穀類	3,671斛3斗	36713.0541	
361	額	4,043束1把	4043.1006	
362	公廨	73,170束3把	73170.3000	
363	雜稻	32,290束	32290.0000	
364	租穀	88,390束	88390.0000	
365	地子租	43,930束	43930.0000	
366	未納	2,230束	2230.0000	
367	誤不學公廨雜稻	2,317斛3斗	23173.0000	
368	公廨	2,354斛2斗	23542.0000	
369	雜稻	7,646束	7646.0000	
370	可收位田34町地子稻	268束	268.0000	
371	誤加注過分不堪佃206町6段311分	70,375束9把	70375.9000	
372	除三分損田612町30步租穀	50束	50.0000	
373	誤加注過分損田90町75步租穀	5,927束1把5分5毛4厘	5927.1554	5927.1554 ○
374	誤不注七分乘田111町7段110步地子稻	18束7把4分1毛4厘	18.7414	
375	誤割關郡司職田加口分6町	380束	380.0000	
376	除二分不堪佃田1町2段	2,400束	2400.0000	
377	定4町8段地子稻	2束	2.0000	
378	誤无符注未納	3,120束	3120.0000	
379	誤加用買立駄馬6疋 內稻	6束4把1分4毛	6.4140	
380	誤率見奉公廨雜稻不堪佃延喜18年延長元年四箇年未納	44,069束1把2分3毛1厘	44069.1231	44069.1231 ○
381	延長4年勸出類	436斛8斗1升2合7夕2才	4368.1272	4368.1272 ○
382	正稅	39,700束9把9分5毛9厘	39700.9959	39824.9271 ×
383	地子稻	123束8把3分3毛	123.8330	
384	可收位田34町地子	5斛4斗6升5合7夕2才	54.6572	
385	誤過充四年寺修法僧供料稻	19,334束7把	19334.7000	
386	誤可收混合正稅關郡司職田地子稻	5,461束	5461.0002	
387	誤過充正稅交易絹井路糧	7,000束	7000.0000	
388	延長3年勸出穀類			
389	穀類			
390	額			
391	正稅			
392	租穀			
393	公廨			
394	酒			
395	地子稻			
396	賑給料			

397	誤割口分行権醫師公麻田6段租穀	9斗	9.0000	
398	可収位田34町 地子稲	230束	230.0000	
399	誤割田口分田加注権任国司公麻田6段租穀	2斛4斗	24.0000	
400	誤過充高年賑給額	4,000束	4000.0000	
401	誤過充主水司衣服料	428斛 4升7合	4280.4700	
402	誤加注祓使鈴負2人食料	6束9把9分 9厘	6.9909	
403	誤過驛使已下伝使已上単72人料	56束6把 3毛	56.6030	
404	誤漏田租帳地子稲	592束2把	592.2000	
405	誤不加納延長2年檢損田使勘発田地子	3,019束6把	3019.6000	
406	延長2年勘出額	5,099束6把	5099.6000	5099.6000 ○
407	可収田29町 地子	2,080束	2080.0000	
408	誤漏延長2年檢損田使勘発田地子稲	3,016束6把	3019.6000	
409	延長元年勘出穀額	1,844束2把1分5毛	1844.2150	1840.2700 ×
410	穀	5斗	5.0000	
411	額	1,835束2把7分	1835.2700	
412	酒	1斛 3升4合	10.3400	
413	誤漏地子	45束8把3分	45.8300	
414	誤加充国司巡行郡内単158合	59束7把7分	59.7700	

Ⅱ 10世紀～11世紀の出雲国司—出雲国正税返却帳との関係で—

はじめに

本章では、正税返却帳の勘出がはじまる延長元年(923)から、作成年である承暦2年(1078)までを中心に10世紀前半～11世紀末の出雲守(受領)とその任期を明らかにし、公文勘会および正税返却帳との関係を検討する。

1. 藤原惟房

『政事要略』巻27年中行事の給春夏位禄に引用する勘解由使勘判抄に

出雲(前司藤原惟房)

又云。他_レ用別納租穀。非_レ有_レ官符。難_レ可_レ輒用。誤充之怠前司何脱。然而物経_レ公用。怠霑_レ恩渙。須_レ從_レ原免。〈延長三年判。〉

とあり、延長3年(925)に勘解由使勘判により、出雲前司藤原惟房の別納租穀他用が免じられている。延長3年の国司交替の際に問題になったと考えられるので、藤原惟房の任期は延長3年以前である。

なお『宇佐八幡宮託宣集』には延喜19年(919)の豊前国司に(姓欠)惟房がみえる⁽¹⁾。また『尊卑分脉』藤原氏京家浜成の子大継の曾孫に阿波守従五位下惟房がみえ、年代的には近い可能性がある。これらが同一人か否かは今後の検討を要する。

2. 内蔵時景

『外記補任』承平6年(936)条によると、内蔵時景が、正月29日に大外記から出雲守に遷任している。内蔵時景は承平2年(932)正月27日に右京大進から少外記に任じられ⁽²⁾、承平4年(934)閏正月29日に大外記に転じ、承平6年(936)正月7日に従五位下に叙爵されたばかりだった。

3. 十市有象

『系図纂要』によると延喜2年(902)生まれという。『地下家伝』によると、天曆2年(948)正月に遠江介から出雲守に任じられた。十市有象は、『本朝世紀』天慶元年(938)11月3日条に兵部少録で結政所史座に着いたことがみえ、『外記補任』によると天慶5年(942)12月13日に直講から権少外記に任じられ、翌天慶6年(943)に少外記に転じ、天慶8年(945)には十市部宿禰を賜姓された。天慶9年(946)2月7日に大外記に転じ、4月28日に従五位下に叙爵された後7月17日に遠江介として転出している。

天徳2年(958)に明経博士となり、以後明経博士として勘申をしたり⁽³⁾、日本紀講書の召人となったり⁽⁴⁾、明経学生藤原右賢の得業生に准じて課試することを申請した史料⁽⁵⁾がみえる。天禄2年(971)に中原、天延2年(974)に中原朝臣姓となり、子の中原致時以降外記を歴任し、とくに局務(外記の首座)を代々つとめていき、局務家中原氏の始祖となった。『中原系図』には「治部大輔、博士、算博士、少外記、従四位下、初而賜中原」と記す。

十市有象は天曆2年(948)に出雲守に任じられているので、正税返却帳の天曆3年(949)の勘出は

十市有象の任中のものとみられる。

4. 平某 5. 浅井守行 6. 多治文正

『朝野群載』巻16 仏事上に所収する天暦10年(956)4月21日付の出雲国牒は、国分寺僧明賢死去の替わりとするため、沙弥光延の登壇受戒を東大寺戒壇院に申請したものであるが、国司として守従五位下平朝臣(名欠)、掾正六位上滋野朝臣(名欠)、権掾和気朝臣(名欠)、大目(権大目か)高屋連(名欠)の位署書がみえる。介、大目、少目は欠員とされる⁽⁶⁾。一方正税返却帳の天徳元年(957)において、守外従五位下浅井宿祢守行の天慶10年(947)位禄稻1177束2把5分(225項)および守従五位下浅井宿祢守行の賑物料稻175束(215項)が勘出される。また天徳2年(958)に守従五位下多治真人文正の同年位禄料稻2035束5把が勘出されている(210項)。

これらの記載の年代そのままに出雲守の変遷をたどれば、天慶10年(天暦元、947)に出雲守だった浅井守行は、一旦任を離れた後、平某の後をうけて天暦10年(956)後半か天徳元年(957)に出雲守に再任したが、すぐ丹比文正に出雲守を交替したことになる。しかし正税返却帳の記載には誤記ではないかと思われる部分が少なからずあり、検討を要する。

まず天徳2年(958)の勘出部分では、210項に守従五位下多治真人文正の同年位禄料が記載されている。206項に従五位下橘朝臣家子の天慶10年(947)位禄料穀107斛3斗6升5夕とあり、207項以下丹治文正まですべて「同年位禄料」とされている。この「同年」を天慶10年と解すれば、丹治文正の出雲守の時期が浅井守行と重なってしまう。『外記補任』天慶8年(945)条によると、同年3月28日に丹治文正は大外記から薩摩守に遷任している。そうすると天慶10年にはまだ薩摩守だった可能性がある。

一方、237項は「天慶七年」を「延長七年」と誤記している。こうした例を考えると、「天慶十年」は「天暦十年」または「天徳元年」の誤記である可能性もある。そうすると、丹治文正は天暦10年(956)または天徳元年(957)に出雲守だったことになり、それぞれ平某、浅井守行と重なってしまう。あるいは207～210項の「同年」を「當年」の誤記だとすれば、丹治文正の任は天徳2年(958)ということになる。同じように225項の「天慶十年」を「天暦十年」の誤記だとすると、浅井守行は天暦10年(956)から出雲守だったことになり、平某と重なる。

そのほか、天徳元年(957)に「介外従五位下小智宿祢延年」(226項)がみえるが、天徳2年(958)の「外従五位下久知宿祢遠平」(209項)と同一人物ではないだろうか。209項には介と記されていないが、守丹治文正の前行であり、しかも穎稻で記されている。位禄が穎稻で記されているのは国司(権守をのぞく)に共通している。同一人物の誤記だと考えられる。

こうした誤記の可能性を考え、この時期の出雲守の変遷として以下のような仮説を提示しておく。天暦10年(956)まで平某、天暦10年後半に浅井守行が任じられ、任の途中天徳2年(958)に丹治文正に交替した。しかし指摘したような矛盾、不審点が、単なる誤記ではなく本来の正税帳に由来するとすれば、それが勘出の理由になったとも考えられ、今後の更なる検討を要するところである。

さて丹治文正は、『外記補任』によると、天慶4年(941)3月28日に蔵人所出納から権少外記に任じられ、同5年12月13日に少外記、同7年3月29日に大外記、同8年正月7日に従五位下に叙爵された後、前述のように大外記から薩摩守に遷任している。『本朝世紀』天慶5年(942)閏3月9日条には権少外記として聴政に参加していることがみえる⁽⁷⁾。丹治真人からはこの前後の時期に外記

に任命されている例が少なからずあり、いずれも同族と思われる。

浅井守行、平某については、関係する史料が見出せず不明である。

7. 橋泰胤

『日本紀略』応和2年(962)4月19日条に「今日。出雲守橋泰胤宅下男一人与_レ犬通姪」とみえる。新訂増補国史大系は頭註で「泰、原作奉、今従神本、按橋氏系図有従四位下播磨守公緒男泰胤蓋此」と注記している。『尊卑分脈』にも同じく播磨守従四位下公緒の子に泰胤がみえる。

一方、『本朝世紀』天慶5年(942)閏3月9日条には長門守橋奉胤がみえる⁽⁸⁾。また『類聚符宣抄』巻8勘出所収の天慶8年(945)3月8日付宣旨は、長門守橋奉胤が前司物部本与任中の天慶元年(938)から4年(941)までの未勘の勘出を置いて公文勘済することを申請し、認可されたものであるが、それにより天慶5年(942)から8年(945)の長門守として橋奉胤の存在が知られる⁽⁹⁾。奉胤の「奉」について、新訂増補国史大系はとくに注を付していないが、『日本紀略』の諸本間で応和2年4月19日条の「泰」と「奉」に混同がみられること、時期が近接していることを考えると、出雲守橋泰胤と長門守橋奉胤は同一人物の可能性はあるのではないだろうか。

それ以外に、橋泰胤または奉胤に関する史料は見出せず、出雲守としての任期はこれ以上は不明とせざるをえない。

8. (姓欠) 則俊

『書写山円教寺旧記』「延照記」に次のような記述がみえる。

一、四間、板葺、湯屋一字(西庇一面)、

貳斛納釜一口 湯船一隻

湯筭一 水船一口

右釜、上人差_レ使僧義算、被_レ聞出雲守則俊朝臣、忽激_レ励其命、集_レ鉄令_レ鑄整、人夫被_レ運送_レ之、⁽¹⁰⁾

円教寺の湯屋の釜は、出雲守則俊が鑄造して運びこませたものだという。

同「延照記録起」は

先_レ之、寛和二年、花山法皇、忝托_レ仙駕、仍可_レ為_レ御願之由、上人奏聞、永延元年五月廿六日、静安阿闍梨奉_レ院宣、為_レ御願 既訖、

と、永延元(987)年5月26日に書写山円教寺が花山法皇の御願寺になり、同年10月7日に講堂供養が行われたとし、寂空作の同日付の講堂供養願文を収載している。

また同「延照記」は円教寺伽藍の諸堂・仏像等を目録状に列挙し、それぞれの造立の由来を記している。列挙される諸堂は以下の順である。

法華堂、講堂、常行堂、如意輪堂、多宝塔、真言堂、往生院大仏殿、一切経蔵、不断経所堂、本堂、鐘堂、湯屋、山王院宝殿

このうち法華堂については「寛和元年歳次乙酉、当国司季孝朝臣、為_レ建_レ立_レ一院、以_レ持僧慶雲、令_レ求_レ於_レ縁」とあり、寛和元年(985)に播磨介藤原季孝が建立したとする⁽¹¹⁾。藤原季孝は同年正月20日に藤原保輔によって顔面を刃傷されているが、そのときは下総守であり⁽¹²⁾、3月27日には播磨介になっていることがみえる⁽¹³⁾。刃傷事件の直後、正月28日の除目⁽¹⁴⁾で下総守から播磨介に遷

任し、ほどなく円教寺法華堂の建立事業を始めたのであろう。

また鐘堂の項にも、「花山法皇希代臨幸之处也、当州刺史藤原季孝、殊感_レ靈驗、專加_レ興隆、其不_レ具者唯鐘而已」とあり、円教寺に対する播磨介藤原季孝の貢献が花山法皇とならんで特筆されている。鐘銘も収載されているが、寛和3年3月（2月カ）18日に作られたとする。『扶桑略記』永延2年(988)条にも、

同年（永延二年）。聖空上人於_レ書写山_レ建_レ堂。号_レ円教寺。造_レ立丈六_レ釈迦_レ佛像。供養講師延曆寺実因。

とあり、寛和元年(985)～永延2年(988)にかけて円教寺の伽藍の整備が進められたことがうかがえる。

以上のような点から『書写山円教寺旧記』にみえる出雲守則俊による湯屋釜寄進の記事も、同じころのこととみてよいと思われる。つまり、則俊が出雲守だったのは永延元年(987)前後であり、寛和元年(985)以前にはさかのぼらないとみられる。

この則俊については、『尊卑分脉』『系図纂要』などにも該当しそうな人物はみあたらない。『平安人名辞典—長保2年—』⁽¹⁵⁾は、出雲守の可能性として寛弘7年(1010)ころもあげているが、後に検討するように寛弘7年ころの出雲守は紀忠道であり、その可能性は低い。他にこの人物に関する史料は見あたらず、現時点ではこれ以上は不明とせざるをえない。

9. 藤原相如

『栄花物語』巻4には、長徳元年(995)4月末、病気（疱瘡）になった藤原道兼が陰陽師の勧めで転地療養のため出雲前司相如宅に移り、そこで関白藤原道隆死去により関白の宣旨をうけたという話がみえる⁽¹⁶⁾。『大鏡』にも「出雲守相如の主の御家にあからさまに渡り給へりし折、宣旨は下りしかば」とある。症状がさらに悪化したため道兼は5月6日に本第の二条殿に戻ったが5月8日に死去し、後を追うように相如も5月29日に死去したことを『栄花物語』は記している。

『栄花物語』に「かの時平の大臣の御子の敦忠の中納言の御孫なりければ」とあるように、藤原時平の子敦忠の子助信の子であり、『尊卑分脉』撰家相統孫には正五位下出雲守、母は和泉守藤原俊連女とし、「歌人」の女子がいることとも記している。

『相如集』には「出雲守にて後、司なし」と記されていることから、出雲守が最後の官職だったようである。『今昔物語』巻24-38話には、左近中将藤原道信が、藤原相如が出雲守として任国に下ったときに「あかずして かく別るるを たよりあらば いかにとだにも 問ひにおこせよ」という歌を遣したとみえる。

『蔵人補任』は天延2年(974)11月25日に藤原相如が六位蔵人に任じられたとしている⁽¹⁷⁾。蔵人のときの歌として、『新勅撰和歌集』には

蔵人にてかうふり給ひて、いかが思ふと仰こと侍ければ、

としへぬる 雲井はなれて あしたつの いかなる沢に すまむとすらん

『相如集』には

出雲守にて後、司なし。蔵人にて春宮に候へし女に、

ねきことを さかぬものから ちはやふる 神てふかみは 君につきにき

また

同じ蔵人のころ、御文あけてみたりとて、つみあるへしとさはかるるに、

雲のうへ たかくみゆれは 天川 ふみみぬせにて 身をやしつめん

とある。そのほか『相如集』に多くの歌を残しているが、官職と時期を特定できるものはほとんどみられない。

したがって藤原相如の出雲守任期は、天延3年(975)ころ～正暦5年(994)ころの間としか指摘できない。ただ後述の源文雅が正暦4年(990)～長徳2年(996)だとすれば、その前任で永祚元年(989)～正暦3年(992)ごろの可能性もある。それ以前となると、永延元年(987)ころの(姓欠)則俊と重なってしまう。一つの仮説として提示しておきたい。

10. 源文雅

出雲国正税返却帳に前前司源文雅と記されている。

『尊卑分脉』『系図纂要』には、光孝源氏清平の子相規の子に文雅がみえる。『公卿補任』によると源清平は天慶8年(945)正月13日に死去している⁽¹⁸⁾。父相規は『尊卑分脉』では摂津守従五位上とする。年代からすれば該当する可能性があるが、出雲国正税返却帳の勘出部分の人名には誤記が多いこと、他に史料がみえないことにより断定はできない。『平安人名辞典—長保2年—』は別人かとしている。

11. 源忠規

長保3年(1001)9月6日に東三条院司が任命された。『権記』同日条には、

(前略) 晩景参院、先是左丞相・春宮大夫・右金吾被_レ候、大臣召_レ修理大夫、被_レ下_下右衛門督・中宮権大夫并余如_レ元為_レ別当、右近藤中将実成_{□□}為_レ別当、又出雲守忠規朝臣如_レ元別当令旨_上、即罷出、

とあり、新任の別当として右近衛中将藤原実成、再任された別当として右衛門督藤原公任、中宮権大夫藤原齊信、参議・右大弁藤原行成、出雲守源忠規がみえる。正税返却帳には、長保4年(1002)に、同4年4月2日太政官符による正五位下源朝臣忠規の位禄料稻2631束4把が勘出されている。位禄料は別納租穀が原則であるが額稲で記載されている。これは守浅井守行、守多治文正の位禄料が額稲で記されていることと同じで、長保4年においても源忠規が出雲守だったことによるものとみてよい。

源忠規は『尊卑分脉』『系図纂要』によると光孝源氏で、光孝天皇の子是忠親王の曾孫輔視の子とされ、正四位下出雲守と記されている。

『権記』長徳3年(997)5月24日条に

則光又伝_レ院御消息_云、甲斐守忠規従者日者候_レ獄所、忽有_レ所_レ煩云々、暫可_レ免給_レ仮。即奏。仰云、早可_レ免給_レ

とあり、東三条院藤原詮子の奏請により甲斐守忠規従者の獄囚に仮が給われている。東三条院との関係からするとこの甲斐守忠規も同一人物であろう。源忠規は甲斐守から出雲守に遷任したとみられる。

ではその遷任の時期はいつであろうか。源忠規が最初に東三条院司となった時期は不明であるが、『小右記』長徳2年(996)正月6日条に将監忠規が院宮御給に奉仕したことがみえる⁽¹⁹⁾。これが同一人物か否かは不明である。

10世紀後半以降、公文勘会は任終年または得替後に一括して行われるようになり、前司任終1年と当任3年分以上がその対象となっていた⁽²⁰⁾。勘出が4年連続していること、長保3年(1001)・4年に源忠規の見任史料のあることを考えると、忠規の任期は長保3年(1001)～寛弘元年(1004)で、勘出は長保2年が前任司の任終分、長保3年～5年が任中分とみてよいのではないだろうか。

源忠規は東三条院司として長保3年(1001)10月9日の東三条院四十賀に奉仕し、10月10日に院司賞として正五位下に昇叙している(『母后代々御賀記』)。正税返却帳では左弁官長保2年2月7日宣旨交易進上東条院御賀料麻布200段料稻が長保2年分として勘出されている。長保2年10月15日には御賀の屏風料として和泉・尾張から各五疋が召されている⁽²¹⁾ように、諸国に御賀料が宛られた。

東三条院詮子は、算賀の後まもない長保3年(1001)閏12月22日に死去する⁽²²⁾。翌日には葬送料の諸国召物定が行われた⁽²³⁾。出雲国正税返却帳に勘出されている左弁官長保3年閏12月29日宣旨交易東三条院御法會料麻布100段料稻は、この定によって諸国に宛てられたものの一部である。源忠規が東三条院司だったこととも関係すると考えられる。

源忠規について出雲守以後の動向は史料にみえず、不明である。

12. 紀忠道

『御堂関白記』寛弘6年(1009)9月2日条に、

入夜進内侍参中宮、夫道忠(忠道)之共、雲出(出雲)下向來五日云、為申此由也、女装束加織掛賜之云々、依数年見物、受馬一疋、頗雄々事也

と、進内侍が夫紀忠道とともに9月5日出雲へ下向することを中宮藤原彰子に報告し、女装束、馬を餞せられたことがみえる。

進内侍は中宮付女房であると思われるが、他に史料がみえず詳細は不明である。『平安人名辞典一長保2年一』は、『左経記』長和5年(1016)6月20日条で「仰進内侍令止請印」とみえる「進内侍」、万寿3年(1026)12月15日条に章子内親王の五夜産養に奉仕し賜物された内女房のなかに「内侍五人(進少将各織物掛一領、袴絹六疋、江侍従々々兵部各綾掛一疋、袴絹五疋)」としてみえる「進」も同一人かと推測している。

紀忠道は『尊卑分脉』によると紀文利の子で「従五位下出羽守」とするが、『系図纂要』、『紀氏系図』では出雲守とする。『小右記』寛和元年(985)5月19日条にみえる円融上皇競馬で標勅使をつとめたこと⁽²⁴⁾、『小右記』永延元年(987)3月26日条にみえる藤原兼家の春日詣の陪従をつとめること⁽²⁵⁾などが、忠道に関して知られる早い時期の例である。長保3年(1001)3月9日に昇殿した⁽²⁶⁾後、寛弘5年(1008)4月18日の藤原道長の賀茂詣に陪従する⁽²⁷⁾など、道長との結びつきを強めていた。出雲守任官も、道長との関係が大きく影響したものと思われる。

『小右記』長和2年(1013)8月15日条には、「前撰津守(藤原)方正、前出雲守(紀)忠道朝臣(以上四位)、昨日左府北方出車遅進、仍可令籠侍所戸屋之由、召仰之」とあり、前日の法性寺五壇法に向かう道長室源倫子の出車遅進の咎で、紀忠道と藤原方正を侍所へ禁固することが命じられている。ここでは紀忠道は前出雲守となっており、遅くとも長和2年7月以前には出雲守の任を離れていることになる。

寛弘6年(1009)9月に出雲守として下向したのが、出雲守任命後まもないときだとすると、寛弘

6年(1009)～長和元年(1012)が紀忠道の出雲守在任期間だと推測できる。

紀忠道が受領功過定にかけられるのは長和4年(1015)10月になってからである。『小右記』長和4年10月27日条には「相府示_レ受領功過事_一、余召_レ弁仰_レ之、即進_レ文書_一、先定_レ下野事_一〈守忠〉、去春不_レ定了_一、仍今日定、無過、次和泉〈経頼〉、両国無過、次出雲〈忠通〉、公卿給成了、不_レ定_レ了出雲事_一」とあり、この日の除目に先立って受領功過定が行われ、下野の多治比守忠、和泉の源経頼がともに無過とされたが、出雲の紀忠道については定ができなかった。翌長和5年正月6日の受領功過定において、改めて出雲の紀忠道について功過が定められた⁽²⁸⁾。

その後寛仁元年(1017)8月6日には七社奉幣の稻荷使となるが『小右記』同日条は「散位忠道」と記している⁽²⁹⁾。紀忠道は寛仁3年(1019)5月24日に死去した。『小右記』5月25日条によると、内膳奉膳高橋信通が忠道宅に同宿しており、節会の御器をその宅に置いていたことが問題とされている⁽³⁰⁾。この御器は長和5年(1016)10月に内膳司から盗まれたもので⁽³¹⁾、その後発見され⁽³²⁾、怠状を進めていた信通は寛仁元年(1017)3月には免じられている⁽³³⁾。

いずれにせよ出雲守以降、忠道は受領に再任することなく一生を終わったようである。出羽守だったことは確認できず、『尊卑分脈』の記述は誤りであろう。

13. 藤原頼経

『小右記』治安3年(1023)正月26日条には次のようにある。

章信朝臣持_レ来国々司申文等_一、可_レ定申_レ也。仰_レ可_レ続_レ文由_レ下_レ賜_レ之_一。出雲国不与状無実国分寺誤注_一新造。前司(藤原)頼経新司(藤原)成親加_レ署言上申文、是頼経帳也。不_レ可_レ有_レ事疑_一、可_レ注_レ載無実条_一之由、可_レ宣_レ下勘解由使_一者。余令_レ申云、除目間召_レ代々帳_一、以_レ諸卿_一令_レ比校_一、可_レ無_レ事疑_一者、可_レ改_レ直帳_一敷。先召_レ代々帳_一令_レ候_レ官、除目間可_レ随_レ召_レ也。章信朝臣諾。

受領功過定に先立って、出雲国の不与解由状に無実国分寺を新造と誤記していることが右中弁藤原章信によって報告された。前司藤原頼経と新司藤原成親がともに加署していることから、「事疑いあるべからず」として、無実の条を注載すべきことを勘解由使に宣下し、除目に備えて代々の帳を召して比較し、疑いなければ訂正を命じている。

不与解由状は国司(受領)の交替時に作成されるもので、官物その他の無実・破損の項目を挙げ、それについて新任国司が勘発を行い、ついで前任国司が勘発に対する陳述を行うという形式をとっている。新旧国司の主張が同時に記載され、両者がともに加署した後に言上され、これを基本資料として勘解由使勘判において裁定が下されることになっている⁽³⁴⁾。藤原頼経から藤原成親への交替に際して作成され、頼経の受領功過定のために審査されるものであった。

治安3年(1023)正月の除目は、22日の予定だったが、関白・左大臣藤原頼通の病により結局2月に延期になった⁽³⁵⁾。藤原頼経の加階について、『小記目録』治安3年2月15日条に「前出雲守頼経加階、不_レ可_レ作_レ位記_一事」とある。詳細は伝わらないが、この「誤記」の問題のためではないかと思われる。

藤原頼経は、『尊卑分脈』によると冬嗣六男良門流の従五位下陸奥守為長の男で、兄弟に従五位上・常陸介通経、従五位下・加賀権守公経、従五位下・越後守信経などがあり、子に二条関白勾当泰経、六位頼孝、従五位下・駿河守頼季、権僧正・法務頼信がみえ、「出雲甲斐守従五位下」と記される。

『小右記』長徳2年(996)正月10日条の雑色に任じられた記事⁽³⁶⁾から史料に散見する。

『左経記』長元7年(1034)8月22日条⁽³⁷⁾、8月25日条⁽³⁸⁾に中宮大進で甲斐守を兼ねていたことがみえる。甲斐守だった源頼信⁽³⁹⁾が長元5年(1032)2月8日に美濃守に遷任している⁽⁴⁰⁾。藤原頼経は源頼信の後任として長元5年2月に甲斐守に任じられたとみてよい。『行親記』長暦元年(1037)12月18日条に藤原永職が甲斐守とみえる⁽⁴¹⁾ので、藤原頼経は一任4ヶ年の後長元9年(1036)初めに甲斐守の任を離れたとみてよいだろう。以後、藤原頼経に関する史料はみえない。

藤原頼経から藤原成親への出雲守交替の時期は、後述する藤原成親の経歴を検討することによって寛仁元年(1017)だと推測される。また前述のように紀忠道の出雲守在任期間が寛弘6年(1009)～長和元年(1012)と推測されるので、長和2年(1013)～長和5年(1016)の一任4ヶ年が藤原頼経の出雲守の任期とみてよい。

14. 藤原成親

藤原成親は、『尊卑分脉』『系図纂要』によると、冬嗣六男良門流、従四位下若狭守・大膳大夫藤原遠理の男で、母は式部大輔橘敏通の女、兄弟に資経、子に従五位下・兵衛尉範経がみえ、「従五位下出雲守掃部頭」と記される。

『日本紀略』寛弘5年(1008)4月19日条にみえる掃部頭で賀茂祭使の代官となったこと⁽⁴²⁾が史料上の初見だと思われる。『御堂関白記』長和5年(1016)7月16日条に侍従・掃部頭で新所旬に奉仕したことがみえる⁽⁴³⁾。次に『御堂関白記』に成親がみえるのはその2年後の寛仁2年(1018)11月1日条で、「出東河奉幣、例幣并金銀幣、使雲出成親」とあり、「出雲成親」が藤原道長の例幣・金銀幣の使となっている。この記事を『国司補任』は採っていないが、「出雲成親」を出雲守成親と解してよい。『御堂関白記全注釈 寛仁二年下』も、成親の出雲守見任史料とし、さらにこの史料や長和5年(1016)10月4日、道長の子頼宗の女子誕生の際に、道長と頼宗との間を使として往復していること⁽⁴⁴⁾などから、道長の家司かあるいは近習の者と推測している⁽⁴⁵⁾。

藤原成親は前述のように治安3年(1023)正月において出雲守見任である。成親の後任だと考えられる橘孝親は後述するように、万寿2年(1025)に出雲守に任じられたとみられるので、万寿元年(1024)が成親の任終年となる。したがって、成親の出雲守任期は寛仁元年(1017)～万寿元年(1024)の重任8ヶ年とみてよいだろう⁽⁴⁶⁾。そうすると、交替後7年もたってから前任者藤原頼経の不与解由状が作成されたことになる。

『小右記』長元4年(1031)7月30日条に「故成親朝臣」とみえるので、出雲守離任後まもなく死したものと思われる。

15. 橘孝親

『小右記』万寿2年(1025)3月23日条に「出雲守孝親於門外令申赴任由」とあり、橘孝親が出雲守として赴任の由を告げている⁽⁴⁷⁾。正月29日の除目⁽⁴⁸⁾で出雲守に任じられたとみられる。

『小右記』長元2年(1029)閏2月25日条に「出雲守(橘)俊孝言、廿八日赴任」とあり、新任の出雲守橘俊孝が罷申をしていることがみえる。したがって橘孝親の出雲守の任期は万寿2年(1025)～長元元年(1028)までの一任4ヶ年となる。

その後『小右記』長元2年(1029)7月1日条に、

伊予守（藤原）章信持_レ来_レ為_レ弁之時下給勘宣旨（出雲国司孝親申、召物直料等）。頭弁（源経頼）持_レ来前讃岐守（源）頼国申_レ造殿料物_レ覆奏文_上、示_下可_レ奏下_{由上}。□□前出雲守孝親申請召物料文、同示_下可_レ奏下_{由上}、

とみえ、前出雲守橘孝親の召物料申請文が奏下されている。橘孝親が公文勘済のために任中の召物直料の処理を行ったものと思われる。

『左経記』長元4年正月22日条に

参_レ結政_、有政、上侍従中納言（藤原資平）、請印了着_{南所}、被_下参河出雲不与状_、食了参入、

翌23日条に

参_レ結政_、上侍従中納言、請印了着_{南所}、被_下隠岐不与状_、豊前実録帳、参河・出雲等解由_、食了入内、

とあり、まず不与解由状、ついで解由状が下されていることがみえる。2月の除目⁽⁴⁹⁾にあわせて受領功過定にかけられたのであろう。

橘孝親は、『橘氏系図』によれば橘内成の子で越中守、従四位下とされる。なお越中守とする史料は他にみえない。史料上の初見は『小右記』長和3年(1014)12月26日条で、外記として座主補任に奉仕した記事だと思われる。『外記補任』はこのとき権少外記とする。『小右記』長和5年(1016)正月11日条まで外記であることがみえ、その後は内記に転じたようで、『小右記』寛仁4年(1020)11月17日条には少内記とみえる。出雲守任中も大内記を兼任しており、この間の諸宣命、勅答、位記作成等に奉仕している。『春記』長久元年(1040)12月21日条によれば、この日大内記を辞す文を奉っている。

16. 橘俊孝

『小右記』長元2年(1029)閏2月25日条に「出雲守（橘）俊孝言、廿八日赴任」とあり、新任の出雲守橘俊孝が罷申をしていることがみえる⁽⁵⁰⁾。正月24日の除目で任命されたとみられる⁽⁵¹⁾。

赴任後の橘俊孝は、まず長元2年7月に降雪のあったことを言上した。『小右記』長元2年8月2日条によると、7月11日付出雲国司解により、7月8日に飯石郡須佐郷枚田村に雪が降り、殖田3町と野山の草木がことごとく損亡したことが報告された。『小右記』同日条は出雲国司解を引用しており、守橘俊孝、介平某、掾信寧の署判がみえる⁽⁵²⁾。『朝野群載』巻6所収の応徳2年(1085)9月11日文殿勘文にも出雲国解が引用されているが、「赤雪降」となっている⁽⁵³⁾。なお長元2年7月8日はユリウス暦1029年8月20日である⁽⁵⁴⁾。それをうけて8月2日、国史・日記から先例を調査することが大外記清原頼隆に命じられた⁽⁵⁵⁾。8月4日、推古34年(626)6月と貞観17年(875)6月4日の例が勘申された⁽⁵⁶⁾。8月6日、右中弁藤原頼任を通じて奏聞に付された。しかしそれらにはどのように対処されたかは記されていない。実資は、先例は6月の降雪で宮中の例であり、今回の秋の山陰道とは異なっている。仁王経七難には夏の雪について説いており、秋の雪の場合にあてはめてもそれほど怪しむべきことではない。出雲国に官符を下給して仁王経を転読させるとともに、宮中においても攘災法を修すのがよいという考えを記している。結局、勅により官符を出雲国に下給して仁王経を転読させることとなった⁽⁵⁷⁾。応徳2年(1085)9月11日付官文殿勘文では、国分寺に浄行僧を招いて3日間仁王般若経を転読させたとしている⁽⁵⁸⁾。

翌長元4年(1031)～5年にかけては杵築大社の神託と神殿の顛倒・造営が太政官で大きな問題となり、出雲守橘俊孝がその渦中の人物として追及され配流されることになる。

杵築大社神殿が顛倒した日は史料により異なっている。『日本紀略』は8月11日とし⁽⁵⁹⁾、『百鍊抄』は8月13日とする⁽⁶⁰⁾。『左経記』長元4年10月17日条には顛倒を報告する出雲国解を引用しているが、顛倒した日付を特に記してはいない⁽⁶¹⁾。日時の記録が一定していないことも問題になるだろう。

顛倒の報告は出雲国解で10月17日に太政官に伝えられた。『左経記』同日条は出雲国解を引用し出雲守俊孝の云として、顛倒の状況を詳しく伝えている。それによると以下のような状況だった。三度光があつて、震動し顛倒した。材木はみな倒れたが、乾の角の柱一本だけが残った。七宝で宝殿を作り、七宝の管を宝殿の中に安置し、これを御政体としていたが、その管が顛倒した材木の上に露わになっていた。禰宜たちが沐浴潔斎して慎みを致しこれを取り、仮殿に移した。これに対して、以前にも顛倒したことがあったというので、前例を調査させるよう指示がだされている⁽⁶²⁾。

この顛倒に対して、閏10月3日に神祇官と陰陽寮が軒廊で卜筮を行った。神祇官は兵革と疾疫のおそれがあると奏し、陰陽寮も同様に良・巽方より兵革、天下の疾疫のおそれがあると奏した。出雲と良・巽方諸国に対し疾疫・兵革の慎を指示する太政官符が下されることになった⁽⁶³⁾。翌々閏10月5日には杵築大社に奉幣することになり⁽⁶⁴⁾、閏10月15日に奉幣使が左衛門陣外で幣を請けて出立した。先例がみえないので、神祇官に命じて社の数と幣物を勘申させ侍従所で準備させ、杵築社ほか十八社への奉幣となったようである⁽⁶⁵⁾。奉幣使は神祇少祐大中臣元範だった⁽⁶⁶⁾。

これと同ころ杵築社の神託が守橘俊孝によって伝えられたらしい。内容の全貌は必ずしも明確ではないが、後述するように、天皇の身体の安穩にかかわること、改元のこと、陪膳者への叙位のこと、神殿造営のこと、の少なくとも4点が含まれていた。

『小右記』長元5年2月26日条によれば、託宣により3月11日が天皇の慎むべき日とされた⁽⁶⁷⁾。『左経記』3月11日条によれば、「風聞、明日依_レ出雲杵築社託宣、可_レ有_レ御物忌」とあり、関白藤原頼通・近習・上達部らが籠り、内裏では北斗熾盛光法と不動等法が修され、大般若経が不断読経された⁽⁶⁸⁾。

杵築社神託による改元については、正月23日に関白頼通の消息により、勅命をうけて改元と新年号の字の勘申が指示された⁽⁶⁹⁾。7月28日には、藤原実資が8月改元の例として天平と延暦の例を頭弁藤原経任に申し送っている。その後、29日に改元すべきところ内裏の犬死穢が当日に及ぶため穢中の改元例を勘申させたがその例がなく、天平・延喜という8月改元の吉例があるので、8月1日に改元するのはいかかかという関白頼通の消息が伝えられ、実資は賛同の意を返報している⁽⁷⁰⁾。しかし8月1日に状況が急転回し、改元は行われなかった。神託が虚偽であることが発覚したためである。それは政府による杵築社顛倒と造営に関する調査のなかで明らかになった。

それに先立つ6月3日、除目・叙位にあたって橘俊孝が、出雲守の重任および4ヶ年調庸租税免除と但馬・伯耆等国の工夫徴発による杵築社造営、前年神託による陪膳役への叙位を申請してきている。これに対して、先例になく裁許の定しがたいため、実検使を出雲へ派遣して社屋の規模や宝殿の有無を調査させることにし、また前々司忠親に顛倒造立の例を尋ねている。実検使には右大史(姓欠)広雅⁽⁷¹⁾が任じられ、木工寮官人も随行することになった⁽⁷²⁾。6月17日に「杵築宮損色使官符」への請印が行われているので⁽⁷³⁾、その直後に実検使広雅が出雲国へ向けて出発したものと思

われる。

実検使広雅が帰京したのが8月1日で、深夜に橘俊孝を伴って参上した(74)。広雅の報告により、杵築社の社司や出雲国在庁官人らの問注文などから、託宣はなかったこと、陪膳者への叙位の件についても神人でないものに位記を給したことが明らかになり、その位記が返進された。8月7日に関白頼通の指示で杵築社の問題が諸卿の議に附された(75)。杵築社の顛倒や託宣は出雲守橘俊孝の虚偽の報告だったとして、8月20日に定にかけられ、俊孝の罪状について明法勘申がなされた(76)。9月20日には杵築社顛倒と神託の虚偽の奏上をした罪により佐渡国への配流が決定し(77)、9月27日に配流された(78)。その後、俊孝は佐渡国への途中重病に陥り、10月5日より越前国敦賀郡に逗留し配所へ向えないことが、俊孝領送使の左衛門府生光近から報告された(79)。俊孝はその後史料にはみえない。まもなく敦賀で死去したとみられる。

『左経記』長元5年6月3日条にみえる橘俊孝の申請内容から判断すると、俊孝が虚偽の杵築社顛倒・神託を奏上したのは、神威を背景にした神殿の大規模造営と、それを名目とした受領重任を図ったためではないかと推測される。出雲国正税返却帳では長保2年(1000)に、長徳4年(998)12月18日太政官符によって「造立出雲神殿玉垣料」額稲換算で計93,312束3把1分1毛8厘の支出が勘出されており、この時期に大規模な杵築社の修造か造営がうかがえるが、太政官符による造営の指示がだされていることに注目したい。6月3日の橘俊孝の申請は、造営料として4ヶ年の調庸租税を宛てることと但馬・伯耆等国からの工夫の徴発であるが、それらは太政官符によって命じられるものである。政府による諸国宛の事業として神殿の大規模造営を実現させるため、神意の現れである顛倒が演出され、また神託が捏造されたのではないだろうか。それは杵築社側はもちろん、在庁官人も当事者で、彼らの関与なくしてはできなかつたはずだが、発覚した段階で守橘俊孝一人に責任が帰されてしまったのであろう。

10世紀末以降、政府の費用調達は太政官符により諸国に宛てられたが、その際に正税・不動穀以外からの支出を国司からの申請により裁可していく方針がとられた(80)。11世紀前半にはそうした諸国からの料物申請がたびたび記録されている。さらに寛弘2年(1005)の造内裏定において政府は「至下立用物料之国司可給賞、立用作料之国司可無勸賞」(81)とすることにより、国司の勸賞規定と関連させて国内臨時加徴を暗黙の内に承認する方針をとった(82)。これらは内裏等の造営など政府事業の臨時賦課を念頭においたものであるが、長元年間に美濃国や備後国が造円教寺料の料物申請をしている(83)ように、政府が命じる寺社造営にも適用されたものと考えられる。俊孝の杵築社造営の料物申請はこうした状況を反映したのもでもあった。「調庸租税等」を造営料に宛てる申請は、寛弘2年の方針からすると勸賞対象にはならないが、神威を背景にした造営を自身の受領任中の事業と認められることで重任されようとしたのではないだろうか。

これらと出雲国正税返却帳との関係について、ここでふれておきたい。前述のように10世紀末以降、料物申請が原則になった結果、申請なく官物を立用した場合に正税返却帳の勘出対象となる。長保2年(1000)～5年(1003)の勘出はそうした例であろう。寛弘2年以降、国司の勸賞規定と関連させて国内臨時加徴が暗黙の了解事項になってくると、当然これらは正税帳には立用されないことになる。こうした状況が恒常化していったために出雲国正税返却帳でも長保5年を最後に勘出がみられなくなるのである。

ところで杵築社造営のために但馬からの工夫徴発を申請していることに関連して、橘俊孝の前歴

で問題になる点がある。

橘俊孝は『橘氏系図』『尊卑分脉』などにはみえない。史料上の初見は『御堂関白記』寛弘元年(1004)4月17日条にみえる齋院御禊に奉仕した木工允俊孝ではないかと思われる⁽⁸⁴⁾。寛弘8年(1011)には兵部丞俊孝とみえ⁽⁸⁵⁾、長和2年(1013)には式部大丞正六位上橘俊孝とみえ⁽⁸⁶⁾、万寿4年(1027)には兵部少輔俊孝とみえる⁽⁸⁷⁾。その後、長元元年(1028)に事件を一つ引き起こしている。

『小右記』長元元年7月24日条によると、前夜、雑人10人ほどが関白頼通第西門外で雑事を訴えた。ついで堂門、南門と移動して大声をあげつづけたが、尋問しようとするので分散していなくなってしまった。但馬国百姓が国司の苛政を訴えたものだという。実資は、諸国の百姓が公門で国事を訴えることは古今の例ではあるが、夜間に放言して訴えたことなどない。但馬国司の苛政のことは耳にしたことはなく、敵するものが夜陰にまぎれてうってでた行為で、とりあう必要はないとしている⁽⁸⁸⁾。その後も但馬百姓が夜間に関白門外で同じように放言した。白昼だと殺されるかもしれないので、夜間に訴えたのだという⁽⁸⁹⁾。

ところが放言したのが橘俊孝だったということが判明する。『小右記』同年7月26日条によると、再び夜な夜な但馬百姓と称して放言したのは俊孝の仕業であり、但馬国司の在京中に俊孝が但馬に下向し、「不善」を行い「濫吹」したのに対して、但馬国司が国にもどって関係者を譴責したので、憤激した俊孝が今回の行為に及んだのだという⁽⁹⁰⁾。

このときの但馬守は藤原能通である。藤原能通は万寿4年(1027)2月4日、長元2年(1029)閏2月25日に但馬守として見任であり⁽⁹¹⁾、少なくともその間は但馬守の任にあった。万寿4年(1027)9月26日には、但馬守藤原能通が私物をもって建礼門東西垣と一階部分の修造を申請している⁽⁹²⁾。私物を充当するといっても、受領として国内に負担を転嫁することは考えられる。あくまでも推測の域を出ないが、但馬国内に関係をもつ俊孝が、建礼門修造の費用徴集をめぐって守藤原能通と対立した可能性はありうるし、そうした関係から杵築社造営にあたって但馬国に対する工夫の徴発を申請したものかもしれない⁽⁹³⁾。

しかし実資によると、橘俊孝は家人であるが、「酒狂不善」の者であり、先年も乗車して家門を渡ろうとして、下人に面耳を殴打されたこともあるという⁽⁹⁴⁾。

16 附. 前々司忠親

『左経記』長元5年(1032)6月3日条に、杵築社顛倒・造立の前例を前々司忠親に尋ねるとみえる。すでに明らかにしてきているように、橘俊孝の前々司は藤原成親である。また紀忠道から橘俊孝までの守は連続して明らかになったが、忠親の名はみえない。源忠規と紀忠親の間、寛弘2年(1005)～5年(1008)ころの守が不明なので、ここにあたる可能性はある。その場合、『尊卑分脉』『系図纂要』に出雲守と記されている菅原忠親の可能性がありうる。そのほか菅原忠親については、長保2年(1000)に正六位上で文章生より勘解由判官に任じられたこと(『除目大成抄』)しかみえない。

『平安人名辞典—長保2年—』はこの菅原忠親と「前々司忠親」が同一人物である可能性を示しているが、他に菅原忠親を出雲守とする史料はみえない。なお『菅原氏系図』では「従五位下、出家」とする。

前回の大規模修造が勘出が源忠規任中分であり、正税返却帳の記載が後司の勘出申請によるものであり、その後司が菅原忠親だったため前例を尋ねられたと推測することも可能ではあるが、30

年もたつて前々司として前例を尋ねられるという点に問題がなくもない。

前々司成親の誤記である可能性は、前述のように藤原成親は長元4年(1031)にすでに故人としてみえるので、否定される。前々司忠道の誤記である可能性も、寛仁3年(1019)に死去しているため、否定される。しかし橘孝親、源忠規も一字違いであり、忠親に誤記された可能性は残る。

以上、菅原忠親および誤記の可能性をあげた。後考を待ちたい。

17. 藤原登任

『類聚符宣抄』巻8越勘に次のような太政官符が収録されている。

太政官符民部省

応_レ越_二勘_一長元元二三四并四箇年公文_一事

右得_レ出雲国去七月十三日解状_一。謹_レ検_二案内_一。前司守橘朝臣俊孝。去長元五年九月之比。坐_レ事配流。仍未_レ勘_二公文_一。爰新司守藤原朝臣登任。殊_レ勳_二忠節_一。欲_レ勘_二済公文_一之處。所司勘_レ発云。先_レ勘_二前任帳_一。次_レ勘_二当任帳_一者。何依_レ前吏之不勤。徒_レ可_レ失_二当任之勤_一哉。抑越勘之例。格条已存。前蹤不_レ可_レ勝計。望請官裁。因_二准傍例_一。早被_レ下_二宣旨於所司_一。越_二勘件年年帳_一。弥_レ勳_二忠節_一者。右大臣(藤原実資)宣。奉_レ勅依_レ請者。省宜_二承知依_レ宣行_一之。符到奉行。

右中弁兼和泉守源朝臣(経長)

左大史菅乃

長元九年八月卅日

長元9年(1036)、出雲守藤原登任が自身の任中公文の勘済にあたって、前司橘俊孝の未勘公文(長元元年～4年分)の越勘を申請し認められたものである。

越勘とは、国司交替のさいに後司の申請により主計寮または主税寮が過去にさかのぼって前司以前の公文を勘査することであり、太政官符が官宣旨の下付が必要だった⁽⁹⁵⁾。前任者の功過との比較で考課がなされるので、越勘が認められないと前任者の帳も後司が勘済しなければならないことになる。前述のように橘俊孝は長元5年(1032)に配流され任中公文が未勘のままに終わっている。当任国司の勘済すべき公文は前任任終1年と当任3年以上の4年以上とされている⁽⁹⁶⁾。したがって前任橘孝親任終年の長元元年(1028)分と橘俊孝任中の長元2年(1029)～4年(1031)がその内訳となる。越勘が認められたことにより、後司藤原登任は自身の分、つまり長元5(1032)年～8年(1035)分の勘済だけでよいことになったのである。

「杵築大社造営遷宮旧記注進」には、長治2年(1105)に出雲守藤原家保が杵築社などの破損による造進を申請し、嘉承元年(1106)2月7日宣旨により官使が派遣されて損色について注したなかに、
当国大社・中社或顛倒、或朽損、每_レ有_二破壊_一、宰吏造進預_二勸賞_一、前跡多存、近則藤原登任・同章俊等各賜_二延任官符_一、造_二進杵築社_一、⁽⁹⁷⁾

と、藤原登任が延任官符をうけて杵築社を造進したことが記されている。「杵築大社造営遷宮旧記注進」は宝治2年(1248)の杵築大社造営に際して、国衙の杵築大社造営記録を編纂したものとされており⁽⁹⁸⁾、事実経過はある程度反映しているとみなされる。

これらのことから藤原登任は、長元5年(1032)に橘俊孝が配流された後をうけて出雲守に任じられ、「顛倒」した杵築社神殿の造営を進め、その完成まで延任したといえる。前掲長元9年(1036)の越勘申請は、任4年めにあたって延任官符を請けることとの関係でなされたものとみられる。

『尊卑分脉』によると、藤原登任は南家武智麻呂五男巨勢麻呂五男真作の子孫で、正四位下美作守師長の子、母は播磨守光孝女、出雲・陸奥・大和・能登等の守に任じ、従四位下主殿頭、康平2年(1059)3月19日に72歳で出家したとある。兄弟に図書助有任、従五位下越後権守実任、子に従四位上能登・越後守・主殿頭長宗、従五位下刑部丞・治部丞・大舍人頭長明などがある。『系図纂要』は能登守のかわりに美濃権守とする。『御堂関白記』寛弘8年(1011)2月10日条が史料上の初見で、東宮殿上を聴されたとある。その後蔵人となり⁽⁹⁹⁾、式部丞になったことも確認できる⁽¹⁰⁰⁾。『小右記』万寿元年(1024)正月26日条に治国により従五位上に叙されたとあるが、任国は不明である。このとき大和守は源政職なので⁽¹⁰¹⁾、『尊卑分脉』にみえるうち大和でないことは明らかである。『小右記』長元元年(1028)8月27日条に「登任朝臣」とみえてから出雲守に任じられるまでの動向は不明である。

出雲守離任後は陸奥守に任じられている。『陸奥話記』に永承年中に陸奥守に任じられていたことがみえ、永承6年(1051)に源頼義に陸奥守を替わっている⁽¹⁰²⁾。その後、出家したものと思われる。

18. (姓欠) 憲清

『春記』長久2年(1041)2月7日条に

賀茂祭齋院童女装束事、経_レ坊官蔵人_ノ之受領所宛仰也。越後守資良・出雲守憲清可_レ宛仰_ノ之由、触_レ関白_ノ可_レ左右_ノ者、即参_レ関白殿、令_レ伝_レ申此由、自_レ一日_ノ有_レ犬穢死_ノ、仍令_レ伝_レ申_レ也、命云、早可_レ宛仰_ノ者、(中略)又帰参内、令_レ奏_レ童女装束事_ノ、各可_レ宛仰_ノ者、即退出、

とあり、翌2月8日条に

御禊童女四人装束、以_レ書状_ノ遣_レ憲清_ノ〈出雲〉、即有_レ請文_ノ、祭日童女四人装束仰_レ資良_ノ〈無_レ請文_ノ、只申_レ承了_レ也〉、

とある。賀茂祭における齋院の御禊童女4人の装束を出雲守憲清、祭日童女4人の装束を越後守藤原資良の所宛とした記事である。

出雲守憲清については他にみえない。しかし『小記目録』長元4年(1031)4月13日条に「右兵衛尉憲清」、『左経記』類聚雑例長元9年(1036)5月19日条に「左兵衛尉源憲清」がみえ、『平安人名辞典—長保2年—』は同一人としている。もしそうだとすれば、左兵衛尉源憲清は長元9年以降に出雲守に任じられたことになる。『春記』は齋院童女装束を坊官蔵人を経た受領の所宛とすることを記している。兵衛尉を兼任する六位蔵人は多い⁽¹⁰³⁾。あるいは憲清も兵衛尉と蔵人を経ていたのかもしれない。

『平安人名辞典—長保2年—』は、この源憲清を『尊卑分脉』『系図纂要』にみえる光孝源氏登平の子で、正五位下能登守とみえる憲清にあてている。

憲清の出雲守任期は、延任した藤原登任の後とみてよいのではないと思われる。登任の離任時期は不明であるが、最長でも重任8年までであろうから、おそくとも長久2年(1041)までに憲清が出雲守に任じられていたとみられる。仮に長久2年の任命だとすれば、憲清の一任4年(長久2年(1041)～寛徳元年(1044))、その後一人一任4年(寛徳2年(1045)～永承3年(1048))をはさんで、永承4年(1049)ころに出雲守に任じられた藤原明衡にちょうどつながっていくことになる。あくまでも計算上のことであるが、一案として示しておく。

19. 藤原明衡⁽¹⁰⁴⁾

藤原明衡は11世紀を代表する文人で、『本朝文粹』『本朝秀句』『雲州往来』『新猿楽記』などの編著者とされ、これまでも多くの研究が積み重ねられてきている。しかし、『雲州往来』が藤原明衡の出雲守在任と関係するとされながら、その出雲守在任時期については明確ではなく、いくつかの説が提示されてきた⁽¹⁰⁵⁾。はやく大曾根章介氏は長久末年(1043)～永承初年(1046)頃ではないかと提起し⁽¹⁰⁶⁾、川口久雄氏は天喜5年(1057)に任じられたとした⁽¹⁰⁷⁾。三保忠夫氏はこれらの説を批判し、藤原明衡の在任期間を永承4(1049)か5年ころから天喜元年(1053)以前の間とした。

三保氏は以下の点を根拠としてあげている。藤原明衡は寛徳2年(1045)から永承3(1048)か4年ころまで勘解由次官にあったこと。一方『御産部類記 下』巻17は、天喜元年(1053)6月20日に誕生した貞仁親王(白河院)の浴殿読書役に任じられた藤原明衡を「前出雲守正五位下」としていること。また『中右記部類紙背漢詩集』巻7、天喜3年(1055)3月3日に勸学院において「花色映春酒」を詠じた15首の中に、「前出雲守明衡」の1首がみえること。後掲『本朝続文粹』巻6 康和6年(1104)正月26日付藤原敦基奏状に、天喜4年(1056)に「出雲国公文未勘」のまま藤原明衡は式部大輔に任じられたとあること。

従うべきであるが、2点つけ加えておく。

『本朝続文粹』巻10 和歌序

秋夜同詠 華菊臨 水窓 教和歌 (并序) 東宮学士明衡

是夕也。雲客風人。乘興杖醉。會遊于源納言之水閣焉。初以錦葉之殘 林為詩題。後見金菊之臨 水凝詞思。蓋遇四瀛之艾寧。賞三秋之蕭索也。明衡學月牖而齡傾。雖繼綺里季之雪鬢。任雲州而秩罷。未慣素盞烏之風儀。頗魯庸以動意。詠和言而有慙。

其詞曰。

この和歌序は、藤原明衡が東宮学士に任じられた天喜6年(康平元、1058)以後の作であるが、「任雲州而秩罷」とあり、出雲守を秩満となったらしいことがわかる。また次項で指摘するように、天喜元年正月に大中臣頼宣が出雲守に任じられている。したがって一任4ヶ年を遡った永承4年(1049)正月ころに出雲守に任じられたとみてよい。

天喜元年(1053)に出雲守を離任後は、公文を勘済しないまま次の官職に任命されていった。

『本朝続文粹』巻6 奏状に収録する康和6年(1104)正月26日付の前上野介正四位下藤原敦基奏状は、「請殊蒙天恩 因准傍例。依儒学并奉公勞。被拜任刑部卿・彈正大弼・式部權大輔等闕状」というものであるが、以下のような先例を列挙している。

一、大業非成業旧吏。未勘公文輩。任頭官・儒官・諸司長官等例。

源扶義卿

永延元年十一月任右少弁。〈河内国公文未勘間〉

藤原国成朝臣

長元八年十月任右少弁。〈因幡国公文未勘間〉

菅原定義朝臣

天喜二年十月任文章博士。

康平五年十一月兼大学頭。〈已上和泉国公文未勘間〉

先父明衡朝臣

天喜四年二月任_二式部少輔_一。

康平五年十一月兼_二文章博士_一。

同六年十一月兼_二東宮学士_一。〈已上出雲国公文未勘間。〉

藤原正家朝臣

康平八年三月任_二文章博士_一。〈越中国公文未勘間〉

嘉保二年十二月転_二任式部大輔_一。〈若狭国公文未勘間〉

橘俊綱朝臣

承保三年正月任_二内蔵頭_一。〈播磨・讃岐等国公文未勘間〉

藤原実政卿

承暦元年十一月任_二右京大夫_一。〈近江国公文未勘間〉

同家綱

承德二年十二月任_二兵庫頭_一。〈信濃国公文未勘間〉

高階業房

康平二年十二月任_二大舍人頭_一。〈上野国公文未勘間〉

11世紀において任中の公文を勘済しないまま、ということはつまり功過定をうけないまま次の官職に任じられる受領の少なくないことがうかがえる史料である。そのなかに藤原明衡もまた出雲国公文未勘のまま天喜4年(1056)に式部少輔に任じられ、康平5年(1062)には文章博士、康平6年には東宮学士を兼任していることがみえる。奏状を記した藤原敦基は明衡の子であり、父らにならって上野介任中の公文未勘のまま刑部大輔等への任命を願ったものであろう。

このように藤原明衡は出雲守離任後も、少なくとも康平6年(1063)11月までは任中の公文を勘済しないままになっていた。その後、勘済して受領功過定をうけたかどうかは不明である。

20. 大中臣頼宣

後に伊勢神宮祭主となる大中臣頼宣が出雲守に任じられたのは、『祭主補任集』によると天喜元年(1053)正月である。大中臣守孝の子⁽¹⁰⁸⁾で、長徳4年(998)に生まれ、寛治5年(1091)7月27日に94歳で祭主のまま死去したとする。

出雲守任終年は不明だが、次に史料にみえる治暦4年(1068)2月から祭主に補任される前日の永保元年(1081)5月29日までは前出雲守としてみえる⁽¹⁰⁹⁾。一任4ヶ年だったとすれば天喜4年(1056)末には任を離れたと推測され、前司史料とは矛盾はしない。

寛治元年(1087)11月18日の大嘗会叙位で大中臣頼宣は従五位上に叙されたが、「出雲国未勘公文」と注記され⁽¹¹⁰⁾、藤原明衡と同様に任を離れた後も任中の公文を勘済しないままになっていた。

20 附. 大中臣親長

『国司補任』は、『太神宮諸雑事記』延久元年(1069)9月条から前出雲守大中臣親長を採っている。たしかに『群書類従』巻3所収『太神宮諸雑事記』は、

御祭使王正親正信清王。中臣前出雲守親長。頼宣朝臣等也。

とし、諸本とも異同はないようである⁽¹¹¹⁾。同じ群書類従本『太神宮諸雑事記』治暦4年(1068)12月条には、

其後（延久元年）二月廿一日。勅使参宮。使王俊清。中臣主殿少允大中臣親長等也。
とあり、延久元年 2 月段階で大中臣親長は主殿少允とされている。したがって大中臣親長が出雲守の任にあったとすると、延久元年(1069) 2 月以前になるはずである。しかし、そうすると延久元年 9 月条で直近の官職である主殿少允でなく「前出雲守」とするのは不審である。そもそも延喜式にもあるように祭使の王と中臣は各一人である⁽¹¹²⁾。

神道大系本の『太神宮諸雑事記』は、「親長」を衍字として当該部分を
御祭使王正親正信清王。中臣前出雲守頼宣朝臣等也。

と翻刻し、『三重県史』資料編 2⁽¹¹³⁾ も同じである。神道大系本に従いたい。

ほかに親長を出雲守または前出雲守とする史料は見あたらない。大中臣親長が出雲守であったことはなかったとみてよい。

21. 大中臣永清

『国司補任』は「(姓欠) 永清」とするが、『水左記』承暦元年(1077)11 月 11 日条に

後聞、此日有_レ奉幣使伊勢斎宮帰京_レ由云々。使中臣前出雲守永清云々。上左衛門督云々。

とあることから、『祭主補任』『大中臣氏系図』『太神宮諸雑事記』などにみえる大中臣永清であることがわかる。

『祭主補任』では祭主大中臣親清について、

件卿者、祭主永頼朝臣二男、神祇権少副宣輔一男、祭主永輔朝臣二男、出羽守永清二男、神祇大副輔清朝臣一男也、

としており、大中臣永清が親清の祖父で出羽守だったことになる。ただし永清が出羽守だったことは他にみえない。

『大中臣氏系図』では永清について「天喜造内宮使」と記している。『太神宮諸雑事記』天喜 5 年(1057) 2 月 3 日条に、「散位従五位下大中臣永清」が神祇少祐大中臣公輔の代わりに造宮使に任じられたことを詳述している。『太神宮諸雑事記』康平 2 年(1059) 3 月 19 日条に「造宮使神祇少副元範朝臣」とみえるので、永清はそれ以前に造宮使の任を離れていることがわかる。大中臣元範は康平元年(1058) 9 月には祭使として下向している⁽¹¹⁴⁾ので、この時点ではまだ造宮使ではない。康平元年 9 月から 2 年 3 月の間に、造宮使が大中臣永清から大中臣元輔に交替したと考えられる。次に大中臣永清がみえるのは『太神宮雑事記』延久元年(1069) 6 月条で、「祭使散位大中臣永清参下」とある。

以上が管見の限りでの大中臣永清に関する史料である。大中臣永清が出雲守だったのは、造宮使に任じられていない時期で、かつ散位とされている史料のみえない時期になる。他の守の任期とあわせて考えると、可能性として、A (姓欠) 憲清と藤原明衡の間—寛徳 2 年(1045) ころ～永承 3 年(1048) ころ、B 大中臣頼宣と藤原章俊 (後述) の間—天喜 5 年(1057) 2 月以降～康平 3 年(1060) ころ、があげられる。表にはとりあえず後者 B の可能性を掲げておいた。

22. 藤原章俊

「杵築大社造宮遷宮旧記注進」は歴代の国司毎に記事が整理されている⁽¹¹⁵⁾。前欠のため冒頭の国司名が欠けているが、次の藤原家保の項に「近則藤原登任・同章俊等各賜_レ延任官符_レ、造_レ進杵築

社」]とあり、藤原章俊のことであることがわかる。記事は康平5年(1062)4月13日・21日の立仮殿以降が現存しており、康平8年(治暦元年、1065)正月に杵築大社造進の功により出雲守が延任となり、治暦3年(1067)2月1日の正殿遷宮の直後に2月6日に得替が記されている。したがってここまでが守藤原章俊の事績としての記載だと判断される。

この治暦度の杵築社造営は、康平4年(1061)11月ころの顛倒からはじまる⁽¹¹⁶⁾。顛倒は不慮の事態ではなく、新たな正殿造営のために意図的に倒したものと考えられ、造営の計画と実施の中に位置づけられるべきものである⁽¹¹⁷⁾。

「杵築大社造営遷宮旧記注進」によればその後、守藤原顕頼による永久度、守藤原光隆による久安度が記録されている。永久度の造営は、前任守藤原家保の任中から準備が進められ、藤原顕頼が出雲守に任じられた⁽¹¹⁸⁾直後の天仁元年(1108)か2年に「顛倒」して造営作業が開始され、顕頼が参河守に遷任⁽¹¹⁹⁾した直後の永久3年(1115)6月18日に造営なった正殿に遷宮している。久安度の造営は、藤原光隆が出雲守に任じられた2、3年後⁽¹²⁰⁾の保延7年(永治元年、1141)6月7日に「顛倒」して作業が開始され、久安元年(1145)11月23日に正殿に遷宮し(実際は火災のため11月25日)、久安2年12月29日に光隆が但馬守に遷任している。いずれも新司が任せられた直後、正殿の「顛倒」一つ取り壊しから造営作業がはじまり、完成して遷宮すると前後して離任している。この間、いずれも延任または重任されているので、受領一代の任中の事業として遂行されていることがわかる⁽¹²¹⁾。

このことからすると、藤原章俊は康平8年(治暦元年、1065)正月に出雲守を延任されているので、一任4ヶ年をさかのぼった康平4年(1061)初に出雲守に任じられたとみてよく、その直後に「顛倒」から造営作業を開始したと考えられる。すなわち、藤原章俊の出雲守在任期間は康平4年(1061)初～治暦3年(1067)2月6日となる。

『尊卑分脉』によると、藤原章俊は良世流藤原邦光の子で、良門流藤原為資の養子となっている。実父邦光の兄邦恒、邦恒の子行房(後述)とともに撰関家家司である。『定家朝臣記』康平2年(1059)10月12日条によると、無量寿院・五大堂供養において掃治行事をつとめた人物に(姓欠)章俊がみえる。この供養は関白藤原頼通によるものであり、家司・家人が各行事をつとめている。藤原章俊の近親者に撰関家家司が多いことから、『平安人名辞典—康平3年—上』⁽¹²²⁾も推測するように、この(姓欠)章俊が藤原章俊のことで、藤原頼通家に奉仕し、その推挙で出雲守に任じられたのではないかと思われる。

23. 藤原宗実

「杵築大社造営遷宮旧記注進」は、治暦3年(1067)2月6日藤原章俊得替の次に「新司藤原宗実」と記し、藤原章俊の次の出雲守は藤原宗実であることがわかる。

藤原宗実は『尊卑分脉』によると兼頼の子で、道長の曾孫にあたる。寛治4年(1090)に50歳で死去したとされ、逆算すると長久2年(1041)の生まれで、出雲守に任じられたのは27歳のときになる。

『水左記』には承暦元年(1077)10月から12月にかけて「前出雲守宗実」とみえ⁽¹²³⁾、また同8月29日条に出雲守藤原清綱が任途中で死去していることがみえるので、それ以前には出雲守の任を離れていることになる。一任4ヶ年をつとめたとすれば、延久2年(1070)までが宗実の任期となる。

なお『栄花物語』巻39には、承暦2年(1078)12月の斎宮媞子御禊の従駕者として、「小野宮の中

納言（兼頼）の御子の出雲守」がみえる。藤原宗実を指しているが、その時点の出雲守は源経仲であることが明らかなので、「前出雲守」とすべきところである。

24. 藤原行房

藤原行房は、『水左記』では承暦元年(1077)12月から閏12月にかけての5か所、および『法勝寺供養記』『諸寺塔供養記』承暦元年12月12日条のみに前出雲守としてみえる。出雲守見任史料は今のところ見出せていない。行房に関してそれ以前にみえる史料は『定家朝臣記』康平3年(1060)7月17日条で、藤原師実が内大臣に任ぜられた任大臣節会の前駈として、因幡守行房がみえる。したがって行房が出雲守だったのは因幡守見任時期以降、つまり康平4年ころから承暦元年11月の間である。前述のように康平4年(1061)～治暦3年(1067)2月までが藤原章俊、治暦3年2月以降は藤原宗実が出雲守であり、次項で検討するように承暦元年(1077)8月に出雲守藤原清綱が死去しているので、藤原行房の出雲守任期は藤原宗実と藤原清綱の間しかない。藤原宗実が一任4ヶ年（治暦3年(1067)～延久2年(1070)出雲守をつとめ、藤原清綱が承保元年～3年の間に出雲守に任じられたとすれば、延久3年(1071)～承保元年(1074)か2年までが行房の在任期間である可能性が高い。

これは出雲国正税返却帳の年度と重なる。出雲国正税返却帳は、藤原行房の受領功過定のために作成され発行されたものとしてよい。藤原行房と正税返却帳については、本報告書「藤原行房と公文勘会」で詳論する。

25. 藤原清綱

承暦元年(1077)8月29日に疱瘡で死去した出雲守藤原清綱は、権中納言藤原公成の養子であり、実父は故美濃守大江定経である⁽¹²⁴⁾。なお同時期の『水左記』には左衛門佐藤原清綱も頻見するが、承暦元年8月29日以降にもみえるので、出雲守の清綱とは別人で、『尊卑分脈』によれば良門流藤原頼成の子である。

藤原清綱の前任は安芸守だったと考えられるので、安芸守から出雲守へ遷任した時期を検討する。まず清綱が安芸守に任じられたのは、『魚魯愚抄』によると延久4年(1072)である。また延久4年9月10日付「安芸国符」に「大介藤原朝臣（花押）」の署判がみえる⁽¹²⁵⁾。この国符は保延5年(1139)6月日「藤原成孝同範俊連署寄進状」に「相伝譲文」の一つとしてみえる「一枚 同頼方可_レ執行_レ三田郷国符〈延久四年九月十日守清綱判〉」⁽¹²⁶⁾に相当する。したがって延久4年9月時点での安芸守在任が確認できる。

清綱の死去の5日前『水左記』承暦元年8月25日条は、安芸守（姓欠）雅房が疱瘡で死去したことを記している。この雅房が清綱後任の安芸守だと考えられる。延久元年(1069)2月17日に陽明門院判官代に補された因幡守源雅房⁽¹²⁷⁾と同一だとすれば⁽¹²⁸⁾、『為房卿記』延久5年(1073)正月30日条に（姓欠）忠孝が因幡守に任じられていることがみえるので、雅房は延久5年以前に因幡守を離れ、その後安芸守に任じられたことになる。

藤原清綱は延久4年(1072)に安芸守として見任なので、雅房が安芸守に任じられたのも、清綱が出雲守に任じられたのも、延久5年以降となる。藤原清綱が出雲守任期の途中で死去したとすると、出雲守に任命されたのはさかのぼっても承保元年(1074)以降となる。仮に安芸守を一任4ヶ年つとめたとすれば、承保3年に出雲守に遷任したことになる。したがって藤原清綱は承保元年～3年の

間に出雲守に任じられたとみられる。

26. 源経仲

『水左記』承暦元年(1077)10月3日条によると、この日の除目で藤原清綱死欠の後任出雲守に任じられたのが源経仲である。『尊卑分脈』によると、源経仲は実頼流藤原経通と源高雅女の間にも生まれたが、源高明の子孫である経房の養子になった。

承暦元年は疱瘡が流行し、『水左記』では残存する7月下旬から9月にかけて多くの死者名を記録している。受領としてはこれまで述べてきた出雲守藤原清綱、安芸守源雅房のほか、8月23日には石見守藤原国房が出家し(まもなく死去したと思われる)、9月13日には但馬守源高房が死去している。記主の源俊房自身も7月25日ころから疱瘡の症状が出はじめて連日苦しむ様子を記しているが、8月12、13日ころから快方に向ったようである(以上『水左記』)⁽¹²⁹⁾。

10月3日の除目を前に9月末ころから連日のように受領への推挙を求めて権大納言源俊房の許へも訪問者が相次いだ。10月2日には、伊賀守親房が欠国申文を持参し、興福寺塔・廻廊等造営の功により尾張国か出雲国への遷任を望んでいる⁽¹³⁰⁾。源経仲も除目当日の10月3日に源俊房の許を訪れ、上野国得替に対してこの3年間その恩賞がないことを訴え受領の任を望んだ⁽¹³¹⁾。結果として源経仲が上野得替により出雲守に、左中弁藤原隆方が但馬守に、源致通が飛騨任中一により石見守に、散位源俊輔が安芸守に、それぞれ任ぜられた。希望がかなった経仲は、10月5日に俊房の許を慶賀に訪れている(以上『水左記』)。

経仲は早速出雲国への下向の準備に入ったらしく、11月9日には源俊房から栗毛馬一疋が贈られた⁽¹³²⁾。しかし経仲は11月19日、閏12月8日と源俊房を訪問しているので(以上『水左記』)、出雲国への出立はその後と思われる。

『夫木抄』には承保3年(1076)11月のこととして「出雲守経仲名所歌合」の歌合計7首を所収している。承保3年はまだ経仲が出雲守に補任される前であり、『平安朝歌合大成』が指摘するように承暦元年11月の誤りだと思われる⁽¹³³⁾。この歌合には、経仲の子経兼・俊兼ほか禊子内親王家中務など在京の女性らしき人物も参加し、出雲国の歌枕である出雲山、出雲川、出雲浦、焼島などのほか、伯耆国会見郡の長田までも詠まれていることから、身内で出雲守補任を祝い、まだ見ぬ出雲への出立を前に催されたものと推測される。

経仲の任終は4年後の永保元年(1081)である。『為房卿記』永保元年8月27日条では、五節舞姫を献上する受領として「出雲 経仲」とみえるが⁽¹³⁴⁾、『帥記』12月29日条では、経仲の出雲の公文と大江匡房の美作の公文がともに勘済請印の政にかけられている。永保2年正月には次項に示すように、新司藤原兼平が任じられている。

源経仲が大江匡房らとともに受領功過定にかけられたのは2年後の永保3年(1083)正月29日である。『参議要抄』上には次のようにある。

経仲。出雲。

件帳不注新委不動。而件条注文続文者。依有相違不被定功云々。後日孝信宿禰。彼国本自称無新委不動云々。然者何可入続文歟。官頗懦弱歟。就中戸部被語云。彼国有新委不動。但又被停歟云々。

小槻孝信

税帳に新委不動が記されず、続文と相違あることが問題とされ、当日は功を定められないことになっている。後日小槻孝信が事情を調べ報告している。

27. 藤原兼平

源経仲の後任として出雲守に任じられたのは藤原兼平である。藤原兼平は、藤原実頼の子孫経季の子で、季仲の異母弟になる。承暦元年(1077)3月27日から承暦4年(1080)8月22日の間右近衛少将の任にあった。『公卿補任』永保2年(1082)条によると中納言藤原経季は正月21日に男従四位下兼平を以って出雲守に申任するため辞職したことを記している。

藤原兼平は早速5月1日には出雲国へ向けて出立した。『為房卿記』同日条は

亥剋出雲守出門。今夜々行日也。亥剋以後之祭問道言不_レ云。忌夜行_レ著座例_レ已多。則用_レ丑剋_レ者。又今日彼国司衰日也。而伺_レ先例_レ者。経平大式々々時并任_レ播州_レ之日衰日下向者。

と、夜行の忌日でしかも衰日にもかかわらず亥剋に出立したと記している。

『水左記』応徳元年(1084)正月17日条によると、左大臣源俊房家の大臣大饗に、出雲守兼平が三献の勸盃をしていることが記されている。この時点で藤原兼平は出雲守見任で、俊房家に奉仕する立場にもあったことがうかがえる。

藤原兼平の任はいつまでだろうか。「杵築大社造宮遷宮旧記注進」の藤原家保の項目によると、前司兼平は重任の官符を賜り、熊野・揖屋・水譚の三社を造進したという⁽¹³⁵⁾。一任後の応徳3年(1086)に重任したことになるが、寛治2年(1088)正月11日には還昇となり⁽¹³⁶⁾、翌寛治3年正月には出雲守から和泉守に転じた⁽¹³⁷⁾。同7年には和泉守を得替となり、永長元年(1096)12月22日には、藤原兼平の和泉帳が審議されている⁽¹³⁹⁾。

おわりに

以上、本章では出雲国正税返却帳の勘出がはじまる10世紀前半延長元年から11世紀末までの出雲国司とその任期を明らかにし、勘出など記載内容との関係についてもあわせて示した。図II-1に整理したので参照されたい。各国司とその財政運用、および公文勘済と受領功過との関係をより深めて検討していくための基礎的成果となる。

そのなかで特に注目すべきは、藤原行房が出雲守だったと推定された期間が出雲国正税返却帳の年度と重なることである。出雲国正税返却帳が、藤原行房と関わって作成されたものであることを推測させる。次のIIIで検証する。

注

- (1) 「通八幡宇佐宮御託宣集」(第十卷)(史料拾遺『宇佐託宣集』下巻)に次のようにある。
醍醐天皇御宇。延喜十九年己卯。〈御出家後百三十三年〉。行秀聖人依_レ神慮_レ経_レ奏聞_レ之時。豊前国司惟房為_レ勅使_レ被_レ建立伽藍。今正覚寺是也。彼聖人非直人也。加賀国白山権現之御霊神示天童飛_レ来御許山_レ之時。此聖人眼前奉_レ写_レ留其影像_レ畢。行徳之所_レ致実神妙而已。

なお返点、下線は引用者が付した。〈 〉内は細字または細字双行部分。以下同じ。

(2) 井上幸治編『外記補任』(続群書類従完成会、2004)は、承平2年(932)の少外記が嶋田公鑒、大蔵中貫とあわせ3人であり、この年を最後に記載がなくなる大蔵中貫が正月27日以降も在籍していたとすれば、内蔵時景は権少外記だった可能性があるとしている。

(3) 『日本紀略』天徳4年(960)5月10日条。

(4) 『類聚符宣抄』卷9講書 康保2年(965)8月5日宣旨。

(5) 『類聚符宣抄』卷9明経准得業生試 安和2年(969)8月11日宣旨。

(6) 『朝野群載』卷16仏事上

出雲国牒 東大寺戒壇院〈衙〉

欲被登壇受戒 沙弥光延之状

牒。件光延依治部省去二月七日符旨。国分寺僧明賢死去替。度補既畢。仍為令受戒与度縁。牒送如件。乞衙。早欲被預登壇列。今勒状以牒。

天曆十年四月廿一日

国司

従五位下守平朝臣

正六位上行掾滋野朝臣

介欠

正六位上行権掾和気朝臣

正六位上行大目高屋連

大目 欠

少目 欠

(7) 『本朝世紀』天慶5年(942)閏3月8日条

八日辛卯。天晴。参議藤原忠文朝臣。伴保平宿祢着左衛門陣座。而上卿遲参。仍無政。于時中納言藤原頼忠卿参入。立左衛門陣外。称公家触穢事。未定之間。私第有犬死穢。罷出了。次大納言藤原師輔卿参入。着宜陽殿西廂座。召権少外記多治文正。仰云。為問定触穢事。宜召前出羽介源嘉生朝臣者。即差使部遣召。爰嘉生朝臣応召参入。仍執申其由。上卿仰云。昨自太政大臣第所被申送触穢之事者。今月六日。故左近少将源當季朝臣宅死童。裹蕙投入宅中。而彼宅人罷致処々。致穢之内。嘉生朝臣為寄宿彼宅之人。嘉生朝臣娶故當季朝臣妻也。乍知其穢。以同日。罷到右大将家着座。随即其穢到公家云々。可問其由者。文正承上宣。於左衛門陣前。問嘉生朝臣。以其所申之詞。執申上卿。嘉生朝臣所申之趣。前後有相違。因之為決紕繆。依上宣書日記奉之。但未究事迹之間。日暮入夜。仍上卿仰以明日可令召候件嘉生朝臣之由。罷出了。又且有触穢疑之由。立札於諸陣了。

『本朝世紀』天慶5年閏3月9日条

九日壬辰。天晴。中納言藤原忠文朝臣。伴保平宿祢聽政。衙後。大納言藤原師輔卿参入。着宜陽殿西廂座。爰権少外記多治文正且遣召前出羽介源嘉生朝臣。嘉生朝臣即参入。仍執申其由。上卿仰文正。令問嘉生朝臣所申相違之由。于時嘉生朝臣所申。重有相違。又上卿仰云。左衛門権佐平隨時朝臣前日所令申於太政大臣第之詞。与後日所令奏聞於殿上之詞相違之由。同以文正令問其由。隨時朝臣申云。所令申於太政大臣第之詞。中間有出来。是專所不申也。然則隨時所申更不相違。以其由執申上卿。即上卿奏聞兩人所申事。然後召文正。仰云。隨時朝臣所申之事。雖似相違。其事不可論。只可誠

其由。但至于嘉生朝臣。度々所申頻以相違。可謂隱穢由着公卿家之者。然則勘其由。早可責過狀。非敢可避申。況長門守橘奉胤朝臣。已与嘉生朝臣同宿之人也。〈泰胤。是故當季之聲也〉口奉胤朝臣以件穢由執申太政大臣第之日。嘉生以彼六日同見件穢之後出去之由。已以申了。然則乍知穢由。罷到公卿家。其穢令致公家之者也云々。仍文正勘嘉生朝臣。即令進過狀。奉上卿。即被奏聞之後。仰文正云。隨後仰可參入之由。宜仰嘉生朝臣者。仰其事了。

(8) 前掲注(7)

(9) 『類聚符宣抄』卷8 勘出 天慶8年(945)3月8日宣旨

応置勘出勘出前司任中未弁濟稅帳公文糺繆雜怠事

天慶元年勘出無返抄採銅鉛料穀穎萬柒仟佰參拾玖束參把四分六毛六厘

穀仟伍佰玖拾斛肆斗玖升壹合

穎仟佰肆拾肆束肆把三分六毛六厘

天慶貳年勘出無返抄採銅鉛料穀穎萬柒仟佰參拾玖束參把四分六毛六厘

穀拾肆穀玖斗壹升參合伍勺柒撮

穎萬陸仟玖佰玖拾束壹分玖厘

天慶參年勘出

不挙填修理国分寺料伍佰束〈例減省八万束内〉

無返抄採銅鉛料穀穎萬柒仟佰參拾玖束參把肆分陸毛陸厘

穀仟伍佰玖拾玖斛肆斗玖升壹合

穎仟佰肆拾束肆把參分陸毛陸厘

無符立用兵糧不動穀穎肆萬肆佰參拾束貳把

穀參仟玖佰參拾捌斛貳斗

底敷穎仟伍拾束

天慶肆年勘出

不挙填修理国分寺料伍仟束〈例減省八万束内〉

不填納過分不堪佃田三分之一租穀貳仟佰肆拾貳斛伍升伍合肆勺貳撮

無符兵糧不動萬玖仟伍佰陸拾肆束捌把

穀仟捌佰拾參斛捌斗捌升

底敷穎柒佰貳拾陸束

無符立用兵糧糶參佰斛

無符注載未納雜稻柒萬仟伍佰束

公廩稻伍萬貳仟束〈本四万束息利万二千束〉

救急料稻萬參仟束〈本万束息利三千束〉

国分寺料稻陸仟伍佰束〈本五千束息利千五百束〉

右得長門国天慶六年二月十六日解僞。謹檢案内。守從五位上橘朝臣奉胤。去年七月十一日到任。初行交替之政。爰前司任中天慶元年以後。至于同四年。未勘四度公文。其糺繆雜怠。觸事端多。爰前司守從五位下物部宿祢本与陳云。以去承平七年六月十三日着国。而前前司守源朝臣昭任終承平六年以來。国弊民衰。不勤農業。因之每年言上不堪佃田并異

損。或年不堪三千七八百町。或年異損一千八百町。徵納租稅。隨而不幾。正稅例用。不足常多。可_レ舉填正稅。在_レ例省内。可_レ返負租穀。無_レ尋徵之民。然而存_レ公平。年料銅二千五百十六斤十兩二分四銖。鉛千五百十六斤十兩二分四銖。承平七年以往。殊廻方略。依_レ數究納。請_レ返抄已了。至_レ于天慶元年以後年料。僅廻謀計。擬_レ弁濟之間。從_レ同二年春初。凶賊亂盛。往還不輒。加_レ之官符頻下。只當_レ警固。進_レ官調庸勘濟公文。忽以拋棄不_レ勤濟。又無_レ符立_レ用兵糧料不動穀糶。事依_レ機急。且以充下。且以言上。待_レ候裁許之間。得替解任。已成_レ身怠也。具_レ載不與解由狀。言上先了。方今勘_レ公文道。非_レ無_レ其次第。不堪_レ前司任中公文。何及_レ當任哉。重檢_レ傍國例。雖_レ不_レ遭_レ賊害。而為_レ濟_レ往年公文。如此雜怠。皆申_レ下宣旨也。況乎當國遭_レ賊徒之侵害。燒_レ亡官舍。掠_レ奪官物。其色目分明也。望請官裁。因_レ准諸國例。被_レ下_レ宣旨。置_レ之勘出。勘_レ濟往年公文。將_レ省_レ負累者。右少弁菅原朝臣在躬伝宣。中納言藤原朝臣元方宣。依_レ請者。

天慶八年三月八日

左大史御船齊江〈奉〉

(10) 『書写山門教寺旧記』は『大日本史料』第1編24寛和元年(985)是歳条および同第2編1永延元年(987)5月26日条所引文に拠った。

(11) 播磨国司季孝は、『日本紀略』寛和元年(985)4月5日条に

依_レ刃_レ傷播磨介藤原季孝朝臣。彈正少弼大江匡衡。可_レ追_レ捕左兵衛尉藤原齊明等_レ者(匡衡左手指切落也)。

とみえる、大江匡衡とともに刃傷された播磨介藤原季孝のことである。この事件は『小右記』寛和元年正月21日条に、

伝聞、昨日左府大饗間、於_レ中門内_レ下総守季孝為_レ人刃_レ傷面云々、從_レ今日限_レ七箇日、以_レ勝祚_レ令_レ修_レ不動調伏法、(伴僧二口)、惟成云、匡衡刃傷者可_レ追_レ捕_レ之由、給_レ官符於諸国、若捕進輩殊可_レ加_レ賞者、

また『日本紀略』寛和2年(986)正月条にも

有_レ人傷_レ前下総守藤原季孝面。有_レ疵。但去年事。可_レ尋_レ之

とあるように、寛和元年正月、藤原季孝が顔面を斬りつけられ、大江匡衡が指を切断する傷を負ったというものであり、とくに大江匡衡の刃傷が重大な問題とされ、不動調伏法を修すとともに追捕官符が発せられた。

『小右記』にはその後の次のように犯人追捕の状況が記されている。

右衛門尉忠良云、別当今朝有_レ被_レ奏事、是刃_レ傷季孝朝臣_レ者事也、仰云、其疑者左兵衛尉藤原齊明從者二人、忠良・久(文)安相俱罷_レ向齊明所、可_レ令_レ進_レ彼從者、若不_レ召進、擲_レ齊明_レ可_レ將_レ參者、件齊明在_レ摂津云々、(『小右記』寛和元年3月22日条)

3月22日に、藤原季孝刃傷の容疑者として左兵衛尉藤原齊明・從者2人を逮捕するため、齊明のいる摂津へ右衛門尉忠良・左衛門志文安らが向った。

(前略) 追捕左兵衛尉藤原齊明使右衛門尉源忠良・左衛門志錦文安等帰參、令_レ奏云、齊明已乘船離岸、但捕_レ郎等藤原末光、即奏_レ其申詞記云々、齊明刃_レ傷匡衡、弟保輔朝臣又刃_レ傷播磨介季孝、已誠実也者、即召_レ遣左衛門督、下_レ給件日記等、被_レ仰云、任_レ法可_レ糺行_レ者、須_レ召_レ保輔_レ問宣也、件保輔在_レ父致忠朝臣宅、為_レ之如何_レ者、仰云、早搜檢也、(中略) 左衛門府生文安・右衛門府生安茂兼等參入、令_レ申云、罷_レ向致忠宅、先仰宣_レ事由、他檢非

違使等在彼宅、申云、保輔為果宿願、此晝參入長谷寺、罷歸之期近々者、依有事疑、使官人等搜檢宅内、已無其身、抑随仰者、被仰云、以父致忠朝臣差期日可令進申文、官人等可罷歸者、深更檢非違使等参入、奏申文、其申文云、来月二日以前可令召進者、
(『小右記』寛和元年3月27日条)

とあり、藤原斉明はすでに摂津を船で離れていたため、郎等藤原末光を捕らえ追求したところ、藤原斉明が大江山、斉明の弟保輔が藤原季孝を刃傷したことが明らかになったという。検非違使らが父致忠宅にいるという保輔の追捕に向ったが、すでに逃走した後であり、致忠に4月2日までに保輔を召進ませる申文を提出させた。

その後、『小右記』寛和元年4月22日条によると、

或者云、惟文王於近江国射左兵衛尉藤原斉明、執其首云々、

とあり、藤原斉明は惟文王により近江国で射殺されたという。それを受けて藤原斉明と保輔の罪科が定められ、斉明の首が獄門にさらされた。すなわち『日本紀略』寛和元年5月13日条に、

被定犯人左兵衛尉藤原斉明。并舍弟散位保輔罪科事。

とあり、『日本紀略』寛和元年5月20日条に、

犯人左兵衛尉藤原斉明首令懸獄門。件人有犯過。山陽南海西府等可追討進之由給官符。偷遁身於関東之間。於近江国高島郡。前播磨掾惟文王所梟之首也。可有勸賞之由。被宣下畢。

とある。

藤原保輔は、その後永延2年(988)6月に強盗として藤原顕光第に隠れているところを追捕され、獄中で自害している(『日本紀略』永延2年6月13日条、同6月17日条)。小野道風、前越前守藤原景齊、織部令史茜是茂等の宅に強盗に入ったという(『日本紀略』永延2年閏5月8日条、『小右記』永延2年閏5月9日条)。

(12) 『小右記』寛和元年(985)正月21日条、前掲注(11)参照。

(13) 『小右記』寛和元年(985)3月27日条、前掲注(11)参照。

(14) 『小右記』寛和元年(985)正月26日条・28日条、『日本紀略』寛和元年正月28日条。

(15) 槇野廣造編『平安人名辞典—長保2年—』(高科書店、1993)

(16) 『栄花物語』巻4

(前略) 粟田殿夢見騒しうおはしまし、もののさとしなどすればにや、御心地も浮きたるさまにおぼされて、陰陽師などに物を問はせ給ふにも、「所を替へさせ給へ」と申すめれば、さるべき所などおぼし求めさせ給へど、又「御よろこび」など一つ口ならずさまがま占ひ申すを、怪しうおぼさる。

この殿の内にかやうのもののさとし・御慎みある事を、内大臣殿聞かせ給て、御祈いよいよいみじ。「かくたゆむ世なき御祈の験にや」と、物恐ろしげに申し思ひたれば、粟田殿四月つごものにはほかへ渡らせ給ふ。それは出雲の前司相如といひける人の、年来かうののしらせ給ふ関白殿にも参らで、ただこの殿をいみじきものに頼みきこえさせつるものの家なり。中河に左大臣殿近き所なりけり。父の内蔵頭助信の朝臣といひける人の造りて住みける、池・遣水・山などありて、いとをかしう造りたてて、殿の御方違所といひ思ひたりける家なりけり。この相如も、かの時平の大臣の御子の敦忠の中納言の御孫なりければにや、「位なども浅

う、人人しからぬ有様にてあるにや」とぞ、世の人もいひ思ひける、さてその家に渡らせ給て住ませ給ふに、さうじどもに手づから絵かきなどして、をかき様になんしたりければ、殿なども興ぜさせ給て、世の人も参りこむに、御心地は猶ここにても例ざまにもおはしまさざりけり。

かくおはします程に、五月二日関白の宣旨もて参りたり。折りしもここにてかうおはしますを、家主も世のめでたき事に思ひ、人人もいみじう申し思へり。世の中の馬車、外にはあらじかしと見えたり。 (松村博司『栄花物語全注釈』一、角川書店、1969、より)

(17) 市川久編『蔵人補任』(続群書類従完成会、1989) 天延2年(974)条。典拠は「天延二年記」(『続群書類従』第29輯下(巻321)所収)11月25日条で、次のようにみえる。

今日被_レ定_二昇殿侍中等_一。〈太政大臣於大盤所書_レ之。伊陟朝臣綸(賜カ) _レ之。可_レ聞_二先例_一〉
蔵人智章相如職。
昇殿元章。遠光(藤)。

(18) 『公卿補任』天慶8年(945)条には、参議正四位下源清平について以下のように記している。
同清平(六十九)(大貳。正月十三日卒於任所。在官五年)

(19) 『小右記』長徳2年(996)正月6日条

院宮御給□□□□隆家奉_レ之、叙位者廿人、右大臣書了奏覽之後召_レ余、下_二給叙位薄(簿)_一、(入筥)、湏_二執筆人取_レ副笏退下_一、被_レ委附歟、余給_レ之出_二侍所_一、更取_二副叙位薄(簿)_一於笏退下、□陣召_二外記_一、仰_二所司令_レ敷_二内記座_一、召_レ硯、位記□□一々検察、了奉_二右大臣直廬_一、次進_二御所_一、□□(式・兵等也、加階也)、令_レ奏了復_二陣_一、令_レ合_二入一筥_一、次召_二□□□□称唯、跪_二小庭_一、仰云、即称□□□□□軒廊小(少)納言引_レ鈴□□鈴置□退出、将監忠規立、余召_二中務_一、々々少□遠高称唯膝突、余給_二位記_一、(入_二筥_一)、受_レ之就_二案_一、令_二少納言捺_二了印_一、遠高執_二筥進_レ之、一々察_二久(文カ)分_二入二筥_一、令_レ持_二内記二人_一進_二御所_一奏覽、返給、以_二内記_一令_二次第_一、以_二参議俊賢_一令_レ書_二下名_一、式・兵各一通挿_二各筥_一、奏了退出、

(20) 寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』塙書房、2004年、初出1994)

(21) 『権記』長保2年(1000)10月15日条

(前略) 亦仰_二式部丞則隆_一可_レ□[奉カ]_二仕院御賀雑物事_一、(仰_二預内蔵属(宇治)良明・主殿属(酒人)春光等_一、可_レ令_二奉仕_一也)、又御屏風料□召_二和泉・尾張各五疋_一、(令_二成_二御牒_一)、

(22) 『権記』長保3年(1001)閏12月22日条

早朝参院、奉_レ謁_二左府_一(中略)罷出、休息之間、未剋許孝義朝臣馳来、告_二甚重御坐之由_一、即参入、左府白地出給之間、春宮大夫(藤原道綱)・左衛門督(藤原公任)・宰相中将(源俊賢)被候、御惱甚重、中使往反、申剋許左大殿被_レ参、酉剋崩給、思歎無_レ極、御筭四十、深更罷出、

『日本紀略』長保3年(1001)閏12月22日条

東三条院崩_二于行成卿第_一。(年四十。)諸卿参入。右大臣(顕光)召_二外記_一。令_レ進_二崩後雑事勘文_一。

(23) 『権記』長保3年(1001)閏12月23日条

曉更參入、自_レ内被_レ渡_二東院絹百疋・本絹二百疋・布千端・米三百石_一云々、御葬間可_レ然事内々有_二其定_一、明日雖_レ凶会不_レ可_レ忌_二御葬事_一云々、清明・光榮・泰平等召_二藏人所_一、被_レ勘_二申雜事_一云々、

『日本紀略』長保3年(1001)閏12月23日条

被_レ定_二明日東三条院御葬送間諸国召物_一。

(24) 『小右記』寛和元年(985)5月19日条

參_二円融寺_一、御_二仁和寺法帝御室_一、左大臣・左右大将・藤宰相・右大弁等參侯、有_二御酒事等_一、出_二御馬場_一、有_二競馬事_一、〈五番〉、兩大将別_二左右_一、各有_二念人_一、左丞相以下侍從皆念人也、勅使權左中弁到方朝臣、〈有鼓〉、標勅忠道朝臣、此間右大臣・兩三位中将參入、右勝、乘_二御車_一覽之、事了還_二御円融寺_一、右大臣隨_二身破子_一、又有_二御膳儲等_一、左大臣早朝調_二檜破子等_一持參云々、

(25) 『小右記』永延元年(987)3月26日条

(前略) 參_二攝政殿_一、来廿九日可_レ被_レ參_二春日_一、其試樂也、今日饗事右大臣所_レ儲、晚景右府被_レ參入、公卿四五人又被_レ候也、舞人、〈右少将道頼・左少将俊賢・右少将相尹・侍從道信・右兵衛佐伊周・左兵衛佐経房・右馬助為任・右衛門尉兼隆・右衛門尉景理、以上二人藏人〉、陪從、〈右衛門佐実正・良佐・忠道・公正・左馬助親重・長命・右衛門尉惟風・左兵衛尉兼遠・保命・忠方・遠理・信義〉、未及_二舞事_一以前罷出、伝聞於_二東对唐庇_一舞_レ之云々、依_レ雨也、

(26) 『權記』長保3年(1001)3月9日条に「忠道朝臣昇殿、〈阿波權守奉_レ仰之〉」とある。

(27) 『御堂関白記』寛弘5年(1008)4月18日条

從_二小南_一詣_二賀茂_一、舞人頼宗・教通〈已上四位〉・兼綱・兼貞・顕信・忠経・能信・資平〈已上五位〉・惟任・成順〈六位〉、陪從忠道・長能・公忠・行義・孝義・保名・忠隆・頼信・興光・有光・遠理・惟忠等也、上達部十三人被_レ来、右大将・左衛門督留、權中納言・勘解由長官・大藏卿・三位中将・三位中将・權大夫・中宮權大夫等乘_二馬_一、殿上人無_二殊障_一、兩頭皆来、

(28) 『小右記』長和5(1016)年正月6日条

(前略) 大臣云、受領功課(過)定申者、召_二尚書_一仰_二功過文事_一、小(少)選_二進国々文書_一、只旧年不_レ誦了_二出雲文_一〈忠道〉、誦_レ之、秉燭不_レ幾之間、叙位儀了、功課(過)定文余取奉_二内府_一、令_レ伝_二左大臣_一、戌始事了、左兵衛督行_二入眼_一・請印事、仍大臣呼_二左兵衛督_一、給_二叙位書_一、諸卿退出、戌剋、今日執筆左大弁道方、參入公卿、内大臣、大納言道綱・余・齊信・頼通・公任、中納言俊賢・教通・頼宗・経房・実成、參議兼隆・道方・通任・朝経、々々誦_二勘解由勘文_一、

(29) 『小右記』寛仁元年(1017)8月6日条

(前略) 參内、〈午四〉、藤宰相事仰長国、今日欲_レ定_二申行幸御幣使_一、(中略)以_二權左中弁重尹_一令_レ書_二行幸奉幣使_一、七社・伊勢・賀茂、〈參議兼隆・大監物惟忠、松尾參議公信・玄蕃頭恒規、平野參議朝経・散位清成、石清水散位成方、稻荷散位忠道、春日散位義忠〉(下略)

(30) 『小右記』寛仁3年(1019)5月25日条

(前略) 昨日忠道朝臣卒、奉膳信通同_二宿彼宅_一、而節会御器是置_二其宅_一、而依_二此事_一隨_二身御器_一出居小人宅之由云々、件御器納_二内膳司_一、節会日出用、今置_二私宅_一、極_二不便事_一也、此由申_二攝政_一、々々云、件御器納_二内膳_一、而為_二窃盜_一被_レ盜取、被_レ尋之間置_二北陣_一、其後修_二固

彼司戸屋可令納之由召仰了、而相語小舍人令納藏人所御藏、仰不可然、仍令返請了者、余申云、若未修固司戸屋敷、先只被令納可然之所如何、進物所宜歟、即召藏人頭經通被仰云、取遣御器可令納進物所、不令納司戸屋之事追可勘仰也、經通申云、進物所已無人、亦女一人也、猶可納藏人所者、撰政云、進物所有他御器等、加納有何事乎者、

(31) 『御堂関白記』長和5年(1016)10月11日条

經通来云、内膳司申云、納司節会御器、去夜為盜人被盜取者、仰云、遣藏人、并召仰使官人令日記、藏人頼宣・右衛門志宣明等帰来申云、召問預者、日記持来、件日記只申被盜由、仍返給、他官人相共申者、召内膳奉膳信通召問、御器納御殿内壁破壊、雖有下人可出入所不可修理、又不置守護人由、無所申、仍令進過状、又宣明參、以經通朝臣令申日記、其文有疑者進物所膳部二人者、仰件等者先可召由、

(32) 『御堂関白記』長和5年(1016)10月16日条

早朝經通朝臣来云、内膳所失御器出来、今朝朔平門陣屋上見付者示人々、仍遣出納令見、有其实、仍持来見合本日記、失物御四種一也、出来物廿七物、仰經通朝臣、賜作物令瑩可返納者、件御器見付女令候獄所、彼司仕丁姉也、仍以官人令問、不受云々、

(33) 『御堂関白記』寛仁元年3月15日条に「免奉膳信通」とある。

(34) 吉岡眞之「不与解由状と勘解由使」(『古代文献の基礎的考察』吉川弘文館、1994年、初出1978年)。

(35) 『小右記』治安3年(1023)正月22日条

(前略) 関白使権左中弁経頼被消息云、明日可有除目由、先日以章信所聞、而是一兩日風病発動、今日雖頗宜、不可随事、明日除目、如今不可奏行、但随夜間状耳者、前帥隆家卿辞退納言事、数度有被示事、亦以前少将経輔可被口召書事、若事難者、可任中将事等如何、可申請乎否事等也、

『小右記』治安3年(1023)年正月23日条

(前略) 今日除目云々縦横、然而不被示左右、爰知不可被行、乘昏大外記頼隆来云、除書延引、略可及来月敷云々、

(36) 『小右記』長徳2年(996)正月10日条

参内、有女叙位(十四人)・男叙位、正五位下藤原朝臣兼隆(故右大臣子□□□)・従五位上藤原成周(花山院御給)、其次被定昇殿・侍中・雑色(藏人少内記源至光・大炊亮橘行資(雑色))文章生源(雑色)、昇殿藤原広業、雑色藤原周望・藤原頼経、右大臣参上、叙人薄(簿)復陣之後下給大内記齊名、仰可作位記由、宮御給二通(一通者当年御給、加封、書名一字、藤原明子、一通者寛和二年御即位御給、未給、惟宗義子、同下着、但不加封)、大臣・内大臣・大納言二人・中納言二人(懐・余)・参議五人(安・扶・公・誠・俊)於仗座定受領功過、深更退出、

(37) 『左経記』長元7年(1034)8月22日条

有召、晚景参内、先参中宮、令啓鹿島御祈事、次参殿上、(中略)余参中宮、廿五日八日間有可被立鹿島御祈使仰、是密々書御祈願旨遣甲斐守頼経朝臣許(大進也)、自参入可祈申之由可遣仰也云々、(後略)

(38) 『左経記』長元7年(1034)8月25日条

(前略) 又瑠璃壺入_白玉_此度被_奉_鹿島_、密々詣_兩社_可_祈申_之由書_副消息_、送_大進甲斐守頼経朝臣許_、是近曾見_故九条御日記之次_、安子后被_祈_男皇子_之間、依_貞信公御教_、九条大臣被_祈_鹿島_、其後不_経_幾年_頼男皇子誕生、仍所_申行_也、(後略)

(39) たとえば『小右記』長元4年(1031)7月13日条に「甲斐守頼信進_絹廿疋・細手作四段六丈」、同7月15日条に「甲斐守頼信進_紅花一壺・鴨頭草移二帖」などとみえる。

(40) 『類聚符宣抄』卷8任符(不待本任放還賜任符)所収 長元5年(1032)2月20日源頼信申文
從四位下行美濃守源朝臣頼信誠惶誠恐謹言

請_特蒙_天恩_因_准先例_不_待_本任放還_給_籤符_赴_任国_状
右頼信今月八日遷_彼国守_。謹檢_先例_。分憂之吏如_此遷拜之輩。不_待_本任放還_。早給_任符_赴_任国_之例。近則大江匡衡朝臣。從_尾張_遷_丹波守_。藤原公則朝臣。從_同国_遷_河内守_等是也。以往之例。不_違_毛舉_。望請_天恩_。被_下_宣旨_。不_待_本任放還_。給_籤符_將赴_任国_矣。頼信誠惶誠恐謹言。

長元五年二月廿日

從四位下行美乃守源朝臣

(41) 『行親記』長曆元年(1037)12月18日条。

(42) 『日本紀略』寛弘5年(1008)4月19日条

賀茂祭。中宮依_御懷孕_不_被_立_使。東宮依_華山院事_不_被_立_使。左馬寮使頭相尹朝臣忽申_本病発由_。奏聞之處。以_凶書頭藤原則孝_為_代官_。長官依_遭_妻喪_。掃部頭藤原成親為_代官_。如_此之間。齋王出御及_秉燭_。希代之事也。

(43) 『御堂関白記』長和5年(1016)7月16日条

初御_出旬_、日来間依_御在所_無_便宜_、今日未時御出、開_腋門_、闈司奏、勅答、大監物平惟忠奏、勅答、無_庭立_・番奏等_、撤_御膳等_、自余如_常_、但内豎立_台盤_、上卿前立_五脚_、出居前不_立_、良久問_案内_、不_候_台盤_云々、仍令_取_下公卿前_、又右大臣示_献盃侍從掃部頭成親_可_飲後取_盃、(下略)

(44) 『御堂関白記』長和5年(1016)10月4日条

(前略) 右衛門督妾有_産氣_云々、仍問遣、返事云、雖_重惱_未_事成_者、又問遣、猶同者、参院、帰出、成親来云、右衛門督産了者、子女云々、即又遣_成親_、

(45) 山中裕編『御堂関白記全注釈 寛仁二年下』高科書店、1991年。

(46) 寛仁元年(1017)正月24日の除目で出雲守に任じられたとみられる。『御堂関白記』同日条に「日来間受領功過定、六箇国」とあり、『日本紀略』同日条に「除目終也。今夜内舍人長輔補_任大舍人允_。良孝任_修理進_、依_昨日賞_也」、『公卿補任』寛仁元年条には参議藤原朝経が正月24日に備中守を兼任したとあり、『更級日記』には寛仁元年正月24日に菅原孝標が上総介に任じられたとある。

(47) 『小右記』同日条によれば、同日に若狭守中原師光も罷申をしている。

(48) 同年正月の『小右記』は欠けているが、『小記目録』年中行事・正月下・除目事 万寿2年(1025)正月29日条に「除目入眼事、(被撰任民部丞事、定受領功過事、檢非違使宣旨事)」とある。

(49) 『小右記』長元4年(1031)2月15日条・17日条。

(50) 『小右記』には、この前後新任受領があいついで罷申をし、あるいは赴任している記事がみえ

ている。2月21日には遠江守藤原永信が罷申し、22日に重ねて任符の発給を求めている。同じく22日には上総介平維時が罷申し、23日に出立することを告げている(以上『小右記』2月22日条)。2月23日には正月24日に権中納言に任じられたばかりの藤原資平(実資養子、権中納言任命のことは『公卿補任』長元2年条)が受領任符請印を行った(『小右記』同日条)。閏2月22日には伊予守藤原章信が出立することを告げ、若狭守源惟頼が罷申ししている(『小右記』同日条)。

(51)『日本紀略』長元2年正月22日条「除目始」、同24日条「入眼。及明朝事畢」。『小記目録』年中行事 正月下 除目事「長元二年同(正)月廿二日、除目事」「同年同月廿四日、式部丞給官事」「同年同月廿七日、除目下名事」など。

(52)『小右記』長元2年(1029)8月2日条

右中弁(藤原)頼任持_三来出雲国言上七月八日雪降(二寸許)解文_一、即令_二奏聞_一、(中略)、出雲解文注_一曆裏_一、(中略)、頼任伝_二勅命_一云、出雲国言上雪事可_二勘申_一者、仰_二官方_一可_二尋_一□之由、又可_二勘_一国史・日記之事可_二仰_一大外記頼隆_一、即召遣了、頼隆参来、仰_二之了_一、(中略)出雲国司解申言上事

雪降状(但深二寸許者)

右、得_二管飯石郡司今日解状_一、以_二去八日未時_一、当郡須佐郷枚田村忽雪降、殖田三町餘并野山草木悉損亡了、至_二于他所無損_一者、言上如件、謹解、

長元二年七月十一日

従五位上□□橘朝臣俊孝

正六位上行掾□□□信寧

従五位下行介平朝臣

(53)『朝野群載』卷6太政官 官文殿勘文 応徳2年(1085)9月11日文殿勘文
文殿

勘_二大宰府言上阿蘇宮雪降_一事

右官勘_三申先例_一者。引_三勘文簿_一之处。去長元二年七月出雲国言上云。管飯石郡須佐郷枚田村。今月八日赤雪降。殖田三町餘并野山草木悉損亡畢者。同年八月七日。被_二下_一宣旨_一。仰_二彼国_一。於_二国分寺_一。三个日_二嘔_一淨行僧_一。転_三誂仁王般若經_一。令_二攘_一除災殄_一。仍勘申。

応徳二年九月十一日

右史生伴有貞

左史生紀公国

清原友信

(54)内田正男編著『日本暦日原典』(雄山閣、1975年)。

(55)前掲注(52)『小右記』長元2年(1029)8月2日条。

(56)『小右記』長元2年(1029)8月4日条

大外記頼隆進出雲国言上雪降勘文、注_一曆裏_一、

勘申出雲国言上雪降例事

推古天皇卅四年六月、雪降者、

貞観十七年六月四日、未時黒雲蓋_二庁_一、官庁南門□雪花散者、

右、件国史・日記等雖_二注_一雪降之由_一、其後子細旨無_二所見_一、仍勘申、

長元二年八月二日

大炊頭兼大外記主税権助□□□真人頼隆勘申

『日本書紀』推古天皇34年6月条「雪也」。『三代実録』貞観17年6月4日条「太政官曹司庁南

門。雪花散落」とある。

(57) 『小右記』長元2年(1029)8月6日条

出雲国言上雪解文・外記勘申国史日記等付(藤原)頼任令奏聞、依推古天皇并貞觀等雪怪、不見所被行之事、今廻愚案、彼兩度六月雪降之、是宮中、今般雪入秋、於山陰道国有此異、仁王經七難中說夏雪、而入秋節有雪、不大怪歟、給官符于本国、令転誂仁王經、亦口宮中被修攘災法宜歟、是内々所懷、彼時無御占、抑又可随处分、猶是為彼怪所之異歟、頼任伝勅云、給官符於出雲国、可令転誂仁王經、

(58) 前掲注(53) 『朝野群載』卷6 応徳2年(1085)9月11日文殿勘文。

(59) 『日本紀略』長元4年(1031)8月11日条

今日。出雲国杵築社神殿顛倒。

『日本紀略』長元4年(1031)閏10月3日条

軒廊御卜。去八月十一日出雲国杵築社神殿顛倒之事也。

『日本紀略』長元4年(1031)閏10月5日条

今日。奉幣出雲国杵築社。被申去八月十一日神殿顛倒事。

(60) 『百鍊鈔』長元4年(1031)8月13日条

出雲国杵築社顛倒。

『百鍊抄』長元4年(1031)10月17日条

出雲国言上去八月十三日子刻杵築社無故顛倒之由。或記云。閏十月三日有御卜。兵革疾疫者。宝殿中奉納御正躰筥。出頗自宝殿。御坐顛倒大殿上。云々。

(61) 『左経記』長元4年(1031)10月17日条

(前略)今朝頭弁於殿上被示云、出雲国杵築社無風顛倒之由、奉国解、守俊孝朝臣語云、兼兩三度有光、次震動顛倒、材木一向自中倒臥、唯乾角柱一本不倒、此社中以七宝作宝殿、安置七宝筥於宝殿中、是称御正体云、而其筥露居顛倒材木上、仍禰宜等為奉移仮(殿カ)奉礼(取カ)件筥、五寸許不及、仍構路立雖奉取、常五寸許不及、仍禰宜等度々忽沐浴禊齋、深致慎奉取、奉移仮殿了云々、仰云、前年顛倒云々、可令問彼例者、

(62) 前掲注(61) 『左経記』長元4年(1031)10月17日条。

(63) 『左経記』長元4年(1031)閏10月3日条

中宮権大夫於左仗座、召神祇陰陽等、於軒廊被令卜筮出雲国杵築社顛倒之由、神祇官申云、恠所非奏兵革、有疾疫事歟、陰陽寮申云、自良巽方非奏兵革事、天下為疾疫事歟云々、仰云、出雲并良巽方国々可慎疾疫兵革事之由、可賜官符云々、

(64) 前掲注(59) 『日本紀略』長元4年(1031)閏10月5日条。

(65) 『左経記』長元4年(1031)閏10月15日条

依出雲杵築社顛倒、於陣被立御祈使、(中宮権大夫被奉行云々、先是仰神祇官、令着可使社一人、卜部一人為使云々)、剋限召使、於膝突給宣命、使於左衛門陣外、請御幣等、進發云々、(件御幣先例不見、仍仰神祇官令勘社数并幣物色目等、任勘申、於侍從所被囊備云々、杵築社并具社十八社幣也)

(66) 『日本紀略』長元4年(1031)閏10月15日条

発遣出雲国杵築社奉幣使。神祇少祐大中臣元範等也。

(67) 『小右記』長元5年(1032)2月26日条

来月十一日主上御慎可重之由、又有出雲杵築宮託宣云々、而專遊宴事□御□□女(如カ)、彼日有避宝位之驚歎、能可慎給之由、在彼託宣云々、先日山座主(慶命)密語云、主上所被仰也、有令歎息給之氣者、

(68) 『左経記』長元5年(1032)3月11日条

(前略)風聞、明日依出雲杵築社託宣、可有御物忌云々、仍関白并近習上達部被籠候云々、又日来於内裏、被修北斗熾盛光不動等法、并有大般若不断御読経、是皆主上御慎之故也云々、

(69) 『小右記』長元5年(1032)正月23日条

頭中将(源)隆国来、伝関白御消息云、三日行幸日、風病重発、強以相扶従事、其後参入七日節会、弥以発動、非是風病、先年□□言(納言カ)之時、所劳如此、彼時経煩及二十余日、如其心地、□□年出雲杵築明神託宣中、有可改元(之事カ)上、亦山座主(慶命)□□□、有草□□□被行改元事、昨日有勅命、可令勘申年号字者、(後略)

(70) 『小右記』長元5年(1032)7月28日条

早旦頭弁(藤原経任)示送云、八月改元例可注給、付使遣之、天平・延暦等例也、年々改元例相加送之、中納言(藤原資平)小談、即参衙、成典僧都来、聊有所劳、不相逢、同日頭弁伝関白御消息云、廿九日可有改元、而内裏有犬死穢、及廿九日、令勘穢中之改元例、既無其例、来月有改元例、天平・延暦等八月改元、是吉例也、来月朔比宜日被行如何、報云、穢中被行改元之事、可無穩便、何况無例歎、来月被行尤宜哉。

(71) 右大史広雅は、『小右記』長元2年(1029)9月28日条が初見で、『小右記』長元5年(1032)8月2日条が終見である。『平安人名辞典—長保2年—』、『外記補任』いずれも氏姓不明とし、他に史料がみえないとしている。

(72) 『左経記』長元5年(1032)6月3日条

(前略)此次有除目叙位等、此間出雲守俊孝申請、被定重任、并被免四箇年調庸租稅等、兼給但馬国伯耆等工夫、造立杵築社并其内宝殿事、又同社去年託宣云、古以王令勤陪膳役、令叙位、而近代無其事、如旧可改行云々、同(因カ)有此定、彼此共被申云、件社去年顛倒、為復旧基、可造立之由、所申請也、而所募申之事等、不似先例、可被裁許之旨、輒難定申、先遣使者、注社屋丈尺、并宝殿有無、兼日尋前々司忠親、任顛倒造立之例、迫可被量行歎、(中略)又遣出雲之使可定申者、右府被示云、官吏可任其人、大弁定申者、左大丞共議举右大史広雅、仰依請、右府、加木工之官人等、可遣之由被仰左大弁、次令頭中将奏直物除目清書叙位等(治国并一品宮未給、藤氏爵等也(去春有論不叙也))下給、

(73) 『左経記』長元5年(1032)6月17日条

参結政、侍從中納言被着庁、請印了着南、申文食了入内、以外記国任被申関白云、依前日仰、為請印諸任符、杵築宮損色使官符等、欲行内文、依御物忌不可内覽、随仰可進止者、返報云、早可被奏行也、仍行覽内文退出、(後略)

(74) 『小右記』長元5年(1032)8月2日条

知道申云、去夜出雲守俊孝参申云、只今〈丑時許〉参上、史広雅同参上者、依及深更不申事由者、差隨身(身人部)信武、遣致旨所、即申返事、

(75) 『小右記』長元5年(1032)8月7日条

左少弁(源)経長朝臣持来出雲国杵築社文等、先日所下給文并問注社司・在庁官人等文等也、国司解文与社司申無託宣之由、亦以陪膳事、亦以非神人之者、給位記者、仍件位記不給、広雅返進、経長朝臣口来、伝関白御消息云、事已不経、先可令上達部定申歟、答云、諸卿僉議最可然事也、下官触穢之後宜日可参入、其後可定申歟。

(76) 『日本紀略』長元5年(1032)8月20日条

仰明法道。令勘申出雲守橘俊孝言上杵築社顛倒并託宣事无実之由。又以官位授人罪科事。

『小右記』長元5年(1032)8月20日条

今日定申出雲事、事依不輕、

(77) 『百鍊抄』長元5年(1032)9月20日条

出雲守橘俊孝勘罪名。配流佐渡国。是杵築社顛倒并有神託由奏聞。仍遣実檢使之处。皆無実之故也。或記云。称託宣授官位於人。云々。

(78) 『日本紀略』長元5年(1032)9月27日条

出雲守橘俊孝配流佐渡国。依杵築宮无実也。

『扶桑略記』長元5年(1032)9月27日条

出雲守橘俊孝配流佐渡国。可造杵築宮宝殿虚誕託宣。奏聞公家。依事無実。勘罪名所配也。

(79) 『小右記』長元5年(1032)11月10日条

左少弁(源)経長持来領送流人(橘)俊孝使左衛門府生光近申文、其状云、俊孝從去月五日受重病弥以辛苦、仍罷留越前国敦賀郡、不能口口途者、示可奏之由了、

(80) 詫間直樹「一国平均役の成立について」(坂本賞三編『王朝国家国政史の研究』吉川弘文館、1987年)。

(81) 『小右記』寛弘2年(1005)12月21日条。

(82) 前掲注(79)詫間直樹論文。

(83) 『小右記』長元2年(1029)9月27日条、『小記目錄』長元4年(1031)閏10月14日条。

(84) 『平安人名辞典—長保2年—』

(85) 『小右記』寛弘8年(1011)正月7日条。

(86) 『小右記』長和2年(1013)8月26日条。

(87) 『小右記』万寿4年(1027)正月7日条。

(88) 『小右記』長元元年(1028)7月24日条に

又云、昨夜雑人十人許於関白西門外同音放呼言申雑事、不聞何事、次到堂門同音呼、次於南門太猛放呼言、被尋問晦跡分散、明尊僧都房人云、但馬国百姓不堪国司苛酷逃散之由同音叫呼、余云、諸国百姓立公門愁申国事、古今為例、未聞冒夜放呼言致訴事、不可為実、若有口口諸国民庶好夜愁歟、仮令雖良吏為敵口有致夜

愁歟、一切不可被用者也、関白所被存也、此事猶足驚奇、苛酷之聞非無云々、

(89) 『小右記』長元元年(1028) 7月 26 日条

又云、但馬百姓夜部於関白門外放呼声如一夜云々、其詞云、白昼愁申可被殺害、仍夜中所申也、為不令知其人愁申由、(中略)、夜々称但馬百姓令放呼言、是俊孝朝臣所為云々、諸人所申、俊孝近曾有事縁下向但州、行不善事、為国致濫吹、国司在京之間云々、帰国之後追上俊孝、譴責因縁之者、忽成忿怨俊孝所為云々、酒狂不善者也、家人也、而先年乘車渡家門、為下人被打破面耳、

(90) 前掲注(89) 『小右記』長元元年(1028) 7月 26 日条

(91) 『小右記』万寿4年(1027) 2月 4 日条、『小右記』長元2年(1029) 閏2月 25 日条。

(92) 『小右記』万寿4年(1027) 9月 26 日条。

(93) ただし長元5年の但馬守は源則理である。源則理は『小右記』長元3年(1030) 4月 30 日条および『日本紀略』長元8年(1035) 12月 25 日条に但馬守として見任である。

(94) 前掲注(89) 『小右記』長元元年(1028) 7月 26 日条。

(95) 阿部猛編『北山抄註解卷十吏途指南』

(96) 『西宮記』卷2「除目」、『北山抄』卷10「受領功過定」など。

(97) 北島家文書、『大社町史』史料編古代・中世 235 号、『鎌倉遺文』7017 号。

(98) 『大社町史』上巻第3章(執筆井上寛司)(島根県大社町、1991年)。

(99) 『小右記』長和2年(1013) 正月 20 日条など。

(100) 『小右記』長和5年(1016) 正月 29 日条。

(101) 源政職は『小右記』治安元年(1021) 3月 27 日条、万寿元年(1024) 11月 30 日条にそれぞれ大和守として見任。

(102) 『続本朝往生伝』、また『本朝統文粹』卷6「頼義朝臣 申伊予守重任状」には「仍去永承六年。忽以頼義。為令征罰。被任彼国」とある。

(103) 市川久編『蔵人補任』(続群書類従完成会、1989年) 参照。

(104) 本項 19. 藤原明衡から 26. 源経仲までは、本科学研究費補助金研究の成果の一部として公表した大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』4、2007年) の一部を補訂、再構成したものである。

(105) 三保忠夫「藤原明衡」『藤原明衡と雲州往来』(笠間書院、2006年、初出1986年)。以下、三保忠夫氏は本論文による。

(106) 大曾根章介「藤原明衡論」(『国語と国文学』35-3、1958年)。「もしこの奏状の式部少輔の芳十三年を十一年の誤字と解釈してこれを信用するならば、永承五年の頃彼が正五位下出雲守であつたことに決るであらうが、私は正家の家系と才能を重視し、更に遡つて長久末年から永承初年頃に明衡が出雲守であつたらうと憶測したいが、如何なものであらうか」(p26)としている。しかし大曾根章介氏死後、『王朝漢文学論攷』(岩波書店、1994年)に「藤原明衡の生涯」として再録された同論文では当該部分が、「もしこの奏状の式部少輔の芳十三年を十一年の誤字と解釈してこれを信用するならば、永承四、五年の頃彼が正五位下出雲守であつたと推測されようか」(p28~p29)と改変されている。同書の久保田淳氏の「あとがき」によれば、諸論文の再録にあたっては、「大曾根氏御自身の手で初出誌に加えられた訂正その他の書入れはすべてそれに従うこととし

た」(p451)という。

- (107) 川口久雄校註『新猿楽記』(平凡社、1983年)、川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』下(明治書院、1961年)。
- (108) 『祭主補任集』は守孝の三男とするが、『二所太神宮例文』は守孝の五男とする。
- (109) 『太神宮諸雜事記』治暦4年(1068)2月条、『伊勢公卿勅使雜例』治暦5年(延久元年、1069)2月21日条、同9月条、『太神宮諸雜事記』治暦5年(延久元年、1069)9月条(大中臣親長の項を参照)、『帥記』永保元年(1081)5月29日条。
- (110) 『本朝世紀』寛治元年(1087)11月18日条。
- (111) 『神道大系 神宮編1』(神道大系編纂会、1979年)所収『太神宮諸雜事記』の校異による。
- (112) 『延喜式』卷24時祭下九月祭の伊勢太神宮神嘗祭条に
右当月十一日平旦天皇臨大極後殿奉幣(事見儀式)。其使諸王已上。及神祇官中臣忌部
官各一人給当色。執幣五人。使従者三人。各給潔衣布一端。
とある。
- (113) 『三重県史 資料編』古代(下)(三重県、2007年)
- (114) 『太神宮諸雜事記』康平元年(1058)9月条。
- (115) 「杵築大社造宮遷宮旧記注進」(北島家文書、『大社町史』史料編古代・中世235号、『鎌倉遺文』7017号)の必要な部分を抜粋して、全体がわかるように示すと以下のとおりである。

(前欠)

四月十三日庚寅	時巳二點、□□、
廿一日戊戌	時辰二點、若□、
奉遷神躰於仮殿日時	
十七日甲午	時未二點、若戌、
廿二日庚子	時申二點、若亥、
採正殿材木日時	
同十七日甲午	時巳二點、若未、
六月五日庚戌	時午二點、若申、
始造作日時	
廿五日庚寅	時午二點、若申、
七月七日壬子	時巳二點、若午、
同七年十月廿四日被下立柱上棟日時、同廿七日宣旨、可用十二月廿四日者、 豎柱日時	
十二月廿四日乙卯	時辰二點、
明年二月十日庚子	時辰二點、
上棟日時	
十二月廿四日乙卯	時午二點、
明年二月十日庚子	時午二點、
康平八年正月延任、造進杵築社之功、治歴(曆)三年正月十日被勸下奉渡御正躰於本 神殿日時、且任日時奉御躰、且令官使覆勸者、	

二月一日己酉 時寅二點、若戌、
十一日己未 時戌二點、若丑、
使神祇少史津守得重 従三人
史生秦助方 従二人

同年二月六日得替、新司藤原宗実、

藤原家保任〈長治元年正月任、嘉承二年秩満〉

長治二年六月十七日造進杵築社并豊山別宮・国内中社十一社破損之由申請之處、同三年〈改嘉承元年〉二月七日宣旨遣官使、令注損色状云、当国大社・中社或顛倒、或朽損、每有破壊、宰吏造進預勸賞、前跡多存、近則藤原登任・同章俊等各賜延任官符、造進杵築社、前司兼平賜重任官符、造進熊野・揖屋・水譯三箇社云々、

藤原頼頼任〈嘉承三年正月任、永久二年十二月選任参河国〉

天仁元年三月廿三日解状云、件社前々司藤原章俊任中造進之後、年記久積、破壊殊甚、仍去長治二年前司藤原家保注子細言上之處、嘉承元年遣官使被注損色畢、其後無指裁定、漸及三箇年、梁柱彌傾、已欲顛倒、然而当社不被勘下日時之以前、無造立仮殿、奉渡御躰之例、重被上奏者、相副損色言上如件者、同年十月三日任日時、可令勤行之由、被下宣旨矣、

立仮殿日時

(中略)

藤原朝臣光隆〈初任保延五年己未十二月任〉

保延七年六月七日卯時、神殿顛倒、以同十五日辛卯寅時、修造竈殿、奉遷御時神事次第、

(中略)

文治六年被下覆勘宣旨、改建久元年、

「国造北島」

- (116) 『百鍊抄』康平4年(1061)11月29日条に「出雲国杵築大社顛倒」、同5年(1062)2月12日条に「諸卿定申出雲大社顛倒并吉備津宮焼亡事」とある。
- (117) 山岸常人「中世杵築大社本殿造営の実態と背景」(『仏教芸術』278、2005年)。
- (118) 『中右記』天仁元年(1108)正月24日条。
- (119) 『中右記』永久2年(1114)12月14日条。
- (120) 『公卿補任』永暦元年(1160)条藤原光隆尻付は出雲守任命を保延4年(1138)12月29日とし、「杵築大社造営遷宮旧記注進」は「保延五年己未十二月任」とする。
- (121) 佐古愛己「撰関・院政期における受領成功と貴族社会」(『立命館文学』594、2006年)は、これらの重任を受領成功と位置づけている。
- (122) 榎野廣造編『平安人名辞典—康平3年—上』(和泉書院、2007年)。
- (123) 『水左記』承暦元年(1077)10月15日条、11月9日条、12月10日条。
- (124) 『水左記』承暦元年(1077)8月29日条。『尊卑分脉』清綱の項にも同趣旨の記述がある。
- (125) 巖島文書、『広島県史古代中世資料編Ⅲ』新出巖島文書5号、『平安遺文』1084号。
- (126) 巖島文書、『広島県史古代中世資料編Ⅲ』浅野忠充氏旧蔵巖島文書1号、『平安遺文』2410号。
- (127) 『院号部類』、『類聚符宣抄』卷4。

- (128) 雅房は、醍醐源氏源高雅の孫邦房のことである可能性が高い。新訂増補国史大系『尊卑分脉』では、藤原氏北家長良流の惟経女について「源雅房朝臣妻」と記載しているが、系譜上に相当する人物は記載されていない。ただ醍醐源氏源高雅の孫の邦房について、前田家所蔵脇坂本、前田家所蔵一本、内閣文庫本など写本によっては「雅房」とするものがある。「邦房」が「雅房」の誤りだとすれば、この人物に相当する可能性がある。
- (129) 『水左記』はほかにも以下のような人物の死去を記録している。7月22日故範永五男散位為綱、8月1日中納言藤原能季・右京大夫藤原通家・信濃前司藤原伊綱、8月17日式部卿敦賀親王、8月21日備前守憲輔室、8月22日故治部卿隆俊室、8月26日一品良子内親王（後朱雀第一皇女、陽明門院子）、9月4日参議源俊明室、9月17日前紀伊守藤原永綱、9月18日散位橘章綱。
- (130) 『水左記』承暦元年(1077)10月2日条は、「又伊賀守親房持_レ来望今度闕国申文_レ、是依_レ造興福寺塔并廻廊等之功_レ、所_レ申_レ可_レ遷_レ任尾張出雲等国之由_レ也」と記している。
- (131) 『水左記』承暦元年(1077)10月3日条は、「相次前右衛門佐経仲来、同陳_レ所望之事_レ、為_レ得替公文之第一_レ、此三箇年無_レ其恩賞_レ云々」と記している。
- (132) 『水左記』承暦元年(1077)11月9日条は、「晩頭栗毛馬一疋送_レ出雲守経仲許_レ、下向近々之故也」と記している。
- (133) 萩谷朴『平安朝歌合大成』第4巻（同朋舎出版、1996年、初版1960年）。『夫木抄』には「承保三年十一月源朝臣、出雲国名所歌合」として以下のような歌が収められている。

源兼経（経兼）朝臣

出雲山 こよひの月の さやけさは 雪のあしたの 心ちこそすれ

親経

長田なる 千もとの稲を 数にして よむとも尽さじ 君が齢は

藤原通具

人知れぬ わが恋なれや 焼島の 蜃の藻塩の たえぬ煙は

祿子内親王家中務

出雲川 そこの水屑の 数さへに 見えこそわたれ 夜半の月かげ

読人しらず

いかにして 姥捨山の 月よりも 出雲の浦に 照りまさるらむ

源俊兼

数ふれば 数もしられず 君が代は 長田につくる 長彦の稲

祿子内親王家中務

君が代は 数へ尽くさむ かたぞなき 長田に千くら 千もこの稲

- (134) 『為房卿記』は国立公文書館内閣文庫本所蔵『大御記』17冊本に拠り、適宜、駒沢大学大学院史学会古代史部会「翻刻為房卿記」（『史聚』10、1979年）および『大日本史料』第3編所引文を参照した。
- (135) 「杵築大社造営遷宮旧記注進」は前掲22.藤原章俊注(1)。
- (136) 『中右記』寛治2年(1088)正月11日条。
- (137) 「書陵部蔵壬生家文書『平安遺文』補71号。
- (138) 『中右記』永長元年(1096)12月22日条。

図Ⅱ-1 10世紀～11世紀の出雲国司

1. 守（受領）のみ。権守は除外した。
 2. 可能性として提示したものには？を付した。

勘出	守名	月日/補任・見任・遷任別/(出典)	前司 (出典)
	?		
○	923 延長元	1. 藤原惟房	藤原惟房(要略27)
○	924 2		
○	925 3		
○	926 4		
○	927 5		
○	928 6		
○	929 7		
○	930 8		
○	931 承平元		
○	932 2		
○	933 3		
	934 4		
	935 5		
	936 6	● 2. 内蔵時景 1. 19任(外記)	
○	937 7		
○	938 天慶元		
○	939 2		
○	940 3		
○	941 4		
○	942 5		
○	943 6		
○	944 7		
○	945 8		
	946 9		
	947 天曆元		
	948 2	● 3. 十市有象 1. -任(地下)	
○	949 3		
	950 4		
	951 5		
	952 6		
	953 7		
	954 8		
○	955 9	⋮	
	956 10	● 4. 平某 4. 21見(群載16)	
○	957 天徳元	● 5. 浅井守行 見(正税)	
○	958 2	● 6. 多治文正 見(正税)	
	959 3	⋮	
	960 4		
	961 応和元		
	962 2	● 7. 橘泰胤 4. 19見(紀略)	
	963 3		
○	964 康保元		
○	965 2		
○	966 3		
○	967 4		
	968 安和元		
	969 2		
	970 天禄元		
	971 2		
	972 3		
	973 天延元		
	974 2		
	975 3		
	976 貞元元		
	977 2		
	978 天元元		
	979 2		
	980 3		

981	4			
982	5			
983	永觀元			
984	2			
985	寛和元			
986	2			
987	永延元	8.	則俊? 見(円教)	
988	2			
989	永祚元	9.	藤原相如?	
990	正暦元			
991	2			
992	3			
993	4	10.	源文雅?	
994	5			
995	長徳元			4.-藤原相如(栄花)
996	2			
997	3	10.	源文雅?	
998	4			12. 18源文雅(正税)
999	長保元			
○	1000	2		
○	1001	3	● 11. 源忠規	9. 6見(権記)
○	1002	4		
○	1003	5		
○	1004	寛弘元		
	1005	2		
	1006	3		
	1007	4		
	1008	5		
	1009	6	● 12. 紀忠道	9. 2見(御堂)
	1010	7		
	1011	8		
	1012	長和元		
	1013	2	13. 藤原頼経	8. 15紀忠道(小右)
	1014	3		
	1015	4		10. 27紀忠道(小右)
	1016	5		1. 6紀忠道(小右)
	1017	寛仁元	14. 藤原成親	
	1018	2		11. 1見(御堂)
	1019	3		
	1020	4		
	1021	治安元		
	1022	2		
	1023	3		1. 26見(小右)
	1024	万寿元		1. 26藤原頼経(小右)
	1025	2	● 15. 橘孝親	3. 23見(小右)
	1026	3		
	1027	4		12. 16藤原頼経(栄花)
	1028	長元元		
	1029	2	● 16. 橘俊孝	②. 25見(小右)/7. 11見(小右)
	1030	3		7. 1橘孝親(小右)
	1031	4		10. 17見(小右)
	1032	5		6. 3見(左経)/8. 2見(小右)/
				8. 20見(小右)/9. 20配流(百鍊)/
				9. 27配流(紀略・扶桑)
			● 17. 藤原登任	任カ(符宣)
	1033	6		
	1034	7		
	1035	8		
	1036	9		8. 30見(符宣)
	1037	長暦元		?延任(造营)
	1038	2		
	1039	3		
	1040	長久元		
	1041	2		
	1042	3	18. (姓欠) 憲清	2. 7見(春記) /2. 8見(春記)

1043	4			
1044	寬徳元			
1045	2			
1046	永承元			
1047	2			
1048	3			
1049	4	19. 藤原明衡		
1050	5			
1051	6			
1052	7			
1053	天喜元	● 20. 大中臣頼宣 1. -任(祭主)		6. 20藤原明衡(御産)
1054	2			
1055	3			3. 3藤原明衡(中漢)
1056	4			2. -藤原明衡(続文)
1057	5	21. 大中臣永清?		
1058	康平元			
1059	2			
1060	3			
1061	4	22. 藤原章俊		
1062	5			11. -藤原明衡(続文)
1063	6			11. -藤原明衡(続文)
1064	7			
1065	治暦元	1. -延任(造営)		
1066	2			
1067	3	2. 1見(造営) 2. 6得替(造営) ?任(造営)		
1068	4	● 23. 藤原宗実		2. -大中臣頼宣(神宮)
1069	延久元			2. 21大中臣頼宣(勅使)
◎	1070	2		9. -大中臣頼宣(勅使・神宮)
◎	1071	3	24. 藤原行房	
◎	1072	4		
◎	1073	5		
◎	1074	承保元		7. 2大中臣頼宣
	1075	2	25. 藤原清綱	
	1076	3		
	1077	承暦元	● 26. 源経仲	8. 29卒(水左) 10. 3任(水左) 11. 5見, 11. 9見, 11. 19見(水左) ⑫. 8見(水左)
	1078	2		10. 15, 11. 9, 12. 10藤原宗実(水左) /
	1079	3		11. 12大中臣永清(水左) /
	1080	4	2. 20見	12. 11藤原行房
	1081	永保元	8. 26見(水左)	5. 29大中臣頼宣(帥記) /
	1082	2	● 27. 藤原兼平	12. 29源経仲(帥記)
	1083	3	1. 21任(公卿), 5. 9見(為房)	1. 29源経仲(参議)
	1084	応徳元	1. 17見(水左)	
	1085	2		
	1086	3	?重任(造営)	
	1087	寛治元		11. 18大中臣頼宣(世紀)
	1088	2		
	1089	3		
	1090	4		
	1091	5	藤原季仲	5. 9見(師通)
	1092	6	高階重仲	4. 28見(中右)
	1093	7		
	1094	嘉保元		2. 17, 11. 25見(中右)
	1095	2		
	1096	永長元		4. 11-11. 20見(中右)
	1097	承德元	● 藤原忠清	11. 8見(師通)
	1098	2		1. 29任(中右)

1099	康和元		
1100	2		
1101	3		
1102	4		11. 20見(中右)/11. 22見(殿曆)
1103	5		8. 6見(為房)
1104	長治元	●	1. 28遷(為房)
		藤原家保	1. 28任(為房)
1105	2		
1106	嘉承元		3. 30-12. 7見(中右)
1107	2		10. 19見(永昌)
			7. 24見(為房)/8. 23見(殿曆)/
1108	天仁元	●	9. 1, 12. 25見(中右)
		藤原顛頼	1. 24任(中右, 造營)
1109	2		
1110	天永元		⑦. 1見(殿曆)
1111	2		1. 24見(中右)
1112	3		
1113	永久元		
1114	2	●	2. 14遷(中右, 造營)
		藤原隆頼	
1115	3		
1116	4		
1117	5		
1118	元永元		
1119	2		
1120	保安元		
1121	2	●	12. 5任(弁官)
		藤原憲方	12. 17, 12. 19見(永昌)
1122	3		
1123	4		
1124	天治元		5. 21見(永昌)/5. 28重任(永昌)
1125	2		
1126	大治元		
1127	2		
1128	3	●	12. 29遷(中目)
		藤原経隆	12. 29任(中目)
1129	4		7. 15-⑦. 11見(永昌)/7. 16-
			⑦. 21見(中右)/8. 5見(長秋)
1130	5	●	10. 27遷(中右)
		藤原光隆	10. 27任(中右)
1131	天承元		1. 19見(朱器)
1132	長承元		11. 23見(中右)
1133	2		
1134	3		4. 25見(百鍊)
1135	保延元		11. 20見(中右)
1136	2		
1137	3		
1138	4	●	12. 29任(補任)
		藤原光隆	6. 27見(台記)
1139	5		
1140	6		
1141	永治元		
1142	康治元		12. 13見(平2491)
1143	2		4. 3見(移徙)
1144	天養元		9. 29見(平2536)
1145	久安元		
1146	2	●	12. 29遷(世紀)
		藤原経隆	12. 29任(世紀)

出典略称一覧

為房:為房卿記、榮花:榮花物語、永昌:永昌記、円教:円教寺旧記、紀略:日本紀略、公卿:公卿補任、外記:外記補任、御産:御産部類記、権記:権記、祭主:祭主補任、左経:左経記、参議:参議要抄、師通:後二条師通記、移徙:諸院宮御移徙部類記、地下:地下家伝、朱器:朱器大饗雜事、春記:春記、小目:小記目録、小右:小右記、正税:出雲国正税返却帳、神宮:太神宮諸雜事記、水左:水左記、帥記:帥記、世紀:本朝世紀、造營:杵築大社造營遷宮旧記注進、続文:本朝続文粹、中漢:中右記部類紙背漢詩集、中目:中右記目録、中右:中右記、長秋:長秋記、朝野:朝野群載、勅使:伊勢公卿勅使雜例、殿曆:殿曆、百鍊:百鍊抄、符宣:類聚符宣抄、扶桑:扶桑略記、補任:公卿補任、平n:平安遺文n号、弁官:弁官補任、御堂:御堂関白記、文粹:本朝文粹、要略:政事要略

Ⅲ 家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳

はじめに

本報告書のⅠで出雲国正税返却帳は正式の文書として作成されたものらしいこと、Ⅱで延久2年・3年・4年・承保元年の各年度は、藤原行房の出雲守の任期にかかわりがありそうであることを指摘した。また本科学研究費補助金研究の成果としてすでに公表した「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」⁽¹⁾において、藤原行房が受領功過定を受けるために公文勘済をすすめ発行されたものが、この出雲国正税返却帳であることを明らかにした。「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」は以下の構成だった。

はじめに

- 一、11世紀後半出雲国司の在任期間の検討
- 二、家司受領藤原行房とその周辺
- 三、出雲国正税返却帳の作成、発行と伝来

おわりに

一の内容は再構成のうえ本報告書Ⅱのなかに取り込んだ。二と三の内容を一部修正したものが本章である。また二の前提となる研究成果を本報告書Ⅳに収録した。

出雲国正税返却帳は、律令制下以来の中央と地方の財政構造が崩壊し再構成されていく状況を検討するなかで、多くの論考でとりあげられてきた⁽²⁾。しかし、いずれも主として『平安遺文』に依拠した記載の利用にとどまって、史料そのものの基礎的研究は高橋崇氏以来それほど深められてきているとはいえなかった。最近になって、筆者が出雲国正税返却帳の各年度の比較を試み⁽³⁾、鈴木一見氏が勘出の観点から出雲国正税返却帳を全面的にとりあげて分析し、公文勘会のあり方と正税返却帳の関係を明らかにされるなど⁽⁴⁾、ようやく基礎的な分析が進みはじめている。しかしなぜ正税返却帳が承暦2年(1078)になってから承保元年(1074)以前の同内容のものとして一括して作成され、なぜ九条家本延喜式の裏文書として伝来したのかという、この史料の性格を規定する根本的な問題は明らかにされてきているとはいえない。本報告書Ⅰ、Ⅱに提示した成果をふまえ、とくに撰家家司の藤原行房の出雲守だったと推定される期間が正税返却帳の年度に合致するという点に着目して、その問題の解決をめざすことが本章の目的である。

1. 藤原行房とその周辺

出雲国正税返却帳が作成され伝来した理由と背景を考えるために、まず藤原行房の経歴やその周辺の人間関係を探ってみる。

『尊卑分脉』によると、藤原行房は北家良世流藤原邦恒の子である。母は南家貞嗣流藤原信理の女、同母兄に義綱がいる。康和3年(1101)に74歳で死去した⁽⁵⁾ことから逆算すると、長元元年(1028)の生まれとなる。子は、高階経重女との間に行実、高階業敏女との間に邦宗、母不明の佐実と女子

寛治年間以降は『中右記』に藤原行房が散見するようになる。記主藤原宗忠の舅でその動向に注意されたこともあるが、家司のなかにおける地位も上位に位置するようになったためでもあろう。摂関家の元日拝礼、前駈などでは四位大夫の筆頭として多く記される⁽²⁷⁾。正月臨時客ではほぼ毎年、家主師実一献の盃を行房が進めている⁽²⁸⁾。寛治7年(1093)10月、藤原師実が関白辞表を上奏し勅答使を高陽院に迎えた際には、藤原行房が勅答使の招き入れや禄の取次ぎを行い、摂関家吉書を奉じている⁽²⁹⁾。嘉保元年(1094)3月、藤原師実が関白を辞し、藤原師通が関白に任ぜられた⁽³⁰⁾際の、朱器大盤渡の儀において行房は師実側の家司としてみえているが、同時に師通家の家司にも任じられた⁽³¹⁾。ひき続き藤原師通第の臨時客でも家主一献の盃を進めている⁽³²⁾。

このように藤原行房は、ほぼ一貫して摂関家家司をつとめ、とくに寛治年間以降は藤原師実の家司を代表的するような一人として摂関家の儀礼や饗宴などに奉仕していた姿がみてとれる。同じ家司でも実務官僚として摂関家にかかわったような活動の史料は残されていないが、同時に受領を歴任し、父邦恒と同様に家司受領としても摂関家を支える立場にもあったといえる。

(2) 受領

次に受領としての藤原行房の姿を追ってみる。

①阿波守

永承年間の『関白家蔵人所歌合』に阿波守としてみえる⁽³³⁾。『公卿補任』天喜3年(1055)条によると、長久5年(寛徳元年、1044)正月から永承3年(1048)11月まで、高階成章が阿波守の任にあった。高階成章は藤原行房の舅高階業敏の弟にあたり(図2)、摂関家とも深いつながりがあった。その後任に任じられたとすれば、永承4年(1049)～7年(1053)ころが藤原行房の阿波守在任期間と思われる。

②因幡守

『定家朝臣記』康平3年(1060)7月17日条に因幡守としてみえるが、康平5年(1062)正月20日条では前因幡守とされるので、康平4年(1061)までには因幡守を離れている。天喜末年か康平初年頃から康平3、4年頃が藤原行房の因幡守在任期間と思われる。

③出雲守

前章で示したように、出雲守の在任期間は延久3年(1071)～承保元年(1074)か2年ころと考えられる。

④美濃守

『水左記』承暦4年(1080)9月8日条によると、その2日前に任国美濃から上洛した藤原行房が源俊房を訪問している。『為房卿記』承暦3年(1079)5月19日条にみえる「美濃守行[]鴨院」が行房のことだとすれば、承暦3年5月以前には美濃守となっていた。

前任の美濃守は、承保2年(1075)12月28日の官宣旨⁽³⁴⁾に「当任司」とされる藤原定房である。『尊卑分脉』によると藤原定房は藤原道兼の孫にあたり「三乃両度任」とあるように、2度美濃守をつとめた。最初は天喜年間で⁽³⁵⁾、承保2年ころは2度目となる。承保2年12月28日の官宣旨は、東大寺領大井・茜部荘について官使・国司・東大寺使ともに四至を確認し「押取雑物等」を本荘に弁補することを美濃国に命じたもので、それを受けて発給されたのが承保3年(1076)2月14日付の美濃国司宣旨、3月26日付の美濃国符である。いずれにも「大介藤原朝臣〈在判〉」とあり⁽³⁶⁾、

これらの大介が藤原定房をさすことは明らかである。

これに対し承暦2年(1078)12月22日「大宰大式藤原経平宅解」⁽³⁷⁾に書き加えられた12月29日付美濃国判にみえる「大介藤原朝臣(花押)」が、藤原定房か、藤原行房かは判然としない。一旦保留にして、次に任終の時期を検討したい。

『後二条師通記』永保3年(1083)2月1日条に美濃守とされるが、『大饗部類記』寛治3年(1089)正月22日条に「前美濃守」とみえて以降は、康和3年(1101)6月4日に74歳で死去する(『中右記目録』)まで前美濃守とされる。嘉保3年(応徳元年、1096)5月12日官宣旨には、「前司公俊朝臣任中、去寛治元年八月十六日官符云」とあり⁽³⁸⁾、寛治元年(1087)8月までには高階公俊が美濃守に任じられている。したがって藤原行房は遅くとも寛治元年8月以前には美濃守を離れていた。

ところで『為房卿記』寛治元年(1087)4月16日条には、賀茂祭の斎王渡御行列のなかに

典侍兼子(御乳母、顕綱朝臣娘)前駟六人(加賀守家道、散位有佐、美乃守家隆、尾張権守敦俊、越後権守為隆、蔵人典薬助隆忠)

と、美濃守家隆がみえる。前駟六人のうち家道(家通)・有佐は典侍兼子と同じ藤原顕綱の子とされる(『尊卑分脉』)。顕綱の子、兼子の兄弟がともに前駟をつとめたとすれば、家隆もまた『尊卑分脉』に顕綱の子で家通・有佐・兼子の兄弟としてみえる道経(本名家隆)のことであり、応徳3年(1086)と寛治元年に参河権守としてみえる藤原家隆⁽³⁹⁾と同一人物ではないだろうか。家隆を美濃守とする史料は他にみあたらない。『為房卿記』の「美乃守家隆」は「参河権守家隆」の誤記ではないかと思われる⁽⁴⁰⁾。

高階公俊は美濃守を重任し⁽⁴¹⁾、寛治7年(1093)12月27日まで美濃守としてみえる(『中右記』同日条)。嘉保2年(1095)正月には新司源義綱が任じられた(『魚魯愚鈔』)。嘉保元年(1094)11月12日に藤原(名欠)が美濃守としてみえるが(『平安遺文』補287号)、同年2月22日に藤原家保が美濃権守に任じられているので(『除目大間書』)、権守と混同しているとみられる。したがって高階公俊の美濃守在任は寛治元年(1087)から嘉保元年(1094)の重任8ヶ年とみてよい。そうすると藤原行房の美濃守在任は承暦3年(1079)から応徳3年(1086)までの重任8ヶ年の可能性が高くなる。

以上、藤原行房の姿を撰関家家司、受領の両面から検討してみた。管見の限りでの史料を網羅して藤原行房の年譜を表Ⅲ-1に整理した。本文で省略した事項や典拠もあわせて示しているので、参照されたい。

2. 東大寺封戸惣返抄と受領の公文勘済

前節では藤原行房が美濃守だった期間が承暦3年(1079)～応徳3年(1086)ではないかとした。それを別の視点から検証してみる。本報告書IVで詳論する年月日未詳「東大寺封戸文書書上」⁽⁴²⁾の分析から明らかになる受領と公文勘済との関係である。この文書は、東大寺が承保2年(1075)から嘉保元年(1094)までに発給した20ヶ国の封物返抄類をほぼ発給年月日順、目録状に記載する。それによるとまず封物の一部の納入に対して仮返抄が発給され、完済されると惣返抄が発給された。

このうち美濃国の惣返抄部分を抜粋すると次のようになっている。

A 美濃国惣返抄成之了

承暦二年十二月廿四日成_レ給行慶_レ了

B 美濃国惣返抄成了（去承暦二三四永保元二三応徳元二并八个年料成了）

寛治五年八月廿九日 慶増都那師勞

Bは承暦2年(1078)から応徳2年(1085)まで8年分が一括して寛治5年(1091)8月29日付で発給されている。Aの対象年度は不明であるが、Bに承暦2年度分が含まれているので、承暦元年以前のある年度分であろう。Bの対象年度に藤原行房の在任期間が含まれ、A・Bともに問題の承暦2年が関わっている。そこで一括発給される惣返抄の対象年度の意味を明らかにすることにより、受領の任期と公文勘済との関係を考えてみたい。

数年度分を一括した惣返抄が後年に発給されている状況はほぼすべての国に共通する。しかも4ヶ年ないし8ヶ年分を一括している例が多い。大石直正氏は国司の任期を反映していると指摘したが⁽⁴³⁾、具体的にどのように関係しているかは検討されていない。そこですべての国について惣返抄の対象年度と国司の任期を検討してみたのが、表Ⅲ-2であり、本報告書Ⅳである。

注目すべきは、東大寺から発給された惣返抄は、前国司の任終年と後任国司の任中3年の計4年分、または前任者の任終年と後任者の任中7年の計8年分になっているケースが非常に多いことである。任終後だいたいたってから前任者の任終1年分を含んだ惣返抄が一括して発給されているのである。このことは何を意味しているのであろうか。

そもそも惣返抄は受領の任中に納官封家物を皆済したことを証するために必要であった。『北山抄』巻十「功過定」には、「先披_レ見申文勘文并二寮功過申文_レ、令_レ注_レ請調庸雜米惣返抄、勘税帳・封租抄帳之年限〈合格者注_レ其由〉及年料新委不動種々別功等_レ」とあり、受領功過定の合格には、調庸雜米惣返抄、正税帳などとならんで封租抄帳の年限が条件となっていた。封租抄帳は封戸租返抄の写しである⁽⁴⁴⁾。『西宮記』巻二除目には合格の定文の様式が示されており、税帳と封租抄帳については次のようにされている。

勘済税帳何ヶ年某年

前司任終一年某年

当任何年某年合格八年・四年注合格過件等年及不滿年限者不注合格

封租抄帳何箇年

封租抄帳も税帳に準じて前司任終一年と当任三年以上の計四年以上の勘済が条件だったと考えられる。天永2年(1111)12月末に受領功過定にそなえて丹波前守源季房の「公文々書」が政にかけられる予定だったが、法勝寺御封未済のため政が停止されているように⁽⁴⁵⁾、12世紀初頭においてもなお封物の返抄は受領功過定には必須だった。「東大寺封戸文書書上」にみえる諸国の惣返抄の発給状況は、前任任終年と当任分という受領功過定における税帳と封租抄帳をはじめとした公文勘済の条件に対応しているのである。

美濃国の惣返抄Bが発給された直後の寛治5年(1091)の9月24日、『為房卿記』には「今日、不堪奏〈権弁〉、美濃前司行房朝臣奏申」とあり、藤原行房の美濃不堪佃田が奏上されている。不堪佃田奏は租帳と税帳の勘会のために必要な申請であり、受領功過における公文勘済のために必要だった⁽⁴⁶⁾。藤原行房が美濃守任中分として行ったものであろう。惣返抄Bと不堪佃田奏はともに、このとき藤原行房が公文勘済を進めていたことを示すものである。

以上から惣返抄Bの対象年度、承暦2年(1078)は前司藤原定房任終年分、承暦3年(1079)～応徳

2年分(1085)が藤原行房当任7ヶ年分と解することができる。そうすると、惣返抄Aは藤原定房が承暦2年の任終にあたって承暦元年以前の任中分として発給された可能性がある。また承暦2年12月29日付美濃国判の大海の署判も、藤原定房が任終にあたって最後に処理したものとみることができるだろう。

藤原行房は康和3年(1101)6月4日に74歳で死去するが(『中右記目録』)、受領としての経歴は美濃守が最後となった(47)。

3. 出雲国正税返却帳の作成、発行と伝来

ここまで明らかにしてきた受領と公文との関係、および出雲守を経歴した藤原行房をめぐる問題をふまえて、出雲国正税返却帳がなぜ作成され、伝来したのかを公文勘済のあり方とかかわらせて提示したい。

藤原行房が承暦3年(1079)に美濃守に任じられたとすると、出雲国正税返却帳が承暦2年(1078)12月30日付で一括して作成された事情が説明できる。そのためには、まず正税返却帳と受領功過定の関係について論じておかなければならない。

前述のように受領功過定では前任任終1年と当任分の合計4年分以上の税帳勘済が合格に必要だった。出雲国正税返却帳の年度が前任者任終1年と藤原行房当任分にあたるとすれば、受領功過定の税帳勘済の年限に合致する。

本来、延喜主税式の規定では毎年国司から太政官に提出された正税帳が主税寮に下されて勘会が行われる。不備や未填・未納・欠負がある場合、主税寮は正税帳を国に返却する旨を理由とともに民部省に上申し、民部省はこの解に押署を加えて国に送った。これが正税返却帳である(48)。

9世紀末以降、未納・未進が増大し正税帳自体が進められなくなるなか、寛平6年(894)には、8年以上の正税帳を勘済すれば旧年欠未填のため返却帳を請け取ることになってもかまわないことになった(49)。承平7年(937)には、勘済すべき8年分のうちに前司任終年1年と当任3年分を含むこととされた(50)。そして10世紀後半以降は、税帳勘会が任終年または得替後に一括して行われるようになった(51)。

出雲国正税返却帳は延長元年(923)から延久2年(1070)までの147年間のうち、延長元年から長保5年(1003)まで断続的に31年分の勘出を記載する。鈴木一見氏によれば、税帳勘会にあたって勘出の申請をして認められれば、前任者の欠を保留し当任分だけの勘済でよいことになっていた。そのため出雲国正税返却帳は、未填のまま保留された勘出の記載が累積した状態になっている。しかし長保五年を最後に勘出の記載がなくなるのは、当該期の財政破綻と税帳勘会の弛緩、形骸化を示すものであり、形骸化した後も正税返却帳が作成され続けた結果であるとされる(52)。形骸化しても正税返却帳が作成され続けたのは、他の公文とともに受領の公文勘会と功過定に必要だったからである。百数十年も前からの勘出が累積して記載された正税返却帳ではあるが、そのことは逆に当任国司には補填すべき欠がなく勘済したことを示していると考えられるのである。出雲国正税返却帳冒頭の補填すべき穀類の欄が空白になっているのはそのためであろう。

『西宮記』巻2除目によれば、受領功過定では税帳の勘済が審議されるが、対象年度は前任者の任終年と当任の各年度とされる。つまり11世紀には、前任者の任終年と当任の各年度の税帳勘会を

一括して受け、正税返却帳を請け取ることが、受領功過定のために必要だったのである。

12世紀初頭でも受領任終時における公文勘済の請印を得るためには、調庸惣返抄と正税返却帳が含まれていなければならなかった。『中右記』元永2年(1119)12月29日条によると、この年因幡守の任終を迎えた藤原宗成(宗忠の子)の公文勘済において⁽⁵³⁾、主計寮が調庸惣返抄を、主税寮が正税返却帳を発行するにあたって、八幡宮宝塔院と千手院の加挙稲返抄のないことが問題にされた。藤原宗忠が調べたところ、すでに返抄は放たれていて弁済使の手落ちだったとし、八幡宮宝塔院別当らの返状も得て、ようやく正税返却帳が発行されることになった。その際、翌年正月6日の叙位儀以前に正税返却帳が送られてくること、正税返却帳の奥には元永2年12月29日の日付を附すこと、などを主税寮との間でとりかわしており、「返却帳奥皆元永二年十二月廿九日之由各注入也」と記していることから、複数の正税返却帳に一括して同じ日付が附されたこともわかる。鈴木一見氏も指摘するように返抄の取得と照合が正税返却帳発行の条件となっていたのである⁽⁵⁴⁾。

以上から考えれば、出雲国正税返却帳が複数年分を一括して作成されたのは、藤原行房の税帳勘会の結果であり、その内訳を前司任終一年と藤原行房当任分とみてよいことがわかるだろう。では次になぜ承暦2年(1078)12月30日付なのであろうか。

11世紀後半から12世紀の受領の任期と受領功過定の関係を検討した寺内浩氏によると、遷任の場合受領功過定を行わないことが多いが、一旦受領を辞めたあとは再任する際には受領功過定が行われていることを指摘している⁽⁵⁵⁾。承暦3年に藤原行房が美濃守に任じられたとすれば、その前に前任の出雲の受領功過定を受けなければならなかった。そのために公文を勘済する必要があり、承暦2年12月末日付けで正税返却帳が発行されたと考えられることができる。

最後に出雲国正税返却帳がなぜ九条家本『延喜式』巻9、10の裏文書として残ったのかという問題である。九条家本『延喜式』の書写過程については、裏文書群との関係から鹿内浩胤氏によって分析され、10世紀末から14世紀ころにかけて8時期にわたって撰関家周辺で書写されたと指摘されている。なかでも過半を占める巻1・4・7(甲本)・8・12・13・15・16・20・21・29～32・36・38・39、および巻2は11世紀中葉から後半にかけて、藤原頼通の命で家司により一括書写されたのではないかと推測されている。それらの巻の裏文書には清胤王書状、上野国交替実録帳、永承3年(1048)紀伊国名草郡許院収納米帳・同進未勘文、天喜5年(1057)丹波国高津郷司解など受領関係文書を多数含み、それぞれ上野介藤原良任、紀伊守平定家、丹波権介中原師平など撰関家家司であったり頼通と結びつきの強かったりする人物と関係している。巻9、10については、一筆で書写されていること、筆跡が同一であることなどから両巻が同時期、おそらく11世紀末ころに書写されたと指摘するにとどまっている⁽⁵⁶⁾。

ここまで論じてきたように、出雲国正税返却帳が藤原行房の出雲守受領功過にかかわるものであること、藤原行房が撰関家家司だったことから、反故にされた紙背を利用して巻9、10も撰関家周辺で書写されたと推測できる。あるいは藤原師実か師通の命で書写された可能性もあるだろう。

おわりに

以上、出雲国正税返却帳が撰関家司だった出雲守藤原行房の受領功過のために発行され通用した文書であったことをほぼ明らかにしえたのではないかとと思われる。前司任終年分(延久2年(1070))

と藤原行房当任分(延久3年～承保元年(1075))の5年分のうちであり、承暦2年(1078)年末の日付が附されたこの返却帳の発行により任中の税帳が勘済され、他の公文勘済とあわせて受領功過定を受け、承暦3年に美濃守として受領に再任されたと考えられる。単なる「儀礼のための文書」⁽⁵⁷⁾ではなかったのである。

また藤原行房が撰関家家司だった関係で、反故となった出雲国正税返却帳の紙背が、当時撰関家で進められていた延喜式の書写料紙として再利用されたと推測される。九条家本『延喜式』は、他にも上野・紀伊・丹波国などの受領関係文書をはじめ多くの反故公文書の紙背を利用して書写されている。撰関家やその周辺における反故文書を集積し二次利用するシステムとあわせて検討されるべき課題として残されている。

注

- (1) 大日方克己「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」(島根大学法文学部紀要社会文化学科編『社会文化論集』4、2007年)。
- (2) 代表的なものをあげると、虎尾俊哉「延喜主税式勘税帳条の研究」(『弘前大学国史研究』12、1958年)、高橋崇「出雲国正税返却帳の基礎的研究」(『東北大学教養部文科紀要』9、1962年)、村井康彦「平安中期の官衙財政」(『古代国家解体過程の研究』、岩波書店、1965年)、佐々木宗雄「10～11世紀の位祿制と不堪佃田制」(『日本王朝国家論』、名著出版、1994年、初出は1989年)、寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出1994年)、山下信一郎「平安時代の給与制と位祿」(『日本歴史』587、1997年)、鈴木一見「勘出の申請と出雲国正税返却帳—北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その3—」(羽下徳彦編『中世の社会と史料』、吉川弘文館、2005年)など。
- (3) 大日方克己「『出雲国正税返却帳』覚書」(『社会システム論集』6、2001年)。本科学研究費補助金研究の出発点となった。
- (4) 鈴木一見前掲注(2)論文。
- (5) 『中右記目録』康和3年(1102)6月4日条。
- (6) 戸田芳実『中右記—躍動する院政時代の群像』(そしえて、1979年)。
- (7) 柴田房子「家司受領」(『史窓』28、1970年)、寺内浩「院政期における家司受領と院司受領」(前掲注(2)著書所収、初出1998年)、同「受領考課制度の変容」(前掲注(2)著書所収、初出1997年)。
- (8) たとえば長久元年(1040)6月8日の除目では、非法により罷免された讃岐守の後任には良吏を選んで復興にあたるべきだとして、後朱雀天皇は源為善を任じようとしたところ、関白藤原頼通が強引に藤原邦恒を讃岐守にしまったと、『春記』同日条はその強引さを批判している。また右京西院の藤原邦恒居所に建立された「邦恒堂」の丈六阿弥陀如来像は定朝の作で「天下以是為_レ仏本様」と評される(『長秋記』長承3年(1134)6月10日条)一方、屋舎について『春記』天喜2年(1054)5月3日条では、「莊嚴尤可_レ謂_レ過差也」などと評されている。
- (9) 『朝野群載』巻5、永承2年(1047)12月1日「藏人所等第勘文」に「蔭子正六位上藤原朝臣行房」とみえる。
- (10) 永承4年(1049)から7年の間の9月19日に藤原頼通によって催されたと推測される『関白家

蔵人所歌合』に、6番「山家紅葉」の歌題で次のような和歌2首が収められている。

右 阿波守藤行房
ふるさと 立田の山の ふもとかと 見えこそわたれ 紅葉しぬれば
恋ひわびて ひとり伏屋の われならで 垣の外面に 牡鹿なくなり

萩谷朴『平安朝歌合大成』第4巻（同朋舎出版、1996年、初版1960年）。

- (11) 『定家朝臣記』 康平3年(1060)7月17日条・19日条。このとき藤原行房は因幡守である。
- (12) 『定家朝臣記』 康平5年(1062)正月13日条。内大臣藤原師実の春日詣定において、藤原行房は2月5日夕・7日朝の饗の行事に定められた。
- (13) 『定家朝臣記』 康平5年(1062)正月20日条。
- (14) 『定家朝臣記』 康平4年(1061)7月21日条。父藤原邦恒が堂荘殿をつとめ、藤原行房は掃除をつとめている。
- (15) 『定家朝臣記』 康平5年(1062)4月25日条。
- (16) 『定家朝臣記』 康平5年(1062)8月29日条。
- (17) 『水左記』 承暦元年(1077)12月14日条。「行房三男童」としか記していないが、『中右記』承徳元年(1097)正月14日条によりそれが佐実であることがわかる。理髪を皇后宮亮藤原定兼、加冠を参議藤原宗俊がつとめた。
- (18) 『後二条師通記』 永保3年(1083)2月1日条。
- (19) 『後二条師通記』 応徳3年(1086)9月25日条。
- (20) 『後二条師通記』 寛治5年(1091)3月26日条。
- (21) 『後二条師通記』 寛治2年(1088)12月14日条
- (22) 永保2年(1082)12月「陽明門院庁下文案」（東大寺文書4-1、『大日本古文書 東大寺文書10』7号、『平安遺文』1198号）。
- (23) 『為房卿記』 寛治5年(1091)10月9日条。
- (24) 『中右記』 寛治5年(1091)10月25日条。
- (25) 『中右記』 寛治4年(1090)7月3日条。
- (26) 『為房卿記』 承暦3年(1079)5月19日条、『平安時代史事典』「鴨院」の項。
- (27) 元日の撰関家拝礼としては『中右記』 寛治6年(1092)正月1日条、嘉保元年(1094)正月1日条などにみえる。藤原忠実の任中納言慶賀の前駆としては『中右記』 寛治6年(1092)正月26日条。
- (28) 『中右記』 嘉保元年(1094)正月2日条、嘉保2年(1095)正月3日条、永長元(1096)年正月3日条など。
- (29) 『中右記』 寛治7年(1093)10月10日条。
- (30) 『中右記』 嘉保元年(1094)3月9日条。
- (31) 『中右記』 嘉保元年(1094)3月11日条。『朝野群載』 卷7、嘉保3年（永長元年、1096）10月27日「関白内大臣家符」には別当前美濃守藤原朝臣として行房の署判があったことがみえる。
- (32) 『中右記』 嘉保2年(1095)正月3日条、永長元年(1096)正月3日条。
- (33) 萩谷朴注(10) 著書参照。
- (34) 承保2年(1075)12月28日「官宣旨案」（内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書之5』98-4号、『平安遺文』1122号）。

- (35)天喜5年(1057)10月10日「美濃国司解案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書之5』99-31号、『平安遺文』865号)、『平定家朝臣記』天喜5年11月17日条など。
- (36)承保3年(1076)2月14日「美濃国司宣案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』98-5号、『平安遺文』1127号)、承保3年3月26日「美濃国符案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』98-7号、『平安遺文』1129号)。
- (37)石清水田中家文書、『大日本古文書 石清水文書1』149号、『平安遺文』1160号。
- (38)嘉保3年(1096)5月12日「官宣旨案」(内閣文庫所蔵美濃国古文書、『大日本古文書 家わけ第18 東大寺文書之5』98-1号、『平安遺文』1353号)。
- (39)応徳3年(1086)正月26日「参河権守藤原家隆申文」(御堂撰政別記裏文書、『平安遺文』4653号)。また『親王御元服部類記』寛治元年(1087)6月2日条に「顕綱子参川権守家隆」とみえる。
- (40)植野廣造編『平安人名辞典—康平3年—上』(和泉書院、2007年)は、『帥記』永保元年(1081)11月2日条に新蔵人中宮少進、『後二条師通記』寛治5年(1091)3月23日条に中務少輔などとみえる家隆を美濃守家隆にあて、顕綱子の参河権守家隆とは別人とする。参河権守と美濃守の時期の重なることが根拠と思われるが、本文のように解し、また後論する東大寺美濃国封物惣返抄の発給状況、不堪佃田奏などとあわせて考えると、『為房卿記』の誤記で、藤原行房から高階公俊へ美濃守が交代したとみた方がよいと思われる。なお当該部分は現存写本間に異なるところはない。
- (41)『中右記』承徳元年(1097)閏正月16日条に「今朝正四位下行中宮亮高階朝臣公俊卒去、……
経能登一任・美濃重任、依有当縁補当時中宮亮也」とある。
- (42)東大寺文書4-65・85、『平安遺文』1334号。この文書は、11世紀後半から末期における納官封家済物の納入状況を示す史料として、封戸制の実態や崩壊とかかわって多くの研究でとりあげられてきた。たとえば大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(『東北学院大学論集 人文科学』1、1970年)、勝山清次「平安時代後期の封戸制」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、1995年、初出1978年)、守田逸人「院政期の有封寺社と国家」(『歴史学研究』825、2007年)など。
- (43)大石直正前掲注(42)論文。
- (44)阿部猛編『北山抄註解 卷十吏途指南』(東京堂出版、1996年)。
- (45)『殿曆』天永2年(1111)12月25日条。
- (46)鈴木一見「不堪佃田についての一考察—北山抄の解釈からみる平安財政史の一考察 その2—」(『国史談話会雑誌』38、1999年)。
- (47)『中右記』によると康和4年(1102)6月4日に一周忌、天仁元年(1108)6月4日に七周忌の小仏事が修されているが、いずれも「故前濃州」と記され、『本朝世紀』康和5年(1103)8月14日条に、この日死去した藤原行実が「前美濃守正四位下藤原朝臣行房第一子」と記されるなど、一貫して前美濃守とされている。
- (48)延喜主税式勘税帳条については、虎尾俊哉前掲註(1)論文、同「延喜主税式諸国出挙本稻条の研究」(『弘前大学国史研究』19・20、1959年)、梅村喬「勘会制の変質と解由制の展開」(『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館、1989年、初出1974年)、岡田利文「弘仁主税式勘税帳条の成立」(『関晃先生還暦記念 日本古代史研究』吉川弘文館、1980年)、山里純一「税帳勘会制とその実態」(『律令地方財政史の研究』吉川弘文館、1991年、初出1985年)など。
- (49)『類聚三代格』卷12 諸使并公文事、寛平6年9月29日太政官符。

- (50) 『政事要略』巻57 交替雑事、承平7年5月5日太政官符。
- (51) 寺内浩「大帳・正税帳制度の解体」(前掲註(2)著書、初出1994年)。
- (52) 鈴木一見前掲註(2)論文。
- (53) 藤原宗成は、天永2年(1111)7月29日の小除目で、同年5月28日に急逝した藤原長隆の後をうけて、因幡守に任じられた(『中右記』天永2年5月28日条、7月29日条)。また『朝野群載』巻26 諸国公文には、後司藤原時通により発給された前司藤原宗成の元永3年(保安元年、1120)11月19日付「不与解由」と同年11月22日付「已分解由」が収められている。
- (54) 鈴木一見前掲註(1)論文。
- (55) 寺内浩「受領功課制度の解体」(前掲註(2)著書、初出1997)。
- (56) 鹿内浩胤「九条家本『延喜式』覚書」(『書陵部紀要』52、2001年)。
- (57) 田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』吉川弘文館、1993年、初出1990年)、鹿内浩胤前掲註(56)論文。

Ⅲ－１ 藤原行房年譜

和暦（西暦）年月	年齢	事 項	出典
長元元(1028)	1	藤原邦恒を父、藤原信理女を母に、この年生まれる。ときに父邦恒は備中守。	*
永承2(1047)12.1	20	六位蔵人に任じられる。	(1)
永承4(1049)	22	このころ阿波守に任じられる。	*
永承年間		このころ、関白家蔵人所歌合に参加。六番右方で和歌二首を詠む。阿波守。	歌合
永承7(1052)	25	このころ阿波守の任を離れる。	*
康平元(1058)	31	このころ因幡守に任じられるか。	*
康平3(1060)7.17	33	藤原師実の任内大臣参内行列の前駆をつとめる。因幡守。	定家
7.19		藤原師実の任内大臣慶賀行列の前駆をつとめる。因幡守。	定家
康平4(1061)7.21	34	撰関家による東北院供養に奉仕。掃除をつとめる。 このころには因幡守の任を離れる。	定家 *
康平5(1062)1.13	35	藤原師実の春日詣定。2・5夕、2・7朝の饗の行事に定められる。	定家
1.20		藤原頼通の任太政大臣大饗に奉仕。尊者の円座を敷く役をつとめる。前因幡守。	定家
4.25		藤原師実家の御隨身所別当に任じられる。前因幡守。	定家
8.29		関白藤原頼通の木幡詣に職事として扈従する。	定家
9.11		藤原師実に若君（師通）誕生。	定家
9.17		一宮からの若君御衣献上の使をつとめる。前因幡守。	定家
延久3(1071)	44	この年の初め、出雲守に任じられるか。	*
承保元(1074)	47	この年末か翌年、出雲守の任を離れるか。	*
承暦元(1077)12.11	50	右大臣源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
12.14		行房の三男行実、源俊房第で元服する。理髪を皇后宮亮藤原定兼、加冠を参議藤原宗俊がつとめる。前出雲守。	水左
12.18		撰関家による法勝寺供養に奉仕。佐堂童子をつとめる。	供養
⑫.7		源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
⑫.10		源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
⑫.19		源俊房第を訪問。前出雲守。	水左
承暦2(1078)12.30	51	出雲国の正税返却帳が発行される。	*
承暦3(1079)	52	この年の初、美濃守に任じられるか。 関白藤原師実が、美濃守行房の鴨院宅へ移るか。	* 為房
5.19			
承暦4(1080)9.8	53	二日前、任国美濃から上洛し、この日夕、源俊房第を訪問。	水左
永保元(1081)1.2	54	関白藤原師実家の臨時客に奉仕。一献の御盞を持参する。美濃守。	帥記
3.26		これより先多武峯御影像が破損したので、調査の使として、伊賀守藤原清家とともに派遣される。美濃守。	帥記

永保 2 (1082)12.	55	伊賀国名張郡司・在地刀禰等に下した陽明門庁下文に、陽明門院別当として、署判する。美濃守。	(2)
永保 3 (1083)2. 1	56	内大臣藤原師通の春日奉幣の陪膳をつとめる。美濃守。	師通
応徳元(1084)	57	行房の女、藤原宗忠の子宗能を生む。	a
応徳 3 (1086)9. 23	59	関白藤原師実の日吉社参詣に扈従し、幣を取る。	師通
寛治元(1087)	60	この年までに行房が美濃守の任を離れ、高階公俊が美濃守に任じられる。	(3)
3. 16		行房の女、藤原宗忠の子宗成を生む。	忠右
寛治 2 (1088)12. 14	61	藤原師実の任太政大臣大饗に奉仕。左大臣源俊房の陪膳をつとめる。	師通
寛治 3 (1089) 2. 6	62	春日祭使が発遣されるが、祭使代官大江家資の陪膳をつとめる。	師通
寛治 5 (1091)3. 26	64	関白藤原師実の石清水参詣において、金銀幣を取る。	師通
8. 29		承暦 2 ～応徳 2 の美濃国東大寺封戸惣返抄が発給される。前美濃守行房が発給されたか。	(4)
9. 24		美濃前司行房の不堪佃田奏が奏上される。	為房
10. 9		篤子内親王の入内定が行われ、篤子内親王家別当に任じられる。	為房
寛治 6 (1092)1. 1	65	藤原師実第の元日拝礼。列立した大夫の筆頭に行房があげられる。美濃前司。	中右
1. 26		藤原忠実中納言叙任の慶賀行列の前駆をつとめ、四位大夫の筆頭にあげられる。子の邦宗・佐実も前駆に加わる。前美濃守。	中右 為房
1. 29		藤原忠実が中納言叙任後はじめて着陣し、吉書が奉られ、子の修理亮佐実が忠実の職事に任じられる。	為房
3. 24		石清水臨時祭の舞人ら還立。舞人・陪従への勸盃をつとめる。美濃前司。	中右
3. 25		関白藤原師実、賀茂・春日社へ奉幣。行房が賀茂使をつとめる。	中右
3. 29		石清水臨時祭。陪従への勸盃を行房がつとめる。美濃前司。	中右
7. 10		関白藤原師実、高陽院へ移る。その先導の火取童の前駆として行房が松明を持つ。	中右
寛治 7 (1093) 10. 10	66	関白師実が関白辞表を上奏。家司として行房らが勅答使への対応の一端を担う。上奏は認められず、関白を続けることになり、行房が撰関家吉書を奉じる。前美濃守。	中右
12. 27		源俊房、任大将饗。行房が、次将らに着座の仰せを伝える。前美濃守。	中右
嘉保元(1094)1. 1	67	関白師実第の参賀、拝礼。参列した諸大夫の筆頭として行房が記される。前美濃守。	中右
1. 2		関白師実第臨時客。家主一献の盃を行房が進む。	中右
3. 9		師実が関白を辞し、師通が関白に任じられる。	中右
3. 11		師実から師通への氏長者継承儀礼、朱器台盤渡。行房が師通にとりつぐ役をつとめる。行房は、師通家の家司も兼ねる。	中右
3. 23		藤原忠実が左近衛大将に任じられることになり、行房は伊予守高階泰中ともに任大将饗の行事に定められる。前美濃守。	中右

	3. 28		藤原忠実が左近衛大将に任じられる。東三条殿で行われた任大将饗では、行房は諸卿に勸盃する師実に盃を進む。前美濃守。	中右
	3. 29		藤原忠実の任左近衛大将慶賀の前駆を、子の邦宗・佐実とともにつとめる。	中右
嘉保 2 (1095)	1. 3	68	東三条殿で関白師通臨時客。行房は一献家主の盃を進む。	中右
永長元(1096)	1. 3	69	二条殿で関白師通臨時客。行房は一献家主の盃を進む。引続き、大殿師実第臨時客。ここでも行房は一献家主の盃を進む。	中右
	10. 27		関白内大臣（師通）家符に別当として家司の筆頭で署判する。	(5)
承德元(1097)	1. 1	70	撰関家の拝賀。まず関白師通第（二条殿）について大殿師実第（高陽殿）をまわる。行房は諸大夫筆頭として列立する。	中右
	1. 14		行房三男の佐実が六位蔵人に補される。	中右
康和 3 (1101)	5. 22	74	出家。	中目
	6. 4		死去。	中目
康和 4 (1102)	6. 4		行房一周忌の小仏事が東高倉亭で営まれる。藤原宗忠らが参列。	中右
天仁元(1108)	6. 4		行房遠忌の小仏事が営まれる。	中右

出典略称一覧

為房：為房卿記、歌合：関白家蔵人歌合、供養：法勝寺供養記、帥記：帥記、師通：後二条師通記、水左：水左記、尊卑：尊卑分脉、中右：中右記、中目：中右記目録、朝野：朝野群載、定家：定家朝臣記、

その他は以下のとおり

- (1) 『朝野群載』巻5 朝儀下 永承2年12月1日蔵人所等第勘文
 - (2) 永保2年12月「陽明門院序下文案」(『大日本古文書 東大寺文書10』7号、『平安遺文』1198号)
 - (3) 藤原宗能の生年を明示する史料はいまのところ見出せていない。『公卿補任』天承元年(1131)条は、この年の藤原宗能の年齢を48歳とする。逆算すると応徳元年の生まれとなる。
 - (4) 年月欠「東大寺封戸文書書上」(東大寺文書4-65・85、『平安遺文』1334号)
 - (5) 『朝野群載』巻7 撰録家 嘉保3年(永長元年)10月27日関白内大臣家符
- * 本文を参照。

表Ⅲ-2 東大寺封戸惣返抄と国司の関係 (「東大寺封戸文書書上」『平安遺文』1334より)

国名	惣返抄の日付	惣返抄の対象年度		対象年度に対応する国司(前司・当任の別)
伊賀	寛治 2(1088) 3. 6	承暦 3(1079)～応徳 3(1086)	8年	某(前司任終年)/藤原清家(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 1(1087)～嘉保 1(1094)	8年	藤原清家(前司任終年)/小槻祐俊(当任)
駿河	応徳 3(1086) 6.20	永保 2(1082)～応徳 2(1085)	4年	不明
	寛治 3(1089)12.26	応徳 3(1086)～寛治 3(1089)	4年	藤原経忠(当任)か
	嘉保 1(1094) 9. 2	寛治 4(1090)～寛治 7(1093)	4年	藤原経忠(前司任終年)/源師隆(当任)
上総	永保 1(1081) 8.29	承保 3(1076)・承暦 1(1077)	2年	橘宗孝(当任)か
近江	寛治 2(1088)12.27	承暦 1(1077)・承暦 2(1078)	2年	橘俊綱(当任)
	嘉保 1(1094)11.26	寛治 2(1088)～寛治 5(1091)	4年	藤原敦家(前司任終年)/高階為家(当任)
美濃	承暦 2(1078)12.24	?	?	藤原定房(当任)か
	寛治 5(1091) 8.29	承暦 2(1078)～応徳 2(1085)	8年	藤原定房(前司任終年)/藤原行房(当任)
上野	承保 3(1075)4.9	承保 2(1075)	1年	藤原定俊(当任)か
	承保 3(1076)10.11	承保 3(1076)	1年	藤原定俊(任終年)か
	応徳 2(1085) 8. 5	承暦 1(1077)～応徳 1(1084)	8年	源頼盛(前司任終年)/源家宗(当任)
	嘉保 1(1094)11.6	寛治 3(1089)～寛治 6(1092)	4年	某(前司任終年)/高階業房(当任)
下野	承暦 3(1079)11.23	承保 1(1074)～承暦 1(1077)	4年	源義綱(当任)か
若狭	承暦 4(1080)11.16	承保 3(1076)～承暦 3(1079)か	4年	某(前司任終年)/源政長(当任)
越中	承暦 1(1077)②.20	{ 延久 5(1073) 承保 2(1075)～承保 3(1076) }	3年	藤原資清(当任)か
	永保 1(1081) 7.25	承暦 1(1077)～承暦 4(1080)	4年	藤原資清(前司任終年)/源公盛(当任)
	応徳 2(1085) 7.20	永保 1(1081)～応徳 1(1084)	4年	源公盛(前司任終年)/平時範(当任)
	寛治 2(1088) 8. 3	応徳 2(1085)～寛治 2(1088)	4年	平時範(前司任終年)/清原定俊(当任)
	寛治 7(1093) 8.19	寛治 3(1089)～寛治 6(1092)	4年	清原定俊(前司任終年)/橘頼里(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 7(1093)	1年	橘頼里(任終年)か
越後	承暦 2(1078) 9.17	承保 1(1074)・承保 2(1075)	2年	源頼仲(当任)
	承暦 4(1080) 7.19	承保 3(1076)～承暦 3(1079)	4年	源頼仲(当任)
	寛治 2(1088)12.20	承暦 4(1080)～応徳 1(1084)	4年	源頼仲(前司任終年)/高階為章(当任)
	嘉保 1(1094) 9. 2	応徳 2(1085)～寛治 6(1092)	8年	高階為章(前司任終年)/藤原国明(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 7(1093)	1年	藤原国明(任終年)
丹波	寛治 1(1087) 8.16	承暦 1(1077)～永保 3(1083)	7年	藤原頼綱(前司任終年)/藤原頼季(当任)
	寛治 7(1093) 2.10	応徳 2(1085)～寛治 6(1092)	8年	源頼仲(当任)
丹後	承暦 2(1078) 8.29	承保 1(1074)～承保 3(1076)	3年	高階経成(当任)
	応徳 1(1084) 4.28	承暦 2(1078)～永保 3(1083)	6年	藤原仲実(当任)
	応徳 1(1084) 5. 5	承暦 1(1077)	1年	高階経成(任終年、藤原仲実の前司)
	寛治 4(1090)12.26	応徳 1(1084)～寛治 1(1087)	4年	藤原仲実(前司任終年)/藤原師信(当任)
	寛治 5(1091) 1.21	寛治 2(1088)・寛治 3(1089)	2年	藤原師信(当任)
播磨	永保 1(1081) 9.20	承保 2(1075)～承暦 4(1080)	6年	高階為家(当任)か
	永保 2(1082) 6.20	承保 1(1074)・永保 1(1081)	2年	藤原経平(前司任終年)か/高階為家(当任)
美作	永保 1(1081) 3.16	承保 1(1074)～承暦 2(1078)	5年	大江匡房(当任)
	寛治 7(1093) 8. -	承暦 3(1079)～寛治 1(1087)	9年	大江匡房(前司任終年)か/源清長(当任)
周防	永保 1(1081) 3.16	承保 3(1076)	1年	源頼仲(当任)か
	応徳 2(1085) 7.20	承暦 4(1080)～永保 3(1083)	4年	藤原通宗(前司任終年)/藤原某(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 2(1088)～嘉保 1(1094)	7年	藤原敦基(前司任終年)/藤原経忠(当任)
紀伊	応徳 1(1084)11.6	承保 3(1076)～永保 3(1083)	8年	某(前司任終年)/小槻孝信(当任)
	寛治 7(1093)12.27	応徳 1(1084)～寛治 5(1091)	8年	小槻孝信(前司任終年)/藤原仲実(当任)
	嘉保 1(1094)11.12	寛治 6(1092)～嘉保 1(1094)	3年	藤原仲実(前司任終年)/藤原朝輔(当任)
阿波	寛治 1(1087) 7. 7	永保 2(1082)～応徳 2(1085)	4年	藤原良綱(前司任終年)/藤原行家(当任)
讃岐	承暦 4(1080)12.25	承保 1(1074)～承保 3(1076)	3年	某(前司任終年)/藤原頼季(当任)
	寛治 2(1088) 3. 6	承暦 1(1077)～応徳 1(1084)	8年	藤原頼季(前司任終年)/藤原頼綱(当任)
伊予	嘉保 1(1094) 9. 2	寛治 3(1089)～寛治 6(1092)	4年	藤原敦家(前司任終年)か/藤原頼季(当任)
	嘉保 1(1094)11.26	{ 永保 1(1081)～永保 2(1082) 応徳 1(1084)～寛治 1(1087) }	6年	藤原定綱(前司任終年)/高階為家(当任)
土佐	応徳 1(1084)12.17	承暦 2(1078)～永保 3(1083)	6年	中原師平(当任)

* 国司の在任期間は宮崎康充編『国司補任』を参照した。②は閏12月。嘉保1=寛治8

IV 「東大寺封戸文書書上」と公文勘済、受領功過

はじめに

本報告書Ⅲで、藤原行房の美濃守任期を承暦3年(1079)～応徳3年(1086)とした。その根拠の一つとして「東大寺封戸文書書上」にみえる東大寺封戸惣返抄の発給状況をあげた。この文書は作成年月日が未詳であるが、東大寺が承保2年(1075)から嘉保元年(1094)までに発給した20ヶ国の封物返抄類をほぼ発給年月日順、目録状に記載している。それによるとまず封物の一部の納入に対して返抄が発給され、完済されると惣返抄が発給された。

この文書自体は、11世紀後半における納官封家済物の納入状況を示す史料として、封戸制の実態や崩壊とかかわって多くの研究でとりあげられきた⁽¹⁾。惣返抄の発給状況については、ほぼすべての国で共通して数年度分が一括して後年に発給され、しかも4年ないし8年分を一括している例が多い。大石直正氏は、国司の任期を反映していると指摘したが⁽²⁾、具体的にどのように関係しているかは検討されていない。この点について本報告書Ⅲで述べたように、受領功過定を前提とした公文勘済と深く関係しているのである。本章では改めて各国ごとに、受領の任期、公文勘済の状況、受領功過定、東大寺封戸惣返抄の関係を検討した結果を示す。

1. 伊賀国

伊賀国惣返抄は、次の2通が記載されている。

A 承暦3年(1079)～応徳3年(1086)8ヶ年分(寛治2年(1088)3月6日発給)

B 寛治元(1087)～8年(1094)の8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

A 承暦3年(1079)～応徳3年(1086)8ヶ年分(寛治2年(1088)3月6日発給)

承暦4年(1080)4月22日に藤原清家が伊賀守に任じられたとみられ⁽³⁾、寛治元年(1087)11月3日まで見任である⁽⁴⁾。寛治2年(1088)6月から寛治8年(嘉保元年、1094)4月まで小槻祐俊が伊賀守として見任である⁽⁵⁾。ただし寛治2年3月16日付「伊賀国司序宣案」のみに「大介源朝臣〈在判〉」がみえる⁽⁶⁾。藤原清家の後任としてこの源某が任じられたとしても、半年足らずで小槻祐俊に交替していることになる。いずれにせよ、惣返抄Aは前司任終年(承暦3年(1079))と藤原清家当任7ヶ年(承暦4年(1080)～応徳3年(1086))の計8ヶ年分となる。

B 寛治元(1087)～8年(1094)の8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

寛治8年(1094)7月13日に、小槻祐俊に替わって惟宗孝言が伊賀守に任じられ、承德元年(1097)閏正月3日に辞している(以上『中右記』)。したがって惣返抄Bは前司藤原清家任終年(寛治元年(1087))と小槻祐俊当任7ヶ年(寛治2年(1088)～8年(1094))の計8ヶ年分となる。

小槻祐俊は永長2年(承德元年、1097)正月28日に伊賀の受領功過定を受けている(『中右記』)。

2. 駿河国

駿河国惣返抄は次の3通が記載されている。

- A 永保2年(1082)～応徳2年(1085)4ヶ年分 (応徳3年(1086)6月20日発給)
- B 応徳3年(1086)～寛治3年(1089)4ヶ年分 (寛治3年(1089)12月26日発給)
- C 寛治4年(1090)～7年(1093)4ヶ年分 (寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

A 永保2年(1082)～応徳2年(1085)4ヶ年分 (応徳3年(1086)6月20日発給)

惣返抄Aに対応する国司は不明である。

B 応徳3年(1086)～寛治3年(1089)4ヶ年分 (寛治3年(1089)12月26日発給)

寛治4年(1090)11月4日に藤原経忠が駿河守としてみえるが(『伊勢勅使部類記』江記逸文)、翌寛治5年(1191)正月28日に源師隆が駿河守に任じられている(『江記』)。

なおこの時期、藤原経忠という人物は少なくとも3人存在する。まず寛治3年(1089)正月6日に周防守に任じられた藤原経忠は、永長2年(承德元年、1097)に周防守を得替し兵部大輔に任じられ、その後天治元年(1124)には非参議で従三位に叙せられ、保延4年(1138)に中納言で死去する人物であり、藤原道隆の子隆家の子孫である(7)。また寛治2年(1088)3月23日の石清水臨時祭の陪従に兵部丞藤経忠とみえる藤原経忠は(8)、寛治7年(1093)10月3日の白河上皇日吉御幸においても兵部丞経忠とみえ(9)、藤原則経の子(10)であり別人である。寛治4年(1090)に駿河守としてみえる藤原経忠はこれらとは明らかに別人で、『尊卑分脉』によると大納言藤原経任の子だが「実ハ遠江守高階経重三男、経任卿自初日為子改姓」だという(11)。

藤原経忠が駿河守に任じられた年は不明であるが、惣返抄Bは藤原経忠の当任3ヶ年分(寛治元(1087)年～寛治3年(1089))を含むとみてよいのではないだろうか。

C 寛治4年(1090)～7年(1093)4ヶ年分 (寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

嘉保2年(1095)正月28日に伴広貞が駿河守に任じられている(『魚魯愚鈔』)ので、それまでは寛治5年(1091)に任じられた源師隆が駿河守だと思われる。惣返抄Cは前任者藤原経忠任終年(寛治4年(1090))と源師隆当任3ヶ年(寛治5年(1091)～7年(1093))の計4ヶ年分になる。

3. 上総国

上総国の惣返抄は次の1通が記載されている。

承保3年(1076)・承暦元年(1077)2ヶ年分 (永保元年(1081)8月29日発給)

承暦4年(1080)に橘宗季が上総介としてみえ(12)、翌年永保元年(1081)12月29日に橘宗季の上総公文が政にかけられている(『帥記』)。8月にはすでに(姓欠)兼宗が上総介としてみえる(13)ので、橘宗孝は承暦4年(1080)には任終を迎えていたと考えられる。逆算すれば承暦元年(1077)は橘宗季の任初年、承保3年(1076)は橘宗季の前任者(人物は特定できない)の任終年と考えることができる。

4. 近江国

近江国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承暦元年(1077)・2年(1078)2ヶ年分(寛治2年(1088)12月27日発給)
- B 寛治2年(1088)～5年(1091)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

A 承暦元年(1077)・2年(1078)2ヶ年分(寛治2年(1088)12月27日発給)

橘俊綱が、承暦元(1077)年正月に近江守に任じられ(『勘例』)、承暦2年(1078)にも近江守として見任であるが⁽¹⁴⁾、承暦3年(1079)には但馬守としてみえる⁽¹⁵⁾。したがって惣返抄Aは橘俊綱当任分のうち2ヶ年となる。

B 寛治2年(1088)～5年(1091)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

寛治3年(1089)に藤原敦家と相博して伊予守から近江守に遷任したのが高階為家である。藤原敦家は応徳3年(1086)10月⁽¹⁶⁾から寛治3年(1089)正月まで近江守として見任であり⁽¹⁷⁾、寛治4年(1090)8月10日藤原敦家死欠により藤原顕季が伊予守に任じられている(『中右記』)。後述する伊予国惣返抄A(永保元年(1081)～寛治元年(1087))について「為家朝臣任」と記され、寛治2年(1088)が伊予守任終年だと考えられる。したがって寛治3年(1089)に藤原敦家と高階為家が伊予守と近江守を相博したとみてよい。

高階為家は、寛治7年(1093)8月27日、春日社神人に対し濫妨を行ったことにより興福寺大衆の嗽訴にあい⁽¹⁸⁾、解却されて土佐に配流された⁽¹⁹⁾。かわって近江守に橘俊綱が再任された⁽²⁰⁾。高階為家の近江守任期は寛治3年(1089)～寛治7年(1093)となる。

惣返抄Bは、前司藤原敦家任終年(寛治2年(1088))と高階為家当任3ヶ年(寛治3年(1089)～5年(1091))分となる。

5. 上野国

上野国の惣返抄は次の4通が記載されている。

- A 承保2年(1075)1年分(承保3年(1076)4月9日発給)
- B 承保3年(1076)1年分(承保3年(1076)10月11日発給)
- C 承暦元年(1077)～応徳元年(1084)8ヶ年分(応徳2年(1085)8月5日発給)
- D 寛治3年(1089)～6年(1092)4ヶ年分(嘉保元年(1094)11月2日発給)

A 承保2年(1075)1年分(承保3年(1076)4月9日発給)

B 承保3年(1076)1年分(承保3年(1076)10月11日発給)

『朝野群載』巻26諸国公文中に承保3年(1076)12月15日付の上野国減省官符が収録されている。これは源良基任終の康平4年(1061)、橘雅行任の康平5年(1062)～治暦元年(1065)、高階順業任の治暦2年(1066)～延久5年(1073)、当任の承保元年(1074)・2年(1075)の計15ヶ年間の公廩・雑稻毎年332,095束の減省を、上野国承暦(承保カ)2年7月25日解により申請され、認可されたものである⁽²¹⁾。当任国司名が記されていないが、応徳2年(1085)10月付の上野国減省続文⁽²²⁾により承保3年(1076)が藤原定俊の任終年とされているので、承保元年(1074)～3年(1076)の上野介が藤原

定俊であることが判明する。A、B、減省申請はいずれも藤原定俊の公文勘済の一環であるとみてよい。

C 承暦元年(1077)～応徳元年(1084) 8ヶ年分 (応徳2年(1085) 8月5日発給)

惣返抄Cが発行された2月後、応徳2年(1085)10月付で上野国減省続文が主税寮によって発行されている。藤原定俊任終の承保3年(1076)、源頼盛任の承暦元年(1077)、当任の承暦2年(1078)～応徳元年(1084)の計9ヶ年間の正税、公廩、雑稻について毎年32,095束の減省を、上野国からの申請にもとづいて、主税寮が各年度の税帳と比較して勘申したものである⁽²³⁾。この続文には当任国司名が記されていないが、『水左記』承暦4年(1080)5月6日条、『後二条師通記』応徳元年(1084)4月11日条に上野介家宗がみえるので、源家宗であることが判明する。

したがって惣返抄Cも、前任者の源頼盛任中(任終)分(承暦元年)⁽²⁴⁾と源家宗当任分(承暦2年～応徳元年)となる。応徳2年に源家宗が上野介の任終にあたって惣返抄を請け、減省を申請したりして公文勘済を進めていたのである。

D 寛治3年(1089)～6年(1092) 4ヶ年分 (嘉保元年(1094)11月2日発給)

この惣返抄については、「高階業房任」と記されている。嘉保元年(寛治8年、1094)2月22日に藤原邦宗が上野介に任じられ(『除目大成抄』)、同年12月27日に高階業房の上野公文が審査にかけられている(『中右記』)。寛治7年(1093)が高階業房の任終年になるので、この惣返抄は前任者任終分(寛治3年)と高階業房当任分(寛治4年～6年)4ヶ年分と解してよい。高階業房の前任者は源家宗の後任で、応徳3年(1086)～寛治3年(1089)がその任期だったことになる。

この惣返抄が発給されたのは嘉保元年(1094)11月2日であるが、翌12月27日に上野公文が審査にかけられているので(『中右記』)、任中の惣返抄を請けたことは公文勘済のためだったとみてよい。

6. 下野国

下野国の惣返抄は次の1通が記されている。

承保元年(1074)～4年(承暦元年、1077) 4年分(承暦3年(1079)11月23日発給)

『水左記』承暦元年(1077)11月26日条に、源義綱が下野守としてみえる。永保元年(1081)10月14日条では源義綱は前下野守とされる。また『水左記』承暦元年(1077)10月13日条に源義家が前下野守とみえ、『扶桑略記』延久2年(1070)8月1条には源義家は下野守とみえる。これ以上、源義綱の任期を絞り込むことはできないが、惣返抄は源義綱の任期にかかるものであることは確かである。

『参議要抄』によると、永保3年(1083)正月29日に、後述する美作の大江匡房、出雲の源経仲、若狭の源政長とともに受領功過定をうけたが、次のように任日が注されていないことが問題にされている。

件帳不注義綱任日。被尋問之処。件任日雖注載申文。所司失錯所書洩者。被定了云々。
於無年月字者。猶可被尋歟。於日字許者随宜歟。

惣返抄の発給が承暦3年(1079)なので、他の受領と同様に功過定をうけるために公文勘済を進める中で請けたものとみてよい。そうすると承保元年(1074)が前任者⁽²⁵⁾の任終年で、承保2年(1075)～

承暦2年(1078)が源義綱の任期とすることができる。

7. 若狭国

若狭国の惣返抄は次の1通が記されている。

「四箇年料」、承暦4年(1080)11月16日発給

この「四箇年」とは具体的に何年度のものだろうか。承暦3年(1079)以前分についてみると、仮納返抄の記載はみられないが、承暦4年以降分については仮納返抄はみられても惣返抄の発行記載はみえない。この承暦4年は源政長の若狭守任終年で、翌永保元年(1081)正月に藤原通宗が若狭守に任命され⁽²⁶⁾、永保3年(1083)正月29日に源政長の若狭国功過申文が審議されている⁽²⁷⁾。以上からすると、この惣返抄は承保3年(1076)～承暦3年(1079)の4ヶ年分で、前任者任終1年分(承保3年)と源政長当任3年分(承暦元～3年)としてよいのではないだろうか。

8. 越中国

越中国の惣返抄は次の6通が記載されている。

- A 延久5年(1073)・承保2年(1075)・3年(1076)3ヶ年分(承暦元年(1077)閏12月20日発給)
- B 承暦元年(1077)～承暦4年(1080)4ヶ年分(永保元年(1081)7月25日発給)
- C 永保元年(1081)～応徳元年(1084)4ヶ年分(応徳2年(1085)7月20日発給)
- D 応徳2年(1085)～寛治2年(1088)4ヶ年分(寛治2年(1088)8月3日発給)
- E 寛治3年(1089)～6年(1092)4ヶ年分(寛治7年(1093)8月19日発給)
- F 寛治7年(1093)1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

A 延久5年(1073)・承保2年(1075)・3年(1076)3ヶ年分(承暦元年(1077)閏12月20日発給)

承暦元年(1077)に藤原資清が越中守として見任である⁽²⁸⁾。藤原資清の前任者は不明である。後述するように、承暦3年(1079)以降は源公盛が越中守として見任で、永保元年(1081)11月29日に死去している。源公盛は、永保元年が越中守任終年と考えられるので、承暦2年(1078)に任じられた。したがって承暦元年は藤原資清の任終年になる。惣返抄のうち承保2年(1075)・3年(1076)が藤原資清の当任分で、延久5年(1073)分は藤原資清以前の国司任終年分とみてよい。

『水左記』承暦元年(1077)閏12月24日条には、「勘出前司(源)良宗、(豊原)奉季等注公文」とあり、詳細は不明だが藤原資清の前司源良宗と豊原奉季分について勘出宣旨を得ている。勘出は正税帳の不適切な支出、未填を書き出して補填対象とするものであるが、前任者以往の税帳の未填分を勘出して保留とすることにより、自身分のみの勘済が認められた。そのために勘出宣旨を得ることが必要な手続きだった。惣返抄Aを請けたのが勘出宣旨の出される直前の閏12月20日であることを考えると、このとき藤原資清が公文勘済を進めていたことを示しているとみられる。おそらく年末に公文勘済が審査にかけられたのではないだろうか。

豊原奉季は『扶桑略記』治暦3年(1067)10月7日条によると、宇治橋造橋の功により越中守を延任になっている⁽²⁹⁾。源良宗が越中守に任じられた時期は不明だが、豊原奉季と藤原資清の間、延久2年(1070)～5年(1073)に入り、豊原奉季、源良宗、藤原資清の順になる可能性がある。

承保元年(1074)分の惣返抄が抜けているのは、あるいは「東大寺封戸文書書上」が承保2年の美作国・周防国の仮納返抄の記載からはじまっているので、それ以前に発給されていたため記載されなかったのかもしれない。

B 承暦元年(1077)～承暦4年(1080)4ヶ年分(永保元年(1081)7月25日発給)

承暦3年(1079)以降源公盛が見任で⁽³⁰⁾、永保元年(1081)11月29日に越中で55歳で死去している⁽³¹⁾。この惣返抄が発給されたのがその同年7月25日であり、9月17日には勘出が下されている(『水左記』)。任終年を迎えて公文勘済を進めていたことを示している。その最中に死去したものであろう。

この惣返抄は、前任者の藤原資清任終年分(承暦元年)と源公盛当任分(承暦2年～承暦4年)3ヶ年となる。

C 永保元年(1081)～応徳元年(1084)4ヶ年分(応徳2年(1085)7月20日発給)

永保元年11月29日の源公盛死去のあとを受けて越中守に任じられたのが平時範である。『為房卿記』永保2年(1082)3月13日条に越中に進発したとみえるのは、平時範のことであろう⁽³²⁾。応徳3年(1086)2月に清原定俊が越中守に任じられているので(『勘例』)、平時範の越中守任期は永保2年(1082)～応徳2年(1085)となる。したがって、この惣返抄は前任源公盛任終年分(永保元年(1081))と平時範当任3年分(永保2年～応徳元年)計4ヶ年となる。なお平時範が越中の受領功過定を受けるのは寛治元年(1087)12月12日である(『本朝世紀』)。

D 応徳2年(1085)～寛治2年(1088)4ヶ年分(寛治2年(1088)8月3日発給)

応徳3年(1086)2月に清原定俊が越中守に任じられ(『勘例』)、寛治4年(1090)に橘頼里が越中守に任じられている⁽³³⁾。清原定俊の任期は応徳3年(1086)～寛治3年(1089)である。したがってこの惣返抄は前任者平時範任終年(応徳2年(1085))と清原定俊当任3年分(応徳3年(1086)～寛治2年(1088))となる。

惣返抄が発給された寛治2年(1088)は清原定俊の任終前年である。清原定俊は主税助を兼ねていたこともあり⁽³⁴⁾、任終年の前年に必要な惣返抄を請けるという迅速な処理をはかったのであろう。

E 寛治3年(1089)～6年(1092)4ヶ年分(寛治7年(1093)8月19日発給)

F 寛治7年(1093)1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

寛治4年(1090)には橘頼里が越中守に任じられたので、惣返抄Eは前任者清原定俊任終年(寛治3年(1089))と橘頼里当任3年(寛治4年(1090)～6年(1092))分になる。橘頼里は重任されている⁽³⁵⁾。惣返抄Fは重任任期中の発給である。

9. 越後国

越後国の惣返抄は次の5通が記載されている。

A 承保元年(1074)・2年(1075)2ヶ年分(承暦2年(1078)9月7日発給)

B 承保3年(1076)～承暦3年(1079)4ヶ年分(承暦4年(1080)7月19日発給)

- C 承暦4年(1080)～応徳元年(1084)5ヶ年分(寛治2年(1088)12月20日発給)
- D 応徳2年(1085)～寛治6年(1092)8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)
- E 寛治7年(1093)1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

A 承保元年(1074)・2年(1075)2ヶ年分(承暦2年(1078)9月7日発給)

B 承保3年(1076)～承暦3年(1079)4ヶ年分(承暦4年(1080)7月19日発給)

延久5年(1073)正月30日に源頼仲が越後守に任じられ(『為房卿記』)、永保元年(1081)正月26日に高階為章が越後守に任じられている⁽³⁶⁾。したがって延久5年(1073)～承暦4年(1080)の重任8ヶ年が源頼仲の任期となり、惣返抄A・Bともに頼仲任中のものとなる。

源頼仲の受領功過は永保3年(1083)正月29日に審議されている(『参議要抄』)。その前提となる公文勘済が任終年の承暦4年(1080)に進められている。『朝野群載』巻26 諸国公文中所収の同年10月3日付班符宣旨は、7月10日の越後国雑掌秦成安解状により、前司橘為仲任終の延久4年(1072)から当任源頼仲の承暦3年(1079)まで8ヶ年の租帳について勘出して勘済とする旨が下されている⁽³⁷⁾。惣返抄A・Bの年度はこの公文勘会の8ヶ年のなかに含まれ、惣返抄Bが発給された7月19日は租帳について越後国から申請された直後である。惣返抄Bは源頼仲が越後の公文勘済を進めているなかで発給されており、公文勘済に必要なものであることがここでも指摘される。しかし功過定においては「件帳交替欠。格率分同証帳。仍有_レ其難_レ不_レ被_レ定_レ功云々」と、功を定められなかったとされている(『参議要抄』)。

C 承暦4年(1080)～応徳元年(1084)5ヶ年分(寛治2年(1088)12月20日発給)

永保元年(1081)に越後守に任じられた高階為章は、応徳3年(1086)2月3日に但馬守に遷任している⁽³⁸⁾、惣返抄Cは前任源頼仲任終年(承暦4年(1080))と高階為章当任4年分(永保元年(1081)～応徳元年(1084))計5ヶ年分になる。

惣返抄Cが発給された寛治2年(1088)末は高階為章の但馬守3年目、任終前年である。前任但馬とあわせて受領功過を見越して越後国の惣返抄を確保しようとしたのであろうか。結果的には、重任または延任により寛治6年まで但馬守をつとめた後、越後・但馬2国分の受領功過を受けたと考えられ⁽³⁹⁾。

D 応徳2年(1085)～寛治6年(1092)8ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

寛治2年(1088)以降越後守としてみえるのが藤原国明⁽⁴⁰⁾、寛治7年(1093)7月16日に藤原季綱が越後守に任じられている⁽⁴¹⁾。藤原国明が越後守を重任しているとするれば、高階為章の後任として応徳3年(1086)に越後守に任じられたことになる。惣返抄Dは高階為章任終年(応徳2年(1085))と藤原国明任(応徳3年(1086)～寛治6年(1092))7年の計8年分の可能性が高い。

惣返抄D発行翌年の嘉保2年(1095)正月5日に藤原国明は越後の受領功過定をうけている(『中右記』)。ここでも公文勘済、受領功過定と惣返抄の関係が指摘できる。

E 寛治7年(1093)1ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

寛治7年(1093)7月16日に越後守に任じられた藤原季綱は永長元年(1096)末に重任が認められ

ている(42)。惣返抄Eは藤原国明任終年分として発給されたとみられる。

10. 丹波国

丹波国の惣返抄は次の2通が記載されている。

A 承暦元年(1077)～永保3年(1083)7ヶ年分(寛治元年(1087)8月16日発給)

B 応徳2年(1085)～寛治6年(1092)8ヶ年分(寛治7年(1093)2月20日発給)

A 承暦元年(1077)～永保3年(1083)7ヶ年分(寛治元年(1087)8月16日発給)

承暦元年(1077)から2年(1078)にかけて丹波守として藤原顕綱が見任であり(43)、承暦2年(1078)6月19日に藤原顕季が讃岐守から丹波守に、藤原顕綱が丹波守から讃岐守に遷任している。藤原顕季は応徳元年(1084)12月26日に尾張守に遷任した(44)。

惣返抄Aは、藤原顕綱任終分と当任藤原顕季分の計7ヶ年になる。藤原顕季はその後も寛治4年(1090)8月に伊予守(45)、嘉保元年(1094)2月に播磨守(46)、康和3年(1101)7月に美作守(47)と、受領への再任を連続し、「受領三十年相続不断」といわれた(48)。惣返抄Aが発給された寛治元年(1087)8月は尾張守任期3年目である。丹波と尾張をあわせて勘済して受領功過をうけようとしたのだろうか。結局、丹波の受領功過定をうけたのは寛治7年(1093)10月18日のことである(『中右記』)。

B 応徳2年(1085)～寛治6年(1092)8年分(寛治7年(1093)2月20日発給)

応徳2年(1085)に源顕仲が藤原顕季後任の丹波守に任じられた(49)。源顕仲は寛治7年(1083)2月に得替となり(50)、源季房が新しい丹波守に任じられている(51)。したがって惣返抄Bは源顕仲任期中のすべてとなる。

寛治7年(1093)2月7日に源顕仲は公事を弁済しないまま刑部卿に任じられた(52)。『朝野群載』巻28所収の天永年間の主計大勘文は、長治元年(1104)～天仁元年(1108)に再度丹波守をつとめた源季房の受領功過の勘文であるが、寛治7年(1093)～永長元年(1096)の初度の丹波守時の功過についても記されている。それによると源季房は自身当任分のほか、前々司藤原顕季任終年の応徳元年(1084)、前司源顕仲任中8ヶ年(応徳2年(1085)～寛治6年(1092))とあわせて12ヶ年分の公文を勘済している(53)。こうした事情を考える際に参考になるのが、源顕仲をめぐる人間関係である。

源顕仲は右大臣源顕房の子であり、顕仲が国守だったときの丹波国は「右丞相之御沙汰」(54)とされるように、父源顕房の知行国だったと考えられる(55)。しかも顕仲の丹波守重任は「右大臣源朝臣顕房。殊募勸賞。所當作也」(56)とあるように、源顕房による東寺五重塔の造営の功によるものだった。そして『尊卑分脉』によると顕仲の弟雅兼の子、つまり源顕房の孫とされるのが季房である。『今鏡』や『北畠系図』などの系図のなかには季房を顕房の子とするものもある。季房が丹波守に任じられたとき15歳以下だったと考えられ、ひきつづき顕房の知行国だったとみてよい(57)。永長元年(1096)11月8日に「從院相博事可有御定、加賀守季房・丹波守為章也」(58)とあるように高階為章と相博して加賀守に遷任したのも、「為章者。白河法皇寵遇之人也。于時因幡守藤原隆時。同為近臣。世語寵臣者。称此二人而已」(59)とされるような高階為章を近臣にもつ白河院が、嘉保元年(1094)の顕房死去(60)のあとをうけて行った人事であろう。

源顕仲任期中の8ヶ年の惣返抄Bは季房着任直後の寛治7年(1093)2月に発給されている。こう

した顕房・顕仲・季房の関係からすると、惣返抄Bは知行国守顕房が実質的に請けたが、その死去により、結局顕仲分をあわせて季房が勘済していくことになったと考えられる。

11. 丹後国

丹後国の惣返抄は次の5通が記載されている。

- A 承保元年(1074)～承保3年(1076)3ヶ年分(承暦2年(1078)8月29日発給)
- B 承暦元年(1077)1ヶ年分(応徳元年(1084)5月5日発給)
- C 承暦2年(1078)～永保3年(1083)6ヶ年分(応徳元年(1084)4月28日発給)
- D 応徳元年(1084)～寛治元年(1087)4ヶ年分(寛治4年(1090)12月26日発給)
- E 寛治2年(1088)～寛治3年(1089)2ヶ年分(寛治5年(1091)正月21日発給)

A 承保元年(1074)～承保3年(1076)3ヶ年分(承暦2年(1078)8月29日発給)

承暦元年(1077)に高階経成が丹後守として見任で⁽⁶¹⁾、承暦2年(1078)正月に藤原仲実が丹後守に任じられている⁽⁶²⁾。高階経成が丹後守に任じられた時期は、一任4ヶ年とすれば、さかのぼって承保元年(1074)になる。したがって惣返抄Aは高階経成当任分とみられる。

B 承暦元年(1077)1ヶ年分(応徳元年(1084)5月5日発給)

C 承暦2年(1078)～永保3年(1083)6ヶ年分(応徳元年(1084)4月28日発給)

藤原仲実が丹後守を重任し、応徳2年(1085)に藤原師信に替わっている(『魚魯愚抄』)。惣返抄Cは藤原仲実任初から任終前年の6年間の惣返抄になり、任終年の4月28日に発給されている。続いて5月5日付で承暦元年(1077)分惣返抄Bが発給された。前任高階経成任終年のものである。惣返抄B・Cあわせて藤原仲実の公文勘済に使われたのであろう。なお藤原仲実が丹後守任命時には15歳であり、父の権中納言藤原実季が知行国守だったと考えられる⁽⁶³⁾。

D 応徳元年(1084)～寛治元年(1087)4ヶ年分(寛治4年(1090)12月26日発給)

E 寛治2年(1088)～寛治3年(1089)2ヶ年分(寛治5年(1091)正月21日発給)

応徳2年に丹後守に任じられた藤原師信は、寛治5年(1091)正月28日に播磨守に遷任している(『江記』)。したがって藤原師信の任期は応徳2年(1085)～寛治4年(1091)となる。

惣返抄D・Eは、前任藤原仲実任終年(応徳元年(1084))と藤原師信当任5ヶ年分(応徳2年(1085)～寛治3年(1089))となる。播磨守への遷任直前に惣返抄を請けたのである。なお藤原師信は播磨守任中の寛治8年(嘉保元年、1094)正月10日に死去している(『中右記』)。

12. 播磨国

播磨国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承保2年(1075)～承暦4年(1080)6ヶ年分(永保元年(1081)9月20日発給)
- B 承保元年(1074)・永保元年(1081)2ヶ年分(永保2年(1082)6月20日発給)

承保3年(1076)から永保元年(1081)までは高階為家が播磨守見任である⁽⁶⁴⁾。前任者は藤原経平で承保元年がその任終年と考えられる⁽⁶⁵⁾。また伊予国の永保元年(1081)～寛治元年(1087)(永保3

年を除く) 6ヶ年の惣返抄が「為家朝臣任」とされているので、高階為家は永保2年(1082)には伊予守に遷任している。すなわち高階為章の任期は承保2年(1075)～永保2年(1082)である。したがって惣返抄A・Bは前任者藤原経平任終分(承保元年(1074))と高階為家当任分(承保2年(1075)～永保元年(1081))計8年となる。

高階為家は、寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日付で、伊予国惣返抄A(永保元年(1081)～寛治元年(1087)6ヶ年分)と近江国惣返抄B(寛治2年(1088)～5年(1091))を同時に発給されている。高階為家は近江守在任中の寛治7年(1093)春日社神人に対し濫妨を行ったことにより興福寺大衆の嗾訴にあい⁽⁶⁶⁾、見任を解却されて土佐に配流されたが⁽⁶⁷⁾、嘉保元年(1094)6月5日の非常赦により、6月8日に召還され、翌嘉保2年(1095)9月30日に本位に復している(以上『中右記』)。永長元年(1096)12月22日に、播磨・伊予・近江3国まとめて受領功過定にかけられている(『中右記』)。寛治8年(嘉保元年、1094)11月は配流先から召還された後であり、受領への再任をにらんで受領功過を受けるため、公文勘済に入ったなかで、まだ惣返抄を得ていなかった伊予・近江分を東大寺に請けたのである。

13. 美作国

美作国の惣返抄は次の2通が記載されている。

- A 承保元年(1074)～承暦2年(1078)5ヶ年分(永保元年(1081)3月16日発給)
- B 承暦3年(1079)～寛治元年(1087)8ヶ年分(寛治7年(1093)8月(日付欠)発給)

A 承保元年(1074)～承暦2年(1078)5ヶ年分(永保元年(1081)3月16日発給)

美作守には承保元年(1074)正月28日に大江匡房が任じられ、承暦4年(1080)8月22日に権左中弁への遷任にともなって任を離れた⁽⁶⁸⁾。惣返抄Aは大江匡房任中分であり、惣返抄が発給された永保元年(1081)の12月29日には大江匡房の美作公文が審議され(『帥記』)、永保3年(1083)正月29日に受領功過定にかけられている(『参議要抄』)。したがって惣返抄Aは離任後に任中の公文勘済のために請けたものである。ただし他の例のように前任者任終年からの返抄にはなっていない。

なお大江匡房の美作受領功過定は『参議要抄』によると次のような状況だった。

永保三年正月廿九日除目初夜。美作匡房任。功過申文。不_レ注_二載封租抄并税帳年付_一。仍召_二左中弁匡房_一。民部卿(経信)。被_レ尋問_二之_レ処。匡房朝臣從_二本無_一封租抄。又更申_二無_一誤之由_レ者。随_レ宜被_レ定了。而後日匡房与_二頭弁通俊_一民部卿不_レ被_レ知_二案内_一之由。被_レ嘲哂_二云々。

封租税帳事等。官統文定皆有_レ之_レ歟。(端統歟)

後日内々有_二件沙汰_一云々。惣諸国功過定文(仁)不_レ可_レ入_二封租抄_一之由。先年称_二被_レ下_一宣旨之由_二云々。為_レ尋_二問件宣旨_一事。民部卿雖_レ遣_二呼大夫史祐俊宿禰_一。未_レ来向_二之_レ由戸部所_一被_レ語也。又通俊所_レ謂云々。件宣旨事。匡房惡_レ之_レ故。所_レ通俊相謀_二也云々。甚奇恠事歟。可_レ謂_二非常_一。

B 承暦3年(1079)～寛治元年(1087)8ヶ年分(寛治7年(1093)8月(日付欠)発給)

大江匡房の後任で承暦4年(1080)8月22日に美作守に任じられたのが源清長で(『水左記』)、『中右記』『本朝世紀』寛治元年(1087)11月17日条にも美作守としてみえる。寛治3年(1089)正月に藤

原忠教が美作守に任じられているので⁽⁶⁹⁾、寛治2年(1089)末までが源清長の任期だったと考えられる。惣返抄Bは、大江匡房任終年分とみなされた承暦3年(1079)と源清長任任中分(承暦4年(1080)～寛治元年(1087))計8ヶ年となる。

惣返抄Bは寛治7年(1093)8月に発給されているが、源清長の受領功過定は永長元年(1096)正月24日に行われた。「有種々難、年限不、同事等頻被問諸司」という状況だったが、定が通った(『中右記』)。『中右記』永長元年8月19日条には「済公文」とされている。

14. 周防国

周防国の惣返抄は次の3通が記載されている。

- A 承保3年(1076)1年分(永保元年(1081)3月16日発給)
- B 承暦4年(1080)～応徳元年(1084)4年分(応徳2年(1085)7月20日発給)
- C 寛治2年(1088)～寛治8年(1094)7年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

A 承保3年(1076)1年分(永保元年(1081)3月16日発給)

承暦元年(1077)10月3日に源顕仲が周防守から尾張守に遷任し、かわって藤原通宗が周防守に任じられている(『水左記』)。永保元年(1081)正月に藤原通宗は若狭守に遷任する⁽⁷⁰⁾。藤原通宗の任期は承暦元年(1077)10月～承暦4年(1080)末までとなる。したがって惣返抄Aは前任者源顕仲分(承保3年)である。

惣返抄Aは永保元年(1081)3月16日に発給されており、次に述べるように若狭守遷任後の藤原通宗が請けたものとみられる。また藤原通宗任中分の惣返抄は「東大寺封戸文書書上」にはみえない。これらの事情を考えるうえで参考になるのが、永保元年(1081)6月21日「若狭守藤原朝臣通宗解」である⁽⁷¹⁾。

藤原通宗が、承暦元年(1077)の周防国納官封家の見色米穀は、准絹等一疋を米一石分に宛てて、色代で弁済することを申請したものであるが、注目したいのは、承暦元年(1077)10月に周防守に任じられた藤原通宗は初任年を承暦2年(1078)からとする計歴宣旨を請け、承暦2年(1078)分から勘済を進めていたが、承暦4年(1080)12月30日官符で「五箇年公文」を済するように命じられたという点である。つまり当初は承暦元年(1077)を前司源顕仲任終年、承暦2年(1078)を自身の任初年として公文勘済を進めていたが、承保3年(1076)を源顕仲任終年、承暦元年(1077)以降を藤原通宗任中分として勘済することが求められたと解することができる。惣返抄Aはそうした状況をうけて、とりあえず源顕仲任終年分として承保3年(1076)分のみを、藤原通宗が自己分の勘済のために請けたものではないだろうか。承暦元年(1077)～3年(1079)分の惣返抄が「東大寺封戸文書書上」にみえないのは、その後のこの6月21日付の申請と関係するのかもしれない。

B 承暦4年(1080)～永保3年(1083)4年分(応徳2年(1085)7月20日発給)

永保元年(1081)正月に藤原通宗は若狭守に遷任し、応徳2年(1085)に藤原敦基が周防守に任じられている(『魚魯愚抄』)。その間の周防守は、永保2年(1082)12月日付「陽明門院庁下文」⁽⁷²⁾の位署書に「別当周防守藤原朝臣」とみえる人物であるが、特定できない。惣返抄Bは、前任者藤原通宗任終年(承暦4年(1080))と藤原某任中分(永保元年(1081)～3年(1083))の計4年分となる。

C 寛治2年(1088)～寛治8年(1094)7年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

寛治3年(1089)正月6日に藤原経忠が周防守に任じられ、重任の後承徳元年(1097)正月29日に得替となり⁽⁷³⁾、藤原孝清に交代している⁽⁷⁴⁾。惣返抄Cは、前任者藤原敦基任終年分(寛治2年)と藤原経忠当任6ヶ年分(寛治3年～8年)の計7ヶ年分となる。

15. 紀伊国

紀伊国惣返抄は次の3通が記載されている。

- A 承保3年(1076)～永保3年(1083)8ヶ年分(応徳元年(1084)11月6日発給)
- B 応徳元年(1084)～寛治5年(1091)8ヶ年分(寛治7年(1093)12月27日発給)
- C 寛治6年(1092)～8年(1094)3ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

A 承保3年(1076)～永保3年(1083)8ヶ年分(応徳元年(1084)11月6日発給)

『水左記』承暦元年(1077)12月21日条に「紀伊守孝信、明日下_二向任国_一。罷申」とあるので、承暦元年(1077)に小槻孝信が紀伊守に任じられ下向したことがわかる。『水左記』承暦元年9月17日条に「前紀伊守藤永綱、卒云々」とみえる藤原永綱が前任者である可能性がある。永保元年(1081)にも小槻孝信は紀伊守見任であり、応徳2年(1085)に藤原仲実が紀伊守に任じられている(『魚魯愚抄』)ので、承暦元年(1077)～応徳元年(1084)の紀伊守は小槻隆信だったことになる。したがって惣返抄Aは、前司任終分と小槻孝信当任分となる。任終年の応徳元年中に早々と惣返抄を請けているのは、公文勘会を担当する主計頭を兼ねていた立場によるものであろうか。

B 応徳元年(1084)～寛治5年(1091)8ヶ年分(寛治7年(1093)12月27日発給)

応徳2年(1085)に丹後守から紀伊守に遷任した藤原仲実は重任のうえ寛治6年(1092)に秩満となり任を離れた⁽⁷⁵⁾。したがって惣返抄Bは、前任者小槻孝信任終年(応徳元年(1084))と藤原仲実当任7年(応徳2年(1085)～寛治5年(1092))となる。

寛治7年(1093)2月5日に宮内権大輔に任じられた時点で「藤仲実紀伊国得替之年、雖_レ不_レ済_二公文_一、任_二宮内権大輔_一」とあり(『中右記』)、公文はまだ勘済されていなかった。惣返抄Bが発給されたのは同年12月27日であるが、受領功過をいつ受けたかは不明である。

C 寛治6年(1092)～8年(1094)3ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月12日発給)

藤原仲実に替わって紀伊守に任じられたのが藤原朝輔である。嘉保元年(1094)3月11日(『撰関詔宣下類聚』)から承徳元年(1097)10月20日(『時範記』)まで見任であり、藤原朝輔の任期は寛治7年～康和2年の重任8ヶ年だと考えられる。

惣返抄Cは、前任者藤原仲実任終分(寛治6年(1092))と藤原朝輔当任分(寛治7年(1093)・8年(1094))であり、藤原朝輔任中分の一部になる。「東大寺封戸文書書上」では同様に寛治8年に、任の途中で惣返抄が発給されている国が多い。

16. 阿波国

阿波国の惣返抄は次の1通が記載されている。

永保2年(1082)～応徳2年(1085)4年分(寛治元年(1087)7月7日発給)

永保3年(1083)2月1日に藤原行家が阿波守に任じられている⁽⁷⁶⁾。『後二条師通記』応徳3年(1086)10月7日条によると藤原行家は延任したらしいが、『中右記』寛治元年(1087)11月22日条には阿波前司とみえるので、結局4年余で任を離れている。前任者は『帥記』永保元年(1081)11月21日条に阿波守見任である藤原良綱だと考えられる。

惣返抄は前司藤原良綱任終年(永保2年(1082))と藤原行家当任3年分(永保3年(1083)～応徳2年(1085))の計4ヶ年分となる。離任と前後して惣返抄を請けたと考えられる。

17. 讃岐国

讃岐国の惣返抄は次の2通が記載されている。

A 承保元年(1074)～3年(1076)3年分(承暦4年(1080)12月25日発給)

B 承暦元年(1077)～応徳元年(1084)8年分(寛治2年(1088)3月6日発給)

A 承保元年(1074)～3年(1076)3年分(承暦4年(1080)12月25日発給)

承保2年(1075)正月28日に藤原顕季が讃岐守に任じられ、承暦2年(1078)6月19日に丹波守に遷任している⁽⁷⁷⁾。前任者は不明である。惣返抄Aは、前任者任終1年(承保元年(1074))と藤原顕季当任2年分(承保2年(1075)・3年(1076))の惣返抄となる。

丹波国の項でも述べたように藤原顕季はその後も受領の遷任を続けていく。丹波の受領功過は寛治7年(1083)に受けているが、讃岐の受領功過を受けたかは不明である。

B 承暦元年(1077)～応徳元年(1084)8年分(寛治2年(1088)3月6日発給)

承暦2年(1078)6月19日に藤原顕季と丹波守を相博して讃岐守に任じられたのが藤原顕綱で、承暦3年(1079)に見任である⁽⁷⁸⁾。永保2年(1082)12月日「陽明門院序下文」⁽⁷⁹⁾に別当としてみえる讃岐守藤原朝臣、応徳元年(1084)11月7日「讃岐国司序宣」⁽⁸⁰⁾にみえる大介藤原朝臣も同じ藤原顕綱と思われる。応徳3年(1086)以降は高階泰仲が見任なので⁽⁸¹⁾、藤原顕綱の任期は承暦2年(1078)～応徳2年(1085)の重任8ヶ年だと考えられる。惣返抄Bは、前任者藤原顕季任終年(承暦元年(1077))と藤原顕綱当任7年(承暦2年(1078)～応徳元年(1084))計8ヶ年となる。

18. 伊予国

伊予国の惣返抄は次の2通が記載されている。

A 永保元年(1081)・2年(1082)・応徳元年(1084)～寛治元年(1088)6ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

B 寛治3年(1089)～6年(1092)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

A 永保元年(1081)・2年(1082)・応徳元年(1084)～寛治元年(1088)6ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日発給)

惣返抄Aには「為家朝臣任」と記されている。『水左記』承暦4年(1080)4月14日条で藤原定綱

が伊予守としてみえ、『為房卿記』永保元年(1081)11月3日条で高階為家は播磨守としてみえる。高階為家は永保2年(1082)に伊予守に遷任したと考えられる。また高階為家は『大饗部類記』寛治3年(1089)正月22日条に伊予守としてみえるが、『中右記』寛治3年12月22日条には近江守としてみえる。一方『天皇御元服諸例』寛治3年正月5日条に近江守としてみえた藤原敦家だが、『中右記』寛治4年8月10日条によると、その日の除目で藤原敦家死欠により藤原顕季が伊予守に任じられている。つまり、寛治3年に高階為家が近江守に遷任し、藤原敦家が近江守から伊予守に遷任したがすぐに死去し、替わって藤原顕季が伊予守に任じられたのである。したがって、高階為家の伊予守任期は永保2年(1082)～寛治2年(1088)と考えられる。

惣返抄Aは前任者藤原定綱任終年(永保元年(1081))と高階為家当任分(永保2年(1082)～寛治元年(1087))となる。永保3年がなぜ抜けているかは不明である。

寛治8年(嘉保元年、1094)11月26日にこの伊予国惣返抄Aと近江国惣返抄B(寛治2年(1088)～5年(1091))を同時に発給されている。その事情については播磨国の項で述べた。

B 寛治3年(1089)～6年(1092)4ヶ年分(寛治8年(嘉保元年、1094)9月2日発給)

惣返抄Bには「顕季朝臣任」として寛治3年(1089)～6年(1092)4年分惣返抄が作成されている。藤原顕季は寛治3年8月10日に藤原敦家死欠により伊予守に任じられ、寛治8年(嘉保元年、1094)2月20日に播磨守に遷任している⁽⁸²⁾。したがってその任期は寛治4年(1090)～寛治7年(1093)と計歴されたと考えられる。

惣返抄Bは、前任者(高階為家か藤原敦家)任終分(寛治元年(1087))と藤原顕季当任3年(寛治4年(1090)～6年(1092))計4ヶ年分となる。

19. 土佐国

土佐国の惣返抄は次の1通が記載されている。

承暦2年(1078)～永保3年(1083)6年分(応徳元年(1084)12月17日発給)

『地下家伝』によれば、中原師平が承暦2年(1078)正月20日に土佐守に任じられ、応徳元年(1084)正月に得替となったとする。前任者は源長季で『水左記』承暦元年(1077)10月26日条に土佐守見任である。中原師平の任期は承暦2年(1078)～永保3年(1083)となる。惣返抄は任期とまったく一致するが、前司任終分が含まれていない。

20. 美濃国

美濃国惣返抄は次の2通が記載されている。

A 年度不明(承暦2年(1078)12月24日発給)

B 承暦2年(1078)～応徳2年(1085)8ヶ年分(寛治5年(1091)8月29日発給)

B 承暦2年(1078)～応徳2年(1085)8ヶ年分(寛治5年(1091)8月29日発給)

ここまで検討してきた他の19ヶ国と同様に考えれば、承暦3年(1079)～応徳3年(1086)の重任8ヶ年が藤原行房の任期で、惣返抄Bは前任藤原定房任終分(承暦2年(1078))と藤原行房当任分

(承暦3年(1079)～応徳2年(1085))とみてよい。惣返抄Bが発給された寛治5年(1091)の9月には藤原行房の美濃国不堪佃田が奏上されていることから、藤原行房が美濃の公文勘済を進めていたとみられる。

A 年度不明(承暦2年(1078)12月24日発給)

年度が不明であるが、承暦2年(1079)分以降は惣返抄Bになること、前任者藤原定房の任終年が承暦2年でその年に発給されていることから、惣返抄Bは承暦元年以前の藤原定房任中のものとみてよい。

以上、美濃国の惣返抄については、本報告書Ⅲで論じたことの結論をここに再び掲げた。

おわりに

以上、「東大寺封戸文書書上」にみえる東大寺封戸惣返抄の発給状況と受領の任期、公文勘済の状況、受領功過定との関係を各国ごとに示した。そのうちの惣返抄年度と受領との対応関係を一覧に整理したものが表Ⅲ-2である。

多くの場合、前司任終年と当任任終前年までの4ヶ年、8ヶ年となっており、受領功過定に必要な公文勘済の条件に合致している。また惣返抄の発給を受けた時期に、実際に公文勘済を進めている史料が見出されるケース、その後に受領功過定を受けている史料が見出されるケースが少なからずみられた。このことは11世紀後半の東大寺封戸惣返抄は、受領の公文勘済と功過定に対応して発給されていることを示している⁽⁸³⁾。

従来、返抄の発給状況から、封戸物の納入状況と、それに基づく封戸制の変容がさまざまに論じられてきた。しかし本章で明らかになったことは、返抄の発行状況から封戸物の納入状況を単純には論じることができないことであり、これまでの研究を見直し、受領功過の観点から封戸物の納入、封戸制度とその変容を捉えなおす必要性である。今後の課題として提示しておきたい。

注

- (1) 代表的な研究をあげると、大石直正「平安時代後期の徴税機構と荘園制」(『東北学院大学論集 人文科学』1、1970年)、勝山清次「平安時代後期の封戸制」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、1995年、初出1978年)、守田逸人「院政期の有封寺社と国家」(『歴史学研究』825、2007年)などがある。
- (2) 大石直正前掲注(1)論文。
- (3) 柳原本『水左記』。宮崎康充編『国司補任』(国書刊行会、1989-1991年)参照。
- (4) 寛治元年(1087)11月3日「伊賀国司庁宣案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-11号、『平安遺文』1257号)。
- (5) 寛治2年(1088)6月23日「伊賀国司庁宣案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-9号、『平安遺文』1262号)、寛治2年(1088)7月13日「伊賀国司庁宣案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-8号、『平安遺文』1263号)、寛

治8年(1094)4月20日「伊賀守小槻祐俊書状案」(内閣文庫所蔵伊賀国古文書、『大日本古文書 東大寺文書5』82-14号、『平安遺文』1330号)など。

- (6) 村井敬義氏本東大寺文書、『平安遺文』1259号。
- (7) 『公卿補任』天治元年(1124)条、および『尊卑分脉』『系図纂要』。
- (8) 『石清水文書』『寛治二年記』。
- (9) 『時範記』寛治7年(1093)10月3日条。
- (10) 『尊卑分脉』では、則経—経忠の系譜が、藤原長良孫の惟忠の子孫と(新訂増補国史大系『尊卑分脉』第2編 p152~p153)、時長孫の公則の子孫(新訂増補国史大系『尊卑分脉』第2編 p316~p317)の2ヶ所にみえる。前者は「経忠」を「時忠 イ経—」としている。
- (11) 新訂増補国史大系『尊卑分脉』第2編 p9。藤原経任は『尊卑分脉』によると、太政大臣藤原為光の子齊信の子とされるが、「実中納言懐平子」である。経任—経忠は、『尊卑分脉』では為光公孫(国史大系『尊卑分脉』第1編 p394)と実頼公孫(国史大系『尊卑分脉』第2編 p9)の2ヶ所に記されている。
- (12) 『水左記』承暦4年(1080)閏8月25日条。
- (13) 『水左記』永保元年(1081)8月14日条。(姓欠)兼宗について『平安人名辞典—康平3年—上』は姓不明者に分類しながらも、源頼清の子で康平2年(1059)に六位蔵人から左衛門尉に任じられた源兼宗と同一人物の可能性をあげている。
- (14) 『朝野群載』卷3文筆下「橘俊綱等歌合祭文」(大江匡房作)に「維承暦二年歳次戊午三月十九日癸巳。正四位下行修理大夫兼近江守橘朝臣俊綱等廿二人」とある。
- (15) 『為房卿記』承暦3年(1079)3月25日条。
- (16) 『後二条師通記』応徳3年(1086)10月5日条。
- (17) 『天皇御元服諸例』寛治3年(1089)正月5日条。
- (18) 『百鍊抄』寛治7年(1093)8月26日条。
- (19) 『扶桑略記』寛治7年(1093)8月27日条、『百鍊抄』寛治7年(1093)8月28日条。
- (20) 『中右記』寛治7年(1093)10月18日条。
- (21) 『朝野群載』卷26 諸国公文中 減省官符

太政官符 民部省

応、減省前司源朝臣良基任終康平四。次介橘朝臣雅行任同五六七。治暦元。次介高階朝臣順業任同二三四。延久元二三四五。当任承保元二。并十五个年間。公廩。雜稻。毎年卅三萬二千九十五束事。

公廩廿五萬二千九十五束

雜稻八萬束

興福寺料二萬束 勸学院学生料萬束 池溝料四萬束 俘囚料萬束

右得_上野国承暦二年七月廿五日解_備。謹檢_{案内}此国式数。正税。公廩。雜稻。并百九萬三百十五束也。而見_上七十五萬八千二百廿束。内正税卅萬束。公廩四萬七千九百五束。雜稻卅一萬三百十五束之殘。公廩廿五萬二千九十九束。雜稻八萬束。内俘囚料一萬束。池溝料四萬束。興福寺料二萬束。勸学院学生料萬束等。并卅三萬二千九十五束。往古以来。本稻已失。久為_上無_上実_上。仍代々之間。言_上此由_上。已蒙_上減省符_上。其来尚矣。望請_上官裁。因_上准先例_上。

早被_レ裁許_レ。將_レ省_レ勘濟之煩_レ者。右大臣宣。奉_レ勅依_レ請者。省宜_レ承知_レ。符到奉行。

右中弁藤原朝臣 右少史菅野朝臣

承保三年十二月十五日

(22) 『朝野群載』卷26 諸国公文中 減省統文

主税寮

勘_レ上野国解文_レ事

請_レ被_レ因_レ准先例_レ。減_レ省前々司介藤原朝臣定俊任終承保三。次介源朝臣頼盛任承曆元。当
任同二三四。永保元二三。応徳元。并九個年間。正税。公廩。雜稻。每年三萬二千九十五
束_上状

承保三年税帳注〈勘定〉

正税本額四十萬束

利稻十二萬束

定納官租穀〈不注〉

雜填納額三千六百九十束

去年帳遺〈無〉

并十二萬三千六百九十束

用十二萬三千六百九十束

例用七萬二百一十一束

依_レ例交易_レ為_レ進_レ絶五十疋_レ。直四千五百束、、、、、、、、、、

依_レ民部省延曆十九年十一月符旨_レ春夏積奠、、、

、、、、、

臨時用五萬三千四百七十九束

依_レ内藏寮申請_レ紅花調布。直二千二百九十八束

依_レ太政官天延三年七月日符_レ。賀茂齋院用途紅花、、、

依_レ左弁官同年月日宣旨。修_レ造高陽院_レ

相折遺〈無〉

同三年税帳注〈未勘〉

正税本額四十萬束

利稻十二萬束

定納官租穀〈不注〉

雜填。納額。三千六百九十束

去年帳遺〈無〉

并十二萬三千六百九十束

用八萬二千二百五十九束

例用七萬二百一十一束〈色目同前〉

臨時用萬二千冊八束

依_レ内藏寮申請_レ紅花、、、

相折遺四萬千四百冊一束

承暦元年税帳注〈未勘〉

正税本穎卅萬束

利稻十二萬束

定納官租穀〈不注〉

雜填納穎三千六百九十束

去年帳遺四萬千四百卅一束

并十六萬五千百廿一束

用八萬二千二百五十九束

例用、、、〈色目同前〉

臨時用萬二千卅八束

依内蔵寮申請、、、

相折去年遺八萬二千八百六十二束

同二年料税帳〈未勘〉

、、、、

、、、、

右官宣。件国正税。利稻。定納官租穀。雜填納穎。并年中例用。臨時用。相折定之由。宜勘申者。彼国年々税帳。所注件如。仍勘申。

応徳二年十月 日

算師惟宗

頭兼侍医丹波權守丹波朝臣

權少属飯高

權少允神服

(23) 前掲注(22)。

(24) なお拙稿「家司受領藤原行房と出雲国正税返却帳」表1において、この上野国返抄において「藤原定経か源頼盛（前司任終年）/源家宗（当任）」としてあるが、「源頼盛（前司任終年）/源家宗（当任）」と訂正しておく。

(25) 源義家の可能性がある。

(26) 永保元年(1081) 6月27日若狭守藤原通宗解

從四位上行若狭守藤原朝臣通宗解 申請 天裁事

請被殊蒙天裁任諸司納物例裁許色代以准絹壹疋宛米壹石周防国去承暦元年納官封家見色米穀等状

右通宗謹檢案内。去承暦元年十月三日拜任周防守。為令進發。且遣前使之处。前司源朝臣頭仲目代。前使未到着之以前。恣行檢田收納之務。徵納当年□□。皆悉随身上道既畢。抑八月以後臨時拜除之吏自明年。被計歷。先蹤多存。仍且被糺返前司目代徵□□米。且任先例可被計歷之由。經奏聞之日。對決前後司。依道理以同二年可為初任之被下宣旨了。但案先例。前司徵收官物卒去之國。後司必蒙計歷宣旨。被免除彼年之濟物。承前之例也。而前司頭仲雖□存者。目代等徵納官物上道者。不異前司卒去之國。因之言上子細之处。勝於傍國。蒙計歷宣旨之間。自同二年欲勘濟公文。經三箇年之間。同四年十二月卅日官符傳。可令濟五箇年公文者。忽披符旨驚歎尤深。故何者。彼国已去年遇風難。不熟之愁無為方。応輸官物不濟十分之

一。仍年輸濟物多以停滯。況於承曆元年分者。本自忘支度之上。更廻何術哉。然間。以今年正月遷任若狹守者。去任旧国之公事難施治術者也。縱勵私力雖企弁濟。豈可得見米之實乎。就中雖經任限四箇年。於初後之二箇年者。全無力弁濟。沈淪之基只在此事。倩案事情。縁海之國。調絹一疋代。或米一石五斗。或宛米一石弁濟。諸國之例也。望請天裁。任諸司濟例。以色代被裁許。以准絹一疋宛米壹石。不別納官封家諸司被令弁濟者。將備公文之勤。弥仰朝恩之貴。仍勒事狀。謹解。

永保元年六月廿七日

從四位上行若狹守藤原朝臣通宗

(『続左丞抄』所収、宮内庁書陵部壬生新写古文書、『平安遺文』1185号、『山口県史 史料編 古代』(山口県、2001年)にも所収される)。

(27) 『参議要抄』上 年中 に次のようにみえる。

永保三年正月廿九日除目初夜。美作匡房任。(中略)

政長(若狹)。

件帳神社仏寺条。仮令。本数十今修造十三者。相違掲焉。雖然被定了云々。

(28) 藤原資清が越中守であることは、『水左記』承曆元年(1077)10月2日条、11月4日条、閏12月16日条、閏12月23日条、閏12月24日条などにみえる。

(29) 治暦3年(1067)10月5日～7日に後冷泉天皇が宇治橋を渡って宇治平等院に行幸している(『扶桑略記』治暦3年(1067)10月5日条、10月7日条)。宇治橋造営はそれにあわせたものである。

(30) 源公盛が越中守であることは、『為房卿記』承曆3年(1079)2月20日条、『水左記』承曆4年(1080)正月13日条、10月9日条、永保元年(1081)9月17日条などにみえる。

(31) 『水左記』永保元年(1081)12月11日条、『帥記』永保元年(1081)12月11日条。

(32) 『兵範記』保元2年(1157)8月21日条に永保3年越中守とみえる。

(33) 『中右記』承德2年(1098)5月10日条。

(34) 清原定俊が主税助あるいは主税権助であったことは、承曆2年(1077)12月30日付で出雲国正税返却帳に主税助として自署し、応徳3年(1086)に越中守に任じられたときには主税助・助教で元大外記とされ(『勘例』)、康和元年(1099)8月28日付で藤原忠実に出された内覧宣旨の奉宣者に大外記兼博士主税権助播磨介としてみえること(『朝野群載』巻7撰録家)などから知られる。

(35) 『中右記』承德2年(1098)5月10日条。

(36) 『本朝世紀』康和5年(1103)12月20日条。

(37) 『朝野群載』巻26 諸国公文中 承曆4年(1080)10月3日班符宣旨

班符宣旨(付省奉行)

応班符未下間暫置勘出。勘濟前司橘朝臣為仲任終延久四。当任同五。承保元二三。承曆元二三。并八箇年租帳事

右得越後雑掌秦成安去七月十日解状。備謹檢案内。此国校田授口帳。合期勘造。進官已了。爰相待報符之間。空送年月。方今件租帳。請官省外題。勘濟之处。主税寮勘返云。班符未下之間。租帳非蒙宣旨。輒難勘濟者。雑掌徒抱公文。辛苦寮底。望請官裁。因准先例。被下宣旨於所司。班符未下之間。暫置勘出。勘濟件年々租帳。將省勘濟公文之煩者。權左中弁大江朝臣匡房伝宣。權中納言源朝臣經信宣。依請者。

承曆四年十月三日

奉行

大輔藤原朝臣

右少史小野

権大輔源朝臣

小録紀行職申〈同年同月十四日〉

少輔源朝臣

大丞藤原

菅原朝臣

少丞藤原

- (38) 『本朝世紀』 康和 5 年(1103) 12 月 20 日条。
- (39) 寺内浩「受領功過制度の解体」(『受領制の研究』、塙書房、2004、初出 1997)。
- (40) 『寛治 2 年高野御幸記』 寛治 2 年(1088) 2 月 22 日条など。
- (41) 『中右記』 寛治 7 年 (1093) 7 月 16 日条。藤原国明と藤原季綱が備前と越後を相博している。
- (42) 『後二条師通記』 永長元年(1096) 12 月 29 日条。
- (43) 承暦元年(1077)の『法勝寺供養記・諸寺諸堂供養記』、『内裏歌合』 承暦 2 年(1078) 4 月 28 日など。
- (44) 藤原顕季の受領経歴は、『公卿補任』 長治元年(1104) 藤原顕季条。
- (45) 『中右記』 寛治 4 年(1090) 8 月 10 日条。
- (46) 『公卿補任』 長治元年(1104) 藤原顕季条。
- (47) 『殿暦』 康和 3 年(1101) 7 月 7 日条。
- (48) 『中右記』 長治元年(1104) 正月 29 日条に「修理大夫顕季朝臣敍従三位〈造宮賞、受領卅年相續不斷〉」と記される。
- (49) 『朝野群載』 卷 28 所収天永年間の主計大勘文。
- (50) 『中右記』 寛治 7 年(1093) 2 月 7 日条。
- (51) 『朝野群載』 卷 28 所収天永年間の主計大勘文。
- (52) 『中右記』 寛治 7 年(1093) 2 月 7 日条に「是丹波得替之年也、仍雖不_レ濟_二公事_一所_レ被_レ成歟」と記されている。
- (53) 『朝野群載』 卷 28 諸国功過 主計大勘文

主計寮

勘_下前丹波守正四位下源朝臣季房歴_二四箇年_一所_レ濟_二功過_一事〈康和六年任〉

功

請調庸惣返抄四箇年 前司任終一年〈康和五〉

年輪調小許春羅。太皇太后宮職御季料一疋。中宮職御季料一疋。納官一疋。両面錦二条院御季料一疋。太皇太后宮職御季料一疋。納官三疋。一窠綾七疋。二窠綾中宮職御季料二疋。納官三疋。七窠綾太皇太后宮職御季料二疋。納官三疋。緑帛十疋。帛絹。春季仁王会料卅疋。二条院御季料廿疋。中宮職御季料卅疋。納官百四十疋。白絹五十疋。庸韓櫃漆塗着鑠五合。白木卅七合。米修理職六十斛。木工寮百斛。中男作物黒葛百斤。黄皮。二条院御季料七十斤。御服料七十一斤。納官二百五十九斤。漆三升。紙八百張。搗栗一斛四斗。平栗八斗。蜀椒子三斛。正税交易白絹十二疋。赤絹。二条院御服料卅疋。太皇太后宮職御季料卅疋。中宮職御季料卅疋。賀茂齋院禊祭料廿三疋。納官四百卅七疋。糸七百五十鈞。鹿革十張。苜安五百圍。曝葛廿斤。生栗卅斛。干柏百十俵。油三斛。檜皮

四尺三百圍。三尺二百圍。二尺五寸二百圍。年料別貢墨二百挺。掃墨一斛。斐麻百斤。穀麻七十斤。兵庫寮雜工戸米十八斛二斗三升三合。采女日置明子養白米四十斛。仕丁二人。修理職容作兒功絹五十疋三丈二尺。山国松籬稻四百束。民部省干柏卅俵。草菓典菓寮四十三種。施菓院卅六種。授菓師料。絹。大學寮一疋九尺。典菓寮一疋九尺。官地子交易油三斛。絹九疋。墨十挺。黒米二百三斛。依_レ永宣旨_レ進納。内裏御祈願料米三百斛。油四斛。勝楽院仏聖供料。白米卅五斛。黒米卅五斛。正税交易油。法成寺一斛五斗。延曆寺持明院七斗。法勝寺一斛五斗。尊勝寺一斛五斗。円宗寺法華会料米五十五斛。油四斗。法性寺灯油一斛陸升。中宮職御服料薪六百九十六斤。件調庸中男作物交易雜役等。守季房依_レ数進納。請_レ惣返抄_レ已畢。

当任三箇年〈長治元二。嘉承元〉

雜米惣返抄五箇年〈康和五。長治元二。嘉承元二〉。

前司任終一年〈康和五〉 当任四箇年〈長治元二。嘉承元二〉。

一勘濟公文

大帳十二箇年

前々司守源朝臣季房任終一年〈嘉保二〉 次守高階朝臣為章任八箇年〈永長元。承德元二。康和元二三四五〉

当任三箇年〈長治元二。嘉承元〉

調帳十二箇年〈同上〉 朝集帳十二箇年〈同上〉 義倉帳十二箇年〈同上〉

過

前司任終康和五年雜米抄帳事

右民部省天仁三年二月廿八日奉行僞。去天仁二年十二月廿三日 宣旨僞。左大史小槻宿禰盛仲仰僞。右少弁藤原朝臣実光伝宣。權中納言藤原朝臣宗忠宣。奉_レ勅_レ免除_レ丹波国。去康和五年雜米抄帳。除_レ年料米_レ之外。依_レ請_レ免除_レ者。

前々司守源朝臣季房歷_レ三箇年_レ〈寛治七年任〉

功 請_レ調_レ惣返抄_レ三箇年_レ

前司任終一年〈寛治六〉 当任二箇年〈同七。嘉保元〉

雜米惣返抄三箇年〈寛治七。嘉保元二三 当任〉

一勘濟公文

大帳十二箇年

前々司守藤原頭季卿任終一年〈応徳元〉 次守源頭仲卿八箇年〈同二三。寛治元二三四五六〉 当任二箇年〈同七嘉保元〉

調帳十二箇年〈同上〉 朝集帳十二箇年〈同上〉 義倉帳十二箇年〈同上〉

過無

右官 宣。件季房朝臣。任中所_レ濟功過。宜_レ勘申_レ者。檢_レ文簿。所_レ注如_レ件。仍勘申。

天永 年 月 日

算師息長

修理左宮城判官頭兼大外記助教播磨權介中原朝臣師遠

權少允紀

權少属佐伯

- (54)天仁2年(1109)7月10日「丹波国在庁官人解案」、東寺百号文書と、『平安遺文』1707号。
- (55)寺内浩「知行国制の成立」(『受領制の研究』、塙書房、2004年、初出2000年)
- (56)『扶桑略記』応徳3年(1086)10月20日条。
- (57)寺内浩「知行国制の成立」(前掲注(55)論文)。
- (58)『後二条師通記』永長元年(1096)11月8日条
- (59)『本朝世紀』康和5年(1103)12月20日条(高階為章卒伝)。
- (60)『中右記』嘉保元年(1094)9月5日条。
- (61)『法勝寺供養記』『諸寺塔供養記』承暦元年(1077)12月18日条など。
- (62)『公卿補任』寛治6年(1092)藤原仲実条。
- (63)寺内浩「知行国制の成立」(前掲注(55)論文)。
- (64)承保3年(1076)9月3日「関白左大臣家政所下文案」『平安遺文』1132号、『帥記』永保元年(1081)3月20日条など。
- (65)『公卿補任』長治元年(1104)藤原顕季条には、承保2年(1075)正月28日「甥播磨守経平朝臣以坊官賞讓与」により讃岐守に任じられたとある。
- (66)『百鍊抄』寛治7年(1093)8月26日条。
- (67)『扶桑略記』寛治7年(1093)8月27日条、『百鍊抄』寛治7年(1093)8月28日条。
- (68)『公卿補任』寛治2年(1088)大江匡房条。
- (69)『公卿補任』康和2年(1100)藤原忠教条。
- (70)永保元年(1081)6月21日付「従四位上行若狭守藤原朝臣通宗解」(前掲注(26))。
- (71)永保元年(1081)6月21日付「従四位上行若狭守藤原朝臣通宗解」(前掲注(26))。
- (72)東大寺文書4-1、『平安遺文』1198号。
- (73)以上、藤原忠教の経歴は『公卿補任』天治元年(1124)藤原忠教条。
- (74)『中右記』承德元年(1097)正月30日条。
- (75)『中右記』寛治7年(1093)正月1日条。
- (76)『勘仲記』弘安11年(正応元年、1288)正月5日条。
- (77)『公卿補任』長治元年(1104)藤原顕季条。
- (78)『為房卿記』承暦3年(1078)4月11日条、4月21日条。
- (79)前掲注(72)。
- (80)東寺百号文書あ、『平安遺文』1221号。
- (81)『後二条師通記』応徳3年(1086)閏2月10日条ほか。
- (82)『公卿補任』長治元年(1104)藤原顕季条。
- (83)もちろん、公文勘済のために惣返抄の発給をうけているのであり、実際に封戸物が規定どおりに東大寺に納入されたかどうかは別問題である。実際の納入状況は別に検討する必要がある。

V 翻刻 出雲国正税返却帳

凡例

- 一 各項の上部に項目番号を付した。他年度帳と比較して、明らかに項目の脱落が認められる場合には、その項目番号をとばして表記した。
- 二 改行、字下げは原本の様態を可能な限り再現した。ただし一項目二行にわたる場合の行間は再現されていない。
- 三 紙継目も原本に従ってその位置を示したが、行に紙継目を重ねてある場合、紙継目上に行が記されていることを示すものであり、その行のどの部分に継目がかかっているかを必ずしも正確に示しているわけではない。
- 四 文字は極力原本に従ったが、異体字については正字体に改めた場合がある。
- 五 各年度帳の状態を示すために、明らかな誤字、脱字も一切訂正を加えず、欠失部についても、他年度帳によって補うことが可能であってもそのままとした。
- 六 各年度帳とも、全体に印面不明の朱印が認められる。朱印の位置については本翻刻には明示しなかったが、図 I - 4 を参照されたい。

(1) 延久二年帳

1 主税寮解 申正税返却帳事
2 出雲國延久貳年正税帳壹卷
3 從去延長元年至于延久貳年并佰柒拾柒箇年 年別返却帳

4 正六位上行

5 右從今年 月 日至于十二月 日經計上日足參分之二

6 合應填納穀穎

7 穀

8 不動

9 動用

10 穎

11 糯

12 長保五年勘出穀穎貳拾柒萬肆仟捌拾參束貳把伍分壹毛玖リ

13 穀萬捌仟伍佰柒斛玖斗捌合貳合壹才

14 穎捌萬玖仟肆束壹把陸分玖毛捌リ

15 官符用

16 太政官長保五年五月廿七日符從四位下源朝臣顯定位祿穀參佰陸拾斛玖斗

17 太政官同年五月廿七日符從五位下良峯朝臣英俊位祿料貳佰拾肆斛

18 太政官同年五月廿七日符從四位下源朝臣憲定位祿料肆佰參拾壹斛柒升伍合

19 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣永道位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

20 太政官同年五月廿七日符從五位下伴宿祢連正位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

21 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣弘道位祿料貳佰拾肆斛柒斗

22 太政官同年五月廿七日符從五位下橘朝臣爲信位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

23 依太政官同年五月廿七日符從五位下源朝臣高位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

24 太政官同年五月廿七日符從五位下平朝臣伊高位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

25 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣實秀位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

26 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣友子位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升

27 太政官同年五月廿七日符從五位下伊勢朝臣有子位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升

28 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣清子位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升

29 太政官同年五月廿七日符外從五位下吉志宿祢成兼位祿料陸拾柒斛伍斗參升

30 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣美子位祿陸拾柒斛參斗陸升

31 左弁官同年六月十四日同年四月廿三日兩度宣旨造管内裏用途米佰斛料

32 藏人所同四年八月十日御帖進上水精佰丸料穎捌佰拾參束

33 藏人所同五年三月十三日御帖進上麻布參拾段料穎玖佰參拾玖

34 太政官同四年四月十九日符造進襲芳舍一字料穀穎貳拾參萬

35 捌仟陸佰參拾貳束

36 不動穀肆仟貳佰陸拾斛

37 別納租穀年充遺陸佰陸拾玖斛捌斗貳升柒合壹才

38 動用穀貳佰捌拾陸斛壹斗伍升陸合貳才玖才

39 穎捌萬陸仟肆佰柒拾貳束壹把陸分玖毛捌リ

40 長保四年勘出穀穎肆萬仟柒佰肆拾捌束壹把

41 別納租穀參仟貳佰玖拾柒斛柒斗捌升

42 穎萬捌仟柒佰柒拾束參把

(卷10-39紙)

(卷10-38紙)

(卷10-37紙)

官符用

太政官長保四年四月十日符從四位下安倍朝臣晴明位祿料穀參佰陸拾

斛斗陸升

太政官同年四月十日符從五位下平朝臣信忠位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下內藏朝臣為政位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下安倍朝臣吉平位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下但波朝臣行衡位祿料貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣有家位祿料穀貳佰陸拾肆斛陸斗

肆升

太政官同年四月十日符從五位下美那臣直節位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣循政位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣保昌位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下荒木田神主利方位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣番子位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣幸子位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下源朝臣貞子位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下紀朝臣保子位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣嚴子位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升

太政官同年四月十日符從五位下當麻貞子位祿料穀貳佰陸拾柒斛參斗陸升

左弁官同年三月二十九日宣旨交易東三条院御法會料麻布佰段料

稻參仟佰參拾束

藏人所同年四月十一日御交易進賀茂祭用塗料手作布拾段料稻陸佰拾參束

玖把

太政官同年四月一日符正五位下源朝臣規位祿料稻貳仟陸佰參拾壹束肆把

藏人所同年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用塗料佰貳拾柒束

左弁官同年四月六日宣旨造調豐受大神寶并御裝束用塗料交易進上

麻布貳佰段料稻陸仟貳佰陸拾束

長保三年勘出穀穎貳萬捌仟柒佰陸拾玖束肆把伍毛陸リ

別納租穀貳仟捌佰貳拾壹斛玖斗肆升

穎伍佰伍拾束伍把伍毛陸リ

官符用

太政官長保三年七月廿一日符從四位下大江朝臣貞雅位祿料參佰陸拾斛

玖斗陸升

太政官同年五月廿一日符從四位下秀順位祿料參佰陸拾斛玖斗陸升

太政官同年五月廿一日符從五位下大江朝臣長保二年位祿料貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年五月廿一日符從五位下源朝臣親平位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年五月廿一日符從五位下橘朝臣為章位祿料穀貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣平子位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升

太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位祿料貳佰陸拾肆斛柒斗

肆升

太政官同年五月廿一日符從五位下和氣朝臣元倫當年位祿料貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官長保三年五月廿一日符從五位下源朝臣開當年位祿料貳佰陸拾肆斛柒斗肆升

太政官長保三年四月十二日符從五位下藤原朝臣元轉當年位祿料貳佰陸拾肆斛

柒斗肆升

太政官長保三年五月廿一日符從五位下惟宗朝臣守邦當年位祿料貳佰陸拾肆斛柒斗

肆升

太政官長保三年四月廿一日符祭禮度勤行大封穎伍佰伍拾束伍分伍毛柒リ

柒斗肆升

長保二年勘出穀穎拾貳萬仟貳佰貳束玖把貳分壹毛捌リ

穀捌仟貳佰陸拾肆斛陸斗壹斗

不動穀貳仟捌佰

(卷10-36 紙)

(卷10-35 紙)

- 84 別納租穀貳仟參拾參斛玖升伍合
- 85 動用參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合
- 86 穎參萬捌仟伍伍拾陸束玖把壹分壹毛捌り
- 87 不動底數稻仟束
- 88 動用稻參萬柒仟伍伍拾陸束玖把壹分壹毛捌り
- 89 太政官長保 年五月十二日符從四位下安倍朝臣晴明當元年位祿料參佰陸拾柒斗肆升
- 90 太政官長保 年五月十二日符從五位下荒木田神主和方位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 91 太政官長保 年五月十二日符正四位下源朝臣實遠當元年位祿肆佰參拾壹斛柒升伍
- 92 太政官長保 年五月十二日符從五位下伴宿祢連止當年貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 93 太政官長保 年五月十三日符從五位下平朝臣孝明位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 94 太政官長保 年五月十三日符從五位下藤原朝臣弘道貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 95 太政官長保 年五月十三日符從五位下藤原朝臣弘道貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 96 太政官長保 年五月廿三日符從五位下伊勢朝臣有子位祿佰陸拾柒斛參斗
- 97 左弁官長保 年七月一日宣旨造伊勢大神宮料線拾伍屯稻佰參束玖把
- 98 左弁官長保 年正月廿一日宣旨交易進上莚參拾枚料稻參佰捌
- 99 左弁官長保 年六月廿一日宣旨進上水精貳佰九行稻捌佰拾參束
- 100 左弁官長保 年二月七日宣旨交易進上東条院御賀料麻布貳佰
- 101 太政官長德四年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穎玖萬參仟參佰
- 102 穀陸仟貳佰參拾壹斛伍斗陸合
- 103 穎參萬玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌り
- 104 不動穀穎貳萬玖仟束前司源朝臣文雅任中叅筋穀貳仟

- 105 捌佰斛穎仟束
- 106 動用穎穀陸萬肆仟參佰拾貳束參把壹分壹毛捌り
- 107 穀參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合
- 108 長德二年陸佰參拾捌斛貳升柒合貳勺
- 109 同三年肆拾斛伍斗捌升參合貳勺
- 110 同四年佰玖斛捌斗捌升陸合
- 111 長保元年貳仟陸佰肆拾參斛玖合
- 112 穎貳萬玖仟玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌り
- 113 康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合
- 114 依太政官康保四年五月十三日符從四位下左賴王當元年位祿料穀參佰陸
- 115 依太政官康保四年官符廿一日符從四位下正依當元年位祿料穀參佰陸拾玖
- 116 依太政官康保四年七月廿三日符從五位下藤原朝臣佐時當元年位祿料穀貳佰拾肆斛
- 117 依太政官康保四年七月十九日符從五位下仲明王當元年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗
- 118 依太政官同年七月十九日符從五位下源朝臣子兼當元年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 119 依太政官同年八月十五日符從五位下源朝臣連當元年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 120 依太政官同年四月三日符從五位下安倍朝臣忠所當元年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 121 依太政官同年四月二日符平朝臣忠明去應和元年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 122 依太政官同年四月廿八日符從五位下平朝臣壽子當元年位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 123 依太政官同年四月三日符從五位下藤原田子當元年位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 124 依太政官同年四月十三日符天宿祢道元當元年位祿料佰貳拾伍斛陸斗玖升參合陸
- 125 依太政官同年四月十三日符國寬忌公明當元年位祿料佰貳拾伍斛陸升玖合

142 依太政官同年六月十六日符國寬伊美吉位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

141 依太政官同年五月十六日符從五位下橘時春當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

140 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

139 依太政官同年五月廿八日符從五位下源朝臣隆重當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

138 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣清高當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

137 依太政官同年五月廿八日符從五位下平朝臣忠時當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

136 依太政官同年五月廿九日符從五位下藤原遠里當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

135 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原元轉去天德二年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

134 依太政官同年五月廿八日符從五位下在原義行當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

133 依太政官同年五月廿八日符從五位下惟宗公方當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

132 依太政官同年二月廿八日符從五位下藤原顯猷當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

131 依太政官康保三年三月廿八日符從五位下小野奉持當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

130 穎參伍拾柒束玖

129 穀貳仟陸佰捌拾參斛捌斗陸升貳合伍夕

128 同二年勘出穀類貳萬柒仟伍拾陸束伍把貳分伍毛

127 安和二年交替見無實穀貳仟貳拾柒斛柒斗伍合玖夕

126 應和二年交替無實穀仟陸佰捌拾參斗伍升參合肆夕

夕

159 依太政官同年五月廿八日符從五位下文室宿祢清平位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

158 依太政官同年五月廿八日符從五位下述職王當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

157 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原惟實位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

156 依太政官同年五月廿八日符從五位下内藏朝臣有興當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

155 依太政官同年五月廿八日符從五位下内藏朝臣時合去天曆五年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

154 依太政官同年五月廿八日符從五位下平朝臣忠明當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

153 依太政官同年五月廿八日符從五位下清方王當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

152 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原有述位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

151 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原是重位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

150 依太政官同年五月廿八日符從五位下源滿仲當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

149 依太政官同年五月十一日符從四位下正清王當年位禄料參佰陸拾玖斗陸升捌合

148 依太政官同年五月十一日符從四位下古王當年位禄料參佰陸拾玖斗陸升捌合

147 穎貳仟貳佰捌拾玖束伍把

146 穀參仟捌佰參拾伍斛陸斗捌升伍夕

145 同二年勘出穀類肆萬陸佰肆拾陸束參把伍毛

144 依太政官同年四月七日符權醫師出雲清明當年秋季禄參佰伍拾柒束玖把

143 依太政官同年四月五日符從五位下藤原朝臣楚姬子位禄料佰柒斛參斗柒升伍夕

178 依太政官同年五月廿八日符從五位下膳利茂位祿貳佰拾肆斛柒斗
斗肆升壹合

177 依太政官同年五月廿八日符從五位下伴宿祢是子當年位祿料貳佰拾
肆斛柒「」

176 依太政官同年五月廿八日符從五位下源傳子當年位祿料貳佰拾肆斛柒
斗肆合升壹合

175 依太政官同年五月廿八日符從五位下小野公子當年位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

174 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

173 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

172 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

171 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

170 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

169 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

168 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

167 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

166 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

165 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍夕

同元年勘出穀穎伍萬玖仟捌拾貳束參把陸分陸毛肆り

穀肆仟伍佰陸拾參斛壹升貳合陸才

穎萬參仟肆佰伍拾貳束貳把肆分伍毛捌り

依太政官應和四年四月廿一日符從四位下橘朝臣用惟位祿料參佰陸拾斛玖
斗陸升捌合

□太政官同年四月十九日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

依太政官同年四月九日符從五位下藤原朝臣信凡位祿料貳佰拾肆斛
柒斗肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下伴有時貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下藤原正信位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下藏人有興位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下有清位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

195 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原清高料貳佰拾肆斛柒斗肆
升壹合

194 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣公宗位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

193 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

192 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

191 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

190 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

189 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

188 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

187 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

186 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

185 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

184 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

183 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下文宿祢清平位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下船木利用位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下平楚子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍

依太政官同年四月廿三日符從五位下小野生子位祿料佰柒斛參斗柒升
伍

依太政官同年七月廿九日符從五位下橘奉胤位祿料貳佰拾肆斛柒斗
柒斗肆升壹合

依太政官同年七月廿九日符從五位下橘奉胤位祿料貳佰拾肆斛柒斗
柒斗肆升壹合

依太政官同年七月廿九日符從五位下橘奉胤位祿料貳佰拾肆斛柒斗
柒斗肆升壹合

依太政官同年三月廿六日符從五位下權守伴師相位祿料貳佰拾肆斛柒斗
柒斗肆升壹合

恩詔賑給料穀穎萬伍仟參佰伍拾柒束肆分壹毛捌り

正稅穀佰玖拾斛肆斗柒升玖合陸才

穎萬參仟肆佰伍拾貳束貳把肆分伍毛捌り

天德二年勘出穀穎貳萬捌仟貳佰肆拾伍束肆把肆分
穀貳仟伍佰貳斛參斗柒升肆合

219 穎參仟貳佰貳拾壹束柒把

218 從四位下大江朝臣朝望同年位祿穀參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

217 □□位下懷古同年位祿料穀參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

216 從五位下內藏朝臣玄茂同年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

215 從五位下藤原清正同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

214 「一」行欠落

213 從五位下水宿祢方盛當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

212 從五位下在原朝臣忠國同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

211 從五位下藤原朝臣除茂元同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

210 □□位下十宿祢有宗當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

209 從五位下橘朝臣家子天慶十年位祿料穀佰柒斛參斗陸升伍夕

208 從五位下伊勢朝臣內子同年料佰柒斛參斗陸升伍夕

207 外從五位下池田舍人安子同年位祿料穀陸拾貳斛伍斗參升

206 外從五位下久知宿祢遠平同年位祿料稻仟佰捌拾陸束貳把

205 守從五位下多治真人文正同年位祿料稻貳仟參拾伍束伍把

204 天德□年「」食料貳萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖リ

203 穀仟柒佰拾柒束玖把貳分捌毛

202 穎萬貳仟參佰捌拾伍束肆把壹分陸毛玖リ

201 言上解文修造神社料稻陸仟拾玖束捌把肆分伍毛

200 守從五位下淺井宿祢守行賑物料稻佰柒拾伍束

199 從五位下水宿祢方盛天曆十一年位祿料稻貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

198 從五位下源朝臣奉時同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

197 □□位下野朝臣公望同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

196 從五位下菅原朝臣魚倫同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

242 從五位下源朝臣同年料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

241 從五位下□□田同年位祿料穀貳佰拾肆

240 從五位下大和時用同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

239 從五位下藤原朝臣勳子同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

238 □□權介從五位下家原朝臣保實叙從五位下天曆五年位祿料仟貳佰

237 守外從五位下淺井宿祢守行天慶十年位祿稻仟佰捌拾柒束貳把

236 介外從五位下小智宿祢延年位祿料稻仟捌拾柒□□伍分

235 造熊野天神宮料稻貳仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖リ言上支度料

234 天曆九年勘出

233 率數過分諸封租穀貳佰肆拾玖斛參合柒夕貳才

232 同三年□□穀穎萬陸仟陸佰肆束柒把

231 穀仟伍佰貳斛柒斗壹升

230 穎仟柒佰拾參束陸把

229 天慶八年勘出穀穎佰拾捌萬陸仟柒佰捌拾貳束伍把貳分參毛伍リ

228 穀貳萬陸仟貳佰伍拾陸斛肆斗伍升壹合陸夕玖才

227 穎玖拾貳萬肆仟貳佰拾捌束陸毛陸リ

226 糯玖拾萬肆仟貳佰捌拾束陸毛

225 延長六□□出穀穎拾陸萬捌仟玖拾貳束柒把參毛肆リ

224 穀萬佰拾斛貳斗參合陸夕捌才

223 穎陸萬陸仟玖佰玖拾束陸把陸分陸毛陸リ

222 別納租穀仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參夕捌才

221 □舉□□萬肆仟佰肆束

220 糯參仟貳佰陸拾陸斛陸斗貳升柒合

243 誤無符充用諸大夫位祿仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參夕
 244 誤無符充用諸兵糧參仟貳佰陸拾陸斗貳升
 245 誤不進納例交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌拾
 陸束陸把陸分陸毛陸厘
 246 天慶五年勘出穀穎貳萬參仟佰八十玖束壹把柒分柒毛
 別納租穀仟佰參拾斛貳斗伍升壹合
 247 正稅萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛
 誤無符注充用諸大夫位祿仟佰參拾斛貳斗伍升壹合
 248 誤無符注充用諸大夫位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 249 「」方古王當年位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 250 從五位下依智秦宿祿有茂天慶二年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
 壹合
 251 從五位下平朝臣齊章志茂平奇位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 252 外從五位下神主春廣當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
 253 外從五位下鴨縣主是則當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
 254 從五位下有忠王去年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 255 誤不進納官交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌
 拾柒束陸把陸分陸毛
 256 天慶四年□□穎玖萬貳仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛
 拾柒束陸把陸分陸毛
 257 別納租穀仟貳佰拾玖斛玖斗參升貳合
 258 不舉正稅伍萬肆仟佰肆束
 259 未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把陸分捌毛參升
 260 例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘
 261 誤注不舉定率內正稅伍萬肆仟佰肆束
 262 □無符充用諸大夫位祿穀仟貳佰拾玖斛玖斗參升貳合
 263 從五位下宮路高風當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 264 從五位下源朝臣公輔去承平二年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 265

266 從五位下藤原朝臣當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 267 從四位下木景行王位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 268 從五位下伴宿祿典職去承平六年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 269 誤無符注當年未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把柒分捌毛參厘
 270 誤不進交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺
 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘
 271 天慶三年勘出穀
 272 穀
 273 穎
 274 誤無符注未納穎萬參仟玖佰拾貳束壹把肆分壹毛貳升
 275 誤注不舉論定穎陸萬束
 276 誤所注天慶元年用殘加注寮勘返無符穀穎玖萬仟參佰玖拾
 參束
 277 穀參仟伍斛玖斗□升陸合
 278 穎陸萬伍仟參佰參拾束參把玖分壹毛
 279 □□□稅交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺
 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘
 280 同二年勘出穀仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
 281 誤無符充用諸大夫位祿仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
 282 從四位下橘朝臣國倒去年位祿參佰□拾□玖□□□□
 283 從四位下源朝臣安幹當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 284 從五位下高向朝臣利主延長三年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 285 從五位下伴宿祿春行當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 286 同元年勘出穎參仟肆佰貳拾柒束壹把
 287 誤過充轉讀般若經奉幣各神料參拾伍束壹把

336 誤加注延長七年檢損田使食料貳拾肆束
 337 誤以不用馬位死馬貳疋 直陸拾束
 338 誤加注四王寺修法料稻貳束
 339 □長六年勘出穀類參拾五萬玖仟參拾玖束參把貳分貳毛
 參り
 340 穀參萬陸仟參佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貳夕參才
 穎拾玖萬伍仟肆拾貳束捌把壹分
 341 正稅萬捌仟束
 342 租穀參仟陸佰陸拾壹斛參斗伍合
 343 地子稻肆仟貳佰拾伍束陸把壹分
 344 公廩貳萬仟肆佰捌拾參束
 345 □雜稻伍萬肆佰參拾束
 346 誤上未納貳萬陸佰參拾貳束肆把貳分參厘
 348 誤所注交易无實不舉正稅公廩稻拾萬束
 349 論定陸萬仟陸佰拾束
 350 公廩柒萬捌仟柒拾束
 351 雜稻萬捌仟佰束
 352 誤注過分不堪佃田貳仟佰柒町陸段參佰拾壹步
 □□□□陸佰拾貳町參拾步
 353 定仟佰肆拾肆町陸段參佰拾捌分應輸租穀貳仟佰陸斛
 參斗肆升貳合
 354 誤不注七分品乘田佰貳拾壹町陸段伍拾貳步地子稻陸佰肆拾陸束貳把
 355 誤割關郡司職田加注口分田陸町
 356 除二分不堪佃田壹町貳段
 357 定肆町捌段地子稻貳佰陸拾捌束
 358

359 延長五□□穀類肆拾萬伍仟捌佰拾壹束參把伍分肆毛柒り
 360 穀捌仟參佰肆拾貳斛捌斗肆合肆夕壹才
 361 穎參拾貳萬貳仟參佰捌拾參束參把陸り
 362 公廩捌萬捌仟參佰玖拾束
 363 雜稻肆萬參仟玖佰貳拾束
 364 □穀參仟陸佰柒拾壹斛參斗伍合肆夕壹才
 365 地子租□仟肆拾參束壹把陸り
 366 □納柒萬參仟佰柒拾束參把
 367 誤不舉公廩雜稻參萬貳仟貳佰玖拾束
 368 公廩捌萬捌仟參佰玖拾束
 369 雜稻肆萬參仟玖佰參拾束
 370 □□田參拾肆町地子稻貳仟貳佰參拾束
 371 誤加注過分不堪佃田陸町陸段參佰拾壹分
 372 除□分損田陸佰拾貳町參拾步租穀貳仟參佰拾柒斛參斗
 373 誤加注過分損田玖佰貳町柒拾伍步租穀貳仟參佰伍拾肆斛貳斗
 374 誤不注七分乘田佰拾壹町柒段佰拾步地子稻柒仟陸佰肆拾陸束
 375 誤割關郡司職田加口分陸町
 □二分不堪佃田壹町貳段
 376 定肆町捌段 地子稻貳佰陸拾捌束
 377 誤无□注未納柒萬參佰柒拾伍束玖把
 378 誤加用買立駒馬陸疋 內稻伍拾束
 379 誤率見奉公廩雜稻不堪佃延喜十八年延長元年四箇年未納
 380 延長四年勘出穎伍仟玖佰貳拾柒束壹把伍分伍毛肆り
 381 正稅拾捌束柒把肆分壹毛肆り
 382

383 □□稻參拾并參伍捌拾束
 384 可收位田參拾肆町 地子貳仟肆佰束
 385 誤過充四年寺修法僧供料稻貳束
 386 誤可收混合正稅關郡司職田地子稻參仟伍貳拾束
 387 誤過充正稅交易絹并路糧陸束肆把壹分肆毛
 388 延長二年勘出穀穎肆萬肆仟陸拾玖束壹把貳分參毛壹丁
 389 □□佰參拾陸斛捌斗壹升貳合柒夕貳才
 390 穎參萬玖仟柒佰束玖把玖分五毛玖丁
 391 正□佰貳拾參束捌把參分參毛
 392 租穀伍斛肆斗陸升伍合柒夕貳才
 393 □廩萬玖仟參佰參拾肆束柒把
 394 酒參斗
 395 地子稻伍仟肆佰陸拾壹束貳厘
 396 □給料柒仟束
 397 誤□口分行權醫師公廩田陸段租穀玖斗
 398 可收位田參拾肆町 地子稻貳佰參拾束
 399 誤割田口分田加注權任国司公廩田陸段租穀貳斛肆斗
 400 誤過充高年賑給穎肆仟束
 401 □過充主水司衣服料肆佰貳拾捌斛肆升柒合
 402 誤□□被使鈴負貳人食料陸束玖把玖分玖厘
 403 誤過驛使已下傳使已上單柒拾貳人料伍拾陸束陸把參毛
 404 誤漏自租帳地子稻伍佰玖拾貳束貳把
 405 誤不加納延長二年檢損田使勘發田地子參仟拾玖束陸把
 406 延長二年勘出穎伍仟玖拾玖束陸把

407 可收田貳拾玖町 地子貳仟捌拾束
 408 □□延長二年檢損田使勘發田地子稻參仟拾陸束陸把
 409 延長□□勘出穀穎仟捌佰肆拾肆束貳把壹分伍毛
 410 穀伍斗
 411 穎仟捌佰參拾伍束貳把柒分
 412 酒壹斛參升肆合
 413 誤漏地子肆拾伍束捌把參分
 414 誤加充国司巡行郡内單伍拾捌合伍拾玖束柒把柒分
 415 「以前附件人所進延久貳年正稅帳依例勘畢但應
 □□□穎爲徵物勘出即付 返却以解
 承曆「貳」年「拾貳」月「參拾」日」 正六位上行權少允惟宗朝臣「親隆」
 從五位下權少允紀朝臣「惟□」
 正四位上行權兼兼頭兼波權丹波朝臣「雅忠」 正六位上行權少允紀朝臣「惟□」
 正四位下行權助兼權中權權權止善朝臣「爲長」 正六位上行權少允神服宿禰「是□」
 正六位上行權少允菅野朝臣「政経」
 正六位上行權少允中原朝臣「盛□」
 從五位上行大外記兼助教清原真人「定俊」 「後欠」

(2) 延久三年帳

(卷9-35紙)

- 200 從五位下藤原清正同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 201 從五位下菅原朝臣行仁同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 202 從五位下水宿祢方盛當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 203 從五位下在原朝臣忠国同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 204 從五位下藤原朝臣除茂元年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 205 從五位下十市宿祢有宗當年位祿貳拾肆斛柒斗肆升壹合
- 206 從五位下橘朝臣家子天慶十年位祿料穀佰柒斛參斗陸升五夕
- 207 從五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛參斗陸升五夕
- 208 外從五位下池田舍人安子同年位祿料穀陸拾貳斛伍斗參升
- 209 外從五位下久知宿祢遠平同年位祿料任佰捌拾陸束貳把
- 210 守從五位下多治真人文正同年位祿料稻貳仟參拾伍束伍把
- 211 天德元年檢田使食料貳萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖リ
- 212 穀仟柒佰拾柒束玖把貳分捌毛
- 213 穎萬貳仟參佰捌拾伍束肆把壹分陸毛玖リ
- 214 言上解文修造神社料稻陸仟玖拾束捌把肆分伍毛
- 215 守從五位下浅井宿祢守行賑物料稻佰柒拾伍束
- 216 從五位下水宿祢方盛天曆十一年位祿料稻貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 217 從五位下源朝臣奉時同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 218 從五位下小野朝臣公望同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 219 從五位下菅原朝臣魚倫同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 220 從五位下源朝臣同年料穀貳佰拾肆斛柒斗壹合

「前欠」

(卷9-34紙)

(卷9-33紙)

- 221 從五位下栗田同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 222 從五位下大和時用同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 223 從五位下藤原朝臣勲子同年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 224 留京權介從五位下家原朝臣保實叙從五位下天曆五年位祿料任貳佰伍束
- 225 守外從五位下浅井宿祢守行天慶十年位祿稻仟捌拾柒束貳把伍分
- 226 介外從五位下小智宿祢延年位祿料稻仟捌拾柒束貳把伍分
- 227 造熊野天神宮料稻貳仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖リ言上支度料
- 228 天曆九年勘出
稻貳萬伍仟束之内
- 229 誤率數過分諸封租穀貳佰肆拾玖斛參合柒夕貳才
- 230 同三年勘出穀穎萬陸仟陸佰肆拾束柒把
- 231 穀仟伍佰貳斛柒斗壹升
- 232 穎仟柒佰拾參束陸把
- 233 天慶八年勘出穀穎佰拾捌萬陸仟柒佰捌拾貳束伍把貳分參毛伍リ
- 234 穀貳萬陸仟貳佰伍拾陸斛肆斗伍升壹合陸夕玖才
- 235 穎玖拾貳萬肆仟貳佰拾捌束陸毛陸厘
- 236 糯玖拾萬肆仟貳佰捌拾束捌分陸毛
- 237 延長六年勘出穀穎拾陸萬捌仟玖拾貳束柒把參毛肆リ
- 238 穀萬佰拾斛貳斗參合陸夕捌才
- 239 穎陸萬陸仟玖佰玖拾束陸把陸分陸毛陸リ
- 240 別納租穀仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參夕捌才
- 241 不舉正稅伍萬肆仟佰肆束
- 242 糯參仟貳佰陸拾陸斛陸斗貳升柒合
- 243 誤無符充用諸大夫位祿仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參夕

265 264 263 262 261 260 259 258 257 256 255 254 253 252 251 250 249 248 247 246 245 244

誤無符充用諸兵糧參仟貳佰陸拾斛陸斗貳升
 誤不進納例交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰捌拾
 陸束陸把陸分陸毛陸リ
 天慶五年勘出穀類貳萬參仟佰捌拾玖束壹把柒分柒毛
 別納租穀仟佰參拾斛貳斗伍升壹合
 正稅萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛
 誤無注充用諸大夫位祿仟佰參拾斛貳斗伍升壹合
 從四位下方古王當年位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 從五位下依智秦宿祿有茂天慶二年位祿貳佰拾肆斛柒斗
 肆升壹合
 「脱落」
 外從五位下神主春廣當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
 外從五位下鴨縣主是則當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
 從五位下有忠王去年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 誤不進納官交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺直萬仟捌佰
 捌拾柒束陸把陸分陸毛
 天慶四年勘出穀類玖萬貳仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛
 別納租穀仟貳佰拾玖斛玖斗參升貳合
 不奉正稅伍萬肆仟佰肆束
 未納額萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把陸分捌毛參リ
 例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘
 誤注不舉定內正稅伍萬肆仟佰肆束
 誤無符充用諸大夫位祿仟貳佰拾玖斛玖斗參升
 貳合
 從五位下宮道高風當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 從五位下源朝臣公輔去承平三年位祿貳佰拾肆斛柒斗

287 286 285 284 283 282 281 280 279 278 277 276 275 274 273 272 271 270 269 268 267 266

同元年勘出額參仟肆佰貳拾柒束壹把
 誤過充轉讀般若經奉幣各神料參拾伍束壹把
 從五位下伴宿祿春行當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 從五位下高向朝臣利主延長三年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 從五位下源朝臣安幹當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 從四位下橘朝臣国倒去年位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 誤無符充用諸大夫位祿仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
 同二年勘出穀仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒リ
 誤未進正稅交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺
 穀參仟伍斛玖斗玖升陸合
 額陸萬伍仟參佰參拾柒束參把玖分壹毛
 誤注不舉論定額陸萬束
 誤所注天慶元年年用殘加注寮勘返無符穀類玖萬仟參佰玖拾
 參束
 天慶二年勘出穀
 穀
 額
 誤無符注未納額萬參仟玖佰拾貳束壹把肆分壹毛貳リ
 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘
 誤不進交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺
 從五位下藤原朝臣當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 從四位下木景行王位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 從五位下伴宿祿典職去承平六年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
 誤無符注當年未納額萬肆仟陸拾肆束貳把柒分捌毛參厘
 肆升壹合

(卷9-30紙)

311 誤漏乘田壹段 地子稻陸束

310 租穀貳仟肆佰參拾陸斛參斗參升壹合

309 誤過損田仟陸佰貳拾肆町貳段捌拾柒分

308 誤過充国司公廨田參町 地子稻玖拾貳束

307 穎貳仟肆佰陸拾參束

306 穀貳仟肆佰肆拾斛伍斗伍升參合伍夕

305 同元年勘出穀穎貳萬陸仟捌佰陸拾柒束伍把捌分肆毛陸リ

304 租穀仟捌佰伍拾捌斛貳斗伍升

303 誤加注符外不堪佃田仟貳佰參拾捌町佰貳拾步

302 誤過充国司公廨田肆段地子稻佰玖拾束肆把陸分

301 誤漏乘田壹町壹段 地子稻肆拾玖束捌把陸毛陸リ

300 同二年勘出穀穎貳萬陸佰玖拾束肆把貳分玖毛陸リ

299 誤過充国司公廨田肆町肆段地子稻佰玖拾玖束肆把陸分柒リ

298 可収品田參拾陸町 地子稻貳仟參佰肆束

297 租穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貳升參夕參才

296 誤加注符外不堪佃田仟佰捌拾肆町參段貳佰步

295 誤漏乘田壹段地子稻陸束

294 穎貳仟伍佰玖束肆把陸分柒毛

293 穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貳升參夕參才

292 同二年勘出穀穎貳萬佰捌拾肆束柒把

291 誤加注酒壹斛肆斗壹升

290 誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰參拾玖斛伍合捌夕 肆才

289 承平七年勘出

288 誤不收品田位田伍拾參町地子稻參仟參佰玖拾貳束

(卷9-29紙)

335 可収位田參拾肆町 地子貳仟柒佰束

334 雜稻萬柒仟陸拾束

333 論定伍萬柒仟玖佰束

332 公廨柒萬仟陸佰拾束

331 論定伍萬陸仟玖佰束

330 誤所注交替无實拾肆萬陸仟伍拾束

329 地子稻貳佰拾束

328 雜稻伍佰貳拾壹束

327 公廨貳萬仟肆佰捌拾參束

326 正稅萬陸仟陸佰肆拾束

325 延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束

324 可収位田參拾陸町 地子稻貳仟柒佰肆拾束

323 租穀貳仟伍佰參拾柒斛伍斗伍升貳合伍才

322 誤加注過分損田仟陸佰玖拾壹町捌段佰貳拾柒步

321 誤立用収養在路飢病百姓料肆佰束

320 誤無符未納穎萬陸仟參佰拾玖把

319 誤過注四王寺修法料稻貳拾束

318 穎貳萬捌仟玖佰陸拾陸束陸柒把玖分玖毛

317 穀貳仟伍佰參拾陸斛伍斗伍升伍合貳夕伍才

316 延長八年勘出穀穎貳萬捌仟捌佰參拾陸束肆把貳分伍毛

315 誤加給驛馬秣壹束

314 誤漏租穀肆斛壹斗貳升柒合陸才

313 可収品田參拾陸町 地子貳仟參佰肆束

312 誤漏采女田壹町 地子陸拾束

336 誤加注延長七年檢損田使食料貳拾肆束
 337 誤以不用馬位死馬貳疋 直陸拾束
 338 誤加注四王寺修法料稻貳束
 339 延長六年勘出穀類參拾五萬玖仟參拾玖束參把貳分貳毛參リ
 340 穀參萬陸仟參佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貳夕參才
 341 穎拾玖萬伍仟肆拾貳束捌把壹分
 342 正稅萬捌仟束
 343 租穀參仟陸佰陸拾壹斛參斗伍合
 344 地子稻肆仟貳佰拾伍束陸把壹分
 345 公廩貳萬仟肆佰捌拾參束
 346 雜稻伍萬肆佰參拾束
 347 誤上未納貳萬陸佰參拾貳束肆把貳分參厘
 348 誤所注交易无實不舉正稅公廩稻拾萬束
 349 論定陸萬仟陸佰拾束
 350 公廩柒萬捌仟柒拾束
 351 雜稻萬捌仟佰束
 352 誤注過分不堪佃田貳仟佰柒町陸段參佰拾壹步
 353 除二分損田陸佰拾貳町參拾步
 354 定仟佰肆拾肆町陸段參佰拾捌分應輸租穀貳仟佰陸斛
 參斗肆升貳合
 355 誤不注七分乘田佰貳拾壹町陸段伍拾貳步地子稻陸佰肆拾陸束貳把
 356 誤割關郡司職田加注口分田陸町
 357 除二分不堪佃田壹町貳段
 358 定肆町捌段地子稻貳佰陸拾捌束
 359 延長五年勘出穀類肆拾萬伍仟捌佰拾壹束參把伍分肆毛柒リ

360 穀捌仟參佰肆拾貳斛捌斗肆合肆夕壹才
 361 穎參拾貳萬貳仟參佰捌拾參束參把陸リ
 362 公廩捌萬捌仟參佰玖拾束
 363 雜稻肆拾萬參仟玖佰貳拾束
 364 租穀參仟陸佰柒拾壹斛參斗伍合肆夕壹才
 365 地子租肆仟肆拾參束壹把陸リ
 366 未納柒萬參仟佰柒拾束參把
 367 誤不舉公廩雜稻參萬貳仟貳佰玖拾束
 368 公廩捌萬捌仟參佰玖拾束
 369 雜稻肆萬參仟玖佰參拾束
 370 可収位田參拾肆町地子稻貳仟貳佰參拾束
 371 誤加注過分不堪佃田陸町陸段參佰拾壹步
 372 除三分損田陸佰拾貳町參拾步租穀貳仟參佰拾柒斛參斗
 373 誤加注過分損田玖佰貳町柒拾伍步租穀貳仟參佰伍拾肆斛
 貳斗
 374 誤不注七分乘田佰拾壹町柒段佰拾步地子稻柒仟陸佰肆拾陸束
 375 誤割關郡司職田加口分陸町
 376 除二分不堪佃田壹町貳段
 377 定肆町捌段地子稻貳佰陸拾捌束
 378 誤无符注未納柒萬參佰柒拾伍束玖把
 379 誤加用買立驛馬陸疋 內稻伍拾束
 380 誤率見奉公廩雜稻不堪佃延喜十八年延長元年四箇年未納
 381 延長四年勘出穎伍仟玖佰貳拾柒束壹把伍分伍毛肆リ
 382 正稅拾捌束柒把肆分壹毛肆リ
 383 地子稻參拾參佰捌拾束

384 可収位田參拾肆町地子貳仟肆佰束
 385 誤過充四年寺修法僧供料稻貳束
 386 誤可収混合正稅闕郡司職田地子稻參仟佰貳拾束
 387 誤過充正稅交易絹并路糧陸束肆把壹分肆毛
 388 延長二年勘出穀類肆萬肆仟陸拾玖束壹把貳分參毛壹丁
 389 穀肆佰參拾陸斛捌斗壹升貳合柒夕貳才
 390 穎參萬玖仟柒佰束玖把玖分五毛玖り
 391 正稅佰貳拾參束捌把參分參毛
 392 租穀伍斛肆斗陸升伍合柒夕貳才
 393 公廩萬玖仟參佰參拾肆束柒把
 394 酒參斗
 395 地子稻伍仟肆佰陸拾壹束貳厘
 396 賑給料柒仟束

(卷9-26紙)

397 誤割口分行權醫師公廩田陸段租穀玖斗
 398 可収位田參拾肆町 地子稻貳佰參拾束
 399 誤割田口分田加注權任国司公廩田壹町陸段租穀貳斛肆斗
 400 誤過充高年賑給類肆仟束
 401 誤過充主水司衣服料肆佰貳拾捌斛肆升柒合
 402 誤加注祓使鈴負貳人食料陸束玖把玖分玖り
 403 誤過驛使已下傳使已上單柒拾貳人料伍拾陸束陸把參毛
 404 誤漏田租帳地子稻伍佰玖拾貳束貳把
 405 誤不加納延長二年檢損田使勘發田地子參仟拾玖束陸把
 406 延長二年勘出穎伍仟玖拾玖束陸把
 407 可収田貳拾玖町 地子貳仟捌拾束

408 誤漏延長二年檢損田使勘發田地子稻參仟拾玖束陸把
 409 延長元年勘出穀類仟捌佰肆拾肆束貳把壹分伍毛
 410 穀伍斗
 411 穎仟捌佰參拾伍束貳把柒分
 412 酒壹斛參升肆合
 413 誤漏地子肆拾伍束捌把參分
 414 誤加充国司巡行郡内單佰伍拾捌合伍拾玖束柒把柒分
 415 「以前附件人所進延久參年正稅帳依例勘畢但應
 填納穀類爲徵物勘出即付 返却以解」

(卷9-25紙)

承曆「貳」年「拾貳」月「參拾」日 正六位上行權少屬息長宿禰「国経」
 從五位下權少允惟宗朝臣「親隆」
 正四位下行頭兼兼頭兼頭兼波禰丹波朝臣「雅忠」 正六位上行權少允紀朝臣
 正五位下行權助兼兼博士權權權正善朝臣「爲長」 正六位上行權少允神服宿禰「是」
 從五位上行大外記兼助助教清原真人「定俊」 正六位上行權少允菅野朝臣「政経」
 正六位上行權少允中原朝臣「盛」
 正五位下行權少屬文屋朝臣「□□」
 正六位上行權少屬小野朝臣「盛」
 正六位上行權少屬飯高朝臣
 正六位上行權少屬紀朝臣「□□」

(三行分程度余白)

(3) 延久四年帳

「前欠」

同四年佰玖斛捌斗捌升陸合

長保元年貳仟陸佰肆拾參斛玖合

穎貳萬玖仟玖佰玖拾陸束柒把壹分捌り

康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合

依太政官康保四年五月十三日符從四位下佐頼王當年位祿穀參佰陸

依太政官康保四年官符廿一日符從四位下正依當年位祿料穀參佰陸拾斛玖

依太政官同四年十一月一日符從五位下橘朝臣實科當年位祿料穀貳佰拾肆柒斗

依太政官康保四年七月廿三符從五位下藤原朝臣佐時當年位祿穀貳佰拾

依太政官康保四年七月十九日符從五位下仲明王當年位祿穀貳佰拾肆柒斗肆

依太政官同年柒月十九日符從五位下源朝臣子兼當年位祿料貳佰拾肆柒斗肆升

依太政官同年八月十五日符從五位下源朝臣連當年位祿料貳佰拾肆柒斗肆

依太政官同年四月二日符從五位下安倍朝臣忠所當年位祿料貳佰拾肆柒斗肆

依太政官同年四年三月符從五位下平朝臣忠明去應和元年位祿料貳佰拾肆柒斗肆

依太政官同年四月廿八日符從五位下平朝臣豐子當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月三日符從五位下藤原田子當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月十三日符從五位下藤原道元當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月十三日符從五位下藤原道元當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月十三日符從五位下藤原道元當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月十三日符從五位下藤原道元當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月十三日符從五位下藤原道元當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

依太政官同年四月十三日符從五位下藤原道元當年位祿料貳佰陸拾柒斛參斗陸

(卷10-49紙)

(卷10-48紙)

同三年勘出穀穎貳萬柒仟玖拾陸束伍把貳分伍毛

穀貳仟陸佰捌拾參斛捌斗陸升貳合伍夕

穎參佰伍拾柒束玖把陸毛陸厘

依太政官康保三年三月廿八日符從五位下小野奉持當年位祿料貳佰拾肆斛

依太政官同年三月廿八日符從五位下藤原顯猷當年位祿料貳佰拾肆斛

依太政官同年五月廿八日符從五位下惟宗公方當年位祿料貳佰拾肆斛

依太政官同年五月廿八日符從五位下在原義行當年位祿料貳佰拾肆斛

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原元轉去天德二年位祿料貳佰拾肆

依太政官同年五月廿九日符從五位下藤原遠里當年位祿料貳佰拾肆柒斗肆升

依太政官同年五月廿八日符從五位下平朝臣忠時當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣清憲當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣隆重當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰拾肆柒斗

(卷10-47紙)

(卷10-47紙)

依太政官同年五月廿八日符從五位下膳利茂位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
依太政官同年五月廿八日符從五位下文室宿祢清平位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
依太政官同年五月廿八日符從五位下膳利茂位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

依太政官同年四月十九日符從五位下藤原有清位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
依太政官同年四月十九日符從五位下藏人有興位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

158 依太政官同年五月廿八日符從五位下述職王當年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

157 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原惟實位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

156 依太政官同年五月廿八日符從五位下內藏朝臣有興當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

155 依太政官同年五月廿八日符從五位下內藏朝臣時合呈至天曆五年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

154 依太政官同年五月廿八日符從五位下平忠明當年位祿穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

153 依太政官同年五月廿八日符從五位下清方王當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

152 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原有述位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

151 依太政官同年五月廿八日符從五位下源滿仲當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

150 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原是重位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

149 依太政官同年五月十一日符從四位下懷古王當年位祿料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

148 依太政官同年五月十一日符從四位下懷古王當年位祿料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

147 依太政官同年五月十一日符從四位下懷古王當年位祿料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

146 依太政官同年五月十一日符從四位下懷古王當年位祿料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

145 依太政官同年五月十一日符從四位下懷古王當年位祿料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

144 依太政官同年四月七日符權醫師出雲清明當年秋冬季祿參佰伍拾壹合

177 依太政官同年五月廿八日符從五位下伴宿祢是子當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

176 依太政官同年五月廿八日符從五位下源傳子當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

175 依太政官同年五月廿八日符從五位下小野朝臣公子當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

174 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

173 依太政官同年五月廿八日符從五位下粟田宿祢明子位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

172 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣信凡位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

171 依太政官同年五月廿八日符從五位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

170 依太政官同年五月廿八日符從四位下橘朝臣用惟祿料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

169 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

168 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

167 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

166 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

165 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

164 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

163 依太政官同年五月廿八日符從四位下清忠王料參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

178 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升 肆升壹合

179 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原清高料貳佰拾肆斛柒斗肆 壹合
升壹合

180 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣公宗位禄貳佰拾肆斛 柒斗肆升壹合

181 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能頼位禄料貳佰拾肆斛柒 斗肆升壹合

182 依太政官同年四月十九日符述職主位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

183 依太政官同年四月十九日符從五位下平朝臣忠明位禄料貳佰拾肆斛 柒斗肆升壹合

184 依太政官同年四月十九日符從五位下文宿祢清平位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升 壹合

185 依太政官同年四月十九日符從五位下船木利用位禄料貳佰拾肆斛柒斗 肆升壹合

186 依太政官同年四月十九日符從五位下平楚子位禄料佰柒斛參斗柒升伍夕

187 依太政官同年四月廿三日符從五位下小野生子位禄料佰柒斛參斗柒升伍合

188 依太政官同年十月廿九日符從五位下橘奉胤位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆 壹合

189 依太政官同年七月八日符從五位下介嶋田公望位禄料貳佰拾肆斛柒斗 肆升壹合

190 依太政官同年三月廿八日符從五位下權守伴師相位禄貳佰拾肆斛柒斗肆 壹合

191 恩詔賑給料穀類萬伍仟參佰伍拾柒束肆分壹毛捌り

192 正税穀佰玖拾斛肆斗柒升玖合陸才

193 穎萬參仟肆佰伍拾貳束貳把肆分伍毛捌り

194 天德二年勘出穀類貳萬捌仟貳佰肆拾伍束肆把肆分

218 從五位下小野朝臣公望同年位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

217 從五位下源朝臣奉時同年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

216 從五位下水宿祢方盛天曆十一年位禄料稻貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

215 守從五位下淺井宿祢守行賑物料稻佰柒拾伍束

214 言上解文修造神社料稻陸仟玖拾束捌把肆分五毛

213 穎萬貳仟參佰捌拾伍束肆把壹分陸毛玖り

212 穀仟柒佰拾柒束玖把貳分捌毛

211 天德元年檢田使食料貳萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛玖り

210 守從五位下多治真人文正同年位禄料貳仟參拾伍束伍把

209 外從五位下久知宿祢遠平同年位禄料稻仟佰捌拾陸束貳把

208 外從五位下池田舍人安子同年位禄料穀陸拾貳斛伍斗參升

207 從五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛參斗陸升伍夕

206 從五位下橘朝臣家子天慶十年位禄料穀佰柒斛參斗陸升伍夕

205 從五位下十市宿祢有宗當年位禄貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

204 從五位下藤原朝臣除茂元年位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

203 從五位下在原朝臣忠国同年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

202 從五位下水宿祢方盛當年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

201 從五位下菅原朝臣行仁同年位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

200 從五位下藤原清正同年位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

199 從五位下菅原朝臣行仁同年位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

198 從四位下懷古同年位禄料穀參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

197 從四位下大江朝臣望同年位禄料穀參佰陸拾斛玖斗陸升捌合

196 穎參仟貳佰貳拾壹束柒把 穀貳仟伍佰貳斛參斗柒升肆合

195 穎參仟貳佰貳拾壹束柒把

- 219 從五位下菅原朝臣魚倫同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 220 從五位下源朝臣同年料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 221 從五位下栗田同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 222 從五位下大和時用同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 223 從五位下藤原朝臣勲子同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 224 留京權介從五位下家原朝臣保實叙位從五位下天曆五年位祿
料仟貳佰伍束
- 225 守外從五位下淺井宿祢守行天慶十年位祿稻仟捌拾柒束貳把伍分
介外從五位下小智宿祢延年位祿料稻仟捌拾柒束貳把伍分
- 227 造熊野天神宮料稻貳仟柒佰拾壹束柒分壹毛玖り言上支度料稻
貳萬伍仟束之内
- 228 天曆九年勘出
- 229 誤率數過分諸封租穀貳佰肆拾玖斛參合柒夕貳才
- 230 同三年勘出穀穎萬陸仟陸佰肆拾柒束把
- 231 穀仟伍佰貳斛柒斗壹升
- 232 穎仟柒佰拾柒陸把
- 233 天慶八年勘出穀穎佰拾捌萬陸仟柒佰捌拾貳束伍把貳分參毛伍り
- 234 穀貳萬陸仟貳佰伍拾陸斛肆斗伍升壹合陸夕玖才
- 235 穎玖拾貳萬肆仟貳佰拾捌束陸毛陸厘
- 236 糯玖拾萬肆仟貳佰捌拾柒束捌分陸毛
- 237 延長六年勘出穀穎拾陸萬捌仟玖拾貳束柒把參毛肆り
- 238 穀萬佰拾斛貳斗參合陸夕捌才
- 239 穎陸萬陸仟玖佰玖拾柒陸把陸分陸毛陸り
- 240 別納租穀仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參夕捌才
- 241 不舉正稅伍萬肆仟佰肆束

- 242 糯參仟貳佰陸拾陸斛陸斗貳升柒合
- 243 誤無符充用諸大夫位祿仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參夕
- 244 誤無符充用諸兵糧參仟貳佰陸拾陸斗貳升
- 245 誤不進納例交易赤絹貳佰參拾柒足肆文肆尺直萬捌佰捌拾束
陸把陸分陸毛陸厘
- 246 天慶五年勘出穀穎貳萬參仟佰捌拾玖束壹把柒分柒毛
- 247 別納租穀仟佰參拾斛貳斗伍升壹合
- 248 正稅萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛
- 249 誤無符充用諸大夫位祿仟佰參拾斛貳斗伍升壹合
- 250 從四位下方古王當年位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
- 251 從五位下依智秦宿祢有茂天慶二年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
壹合
- 252 從五位下平朝臣齊章志茂平奇位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 253 外從五位下神主春廣當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
- 254 外從五位下鴨縣主是則當年位祿陸拾貳斛伍斗參升
- 255 從五位下有忠王去年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 256 誤不進納官交易赤絹貳佰參拾柒足肆文肆尺直萬仟捌佰捌拾
柒束陸把陸分陸毛
- 257 天慶四年勘出穀穎玖萬貳仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛
- 258 別納租穀仟貳佰拾玖斛玖斗參升貳合
- 259 不舉正稅伍萬肆仟佰肆束
- 260 未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把陸分捌毛參り
- 261 例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘
- 262 誤注不舉定舉內正稅伍萬肆仟佰肆束
- 263 誤無符充用諸大夫位祿穀仟貳佰拾玖斛肆斗貳升柒合貳夕

(卷10-40 紙)

- 285 284 283 282 281 280 279 278 277 276 275 274 273 272 271 270 269 268 267 266 265 264
- 同一年勘出穀仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
- 誤無符充用諸大夫位祿仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
- 從四位下橘朝臣国倒去年位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
- 從五位下源朝臣安幹當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 從五位下高向朝臣利主延長三年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 從五位下伴宿祢春行當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 天慶二年勘出穀
- 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘
- 誤未進正稅交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺
- 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘
- 誤所注天慶元年用殘加注寮勘返無符穀穎玖萬仟參佰玖拾參束
- 誤注不舉論定穎陸萬束
- 穎參仟伍斛玖斗玖升陸合
- 穎陸萬伍仟參佰參拾柒束參把玖分壹毛
- 穎
- 穎
- 誤無未納穎萬參仟玖佰拾貳束壹把肆分壹毛貳厘
- 誤無未納穎萬參仟玖佰拾貳束壹把肆分壹毛貳厘
- 誤不進交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺
- 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘
- 從五位下宮道高風當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 從五位下源朝臣公輔去承平三年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 從五位下藤原朝臣當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 從四位下木景行王位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
- 從五位下伴宿祢典職去承平六年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 誤無符注當年未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把柒分捌毛參厘
- 誤不進交易赤絹貳佰參拾柒疋肆丈肆尺

(卷10-17 紙)

- 308 307 306 305 304 303 302 301 300 299 298 297 296 295 294 293 292 291 290 289 288 287 286
- 誤漏乘田壹町壹段 地子稻肆拾玖束捌把陸毛陸厘
- 誤過充国司公廨田肆段 地子稻佰玖拾柒束肆把陸分
- 誤加注符外不堪佃田仟貳佰參拾捌町佰貳拾步
- 租穀仟捌佰伍拾捌斛貳斗伍升
- 同元年勘出穀穎貳萬陸仟捌佰陸拾柒束伍把肆毛陸厘
- 穀貳仟肆佰肆拾肆斗伍升捌合肆分陸厘
- 穎貳仟肆佰陸拾參束
- 誤過充国司公廨田參町 地子稻玖拾貳束
- 同一年勘出穀穎貳萬陸仟玖拾柒束肆把貳分玖毛陸厘
- 可收品田參拾陸町地子稻貳仟參佰肆束
- 租穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貳升參分參厘
- 誤加注符外不堪佃田仟伍拾捌拾肆町參段貳佰步
- 誤漏乘田壹段地子稻陸束
- 穎貳仟伍佰玖束肆把陸分柒毛
- 穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貳升參分參厘
- 同二年勘出穀穎貳萬佰捌拾肆束柒把
- 誤加注酒壹斛肆斗壹升
- 誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰參拾玖斛伍合捌分肆厘
- 承平七年勘出
- 誤不收品田位田伍拾參町地子稻參仟參佰玖拾貳束
- 誤過充轉讀般若經奉幣各神料參拾伍束壹把
- 同元年勘出穎參仟肆佰貳拾柒束壹把

(卷10-16紙)

309 誤過損田仔陸佰貳拾肆町貳段捌拾柒分
 310 租穀貳仟肆佰參拾陸斛參斗參升壹合
 311 誤漏乘田壹段 地子稻陸束
 312 誤漏采女田壹町 地子陸拾束
 313 可收品田參拾陸町 地子貳仟參佰肆束
 314 誤漏租穀肆斛壹斗貳升柒合肆尺陸寸
 315 誤□□驛馬秣壹束
 316 □長□□勘出穀穎貳萬捌仟捌佰參拾陸束肆把貳分伍毛
 317 穀貳仟伍佰參拾陸斛伍斗伍升伍合貳夕伍才
 318 穎貳萬捌仟玖佰陸拾陸束陸把玖分玖毛
 319 誤過注四王寺給陸料稻貳拾束
 320 誤無符未納穎萬陸仟參佰拾玖把
 321 誤立用收養在路飢病百姓料肆佰束
 322 誤□□□損田仔陸佰玖拾壹町捌段佰貳拾柒步
 323 租穀貳仟伍佰參拾柒斛伍斗伍升貳合伍才
 324 可收位田參拾陸町 地子稻貳仟柒佰肆拾束
 325 延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束
 326 正稅萬陸仟陸佰肆拾束
 327 公廩貳萬仟肆佰捌拾參束
 328 雜稻伍佰貳拾壹束
 329 地□稻貳佰拾束
 330 誤所注交替無實拾肆萬陸仟伍拾束
 331 論定伍萬陸仟玖佰束
 332 公廩柒萬仟陸佰拾束

(卷10-15紙)

333 論定伍萬柒仟玖佰束
 334 雜稻萬柒仟陸拾束
 335 可收位田參拾肆町 地子貳仟柒佰束
 336 誤加注延長七年檢損田使食料貳拾肆束
 337 誤以不用馬位死馬貳疋 直陸拾束
 338 誤加注四王寺修法料稻貳束
 339 延長六年勘出穀穎參拾五萬玖仟參拾玖束參把貳分參毛
 340 穀參萬陸仟參佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貳夕參才
 341 穎拾玖萬伍仟肆拾貳束捌把壹分
 342 □稅萬捌仟束
 343 租□參仟陸佰陸拾壹斛參斗伍合
 344 地子稻肆仟貳佰拾伍束陸把壹分
 345 公廩貳萬仟肆佰捌拾參束
 346 雜稻伍萬肆佰參拾束
 347 言上未納貳萬陸佰參拾貳束肆把貳分參厘
 348 誤所注交易無實不舉正稅公廩糧拾萬束
 349 論定陸萬仟陸佰拾束
 350 □廩柒萬捌仟柒拾束
 351 雜稻萬捌仟佰束
 352 誤注過分不堪佃田貳仟佰柒拾陸段參佰拾壹步
 353 除二分損田陸佰拾貳町參拾步
 354 定仟佰肆拾肆町陸段參佰拾捌分應輸租穀貳仟佰陸斛□□
 355 肆升貳合
 356 誤不注七分品乘田佰貳拾壹町陸段伍拾貳步地子稻陸佰肆拾陸束貳把
 誤割闕郡司職田加注口分田陸町

380 379 378 377 376 375 374 373 372 371 370 369 368 367 366 365 364 363 362 361 360 359 358 357

除二分不堪佃田壹町□□

定肆町捌段地子稻貳佰陸拾捌束

延長五年勘出穀類肆拾萬伍仟捌佰拾壹束參把伍分肆毛柒リ

穀捌仟參佰肆拾貳斛捌斗肆合肆夕壹才

額參拾貳萬貳仟參佰捌拾參束參把陸リ

公廨捌萬捌仟參佰玖拾束

雜稻肆萬參仟玖佰貳拾束

租穀參仟陸佰柒拾壹斛參斗伍合肆夕壹才

地子租肆仟肆拾參束壹把陸リ

未納柒萬參仟佰柒拾束參把

誤□舉公廨雜稻參□萬貳仟□□玖拾束

公廨捌萬捌仟參佰玖拾束

雜稻肆萬參仟玖佰參拾束

可收位田參拾肆町地子稻貳仟貳佰參拾束

誤加注過分不堪佃貳佰陸町陸段參佰拾壹步

除分損田陸佰拾貳町參拾步租穀貳仟參佰拾柒斛參斗

誤加注過分損田玖佰貳町柒拾伍步租穀貳仟參佰伍拾肆斛貳斗

誤不注七分乘田佰拾壹町柒段佰拾步地子稻柒仟陸佰肆拾陸束

誤割闕郡司職田加口分陸町

除二分不堪佃田壹町貳段

定肆町捌段地子稻貳佰陸拾捌束

誤无符注未納柒萬參佰柒拾伍束玖把

誤加用買立驛馬陸疋 內稻伍拾束

誤率見奉公廨雜稻不堪佃延喜十八年延長元年四箇年未納

(卷10-14紙)

(卷10-13紙)

404 403 402 401 400 399 398 397 396 395 394 393 392 391 390 389 388 387 386 385 384 383 382 381

延長四年勘出額伍仟玖佰貳拾柒束壹把伍分伍毛肆リ

正稅拾捌束柒把肆分壹毛肆リ

地子稻參拾并參佰捌拾束

可收位田參拾肆町地子貳仟肆佰束

□過充四年寺修法僧供料稻貳束

誤可收混合正稅闕郡司職田地子稻參仟佰貳拾束

誤過充正稅交易絹并路糧陸束肆把壹分肆毛

延長三年勘出穀類肆萬肆仟陸拾玖束壹把貳分參毛壹リ

穀肆佰參拾陸斛捌斗壹升貳合柒夕貳才

額參萬玖仟柒佰束玖把玖分伍□□毛玖リ

正稅佰□拾參束捌把參分參毛

租穀伍斛肆斗陸升伍合柒夕貳才

公廨萬玖仟參佰參拾肆束柒把

酒參斗

地子稻伍仟肆佰陸拾壹束貳厘

賑給料柒仟束

誤割口分行權醫師公廨田陸段租穀玖斗

可收位田參拾肆町 地子稻貳佰參拾束

誤割田口分田加注權任國司公廨田壹町陸段租穀貳斛肆斗

誤過充高年賑給額肆仟束

誤過充主水司衣服料肆佰貳拾捌斛肆升柒合

誤加注祓使鈴負貳人食料陸束玖把玖分玖厘

誤過驛使已下傳使已上單柒拾貳人料伍拾陸束陸把參毛

誤漏自租帳地子稻伍佰玖拾貳束貳把

405 誤不加納延長二年檢損田使勘發田地子參任拾玖束陸把

406 延長二年勘出穎伍仟玖拾玖束陸把

407 可收田貳拾玖町 地子貳仟捌拾束

408 誤漏延長二年檢損田使勘發田地子稻參仟拾玖束陸□

409 延長元年勘出穀穎仟捌佰肆拾肆束貳把壹分伍毛

410 穀伍斗

411 穎仟捌佰參拾伍束貳把柒分

412 酒壹斛參升肆合

413 誤漏地子肆拾伍束捌把參分

414 誤加充国司巡行郡内□□□□捌合伍拾玖束柒把柒分

415 以前附件人所進延久肆年正稅帳依例勘畢但應

填納穀積爲徵物勘出即付
(異筆)

(異筆)返却以解

承曆貳年拾貳月參拾日

正六位上行權少屬息長宿□□□

從五位下權少允惟宗朝臣「親隆」

正六位上行權少允紀朝臣

正六位上行權少允紀朝臣「惟□」

正六位上行權少允菅野朝臣「政経」

正六位上行權少允中原朝臣「盛□」

正五位下行權少屬文屋朝臣□□

正六位上行權少屬小野朝臣「盛□」

正六位上行權少屬飯高朝臣

從五位上行大外記兼助助教清原真人「定俊」

正五位下行權助兼博士播磨權上「善朝臣」為長

「一行欠」

(4) 承保元年帳

(卷9-24紙)

- 1 主税寮解 申正税返却帳事
- 2 出雲国承保元年正税帳書卷
- 3 従去延長元年至于承保元年并佰捌拾柒箇年〈年別返却帳〉
- 4 正六位上行
- 5 右從今年 月 日至于十二月 日経計上日足参分之〇
- 6 合應填納穀額
- 7 穀
- 8 不動
- 9 動用
- 10 穎
- 11 糯
- 12 長保五年勘出穀貳拾柒萬肆仟捌拾参束貳把伍分壹毛
玖り
- 13 穀萬捌仟伍佰柒斛玖斗捌合貳勺壹才
- 14 穎捌萬玖仟肆束壹把陸分玖毛捌厘
- 15 官符用
- 16 太政官長保五年五月廿七日符從四位下源朝臣顯定位祿穀
参佰陸拾斛玖斗陸升
- 17 太政官同年五月廿七日符從五位下良峯朝臣英俊位祿料貳佰
拾肆斛柒斗肆升
- 18 太政官同年五月廿七日符正四位下源朝臣憲定位祿料肆佰参拾壹
斛柒升伍合
- 19 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣永道位祿料貳佰拾肆

(卷9-23紙)

- 20 太政官同年五月廿七日符從五位下伴宿祢連正位祿料貳佰拾肆
斛柒斗肆升
- 21 太政官同年五月廿七日符從五位藤原朝臣弘道位祿料貳佰拾肆
斛柒斗肆升
- 22 太政官同年五月廿七日符從五位下橘朝臣為信位祿料貳佰拾肆斛柒
斗肆升
- 23 依太政官同年五月廿七日符從五位下源朝臣高位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升
- 24 太政官同年五月廿七日符從五位下平朝臣伊高位祿料貳佰拾肆斛
柒斗肆升
- 25 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣實秀位祿料貳佰拾肆
斛柒斗肆升
- 26 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣友子位祿料佰陸拾柒斛
参斗陸升
- 27 太政官同年五月廿七日符從五位下伊勢朝臣有子位祿料佰陸拾柒斛
参斗陸升
- 28 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣清子位祿料佰陸拾柒斛
参斗陸升
- 29 太政官同年五月廿七日符外從五位下吉志宿祢成兼位祿料陸拾
貳斛伍斗参〇
- 30 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣美子位祿料佰陸拾柒斛参
斗陸升
- 31 左弁官同年六月十四日同年四月廿三日兩度宣旨造内裏所用途米
佰斛穎柒佰捌拾束
- 32 藏人所同四年八月十日御帖進上水精佰丸料穎捌佰拾参束
- 33 藏人所同五年三月十三日御帖進上麻布参拾段料穎玖佰参拾
玖束
- 34 太政官同四年四月十九日符造進襲芳舍壹宇料穀穎

- 35 不動穀肆仟貳佰陸拾斛
貳拾參萬捌仟陸佰參拾貳束參〇
柴リ
- 36 別納租穀年年充遺萬陸佰陸拾玖斛捌斗貳
升柒合壹夕
- 37 動用穀貳佰捌拾柒斛壹斗伍升陸合貳夕玖杓
穎捌萬陸仟肆佰柒拾貳束壹把陸分玖毛捌リ
- 38 長保四年勘出穀類肆萬仟柒佰肆拾捌束壹把
別納租穀參仟貳佰玖拾柒斛柒斗捌升
穎萬捌仟柒佰柒拾束參把
- 41 官符用
- 42 太政官長保四年四月十日符從四位下安倍朝臣晴明位祿料穀參佰
陸拾斛玖斗陸升
- 43 太政官同年四月十日符從五位下平朝臣信忠位祿穀貳佰拾肆斛陸斗
肆升
- 44 太政官同年四月十日符從五位下內藏朝臣為政位祿料穀貳佰拾肆
斛柒斗肆升
- 45 太政官同年四月十日符從五位下安倍朝臣吉平位祿料穀貳佰拾肆
斛柒斗肆升
- 46 太政官同年四月十日符從五位下但波朝臣行衡位祿料貳佰〇
肆斛柒斗肆升
- 47 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣有家位祿料穀貳〇
拾肆斛柒斗肆升
- 48 太政官同年四月十日符從五位下美那朝臣直節位祿料穀貳
佰拾肆斛柒斗肆升
- 49 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣循政位祿料穀貳佰拾肆斛
柒斗肆升
- 50 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣保昌位祿料穀貳佰拾
官符用
- 51 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣保昌位祿料穀貳佰拾

- 52 太政官同年四月十日符從五位下荒木田神主利方位祿料穀貳佰拾
肆斛柒斗肆〇
- 53 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣番子位祿料穀貳〇
陸拾柒斛參斗陸升
- 54 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣幸子位祿料穀貳
陸拾柒斛參斗陸升
- 55 太政官同年四月十日符從五位下源朝臣貞子位祿料陸拾柒
斛參斗陸升
- 56 太政官同年四月十日符從五位下紀朝臣保子位祿料穀陸拾柒
斛參斗陸升
- 57 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣嚴子位祿料陸拾
拾柒斛參斗陸升
- 58 太政官同年四月十日符從五位下當麻貞子位祿料穀陸拾
柒斛參斗陸升
- 59 左弁官同三年壬十二月廿九日宣旨交易東三条院御法會料
麻布佰段料稻參仟佰參拾〇
- 60 藏人所同四年十一月廿日御交易進賀茂祭用途料手作布拾段料稻
陸拾拾參束玖把
- 61 太政官同年四月二日符正五位下源朝臣忠規位祿料稻貳仟陸佰參〇
壹束肆把
- 62 藏人所同三年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料佰貳
拾柒束
- 63 左弁官同年四月六日宣旨造調豐受大神寶并御裝束用途
料交易進上麻布貳佰段料稻陸仟貳佰陸拾〇
- 64 長保三年勘出穀類穎貳萬捌仟柒佰陸拾玖束肆把伍毛陸リ
別納租穀貳仟捌佰貳拾壹斛玖斗肆升
- 65 穎伍佰伍拾束伍把伍毛陸リ
- 66 官符用
- 67 官符用

83 不動穀貳仟捌佰

82 穀捌仟貳佰陸拾肆斛陸斗壹合

81 長保二年勘出穀類拾貳萬仟貳佰貳束玖把貳分壹毛捌リ
 肆斛柒斗肆升

80 太政官長保二年四月十二日符從五位下源朝臣幸門子當年位祿料貳佰

79 太政官長保二年四月廿一日符祭礼度勤行大封額伍佰伍拾束
 伍分伍毛柒リ

78 太政官長保「」日符從五位下惟宗朝臣守邦當年位祿
 貳佰拾肆斛柒斗肆升

77 太政官長保二年四月十二日符從五位下藤原朝臣元轉當年位祿料
 貳佰拾肆斛柒斗肆升

76 太政官長保二年五月廿一日符從五位下源朝臣閉當年位祿貳佰拾肆
 斛柒斗肆升

75 太政官同年五月廿一日符從五位下和氣朝臣元倫當年位祿貳
 拾肆斛柒斗肆升

74 太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位祿料貳佰
 拾肆斛柒斗肆升

73 太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣平子位祿料佰陸拾柒斛
 參斗陸升

72 太政官同年五月廿一日符從五位下橘朝臣為章位祿料穀貳
 佰拾肆斛柒斗肆升

71 太政官同年五月廿一日符從五位下源朝臣親平位祿料穀貳佰
 拾肆柒斗肆升

70 太政官同年五月廿一日符從五位下大江朝臣長保二年位祿料貳佰
 肆斛柒斗肆升

69 太政官同年五月廿一日符從四位下秀順位祿料參佰陸拾玖斗
 陸升

68 太政官長保二年七月廿一日符從四位下大江朝臣貞雅位祿料參
 陸拾玖斗陸升

(卷9-20紙)

104 不動穀類貳萬玖仟束前司源朝臣文雅任中參筋料穀貳仟

103 穀陸仟貳佰參拾壹斛伍斗陸合

102 穀陸仟貳佰參拾壹斛伍斗陸合

101 太政官長德四年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穀類玖
 萬參仟參佰拾貳束參把壹分壹毛捌リ

100 左弁官長保二年二月七日宣旨交易進上東三条院御費料麻布貳
 段料稻陸仟貳佰陸拾束

99 左弁官長保二年六月廿一日宣旨進上水精貳佰丸料稻捌佰拾參束
 參把

98 左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上菴參拾枚料稻參佰捌拾參束

97 左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稻佰參束玖把

96 太政官長保二年五月廿三日符從五位下伊勢朝臣有子位祿佰陸拾柒斛參
 斗陸升

95 太政官長保二年五月廿三日符從五位下藤原朝臣弘道貳佰拾肆斛柒斗肆

94 太政官長保二年五月十三日符從五位下源朝臣為文位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升

93 太政官長保二年五月十三日符從五位下平朝臣孝明位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升

92 太政官長保二年五月十三日符從五位下伴宿祢連正當年貳佰拾肆斛柒斗肆升

91 「」一行脱落

90 太政官長保二年五月十三日符從五位下荒木由神主利方位祿貳佰拾肆斛柒斗肆

89 太政官長保二年五月十三日符從四位下安倍朝臣晴明當年位祿料參佰陸拾
 斛玖斗陸升

88 動用稻參萬柒仟伍佰陸束玖把壹分壹毛捌リ

87 不動底數稻仟束

86 額參萬捌仟伍佰伍拾陸束玖把壹分壹毛捌リ

85 動用參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合

84 別納租穀貳仟參拾參斛玖升伍合

(卷9-19紙)

122 依太政官同年四月廿八日符從五位下平朝臣壹子當年位祿料百陸拾柒
斛參斗陸升

121 依太政官同年四月三日符從五位下安倍朝臣忠所當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升

120 依太政官同年四月三日符從五位下安倍朝臣忠所當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升

119 依太政官同年八月十五日符從五位下源朝臣連喜當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升

118 依太政官同年七月十九日符從五位下源朝臣子兼當年位祿料貳佰拾肆斛
柒斗肆升

117 依太政官康保四年七月十九日符從五位下仲明王當年位祿料貳佰拾肆斛柒
斗肆升

116 依太政官康保四年七月廿三日符從五位下藤原朝臣佐時當年位祿料貳佰拾肆
斛柒斗肆升

115 依政官同四年十一月一日符從五位下橘朝臣實料當年位祿料貳佰拾肆
柒斗肆升

114 依太政官康保四年官符廿一日符從四位下正依當年位祿料穀參佰陸拾斛
玖斗陸升

113 依太政官康保四年五月十三日符從四位下左賴王當年位祿料穀參佰
陸拾斛玖斗陸升

112 康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合

111 穎貳萬玖仟玖拾陸柒束把壹分捌り

110 長保元年貳仟陸佰肆拾參斛玖合

109 同四年佰玖斛捌斗捌升陸合

108 同三年肆拾斛伍斗捌升參合貳合

107 長德二年陸佰參拾捌斛貳升柒合捌分

106 穀參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合

105 動用穎穀陸萬肆仟參佰拾貳束把壹分壹毛捌り
斛肆仟

140 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣恒利當年位祿料貳佰
肆升壹合

139 依太政官同年五月廿八日符從五位下源朝臣隆重當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

138 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原朝臣清高當年位祿料貳佰拾
斛柒斗肆升壹合

137 依太政官同年五月廿八日符從五位下平朝臣忠時當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

136 依太政官同年五月廿九日符從五位下藤原遠里當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
壹合

135 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原元轉云天德二年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
壹合

134 依太政官同年五月廿八日符從五位下在原義行當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
合

133 依太政官同年五月廿八日符從五位下惟宗公方當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
柒斗肆升壹合

132 依太政官同年三月廿八日符從五位下藤原顯猷當年位祿料貳佰拾肆斛
拾肆斛柒斗肆升壹合

131 依太政官康保三年三月廿八日符從五位下小野奉持當年位祿料貳佰
拾肆斛柒斗肆升壹合

130 穎參佰伍拾柒束玖把

129 同二年勘出穀穎貳萬柒仟玖拾陸柒束把貳分伍毛

128 穀貳仟陸佰捌拾參斛捌斗陸升貳合伍分

127 安和二年交替見無實穀貳仟貳拾柒斛陸斗伍合玖分

126 應和二年交替無實穀仟陸佰捌拾斛參斗伍升參合肆分

125 依太政官同年四月十三日符國寬忌公明當年位祿料貳佰貳拾伍斛陸斗玖合
陸分

124 依太政官同年四月十三日符天宿祢道元當年位祿料貳佰貳拾伍斛陸斗玖合
斗陸升

123 依太政官同年四月三日符從五位下藤原田子當年位祿料百陸拾柒斛參
斗陸升

155 依太政官同年五月廿八日符從五位下内藏時合去天曆五年位祿貳佰拾肆
斗肆升壹合

154 依太政官同年五月廿八日符從五位下平朝臣忠明當年位祿貳佰拾肆
斛柒斗肆升壹合

153 依太政官同年五月廿八日符從五位下清方王當年位祿貳佰拾
柒斗肆升壹合

152 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原有述位祿貳佰拾肆
斗肆升壹合

151 依太政官同年「一」符從五位源滿仲當年位祿貳佰拾肆
柒斗肆升壹合

150 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原是重位祿貳佰拾
柒斗肆升壹合

149 依太政官同年五月十一日符從四位下正清王當年位祿參佰陸拾
斗陸升捌合

148 依太政官同年五月十一日符從四位下懷古王當年位祿參佰陸拾
斗陸升捌合

147 穎貳仟貳佰捌拾玖束伍把

146 穀參仟捌佰參拾伍斛陸斗捌升伍夕
柒斗肆升壹合

145 同一年勘出穀穎肆萬陸佰肆拾陸束參把伍毛
合

144 依太政官同年四月七日符權醫師出雲清明當年秋冬季祿參佰伍
柒束玖把

143 依太政官同年四月五日符從五位下藤原朝臣楚姬子位祿料佰柒
參斗柒升伍夕

142 依太政官同年六月十六日符國寬伊美吉位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
壹合

141 依太政官同年五月十六日符從五位下橘時春當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

(卷9-16 紙)

171 依太政官應和四年四月廿一日符從四位下橘朝臣用惟祿料參佰陸
斛玖斗陸升

170 穎萬參仟肆佰伍拾貳束貳把肆分伍毛捌リ

169 穀肆仟伍佰陸拾參斛壹升貳合陸拾才

168 同元年勘出穀穎伍萬玖仟捌拾貳束參把陸分陸毛肆リ
肆束

167 依太政官同年五月廿八日符權醫師出雲清明位祿正稅貳佰伍
伍把

166 依太政官同年五月廿八日符權守伴宿祢師相位祿正稅貳仟參拾伍
升伍夕

165 依太政官同年五月廿八日符從五位下粟田明子位祿料佰柒斛參斗
斗柒升伍夕

164 依太政官同年五月廿八日符從五位下若湯坐若子位祿料佰柒斛
柒升伍夕

163 依太政官同年五月廿八日符從五位下小野公子當年位祿料佰柒斛參
斗肆合升壹

162 依太政官同年五月廿八日符從五位下源傳子當年位祿料貳佰拾肆
柒斗肆升壹

161 依太政官同年五月廿八日符從五位下伴宿祢是子當年位祿料貳佰拾肆
合

160 依太政官同年五月廿八日符從五位下膳利茂位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
升壹合

159 依太政官同年五月廿八日符從五位下文室清平位祿料貳佰拾肆斛柒斗
柒斗肆升壹

158 依太政官同年五月廿八日符從五位下述職王當年位祿料穀貳佰拾肆
斗肆升壹合

157 依太政官同年五月廿八日符從五位下藤原惟實位祿料貳佰拾肆斛柒
斗肆升壹合

156 依太政官同年五月廿八日符從五位下内藏有興當年位祿貳佰拾肆斛柒斗
肆升壹合

- 189 依太政官同年七月八日符從五位下介嶋田公望位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 188 依太政官同年七月廿九日符從五位下橘奉胤位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
- 187 依太政官同年四月廿三日符從五位下小野生子位祿料佰柒斛參斗柒升伍
- 186 依太政官同年四月十九日符從五位下平楚子位祿料佰柒斛參斗柒升伍
- 185 依太政官同年四月十九日符從五位下船木利用位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 184 依太政官同年四月十九日符從五位下文宿稱清平位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 183 依太政官同年四月十九日符從五位下平朝臣忠明位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
- 182 依太政官同年四月十九日符從五位下尾張能賴位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 181 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣公宗位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 180 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原清高料貳佰拾肆斛柒斗肆
- 179 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣位祿料貳佰拾肆
- 178 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原有清位祿料貳佰拾肆斛
- 177 依太政官同年四月十九日符從五位下藏人有興位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 176 依太政官同年四月十九日符從五位下伴有時貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 175 依太政官同年四月十九日符從五位下藤原朝臣正信位祿料貳佰拾肆斛
- 174 依太政官同年四月九日符從五位下藤原朝臣信凡位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
- 173 依太政官同年四月十九日符從四位下清忠王料參佰陸拾玖斗陸升捌
- 172 依太政官同年三月廿六日符從五位下權守伴師相位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹

- 212 穀仟柒佰拾柒束玖把貳分捌毛
- 211 天德元年檢田使食料貳萬玖仟伍佰陸拾肆束陸把玖分陸毛
- 210 守從五位下多治真人文正同年位祿料稻仟參拾伍束伍把
- 209 外從五位下久知宿稱遠平同年位祿料稻仟佰捌拾陸束貳把
- 208 外從五位下池田舍人安子同年位祿料穀陸拾貳斛伍斗參升
- 207 從五位下伊勢朝臣内子同年料佰柒斛參斗陸升伍夕
- 206 從五位下橘朝臣家子天慶十年位祿料穀佰柒斛參斗陸升伍夕
- 205 從五位下「」稱有宗當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 204 從五位下藤原朝臣除茂元同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 203 從五位下在原朝臣忠国同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 202 從五位下水宿稱方盛當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 201 從五位下菅原朝臣行仁同年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 200 從五位下藤原清正同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 199 從五位下內藏朝臣玄茂同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹
- 198 從四位下懷古同年位祿料穀參佰陸拾玖斗陸升捌合
- 197 從四位下大江朝臣朝望同年位祿料參佰陸拾玖斗陸升捌合
- 196 穎參仟貳佰貳拾壹束柒把
- 195 穀貳仟伍佰貳斛參斗柒升肆合
- 194 天德二年勘出穀穎貳萬捌仟貳佰肆拾伍束肆把肆分
- 193 穎萬參仟肆佰伍拾貳束貳把肆分伍毛捌
- 192 正稅穀「」拾斛肆斗柒升玖合陸才
- 191 恩詔賑給料穀穎萬伍仟參佰伍拾柒束肆分壹毛捌
- 190 依太政官同年三月廿六日符從五位下權守伴師相位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹

213 「参佰捌拾伍束肆」 「陸」

214 言上解文修造神社料稻陸仟拾玖束捌把肆分五毛

215 守從五位下浅井宿祢守行賑物料稻佰柒拾伍束

216 從五位下水宿祢方盛天曆十一年位祿料稻貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

217 從五位下源朝臣奉時同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

218 從五位下小野朝臣公望同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

219 從五位下菅原朝臣魚倫同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

220 從五位下源朝臣同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

221 從五位下栗田同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

222 從五位下大和時用同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

223 從五位下藤原朝臣勳子同年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

224 留京權介從五位下家原朝臣保實叙從五位下天曆五年位祿料貳佰伍束

225 守外從五位下浅井宿祢守行天曆十年祿稻仟佰捌拾柒束

226 介外從五位下小智宿祢延年位祿料稻仟捌拾柒束貳把伍分

227 造熊野天神宮料稻貳仟柒佰拾壹束分壹毛玖リ言上

228 天曆九年勘出 度料稻貳萬伍仟束之内

229 誤率數過分諸封租穀貳佰肆拾玖斛參合柒分貳才

230 同三年勘出穀類萬陸仟陸佰肆束柒把

231 穀仟伍佰貳斛柒斗壹升

232 穎仟柒佰拾參束陸把

233 天慶八年勘出穀類佰拾捌萬陸仟柒佰捌拾貳束伍把

参毛伍リ

234 穀貳萬陸仟貳佰伍拾陸斛肆斗伍升壹合陸分玖才

235 穎玖拾貳萬肆仟貳佰拾捌束陸毛陸厘

236 繡玖拾萬〇仟貳佰捌拾束捌分陸毛

237 延長六年勘出穀類拾陸萬捌仟玖拾貳束柒把參毛肆リ

238 穀萬佰拾斛貳斗參合陸分捌才

239 穎陸萬陸仟玖拾玖束陸把陸分陸毛陸リ

240 別納租穀仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參〇〇才

241 不舉正稅伍萬肆仟佰肆束

242 繡參仟貳佰陸拾陸斛陸斗貳升柒合

243 誤無符〇用諸大夫位祿仟柒佰玖拾壹斛肆斗柒升捌合參分

244 誤無符充用諸兵糧參仟貳佰陸拾陸斗貳升

245 誤不進納例交易赤絹貳佰參拾柒肆肆文肆尺直萬仟捌佰

246 天慶五年勘出穀類貳萬參仟百捌拾玖束一把柒分柒毛

247 別納租穀仟佰參拾斛貳斗伍升壹合

248 正稅萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸分柒毛

249 誤無符注充用諸大夫位祿仟佰參拾斛貳斗伍升壹合

250 從四位下方古王當年位祿參佰陸拾玖斗陸升捌合

251 從五位下依智秦宿祢有茂天慶二年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

252 從五位下平朝臣齊章志茂平奇位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

253 從五位下神主春廣當年位祿陸拾貳斗參升

254 外從五位下鴨縣主是則當年位祿陸拾伍斗參升

255 從五位下有忠王去年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合

276 275 274 273 272 271 270 269 268 267 266 265 264 263 262 261 260 259 258 257 256

天慶二年勘出穀
 穀
 類
 誤無符注未納穎萬參仟玖佰拾貳束壹把肆分壹毛貳リ
 誤注不舉論定穎陸萬束
 誤所注天慶元年用殘加注寮勘返無符穀穎玖萬仟參

誤不進納官交易赤絹貳佰參拾柒足肆文肆尺直萬仟捌佰
 捌拾柒束陸把陸分陸毛
 天慶四年勘出穀穎玖萬貳仟捌佰伍拾伍束壹把玖分伍毛
 別納租穀仟貳佰拾玖斛肆斗貳升陸合貳夕
 不「」萬肆仟佰肆束
 未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把陸分捌毛參〇
 例交易赤絹直萬仟捌佰捌拾柒束陸把陸毛柒厘
 誤注不舉定舉內正稅伍萬肆仟佰肆束
 誤無符充用諸大夫位祿穀仟貳佰拾玖斛玖斗參升貳合
 從五位下宮道高風當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 從五位下源朝臣公輔去承平三年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
 壹合
 從五位下藤原朝臣當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
 「」
 從四位下木景行王位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 從五位下伴宿祢典職去承平六年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆
 壹合
 誤無符注當年未納穎萬肆仟陸佰陸拾肆束貳把柒〇
 捌毛參厘
 誤不進交易赤絹貳佰參拾柒足肆文肆尺
 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒厘

297 296 295 294 293 292 291 290 289 288 287 286 285 284 283 282 281 280 279 278 277

同二年勘出穀穎貳萬佰捌拾肆束柒把
 穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貳升參夕參才
 穎貳仟伍佰玖束肆把陸分柒毛
 誤漏乘田壹段地子稻陸束
 誤加注符外不堪佃田仟佰捌拾肆町參段貳佰步
 租穀仟柒佰陸拾柒斛伍斗貳升參夕參才

承平七年勘〇
 誤漏納官料加充料加充封戸家租穀陸佰參拾「」
 捌夕肆才
 誤加注酒壹斛肆斗壹升
 同元年勘出穎參仟肆佰貳拾柒束壹把
 誤過充轉讀般若經奉幣各神料參拾伍束壹把
 誤不收品田位伍拾參町地子稻參仟參佰玖拾貳束
 從五位下伴宿祢春行當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升壹合
 壹合
 從四位下橋朝臣國倒去年位祿參佰陸拾斛玖斗陸升捌合
 〇四位下源朝臣安幹當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升壹〇
 從五位下高向朝臣利主延長三年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆
 「」
 誤無符充用諸大夫位祿仟伍斛伍斗玖升貳合肆合
 同二年勘出穀仟伍斛伍斗玖升貳合肆才
 直萬仟捌佰捌拾陸束陸把陸毛柒リ
 誤未進正稅交易赤絹貳佰參拾柒足肆文肆尺
 穎陸萬伍仟參佰參拾柒束參把玖分壹毛
 穀參仟伍斛玖斗玖升陸合
 百玖拾參束

(卷9-8紙)

298 可收品田參拾陸町 地子稻貳仟參佰肆束
 299 誤過充国司公廨田肆町肆段地子稻佰玖拾玖束肆把陸分柒リ
 300 同一年勘出穀穎貳萬陸佰玖拾束肆把貳分玖毛陸リ
 301 誤漏乘田壹町壹段地子稻肆拾玖束捌把陸毛陸リ
 302 誤過充国司公廨田肆段 地子稻佰玖拾束肆把「」
 303 誤加注符外不堪佃田仟貳佰參拾捌町佰貳拾步
 304 租穀仟捌佰伍拾捌斛貳斗伍升
 305 同元年勘出穀穎貳萬陸仟捌佰陸拾柒束伍把肆毛陸リ
 306 穀貳仟肆佰肆拾斛肆斗伍升捌合肆夕陸才
 307 穎貳萬貳仟肆佰陸拾參束
 308 □充国司公廨田參町 地子稻玖拾貳束
 309 誤過損田仟陸佰貳拾肆町貳段捌拾柒分
 310 租穀貳仟肆佰參拾陸斛參斗參升壹合
 311 誤漏乘田壹段 地子稻□□
 312 誤漏采女田壹町 地子陸拾束
 313 可收品田參拾陸町 地子貳仟參佰肆束
 314 誤漏租穀肆斛壹斗貳升柒合肆夕陸才
 315 「」驛馬秣壹束
 316 延長八年勘出穀穎貳萬捌仟捌佰參拾陸束肆把貳分伍毛
 317 穀貳仟伍佰參拾陸斛伍斗伍升伍合貳夕伍才
 318 穎貳萬捌仟玖佰陸拾陸束陸把玖分玖毛
 319 誤過注四王寺修法料稻貳拾束
 320 誤無符未納穎萬陸仟參佰拾玖把
 321 誤立用収養在路飢病百姓料肆佰束

(卷9-7紙)

322 「」過分損田仟陸佰玖拾壹町捌段佰貳拾柒步
 323 租穀貳仟伍佰參拾柒斛伍斗伍升貳合伍才
 324 可收位田參拾陸町 地子稻貳仟柒佰肆拾束
 325 延長七年勘出穎肆萬陸仟肆佰陸拾束
 326 正稅萬陸仟陸佰「」
 327 公廨貳萬仟肆佰捌拾參束
 328 雜稻伍佰貳拾壹束
 329 地子稻「」束
 330 誤所注交替无實拾肆萬陸仟伍拾束
 331 論定伍萬陸仟玖佰束
 332 公廨柒萬仟陸佰拾束
 333 論定伍萬柒仟玖佰束
 334 雜稻萬柒仟陸拾束
 335 可收位田參拾肆町 地子貳仟柒佰束
 336 誤加注延長七年檢損田使食料貳拾肆束
 337 誤以不用馬位死馬貳疋 直陸拾束
 338 誤加注四王寺修法料稻貳束
 339 延長六年勘出穀穎參拾伍萬玖仟參拾玖束參把貳分貳毛參□
 340 穀參萬陸仟貳佰玖拾玖斛陸斗伍升壹合貳夕參才
 341 穎拾玖萬伍仟肆拾貳束捌把壹□
 342 正稅萬捌仟束
 343 租穀參□陸佰陸拾壹斛參斗伍合
 344 □子稻肆仟貳佰拾伍束陸把壹分
 345 公廨貳萬仟肆佰捌拾參束

353	除貳分損田陸佰拾貳町參拾步
352	誤注過分不堪佃田貳仟佰柒町陸段參佰拾壹步
351	雜稻萬捌仟佰束
350	公廨柒萬捌仟柒拾束
349	論定陸萬仟陸佰拾束
348	誤所注交易无實不舉正稅公廨稻「」
347	誤上未納貳萬陸佰參拾貳束肆把貳分參厘
346	雜稻伍萬肆佰參拾束

「後欠」

(5) 某年帳

「前欠」

官符用

(卷10-11紙)

- 15 太政官長保五年五月廿七日符□□□□源朝臣顯定位禄穀參佰陸拾斛玖斗陸升
- 16 太政官同年五月廿七日符從五位下良峯朝臣英俊位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 17 太政官同□□□□日符正四位下源朝臣憲定位禄料肆佰參拾壹斛柒斗伍合
- 18 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣永道位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 19 太政官同年五月廿七日符從五位下伴宿祢連正位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 20 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣弘道位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 21 太政官同年五月廿七日符從五位下橋朝臣為信位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 22 太政官同年五月廿七日符從五位下源朝臣高位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 23 太政官同年五月廿七日符從五位下平朝臣伊高位禄貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 24 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣實秀位禄貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 25 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣友子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 26 太政官同年五月廿七日符從五位下伊勢朝臣有子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 27 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣清子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 28 太政官同年五月廿七日符從五位下吉志宿祢成兼位禄料陸拾貳斛伍斗參升
- 29 太政官同年五月廿七日符從五位下藤原朝臣美子位禄料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 30 左近官同年六月十四日同年四月廿二日兩度皇皇宮內裏所用遠來伯料類柒佰捌拾
- 31 藏人所同四年八月十日御帖進上水精佰丸料類捌佰拾參束
- 32 藏人所同五年三月十三日御帖進上麻布參拾段料類玖佰參拾玖束
- 33 太政官同四年四月十九日符造進襲芳舍一字料穀貳拾參萬捌仟陸佰
- 34 參拾貳束柒リ

(卷10-10紙)

- 35 不動穀肆仟貳佰陸拾斛
- 36 別納租穀年年充遺萬陸佰陸拾玖斛捌斗貳升柒合壹夕
- 37 動用穀貳佰捌拾陸斛壹斗伍升陸合貳夕玖才
- 38 穎萬陸仟肆佰柒拾貳束壹把陸分玖毛捌リ
- 39 長保四年勘出穀類肆萬仟柒佰肆拾捌束壹把
- 40 別納租穀參仟貳佰玖拾柒斛柒斗捌升
- 41 穎萬捌仟柒佰柒拾束參把
- 42 官符用
- 43 太政官長保四年四月十日符從四位下安登朝臣晴明位禄料穀參佰陸拾斛玖斗陸升
- 44 太政官同年四月十日符從五位下平朝臣信忠位禄料穀貳佰拾肆斛陸斗肆升
- 45 太政官同年四月十日符從五位下內藏朝臣為政位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 46 太政官同年四月十日符從五位下安倍朝臣吉平位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 47 太政官同年四月十日符從五位下但波朝臣行衡位禄料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 48 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣有家位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 49 太政官同年四月十日符從五位下美那朝臣直節位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 50 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣循政位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 51 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣保昌位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 52 太政官同年四月十日符從五位下荒木田神主利方位禄料穀貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 53 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣番子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升
- 54 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣幸子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升
- 55 太政官「子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升
- 56 太政官同年四月十日符從五位下紀朝臣保子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗□□
- 57 太政官同年四月十日符從五位下藤原朝臣嚴子位禄料佰陸拾柒斛參□□□
- 58 太政官同年四月十日符從五位下當麻貞子位禄料穀佰陸拾柒斛參斗陸升

- 77 太政官長保三年四月十二日符從五位下藤原朝臣元轉當年位祿料貳佰拾肆
- 76 太政官長保三年五月廿一日符從五位下源朝臣閉當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 75 太政官同年五月廿一日符從五位下和氣朝臣元倫當年位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 74 太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣國保當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 73 太政官同年五月廿一日符從五位下紀朝臣平子位祿料佰陸拾柒斛參斗陸升
- 72 太政官同年五月廿一日符從五位下橘朝臣為章位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 71 太政官同年五月廿一日符從五位下源朝臣親平位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 70 太政官同年五月廿一日符從五位下大江朝臣長保 年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 69 太政官同年五月廿一日符從四位下秀順位祿料參佰陸拾柒斛玖斗陸升
- 68 太政官長保三年七月十一日符從四位下大江朝臣貞雅位祿料參佰陸拾柒斛玖斗陸升
- 67 官符用
- 66 額伍佰伍拾柒伍把伍毛陸リ
- 65 別納租穀貳仟捌佰貳拾壹斛玖斗肆升
- 64 長保三年勘出穀額貳萬捌仟柒佰陸拾玖束肆把伍毛陸リ
- 63 左弁官同年四月六日宣旨造調□□□寶并御裝束用途料交易□□
麻布貳佰段料稻陸仟□□陸拾束
- 62 藏人所同年三月十三日御帖交易進賀茂祭修理唐鞍用途料佰貳拾柒束
- 61 太政官同年四月二日符正五位下源朝臣忠規位祿料稻貳仟陸佰參拾壹束
肆把
- 60 藏人所同四年十一月廿日御交易進賀茂祭用途料手作布拾段料稻陸佰拾參
肆把
- 59 左弁官同三年壬十二月廿九日宣旨交易東三条院御法會料麻布佰段料稻參
仟佰參拾束
- 78 太政官長保三年五月廿一日符從五位下惟宗朝臣守邦當年位祿□□□
斛柒斗□□
- 79 太政官長保三年四月廿一日符祭礼度勤行大封額伍佰伍拾柒束伍分伍毛
柒リ
- 80 太政官長保三年四月十二日符從五位下源朝臣幸子當年位祿料貳佰拾
肆斛柒斗肆升
- 81 長保二年勘出穀額拾貳萬仟貳佰貳束玖把貳分壹毛捌リ
- 82 穀捌仟貳佰陸拾肆斛陸斗壹合
- 83 不動穀貳仟捌佰束
- 84 別納租穀貳仟參拾參斛玖升伍合
- 85 動用參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合
- 86 額參萬捌仟伍佰伍拾陸束玖把壹分壹毛捌リ
- 87 不動底數稻仟束
- 88 動用稻參萬柒仟伍佰伍拾陸束玖把壹分捌リ
- 89 太政官長保二年五月十三日符從四位下安倍朝臣晴明當年位祿料參□□□□
□□□□
- 90 太政官長保二年五月十三日符從五位下荒木田神主和方位祿貳佰拾□□□□
□□□□
- 91 太政官長保二年五月十三日符從四位下源朝臣實遠當年位祿肆佰參拾壹斛柒升伍合
- 92 太政官長保二年五月十三日符從五位下伴宿祢連正當年貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 93 太政官長保二年五月十三日符從五位下平朝臣孝明位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 94 太政官長保二年五月十三日符從五位下源朝臣為文位祿貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 95 太政官長保三年五月廿二日符從五位下藤原朝臣弘通貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 96 太政官長保三年五月廿二日符從五位下伊勢朝臣有十位祿佰陸拾柒斛參斗陸升
肆升
- 97 左弁官長保二年七月一日宣旨造伊勢大神宮料綿拾伍屯稻佰參束玖

- 98 左弁官長保二年正月廿一日宣旨交易進上莚參拾枚料稻參佰捌拾參把
- 99 左弁官長保二年六月廿一日宣旨進上水精貳佰丸料稻捌佰拾參束參把
- 100 左弁官長保二年二月七日宣旨交易進上東三条院御賀料麻布□□□□
稻陸仟貳佰陸拾□
- 101 太政官長德四年十二月十八日符造立出雲神殿玉垣料穀類玖萬參仟
參佰拾貳束參把壹分壹毛捌り
- 102 穀陸仟貳□□壹斛伍斗陸合
- 103 穎參萬玖佰玖拾陸束柒把壹分壹毛捌り
- 104 不動穀類貳萬玖仟束前司源朝臣文雅任中參筋料
穀貳仟捌佰斛類仟束
- 105 □用穎穀陸萬肆仟參佰拾貳束參把壹分壹毛捌り
- 106 穀參仟肆佰參拾壹斛伍斗陸合
- 107 長德二年陸佰參拾捌斛貳升柒合捌夕
- 108 同三年肆拾斛伍斗捌升參合貳夕
- 109 同四年佰玖斛捌斗捌升陸合
- 110 長保元年貳仟陸佰肆拾參斛玖合
- 111 穎貳萬玖仟玖拾陸束柒把壹分壹毛捌り
- 112 康保四年勘出所注官符用穀陸仟伍佰拾捌斛伍斗伍升捌合
- 113 依太政官康保四年五月十三日符從四位下佐賴王當年位祿料穀參佰
陸拾斛玖斗陸升
- 114 依太政官康保四年官符廿一日符從四位下正依當年位祿料穀參佰
陸拾斛玖斗陸升
- 115 依太政官同四年十一月一日符從五位下橘朝臣實料當年位祿料穀貳佰拾肆
柒斗肆升
- 116 依太政官康保四年七月廿三日符從五位下藤原朝臣佐時當年位祿料穀貳佰

- 117 依太政官康保四年七月十九日符從五位下仲明王當年位祿料穀貳佰拾肆斛柒斗拾肆斛柒斗肆升
- 118 依太政官同四年七月十九日□符從五位下源朝臣子兼當年位祿料穀貳佰捌肆斛柒斗肆升
- 119 依太政官同四年八月十五日符從五位下源朝臣連當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 120 依太政官同四年四月三日符從五位下安倍朝臣忠所當年位祿料貳佰拾肆斛柒斗肆升
- 121 依太政官同四年三月符平朝臣忠明去應和元年位祿料貳佰拾肆□□□□
- 122 依太政官同四年四月廿八日□符從五位下平朝臣壹子當年位祿料陸拾柒斛參斗陸升
- 123 依太政官同四年四月三日符從五位下藤原田子當年位祿料陸拾柒斛參斗陸升
- 124 依太政官同四年四月十三日符文宿祢道元當年位祿料佰貳拾伍斛陸斗玖合陸夕

「後 欠」